

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
利根川水系砂防事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事
工事地名	群馬県高崎市倉淵町川浦地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 1月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 2月
2) 事務所名	利根川水系砂防事務所 工務課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026030004	1 4) 単価適用年月	2026年 2月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 2月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	砂防・地すべり等工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	341日間 自 令和 8年 4月24日 (当初) 至 令和 9年 3月30日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	群馬県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	前橋・高崎地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	利根川上流	2 2) 処 分 費 等	580,350
		2 3) 公 告 日	令和 8年 1月23日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目： 砂防事業費	2) 目： 砂防事業費	3) 目の細分： 工事費	4) 事業名：
-------------------	----------------	-----------------	---------

設計内訳書

工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事 (当初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
砂防堰堤		式	1		15,555,300				
工場製作工		式	1		15,555,300				
鋼製堰堤製作工		式	1		15,555,300				
製作加工		t	23.1	669,000	15,453,900			単-1号	
ボルト・ナット	トルシア形高力ボルト M22×90	組	120	247	29,640			単-2号	
ボルト・ナット	トルシア形高力ボルト M22×100	組	276	260	71,760			単-3号	
工場純工事費		式	1		15,555,300				
(工場製作原価)		式	1		15,555,300				
砂防堰堤		式	1		117,117,345				
砂防土工		式	1		3,253,748				
掘削工(ICT)		式	1		2,505,374				
掘削(砂防)(ICT)	土砂	m3	980	454.7	445,606			単-4号	

設計内訳書

工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事 (当 初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	砂防堰堤		数量増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
土砂等運搬(砂防)	標準	式	1		1,358,088			内-1号	
積込(ルース)(砂防)	標準	式	1		701,680			内-2号	
盛土工		式	1		185,444				
盛土(流用土)	転圧無	m3	740	250.6	185,444			単-5号	
盛土工(ICT)		式	1		35,070				
路体(築堤)盛土(ICT)		m3	140	250.5	35,070			単-6号	
残土処理工		式	1		527,860				
整地	残土受入れ地での処理	式	1		417,520			内-3号	
整地	敷均し(ルース)	式	1		110,340			内-4号	
鋼製堰堤工		式	1		84,295,404				
作業土工		式	1		2,330,970				
床掘り(掘削(砂防))	土砂	式	1		1,422,200			内-5号	

設計内訳書

工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事 (当初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	砂防堰堤		数量増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額				
床掘り(掘削(砂防))	軟岩	式	1		147,150			内-6号	
埋戻し	転圧有	式	1		314,880			内-7号	
埋戻し	転圧無	式	1		375,900			内-8号	
基礎面整形		m2	140	506	70,840			単-7号	
置換工		式	1		4,666,258				
砂防ソレメント(攪拌混合)		m3	794	3,928	3,118,832			単-8号	
砂防ソレメント(混合材料運搬・投入)		m3	794	530.9	421,534			単-9号	
砂防ソレメント(敷均し・締固め)	4.5m以上	m3	794	1,418	1,125,892			単-10号	
鋼製堰堤本体工		式	1		71,723,396				
鋼製スリット組立・据付		t	23.1	52,980	1,223,838			単-11号	
コンクリート D種	21-5-40(高炉B)	m3	297	30,320	9,005,040			単-12号	
堤冠コンクリート A種	27-5-40(高炉B)	m3	34	36,470	1,239,980			単-13号	

設計内訳書

工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事 (当初)					事業区分	砂防・地すべり対策			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	砂防堰堤	数量増減	金額増減	摘要
コンクリート	24-8-25(高炉B)	m3	1,038	33,980	35,271,240					単-14号
鉄筋	SD345 D13	t	6.61	179,600	1,187,156					単-15号
鉄筋	SD345 D16~25	t	13.18	177,600	2,340,768					単-16号
鉄筋	SD345 D29~32	t	10.79	178,600	1,927,094					単-17号
型枠	可視部	m2	430	20,110	8,647,300					単-18号
型枠		式	1		6,476,000					内-9号
足場		式	1		4,404,980					内-10号
間詰工		式	1		5,574,780					
間詰コンクリート	24-8-25(高炉B)	m3	150	34,300	5,145,000					単-19号
型枠		式	1		429,780					内-11号
護床工・根固め工		式	1		8,190,395					
作業土工		式	1		179,865					

設計内訳書

工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事 (当初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	砂防堰堤		数量増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
床掘り(掘削(砂防))	土砂	式	1		41,025			内-12号	
埋戻し	転圧有	式	1		32,580			内-13号	
基礎面整形		m2	210	506	106,260			単-20号	
根固めブロック工		式	1		1,498,050				
根固めブロック据付	0.5 t	個	150	7,888	1,183,200			単-21号	
消波根固めブロック運搬	0.5 t	個	150	2,099	314,850			単-22号	
かご工		式	1		6,512,480				
かご枠	H0.5×B1.0×L2.0	m	248	26,260	6,512,480			単-23号	
仮設工		式	1		21,377,798				
工事用道路工		式	1		4,443,417				
仮道路		式	1		3,613,810			内-14号	
工事用道路補修		式	1		829,607			内-15号	

設計内訳書

工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事 (当初)					事業区分	砂防・地すべり対策			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	砂防堰堤	数量増減	金額増減	摘要
砂防仮締切工		式	1		1,811,132					
土砂締切		式	1		29,781					内-16号
コンクリート締切		式	1		1,781,351					内-17号
水替工		式	1		2,749,240					
ポンプ排水	作業時排水	式	1		784,720					内-18号
ポンプ排水	常時排水	式	1		1,964,520					内-19号
仮水路工		式	1		6,664,040					
コレクターパイプ	フランジ型 D1200	式	1		6,664,040					内-20号
作業ヤード整備工		式	1		4,722,929					
ヤード造成		式	1		1,812,415					内-21号
砂防ソイルセメント混合樹		式	1		321,334					内-22号
セメントサイロ		式	1		2,589,180					内-23号

設計内訳書

工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事 (当 初)					事業区分	砂防・地すべり対策			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	砂防堰堤	数量増減	金額増減	摘要
交通管理工		式	1		987,040					
交通誘導警備員		式	1		987,040					内-24号
直接工事費		式	1		117,117,345					
共通仮設費		式	1		14,904,166					
共通仮設費		式	1		5,928,166					
運搬費		式	1		110,080					
仮設材運搬費		式	1		110,080					内-25号
準備費		式	1		1,330,651					
木根等処分費		式	1		1,330,651					内-26号
安全費		式	1		1,665,873					
落石防護柵		式	1		1,665,873					内-27号
技術管理費		式	1		1,709,562					

設計内訳書

工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事 (当 初)					事業区分	砂防・地すべり対策			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	砂防堰堤	数量増減	金額増減	摘要
地質調査費		式	1		502,000					内-28号
試験施工		式	1		61,562					内-29号
システム初期費(ICT)		式	1		1,146,000					内-30号
現場環境改善費 (率計上)		式	1		1,112,000					
共通仮設費 (率計上)		式	1		8,976,000					
純工事費		式	1		132,021,511					
現場管理費		式	1		34,037,000					
(現場原価)		式	1		166,058,511					
工事原価		式	1		181,613,811					
一般管理費等		式	1		28,706,189					
工事価格		式	1		210,320,000					
消費税相当額		式	1		21,032,000					

設計内訳書

工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事 (当初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	数量増減	金額増減	摘要
工事費計		式	1		231,352,000				

一式当たり内訳書

土砂等運搬(砂防)

第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬 (砂防)	標準 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 0.5km以下	m ³	2,840	478.2	1,358,088			
合 計					1,358,088			

一式当たり内訳書

積込(ルーズ)(砂防)

第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込(ルーズ)(砂防)	標準 土砂	m ³	2,800	250.6	701,680			
合計					701,680			

一式当たり内訳書

整地

第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m ³	3,400	122.8	417,520			
合計					417,520			

一式当たり内訳書

整地

第 4号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	敷均し(ル-ズ) 標準(10,000m ³ 未満) 無し	m ³	900	122.6	110,340			
合 計					110,340			

一式当たり内訳書

床掘り(掘削(砂防))

第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削(砂防)	土砂 3,000m3以上 無し	m 3	5,200	273.5	1,422,200			
合 計					1,422,200			

一式当たり内訳書

床掘り(掘削(砂防))

第 6号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削(砂防)	軟岩 機械走行面より5m以内	m 3	90	1,635	147,150			
合 計					147,150			

一式当たり内訳書

埋戻し
第 7号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m以上4m未満	m 3	160	1,968	314,880			
合 計					314,880			

一式当たり内訳書

埋戻し

第 8号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込（ルーズ）（砂防）	標準 土砂	m ³	1,500	250.6	375,900			
合計					375,900			

一式当たり内訳書

型枠

第 9号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
残存型枠及び残存化粧型枠	残存型枠 無し 標準	m 2	520	12,260	6,375,200			
生コンクリート	24-8-25(高炉) W/C55%以下	m 3	4	21,300	85,200			
生コンクリート割増額	内手川砂防堰堤群	m 3	4	3,900	15,600			
合 計					6,476,000			

一式当たり内訳書

足場

第 10号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
〈越流部〉								
足場工	単管足場 必要 標準	掛m ²	180	4,851	873,180			
足場工	単管傾斜足場 必要 標準	掛m ²	140	4,198	587,720			
〈非越流部〉								
足場設置・撤去 [砂防]		m	35	2,953	103,355			
天端手摺設置・撤去		m	71	1,555	110,405			
足場工	単管傾斜足場 必要 標準	掛m ²	330	4,198	1,385,340			
足場工	手摺先行型枠組足場 必要 標準	掛m ²	260	5,173	1,344,980			
合 計					4,404,980			

一式当たり内訳書

型枠

第 11号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
残存型枠及び残存化粧型枠	残存型枠 無し 標準	m ²	33	12,260	404,580			
生コンクリート	24-8-25(高炉) W/C55%以下	m ³	1	21,300	21,300			
生コンクリート割増額	内手川砂防堰堤群	m ³	1	3,900	3,900			
合 計					429,780			

一式当たり内訳書

床掘り(掘削(砂防))

第 12号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削(砂防)	土砂 3,000m3以上 無し	m ³	150	273.5	41,025			
合計					41,025			

一式当たり内訳書

埋戻し

第 13号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m未満	m 3	10	3,258	32,580			
合 計					32,580			

一式当たり内訳書

仮道路

第 14号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
<設置>								
掘削 (砂防)	土砂 3,000m3以上 無し	m 3	1,100	273.5	300,850			
積込 (ルーズ) (砂防)	標準 土砂	m 3	1,100	250.6	275,660			
土砂等運搬 (砂防)	標準 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 1.0km以下	m 3	1,070	538	575,660			
積込 (ルーズ) (砂防)	標準 土砂	m 3	3,800	250.6	952,280			
基面整正		m 2	1,200	506	607,200			
<撤去>								
積込 (ルーズ) (砂防)	標準 土砂	m 3	3,600	250.6	902,160			
合 計					3,613,810			

一式当たり内訳書

工事用道路補修

第 15号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事用道路補修		m	2,161	383.9	829,607			
合 計					829,607			

一式当たり内訳書

土砂締切

第 16号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
砂防土砂仮締切	締切盛土設置 地山 岩塊・玉石	m ³	30	676.6	20,298			
砂防土砂仮締切	締切盛土撤去 ルース 岩塊・玉石	m ³	30	316.1	9,483			
合 計					29,781			

一式当たり内訳書

コンクリート締切

第 17号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
木製型枠設置・撤去, ケレンはく離剤塗布作業	標準(1.0)	m ²	77	11,310	870,870			
コンクリート打設	無 生コンクリート各種 有 10(m ³ /日)以上30(m ³ /日)未満 一般養生 標準(1.0)	m ³	21	30,470	639,870			
構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 不要	m ³	21	8,487	178,227			
殻運搬	コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込 無し 10.9km以下 全ての費用	m ³	21	1,768	37,128			
処分費 (m ³)		m ³	21	2,350	49,350			
足場設置・撤去 [砂防]		m	2	2,953	5,906			
合 計					1,781,351			

一式当たり内訳書

ポンプ排水

第 18号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ポンプ設置・撤去		箇所	3	92,640	277,920			
ポンプ運転	120以上450(m3/h)未満 10m 作業時排水	日	28	18,100	506,800			
合 計					784,720			

一式当たり内訳書

ポンプ排水

第 19号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ポンプ運転	120以上450(m3/h)未満 10m 常時排水	日	54	36,380	1,964,520			
合 計					1,964,520			

一式当たり内訳書

コルゲートパイプ

第 20号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
コルゲートパイプ	据付・撤去 フランジ型 1200を超え1800以下 全ての費用	m	89	28,690	2,553,410			
コルゲートパイプ	据付・撤去 フランジ型 1200を超え1800以下 全ての費用	m	219	18,770	4,110,630			
移設 再利用								
合 計					6,664,040			

一式当たり内訳書

ヤード造成

第 21号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【プラントヤード】								
整地	敷均し(ルーズ) 標準(10,000m3未満) 無し	m 3	590	122.6	72,334			
【作業ヤード】								
掘削(砂防)	土砂 3,000m3以上 無し	m 3	50	273.5	13,675			
積込(ルーズ)(砂防)	標準 土砂	m 3	1,300	250.6	325,780			
基面整正		m 2	460	506	232,760			
積込(ルーズ)(砂防)	標準 土砂	m 3	1,300	250.6	325,780			
大型土のう工	製作・設置 流用土 5m以下 $-3m \leq H \leq 2m$	袋	85	7,541	640,985			
大型土のう工	設置(再設置含む) 6m以下 $-3m \leq H \leq 2m$	袋	68	1,759	119,612			
大型土のう工	撤去 6m以下 $-3m \leq H \leq 2m$	袋	85	958.7	81,489			
合 計					1,812,415			

一式当たり内訳書

砂防ソイルメント混合柵

第 22号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削(砂防)	土砂 3,000m3以上 無し	m 3	50	273.5	13,675			
基面整正		m 2	40	506	20,240			
混合柵設置・撤去		m 2	93	308.1	28,653			
敷鉄板溶接工		m	30	5,550	166,500			
敷鉄板切断工		m	30	1,071	32,130			
敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 126日 無 有	枚	4	11,940	47,760			
敷鉄板賃料	22×1,524×3,048(mm) 無 126日 無 有	枚	2	6,188	12,376			
合 計					321,334			

一式当たり内訳書

セメントサイロ

第 23号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
セメントサイロ設置・撤去工		基	2	517,800	1,035,600			
セメントサイロ	30t 排出能力20t/h	供用日	126	2,780	350,280			
散水車 [トラック架装型]	5500～6500L	供用日	126	9,550	1,203,300			
合 計					2,589,180			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員

第 24号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員B		人日	62	15,920	987,040			
合 計					987,040			

一式当たり内訳書

仮設材運搬費

第 25号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 37.1km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	16	5,380	86,080			
仮設材等の積込み, 取卸し 費	積込み, 取卸し(往復分)	t	8	3,000	24,000			
合 計					110,080			

一式当たり内訳書

木根等処分費

第 26号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
伐木・伐竹（複合）	伐木(人力施工:中)(10本/100m2以上50本/100m2未満) 有り 機械施工 全ての費用	m 2	1,034	312.1	322,711			
;幹・根 運搬								
運搬（伐木除根）	機械施工 有り 無し 27.0km以下 全ての費用	m 3	100	2,767	276,700			
;枝葉 運搬								
運搬（伐木除根）	機械施工 有り 無し 22.5km以下 全ての費用	m 3	80	2,503	200,240			
処分費	幹	m 3	74	3,000	222,000			
処分費	根	m 3	25	3,000	75,000			
処分費	枝葉	m 3	78	3,000	234,000			
合 計					1,330,651			

一式当たり内訳書

落石防護ネット

第 27号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
落石防止網(繊維網)設置工	ネット(ポリエチレン37.5×37.5)	m ²	790	1,451	1,146,290			
落石防止網(繊維網)撤去工	ネット(ポリエチレン37.5×37.5)	m ²	790	657.7	519,583			
合 計					1,665,873			

一式当たり内訳書

地質調査費

第 28号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
地質調査費（一式入力）	502千円							
平板載荷試験 2回		式	1		502,000			
地盤の平板載荷試験 100kN 以内（2回）								
合 計					502,000			

一式当たり内訳書

試験施工

第 29号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込（ルーズ）（砂防）	標準 土砂	m ³	11	250.6	2,756			
攪拌混合	13.3t/100m ³ を超え14.4t/100m ³ 以下	m ³	11	3,928	43,208			
混合材料敷均し・締固め	4.5m以上	m ³	11	1,418	15,598			
合 計					61,562			

一式当たり内訳書

システム初期費 (ICT)

第 30号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費 (ICT)	バックホ	式	1		598,000			
システム初期費 (ICT)	フルト ^サ	式	1		548,000			
合 計					1,146,000			

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-1号	製作加工		単位	t	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
	工場製作材料費 (t)		t	1	669,000	669,000		
	計					669,000		
	単価					669,000	円/t	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-2号	ボルト・ナット	トルシア形高力ボルト M22×90	単位	組	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
	摩擦接合用高力ボルト	M22×90	組	1	247	247		
	計					247		
	単価					247	円/組	

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-3号	ボルト・ナット	トルシア形高力ボルト M22×100	単位	組	数量	1	単価	260
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
摩擦接合用高力ボルト		M22×100	組	1	260	260		
計						260		
単価						260	円/組	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-4号	掘削(砂防) (ICT)	土砂	単位	m3	数量	1	単価	454.7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削(砂防) (ICT)		土砂 3000m3以上 無し	m3	1	454.7	454.7		
計						454.7		
単価						454.7	円/m3	

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-5号	盛土(流用土)	転圧無	単位	m3	数量	1	単価	250.6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込(ルーズ)(砂防)		標準 土砂	m 3	1	250.6	250.6		
計						250.6		
単価						250.6	円/m3	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-6号	路体(築堤)盛土(ICT)		単位	m3	数量	1	単価	250.5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体(築堤)盛土(ICT)		20,000m3未満 無し	m 3	1	250.5	250.5		
計						250.5		
単価						250.5	円/m3	

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-7号	基礎面整形		単位	m2	数量		1	単価	506
名称		規格		単位	数量	単価	金額	摘要	
基礎面整形				m 2	1	506	506		
計							506		
単価							506	円/m2	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-8号	砂防ソイルメント(攪拌混合)		単位	m3	数量		1	単価	3,928
名称		規格		単位	数量	単価	金額	摘要	
攪拌混合		13.3t/100m3を超え14.4t/100m3以下		m 3	1	3,928	3,928		
計							3,928		
単価							3,928	円/m3	

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-9号	砂防ソイルメント(混合材料運搬・投入)		単位	m3	数量	100	単価	530.9
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土砂等運搬(砂防)	標準 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 0.5km以下	m 3	111	478.2	53,080.2		
	計					53,080.2		
	単価					530.9	円/m3	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-10号	砂防ソイルメント(敷均し・締固め)	4.5m以上	単位	m3	数量	100	単価	1,418
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	混合材料敷均し・締固め	4.5m以上	m 3	100	1,418	141,800		
	計					141,800		
	単価					1,418	円/m3	

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-11号	鋼製スット組立・据付	単位	t	数量	23.1	単価	52,980
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鋼製部材組立・据付け(鋼管フレーム型砂防堰堤)	23.1t 標準(1.0)	t	23.1	20,990	484,869		
本締め工	396本	本	396	227.9	90,248.4		
ボルト材料費=工場製作工で計上;							
現場塗装工(はけ塗り)	各種 各種 12kg/100m2 11kg/100m2 1.519L/100m2 1.392L/100m2	m ²	178	1,330	236,740		
中塗塗料=長油性7カ酸樹脂塗料中塗り 赤系							
上塗塗料=長油性7カ酸樹脂塗料上塗り 赤系							
継手部素地調整(新橋現場・新橋継手部現場塗装)	動力工具処理 無し 無し	m ²	5	4,685	23,425		
継手部下塗り(新橋現場・新橋継手部現場塗装)	鉛・クロムフリーさび止めペイント(3層) 無し 無し	m ²	5	3,122	15,610		
鉄筋工 [市場単価]	SD345 D16~25 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む)	t	0.73	177,600	129,648		
アンカー工	60本 0m3/100本	本	60	2,637	158,220		
アンカーボルト	M24×500	本	60	465	27,900		

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-11号	鋼製スット組立・据付	単位	t	数量	単価	金額	単価	52,980
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
樹脂カプセル	φ22×198 ガラス管	本	60	950	57,000			
計					1,223,660.4			
単価					52,980	円/t		

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-12号	コンクリート D種	21-5-40(高炉B)	単位	m3	数量	297	単価	30,320
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
一般部コンクリート打設	10m3/日以上30m3/日未満 無 生コンクリート各種 有 一般養生 標準(1.0)	m 3	63	30,810	1,941,030			
一般部コンクリート打設	30m3/日以上80m3/日未満 無 生コンクリート各種 有 一般養生 標準(1.0)	m 3	77	29,500	2,271,500			
一般部コンクリート打設	10m3/日未満 無 生コンクリート各種 有 特殊養生 標準(1.0)	m 3	16	31,760	508,160			
一般部コンクリート打設	10m3/日以上30m3/日未満 無 生コンクリート各種 有 特殊養生 標準(1.0)	m 3	65	30,330	1,971,450			
一般部コンクリート打設	80m3/日以上140m3/日未満 無 生コンクリート各種 有 特殊養生 標準(1.0)	m 3	76	28,060	2,132,560			
コンクリート養生(砂防工)		m 3	157	1,143	179,451			
計					9,004,151			
単価					30,320	円/m3		

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-13号	堤冠コンクリート A種	27-5-40(高炉B)	単位	m3	数量	1	単価	36,470
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
堤冠コンクリート打設	富配合30(m3/ﾌﾟｯｸ)未満 無 生コンクリート各種 有 一般養生 標準(1.0)	m 3	1	36,470	36,470			
計					36,470			
単価					36,470	円/m3		

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-14号	コンクリート	24-8-25(高炉B)	単位	m3	数量	1,038	単価	33,980
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
コンクリート	無筋・鉄筋構造物 コンクリートポンプ車打設 各種 10m3以上100m3未満 一般養生 延長無し 全ての費用	m 3	426	28,530	12,153,780			
コンクリート	無筋・鉄筋構造物 コンクリートポンプ車打設 各種 10m3以上100m3未満 特殊養生(練炭、ジェットヒータ) 延長無し	m 3	612	31,150	19,063,800			
生コンクリート割増額	内手川砂防堰堤群	m 3	1,038	3,900	4,048,200			
計					35,265,780			
単価					33,980	円/m3		

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-15号	鉄筋	SD345 D13	単位	t	数量		1	単価	179,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
鉄筋工 [市場単価]		SD345 D13 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	1	179,600	179,600			
計						179,600			
単価						179,600	円/t		

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-16号	鉄筋	SD345 D16~25	単位	t	数量		1	単価	177,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
鉄筋工 [市場単価]		SD345 D16~25 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む)	t	1	177,600	177,600			
計						177,600			
単価						177,600	円/t		

1次単価表

							単価使用年月	2026. 2	
							歩掛使用年月	2026. 2	
							労務調整係数	1.000-00-00-2-0	
単-17号	鉄筋	SD345 D29~32	単位	t	数量		1	単価	178,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
鉄筋工 [市場単価]		SD345 D29~32 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む)	t	1	178,600	178,600			
計						178,600			
単価						178,600	円/t		

							単価使用年月	2026. 2	
							歩掛使用年月	2026. 2	
							労務調整係数	1.000-00-00-2-0	
単-18号	型枠	可視部	単位	m2	数量		1	単価	20,110
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
残存型枠及び残存化粧型枠		残存化粧型枠 無し 標準	m 2	1	20,110	20,110			
計						20,110			
単価						20,110	円/m2		

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-19号	間詰コンクリート	24-8-25(高炉B)	単位	m3	数量	150	単価	34,300
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
コンクリート	無筋・鉄筋構造物 コンクリートポンプ車打設 各種 10m3以上100m3未満 一般養生 60m以下 全ての費用	m 3	76	29,100	2,211,600			
コンクリート	無筋・鉄筋構造物 コンクリートポンプ車打設 各種 10m3以上100m3未満 特殊養生(練炭、ジェットヒータ) 60m以下	m 3	74	31,720	2,347,280			
生コンクリート割増額	内手川砂防堰堤群	m 3	150	3,900	585,000			
計					5,143,880			
単価					34,300	円/m3		

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-20号	基礎面整形	単位	m2	数量	1	単価	506
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基礎面整形		m 2	1	506	506		
計					506		
単価					506	円/m2	

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-21号	根固めブロック据付	0.5 t	単位	個	数量	150	単価	7,888
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
消波根固めブロック積込み	2.5t以下	個	150	1,984	297,600			
消波根固めブロック据付け	2.5t以下 陸上 12m以下 -3m≦H≦3m 1.15個 層積	個	150	3,853	577,950			
吸出し防止材設置		m ²	160	1,922	307,520			
計					1,183,070			
単価					7,888	円/個		

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-22号	消波根固めブロック運搬	0.5 t	単位	個	数量	1	単価	2,099
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
消波根固めブロック運搬	2.5t以下 積み込み・据付け(層積) 15個を超え23個以下 6.5km以下	個	1	2,099	2,099			
計					2,099			
単価					2,099	円/個		

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-23号	かご枠	H0.5×B1.0×L2.0	単位	m	数量	248	単価	26,260
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
かご枠設置工	H0.5×B1.0×L2.0 仮設施工	m	248	6,997	1,735,256			
かご枠	H0.5×B1.0×L2.0	m ²	124	18,200	2,256,800			
上蓋	B1.0×L2.0	m ²	124	6,300	781,200			
側面網	H0.5×B1.0	m ²	248	4,200	1,041,600			
割栗石	150-200mm	m ³	118	4,550	536,900			
吸出し防止材設置		m ²	152	1,053	160,056			
規格=河川護岸用t=10mm;								
計					6,511,812			
単価					26,260	円/m		

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

工場製作材料費（t）		単位	t	数量	1	単価	669,000
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鋼製透過型えん堤	J型スリット	t	1	669,000	669,000		
計					669,000		
単価					669,000	円/t	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼製部材組立・据付け(鋼管フレーム型砂防堰堤)	23.1t 標準(1.0)	t			10	20,990
土木一般世話役		人	1.042	30,702	31,991	
特殊作業員		人	1.042	26,520	27,633	
普通作業員		人	1.042	25,296	26,358	
とび工		人	2.083	28,050	58,428	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	1.042	53,200	55,434	
諸雑費 (率+まるめ) 7%		式	1		10,056	
計					209,900	
単価					20,990	円/t

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
本締め工	396本	単位	本	数量	100	単価 227.9
土木一般世話役		人	0.195	30,702	5,986	
特殊作業員		人	0.585	26,520	15,514	
本締めボルト		本	100	0	0	
諸雑費（率+まるめ） 6%		式	1		1,290	
計					22,790	
単価					227.9	円/本

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

現場塗装工 (はけ塗り)	各種 各種 12kg/100m2 11kg/100m2 1.519L/100m2 1.392L/100m2	単位	m 2	数量	単価	金額	単価	1,330
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
塗装工		人	3.5	28,254	98,889			
合成樹脂調合ペイント	K 5 5 1 6 2種 中塗り用 赤系	k g	12	1,070	12,840			
合成樹脂調合ペイント	K 5 5 1 6 2種 上塗り用 赤系	k g	11	1,680	18,480			
希釈剤	フタル酸樹脂塗料用シンナー	L	1.519	280	425			
希釈剤	フタル酸樹脂塗料用シンナー	L	1.392	280	389			
諸雑費 (率+まるめ) 2%		式	1		1,977			
計					133,000			
単価					1,330	円/m 2		

参考資料（1）

							単価使用年月	2026. 2
							歩掛使用年月	2026. 2
							労務調整係数	1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	単価	
継手部素地調整（新橋現場・新橋継手部現場塗装）	動力工具処理 無し 無し	m ²	100	4,685	468,500		4,685	
橋梁塗装工 新橋素地調整	昼間 動力工具処理 ISO St3 制約無	m ²	100	4,684.38	468,438			
諸雑費（まるめ）		式	1		62			
計					468,500			
単価					4,685		円/m ²	

							単価使用年月	2026. 2
							歩掛使用年月	2026. 2
							労務調整係数	1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	単価	
継手部下塗り（新橋現場・新橋継手部現場塗装）	鉛・クロムフリーさび止めペイント(3層) 無し 無し	m ²	100	3,122	312,200		3,122	
橋梁塗装工 新橋塗装 下塗り	昼間 鉛・クロムフリーさび止(3層) 制約無	m ²	100	3,121.14	312,114			
諸雑費（まるめ）		式	1		86			
計					312,200			
単価					3,122		円/m ²	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工 [市場単価]	SD345 D16~25 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む)	単位	t	数量	1	単価 177,600
鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D16~25	t	1.03	108,000	111,240	
鉄筋工	加工・組立共 一般構造物	t	1	66,300	66,300	
諸雑費 (まるめ)		式	1		60	
計					177,600	
単価					177,600	円/t

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	本	数量	単価	金額	単価	概要
アンカー工	60本 0m3/100本					100		2,637
土木一般世話役		人	2.326		30,702		71,412	
特殊作業員		人	4.651		26,520		123,344	
普通作業員		人	2.326		25,296		58,838	
アンカーボルト		本	100		0		0	
諸雑費（率+まるめ） 4%		式	1				10,106	
計							263,700	
単価							2,637	円/本

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一般部コンクリート打設	10m3/日以上30m3/日未満 無 生コンクリート各種 有 一般養生 標準(1.0)	単位	m 3	数量	100	単価 30,810
土木一般世話役		人	2.8	30,702	85,965	
特殊作業員		人	5.3	26,520	140,556	
普通作業員		人	6.1	25,296	154,305	
生コンクリート	21-5-40(高炉) JIS A 5308	m 3	104	20,500	2,132,000	
生コンクリート割増額	内手川砂防堰堤群	m 3	104	3,900	405,600	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	2.2	53,200	117,040	
諸雑費 (率+まるめ) 12%		式	1		45,534	
計					3,081,000	
単価					30,810	円/m 3

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一般部コンクリート打設	30m3/日以上80m3/日未満 無 生コンクリート各種 有 一般養生 標準(1.0)	単位	m 3	数量	100	単価 29,500
土木一般世話役		人	1.8	30,702	55,263	
特殊作業員		人	4	26,520	106,080	
普通作業員		人	4.8	25,296	121,420	
生コンクリート	21-5-40(高炉) JIS A 5308	m 3	104	20,500	2,132,000	
生コンクリート割増額	内手川砂防堰堤群	m 3	104	3,900	405,600	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	1.6	53,200	85,120	
諸雑費 (率+まるめ) 16%		式	1		44,517	
計					2,950,000	
単価					29,500	円/m 3

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一般部コンクリート打設	10m3/日未満 無 生コンクリート各種 有 特殊養生 標準(1.0)	単位	m 3	数量	100	単価 31,760
土木一般世話役		人	3	30,702	92,106	
特殊作業員		人	7.1	26,520	188,292	
普通作業員		人	7.2	25,296	182,131	
生コンクリート	21-5-40(高炉) JIS A 5308	m 3	104	20,500	2,132,000	
生コンクリート割増額	内手川砂防堰堤群	m 3	104	3,900	405,600	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	2.8	53,200	148,960	
諸雑費 (率+まるめ) 6%		式	1		26,911	
計					3,176,000	
単価					31,760	円/m 3

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	一般部コンクリート打設	10m3/日以上30m3/日未満 無 生コンクリート各種 有 特殊養生 標準(1.0)	単位	m 3	数量	単価	金額	単価	30,330
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要			
土木一般世話役		人	2.6	30,702	79,825				
特殊作業員		人	5	26,520	132,600				
普通作業員		人	5.6	25,296	141,657				
生コンクリート	21-5-40(高炉) JIS A 5308	m 3	104	20,500	2,132,000				
生コンクリート割増額	内手川砂防堰堤群	m 3	104	3,900	405,600				
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	2.2	53,200	117,040				
諸雑費 (率+まるめ) 7%		式	1		24,278				
計					3,033,000				
単価					30,330	円/m 3			

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	一般部コンクリート打設	80m3/日以上140m3/日未満 無 生コンクリート各種 有 特殊養生 標準(1.0)	単位	m 3	数量	100	単価	28,060
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役		人	1.2	30,702	36,842			
特殊作業員		人	2.6	26,520	68,952			
普通作業員		人	3.3	25,296	83,476			
生コンクリート	21-5-40(高炉) JIS A 5308	m 3	104	20,500	2,132,000			
生コンクリート割増額	内手川砂防堰堤群	m 3	104	3,900	405,600			
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	1.1	53,200	58,520			
諸雑費 (率+まるめ) 11%		式	1		20,610			
計					2,806,000			
単価					28,060	円/m 3		

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート養生 (砂防工)		単位	m ³	数量	10	単価 1,143
普通作業員		人	0.4	25,296	10,118	
諸雑費 (率+まるめ) 13%		式	1		1,312	
計					11,430	
単価					1,143	円/m ³

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
堤冠コンクリート打設	富配合30(m3/フロック)未満 無 生コンクリート各種 有 一般養生 標準(1.0)	単位	m 3	数量	10	単価 36,470
土木一般世話役		人	0.4	30,702	12,280	
特殊作業員		人	1.5	26,520	39,780	
普通作業員		人	0.7	25,296	17,707	
生コンクリート	27-5-40(高炉) W/C50%以下	m 3	10.4	22,100	229,840	
生コンクリート割増額	内手川砂防堰堤群	m 3	10.4	3,900	40,560	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	0.24	53,200	12,768	
諸雑費 (率+まるめ) 17%		式	1		11,765	
計					364,700	
単価					36,470	円/m 3

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工 [市場単価]	SD345 D13 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	単位	t	数量	単価	金額	単価	179,600
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要			
鉄筋コンクリート用棒鋼	SD 3 4 5 D 1 3	t	1.03	110,000	113,300				
鉄筋工	加工・組立共 一般構造物	t	1	66,300	66,300				
諸雑費(まるめ)		式	1		0				
計					179,600				
単価					179,600	円/t			

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工 [市場単価]	SD345 D29~32 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む)	単位	t	数量	1	単価 178,600
鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D29~32	t	1.03	109,000	112,270	
鉄筋工	加工・組立共 一般構造物	t	1	66,300	66,300	
諸雑費 (まるめ)		式	1		30	
計					178,600	
単価					178,600	円 / t

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	残存型枠及び残存化粧型枠	残存化粧型枠 無し 標準	単位	m ²	数量	100	単価	20,110
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	2.1	30,702	64,474		
	型わく工		人	5.1	30,192	153,979		
	普通作業員		人	3.5	25,296	88,536		
	溶接工		人	2.7	33,558	90,606		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	1.9	53,200	101,080		
	残存化粧型枠 可視部	組立部材含む	m ²	106	13,600	1,441,600		
	諸雑費 (率+まるめ) 18%		式	1		70,725		
	計					2,011,000		
	単価					20,110	円/m ²	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.6	30,702	49,123	
型わく工		人	5	30,192	150,960	
普通作業員		人	3.2	25,296	80,947	
溶接工		人	2.7	33,558	90,606	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	1.7	53,200	90,440	
残存型枠 不可視部	組立部材含む	m ²	106	6,550	694,300	
諸雑費 (率+まるめ) 19%		式	1		69,624	
計					1,226,000	
単価					12,260	円/m ²

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

足場工	単管足場 必要 標準	単位	掛m ²	数量	100	単価	4,851
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	1.9	30,702	58,333		
とび工		人	8.4	28,050	235,620		
普通作業員		人	1.8	25,296	45,532		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25 t 吊	日	0.8	53,200	42,560		
諸雑費 (率+まるめ) 27%		式	1		103,055		
計					485,100		
単価					4,851	円/掛m ²	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

足場工	単管傾斜足場 必要 標準	単位	掛m ²	数量	100	単価	4,198
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	1.5	30,702	46,053		
とび工		人	6.1	28,050	171,105		
普通作業員		人	2.7	25,296	68,299		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	0.8	53,200	42,560		
諸雑費 (率+まるめ) 28%		式	1		91,783		
計					419,800		
単価					4,198	円/掛m ²	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

足場設置・撤去 [砂防]		単位	m	数量	10	単価	2,953
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	0.1	30,702	3,070		
とび工		人	0.4	28,050	11,220		
普通作業員		人	0.4	25,296	10,118		
諸雑費 (率+まるめ) 21%		式	1		5,122		
計					29,530		
単価					2,953	円/m	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
天端手摺設置・撤去		単位	m	数量	100	単価 1,555
土木一般世話役		人	0.9	30,702	27,631	
とび工		人	3.2	28,050	89,760	
普通作業員		人	1	25,296	25,296	
諸雑費 (率+まるめ) 9%		式	1		12,813	
計					155,500	
単価					1,555	円/m

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

足場工	手摺先行型枠組足場 必要 標準	単位	掛m ²	数量	100	単価	5,173
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	1.6	30,702	49,123		
とび工		人	8.5	28,050	238,425		
普通作業員		人	1.3	25,296	32,884		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25 t 吊	日	1.4	53,200	74,480		
諸雑費 (率+まるめ) 31%		式	1		122,388		
計					517,300		
単価					5,173	円/掛m ²	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
かご枠設置工	H0.5×B1.0×L2.0 ハック材施工	単位	m	数量	10	単価 6,997
土木一般世話役		人	0.31	30,702	9,517	
特殊作業員		人	0.34	26,520	9,016	
普通作業員		人	1.14	25,296	28,837	
ハック材運搬	クローラ型 山積0.45m ³ 平積0.35m ³ 排対2次	時間	2.46	8,419	20,710	
諸雑費 (率+まるめ) 4%		式	1		1,890	
計					69,970	
単価					6,997	円/m

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

工事用道路補修		単位	m	数量	100	単価	383.9
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員		人	0.67	25,296	16,948		
バックホ運転	クロー型 山積0.8m3 平積0.6m3 排対2次	日	0.33	64,950	21,433		
諸雑費 (まるめ)		式	1		9		
計					38,390		
単価					383.9	円/m	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
砂防土砂仮締切	締切盛土設置 地山 岩塊・玉石	m ³	数量	100	676.6	
バックホウ (クローラ型) 運転		日	1.19	56,850	67,651	
諸雑費 (まるめ)		式	1		9	
計					67,660	
単価					676.6	円/m ³

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
砂防土砂仮締切	締切盛土撤去 ルーズ 岩塊・玉石	m ³	数量	100	316.1	
バックホウ (クローラ型) 運転		日	0.556	56,850	31,608	
諸雑費 (まるめ)		式	1		2	
計					31,610	
単価					316.1	円/m ³

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
木製型枠設置・撤去, ケレンはく離 剤塗布作業	標準(1.0)	単位	m ²	数量	100	単価 11,310
土木一般世話役		人	3.9	30,702	119,737	
型わく工		人	14.9	30,192	449,860	
特殊作業員		人	0.85	26,520	22,542	
普通作業員		人	8.5	25,296	215,016	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	2.3	53,200	122,360	
諸雑費 (率+まるめ) 25%		式	1		201,485	
計					1,131,000	
単価					11,310	円/m ²

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	コンクリート打設	無 生コンクリート各種 有 10(m3/日)以上30(m3/日)未満 一般養生 標準(1.0)	単位	m 3	数量	単価	金額	単価	30,470
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要			
土木一般世話役		人	2.8	30,702	85,965				
特殊作業員		人	5.3	26,520	140,556				
普通作業員		人	6.1	25,296	154,305				
生コンクリート	18-8-40(高炉) W/C指定なし	m 3	104	20,100	2,090,400				
生コンクリート割増額	内手川砂防堰堤群	m 3	104	3,900	405,600				
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	2.2	53,200	117,040				
諸雑費 (率+まるめ) 14%		式	1		53,134				
計					3,047,000				
単価					30,470	円/m 3			

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 不要	単位	m 3	数量	1	単価	8,487
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	無筋構造物	昼間 機械施工 制約無	m 3	1	8,487.03	8,487		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					8,487		
	単価					8,487	円/m 3	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（m 3）		単位	m 3	数量	100	単価	2,350
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	処分費	無筋コンクリート	m 3	100	2,350	235,000		
	計					235,000		
	単価					2,350	円/m 3	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

ポンプ設置・撤去		単位	箇所	数量	単価	金額	単価	92,640
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役		人	0.5	30,702	15,351			
特殊作業員		人	0.1	26,520	2,652			
普通作業員		人	2	25,296	50,592			
バックホウ運転		日	0.5	48,090	24,045			
諸雑費（まるめ）		式	1		0			
計					92,640			
単価					92,640	円／箇所		

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

ポンプ運転	120以上450 (m3/h) 未満 10m 作業時排水	単位	日	数量	1	単価	18,100
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員		人	0.14	26,520	3,712		
工事用水中ポンプ運転	120以上450 (m3/h) 未満 10m 作業時排水	日	1	1,457	1,457		
発動発電機運転	120以上450 (m3/h) 未満 10m 作業時排水	日	1	12,070	12,070		
諸雑費（率+まるめ） 5%		式	1		861		
計					18,100		
単価					18,100	円/日	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

ポンプ運転	120以上450 (m3/h) 未満 10m 常時排水	単位	日	数量	1	単価	36,380
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員		人	0.17	26,520	4,508		
工事用水中ポンプ運転	120以上450 (m3/h) 未満 10m 常時排水	日	1	1,335	1,335		
発動発電機運転	120以上450 (m3/h) 未満 10m 常時排水	日	1	29,480	29,480		
諸雑費（率+まるめ） 3%		式	1		1,057		
計					36,380		
単価					36,380	円/日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	大型土のう工	製作・設置 流用土 5m以下 -3m≦H≦2m	単位	袋	数量	10	単価	7,541
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役		人	0.294	30,702	9,026			
特殊作業員		人	0.294	26,520	7,796			
普通作業員		人	0.294	25,296	7,437			
耐候性大型土のう袋材	丸型 φ110×110cm 1年	袋	10	3,770	37,700			
バックホウ運転（クレーン仕様）	製作・設置 5m以下 -3m≦H≦2m	日	0.294	44,960	13,218			
諸雑費（率+まるめ） 1%		式	1		233			
計					75,410			
単価					7,541	円/袋		

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
大型土のう工	設置(再設置含む) 6m以下 -3m≦H≦2m	袋	数量		10	1,759
土木一般世話役		人	0.13	30,702	3,991	
特殊作業員		人	0.13	26,520	3,447	
普通作業員		人	0.13	25,296	3,288	
バックホウ運転(クレーン仕様)	設置(再設置含む) 6m以下 -3m≦H≦2m	日	0.13	52,710	6,852	
諸雑費(率+まるめ) 0.2%		式	1		12	
計					17,590	
単価					1,759	円/袋

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	袋	数量	単価	金額	単価	摘要
大型土のう工	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m					10	958.7	
土木一般世話役		人	0.087	30,702		2,671		
特殊作業員		人	0.087	26,520		2,307		
バックホウ運転 (クレーン仕様)	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	日	0.087	52,770		4,590		
諸雑費 (率+まるめ) 0.4%		式	1			19		
計						9,587		
単価						958.7	円/袋	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	m ²	数量	単価	金額	単価	308.1
特殊作業員		人	0.29	26,520		7,690		
普通作業員		人	0.29	25,296		7,335		
バックホウ運転	山積0.8m ³ クレーン2.9t吊	日	0.29	54,410		15,778		
諸雑費（まるめ）		式	1			7		
計						30,810		
単価						308.1	円/m ²	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

敷鉄板溶接工		単位	m	数量	10	単価	5,550
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
溶接工		人	0.8	33,558	26,846		
普通作業員		人	0.8	25,296	20,236		
電気溶接機運転	デ ^ラ イ ^セ ブル ^ン 駆 ^動 200A	日	0.8	3,090	2,472		
諸雑費 (率+まるめ) 12%		式	1		5,946		
計					55,500		
単価					5,550	円/m	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

敷鉄板切断工		単位	m	数量	100	単価	1,071
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
溶接工		人	0.96	33,558	32,215		
普通作業員		人	0.96	25,296	24,284		
アセチレン	ボンベ	k g	15	2,220	33,300		
酸素	ボンベ	m 3	33	522	17,226		
諸雑費（まるめ）		式	1		75		
計					107,100		
単価					1,071	円/m	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096 (mm) 無 126日 無 有	単位	枚	数量	1	単価
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
敷き鉄板賃料	22×1524×6096mm	枚	1	10,836	10,836		
整備費（敷鉄板）	22×1524×6096mm	枚	1	1,100	1,100		
諸雑費（まるめ）		式	1			4	
計						11,940	
単価						11,940	円/枚

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

敷鉄板賃料	22×1,524×3,048(mm) 無 126日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	6,188
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
敷き鉄板賃料	22×1524×3048mm	枚	1	5,418	5,418		
整備費 (敷鉄板)	22×1524×3048mm	枚	1	770	770		
諸雑費 (まるめ)		式	1		0		
計					6,188		
単価					6,188	円/枚	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

セメントサイロ設置・撤去工		単位	基	数量	1	単価	517,800
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
とび工		人	6	28,050	168,300		
普通作業員		人	9	25,296	227,664		
トラッククレーン運転	油圧伸縮ジブ型16t吊	時間	12	10,150	121,800		
諸雑費（まるめ）		式	1		36		
計					517,800		
単価					517,800	円／基	

参考資料（1）

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	人日	数量	単価	金額	単価
交通誘導警備員 B						1	15,920
						金額	摘要
交通誘導警備員 B		人	1	15,912		15,912	
諸雑費（まるめ）		式	1			8	
計						15,920	
単価						15,920	円／人日

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	数量	単価	金額	単価	摘要
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 37.1km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t				1	5,380
						金額	摘要
基本運賃区分A	製品長12m以内 40kmまで	t	1	5,380		5,380	
諸雑費（まるめ）		式	1			0	
計						5,380	
単価						5,380	円／t

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

仮設材等の積み込み, 取卸し費	積み込み, 取卸し(往復分)	単位	t	数量	1	単価	3,000
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積み込み, 取卸し費 (仮設材等)		t	2	1,500	3,000		
諸雑費 (まるめ)		式	1		0		
計					3,000		
単価					3,000	円/t	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
落石防止網(繊維網)設置工	ネット(ホ° リエチレン37.5×37.5)	m ²			100	1,451
普通作業員		人	5.2	25,296	131,539	
落石防止網	損料率30%	m ²	100	135	13,500	
諸雑費(まるめ)		式	1		61	
計					145,100	
単価					1,451	円/m ²

参考資料（1）

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	落石防止網(繊維網)撤去工	ネット(ポリエステル)37.5×37.5)	m ²			100	657.7
	普通作業員		人	2.6	25,296	65,769	
	諸雑費(まるめ)		式	1		1	
	計					65,770	
	単価					657.7	円/m ²

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	地質調査費(一式入力)	502千円	式			1	502,000
	平板載荷試験 2回						
	地質調査費		式	1		502,000	
	計					502,000	
	単価					502,000	円/式

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

システム初期費（ICT）	バックホウ	単位	式	数量	単価	金額	単価	598,000
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
システム初期費	バックホウ	式	1		598,000			
計					598,000			
単価					598,000		円/式	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

システム初期費（ICT）	ブルドーザ	単位	式	数量	単価	金額	単価	548,000
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
システム初期費	ブルドーザ	式	1		548,000			
計					548,000			
単価					548,000		円/式	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホ運転	クローラ型 山積0.45m3 平積0.35m3 排対2次	単位	時間	数量	1	単価	8,419
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手（特殊）		人	0.17	27,540	4,681			
軽油		L	8.6	130	1,118			
バックホウ（クローラ） [標準]	排ガス型（第2次） 山積0.45m3	時間	1	2,620	2,620			
諸雑費（まるめ）		式	1		0			
計					8,419			
単価					8,419	円/時間		

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホ運転	クローラ型 山積0.8m3 平積0.6m3 排対2次	単位	日	数量	1	単価	64,950
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手（特殊）		人	1	27,540	27,540			
軽油		L	87	130	11,310			
バックホウ（クローラ） [標準]	排ガス型（第2次） 山積0.8m3	供用日	1.5	17,400	26,100			
諸雑費（まるめ）		式	1		0			
計					64,950			
単価					64,950	円/日		

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転	単位	日	数量	1	単価	56,850
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）		人	1	27,540	27,540		
軽油		L	114	130	14,820		
バックホウ（クローラ） [標準]	山積0. 8 m ³ （平積0. 6 m ³ ）	日	1.61	9,000	14,490		
諸雑費（まるめ）		式	1		0		
計					56,850		
単価					56,850	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ運転		単位	日	数量	1	単価	48,090
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手（特殊）		人	1	27,540	27,540			
軽油		L	45	130	5,850			
バックホウ（クローラ） [標準・クレーン機能付き]	山積0.8m ³ （平積0.6m ³ ） 2.9t吊	日	1.47	10,000	14,700			
諸雑費（まるめ）		式	1		0			
計					48,090			
単価					48,090	円／日		

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	工事用水中ポンプ運転	120以上450 (m3/h) 未満 10m 作業時排水	単位	日	数量	1	単価	1,457
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	工事用水中モータポンプ [普通型]	潜水ポンプ 口径150mm 全揚程10m	日	1.2	299	358		
	工事用水中モータポンプ [普通型]	潜水ポンプ 口径200mm 全揚程10m	日	2.4	458	1,099		
	諸雑費 (まるめ)		式	1		0		
	計					1,457		
	単価					1,457	円/日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	発動発電機運転	120以上450 (m3/h) 未満 10m 作業時排水	単位	日	数量	1	単価	12,070
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	軽油		L	68	130	8,840		
	発動発電機 [ディーゼルエンジン駆動]	75 kVA	日	1.2	2,690	3,228		
	諸雑費 (まるめ)		式	1		2		
	計					12,070		
	単価					12,070	円/日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	工事用水中ポンプ運転	120以上450 (m3/h) 未満 10m 常時排水	単位	日	数量	1	単価	1,335
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
工事用水中モータポンプ [普通型]	潜水ポンプ 口径150mm 全揚程10m	日	1.1	299	328			
工事用水中モータポンプ [普通型]	潜水ポンプ 口径200mm 全揚程10m	日	2.2	458	1,007			
諸雑費 (まるめ)		式	1		0			
計					1,335			
単価					1,335	円/日		

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	発動発電機運転	120以上450 (m3/h) 未満 10m 常時排水	単位	日	数量	1	単価	29,480
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
軽油		L	204	130	26,520			
発動発電機 [ディーゼルエンジン駆動]	7 5 k V A	日	1.1	2,690	2,959			
諸雑費 (まるめ)		式	1		1			
計					29,480			
単価					29,480	円/日		

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ運転（クレーン仕様）	製作・設置 5m以下 -3m≦H≦2m	単位	日	数量	1	単価	44,960
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手（特殊）		人	1	27,540	27,540			
軽油		L	63	130	8,190			
バックホ（クローラ型） [後方超小旋回・クレーン付]	山積0.45m ³ (平積0.35m ³)吊2.9t	日	1.28	7,210	9,228			
諸雑費（まるめ）		式	1		2			
計					44,960			
単価					44,960	円/日		

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ運転（クレーン仕様）	設置(再設置含む) 6m以下 -3m≦H≦2m	単位	日	数量	1	単価
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）		人	1	27,540	27,540		
軽油		L	99	130	12,870		
バックホウ（クローラ） [標準・クレーン機能付き]	山積0.8m ³ （平積0.6m ³ ） 2.9t吊	日	1.23	10,000	12,300		
諸雑費（まるめ）		式	1		0		
計					52,710		
単価					52,710	円/日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ運転（クレーン仕様）	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	単位	日	数量	1	単価	52,770
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手（特殊）		人	1	27,540	27,540			
軽油		L	101	130	13,130			
バックホウ（クローラ） [標準・クレーン機能付き]	山積0.8m ³ （平積0.6m ³ ） 2.9t吊	日	1.21	10,000	12,100			
諸雑費（まるめ）		式	1		0			
計					52,770			
単価					52,770	円/日		

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ運転	山積0.8m3 クレーン2.9t吊	単位	日	数量	1	単価
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）		人	1	27,540	27,540		
軽油		L	119	130	15,470		
バックホウ（クローラ） [標準・クレーン機能付き]	山積0.8m3（平積0.6m3） 2.9t吊	日	1.14	10,000	11,400		
諸雑費（まるめ）		式	1		0		
計					54,410		
単価					54,410	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	電気溶接機運転	ディーゼルエンジン駆動200A	単位	日	数量	1	単価	3,090
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
軽油		L	16	130	2,080			
電気溶接機 [ディーゼルエンジン駆動・直流アーク]	排出ガス対策型（第2次） 最大溶接電流200A	供用日	1	1,010	1,010			
諸雑費（まるめ）		式	1		0			
計					3,090			
単価					3,090	円／日		

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	トラッククレーン運転	油圧伸縮ジブ型16t吊	単位	時間	数量	1	単価
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）		人	0.16	27,540	4,406		
軽油		L	5.6	130	728		
トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕	16 t 吊	時間	1	5,010	5,010		
諸雑費（まるめ）		式	1		6		
計					10,150		
単価					10,150	円／時間	

R 8 内手川第三砂防堰堤工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費 -----	117, 117, 345		
(2)共通仮設費 -----	14, 904, 166		
(3)純工事費 -----	132, 021, 511		
(1)+(2)			
(4)現場管理費 -----	34, 037, 000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0	(16)工場製作純工事費 -----	15, 555, 300
		(17)工場管理費 -----	0
(6)工事原価 -----	181, 613, 811	(18)工場製作原価 -----	15, 555, 300
(3)+(4)+(5)+(18)		(16)+(17)	
(7')一般管理費等(計上額) -----	28, 706, 189	((7)一般管理費等(計算額) -----	28, 706, 222)
(8')その他費目計 -----	0		
(9)業務委託料等 -----	0		
(10)工事価格 -----	210, 320, 000		
(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)			
(11)消費税相当額 -----	21, 032, 000		
(12)請負工事価格 -----	231, 352, 000		
(10)+(11)			
(13)入札書比較価格 -----	210, 320, 000		
(請負工事費の100/110)			
(14)調査基準価格 -----	211, 475, 000		
(15)調査基準価格の100/110 -----	192, 250, 000		
(万円未満切り捨て)			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 内手川第三砂防堰堤工事

国土交通省 関東地方整備局
利根川水系砂防事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 8内手川第三砂防堰堤工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
砂防堰堤		式		1		
工場製作工		式		1		
鋼製堰堤製作工		式		1		
製作加工		t		23.1		
ボルト・ナット	トルシア形高力ボルト M22×90	組		120		
ボルト・ナット	トルシア形高力ボルト M22×100	組		276		
工場純工事費		式		1		
(工場製作原価)		式		1		
砂防堰堤		式		1		
砂防土工		式		1		
掘削工 (ICT)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8内手川第三砂防堰堤工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
掘削(砂防)(ICT)	土砂	m3		980		
土砂等運搬(砂防)	標準	式		1		
積込(ルース)(砂防)	標準	式		1		
盛土工		式		1		
盛土(流用土)	転圧無	m3		740		
盛土工(ICT)		式		1		
路体(築堤)盛土(ICT)		m3		140		
残土処理工		式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
整地	敷均し(ルース)	式		1		
鋼製堰堤工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8内手川第三砂防堰堤工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
作業土工		式		1		
床掘り(掘削(砂防))	土砂	式		1		
床掘り(掘削(砂防))	軟岩	式		1		
埋戻し	転圧有	式		1		
埋戻し	転圧無	式		1		
基礎面整形		m2		140		
置換工		式		1		
砂防ソイルメント(攪拌混合)		m3		794		
砂防ソイルメント(混合材料運搬・投入)		m3		794		
砂防ソイルメント(敷均し・締固め)	4.5m以上	m3		794		
鋼製堰堤本体工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
鋼製スリット組立・据付		t		23.1		
コンクリート D種	21-5-40(高炉B)	m3		297		
堤冠コンクリート A種	27-5-40(高炉B)	m3		34		
コンクリート	24-8-25(高炉B)	m3		1,038		
鉄筋	SD345 D13	t		6.61		
鉄筋	SD345 D16~25	t		13.18		
鉄筋	SD345 D29~32	t		10.79		
型枠	可視部	m2		430		
型枠		式		1		
足場		式		1		
間詰工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8内手川第三砂防堰堤工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
間詰コンクリート	24-8-25(高炉B)	m3		150		
型枠		式		1		
護床工・根固め工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り(掘削(砂防))	土砂	式		1		
埋戻し	転圧有	式		1		
基礎面整形		m2		210		
根固めブロック工		式		1		
根固めブロック据付	0.5 t	個		150		
消波根固めブロック運搬	0.5 t	個		150		
かご工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8内手川第三砂防堰堤工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
かご枠	H0.5×B1.0×L2.0	m		248		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
仮道路		式		1		
工事用道路補修		式		1		
砂防仮締切工		式		1		
土砂締切		式		1		
コンクリート締切		式		1		
水替工		式		1		
ポンプ排水	作業時排水	式		1		
ポンプ排水	常時排水	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8内手川第三砂防堰堤工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
仮水路工		式		1		
コルゲートパイプ	フランジ型 D1200	式		1		
作業ヤード整備工		式		1		
ヤード造成		式		1		
砂防ソイルセメント混合柵		式		1		
セメントサイロ		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8内手川第三砂防堰堤工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
運搬費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
準備費		式		1		
木根等処分費		式		1		
安全費		式		1		
落石防護柵		式		1		
技術管理費		式		1		
地質調査費		式		1		
試験施工		式		1		
システム初期費 (ICT)		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8内手川第三砂防堰堤工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
(現場原価)		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

令和7年度

R 8 内手川第三砂防堰堤工事

特記仕様書

令和8年1月

国土交通省
利根川水系砂防事務所

第 1 編 共 通 編

第 1 章 総 則

第 1 条 適用(共通仕様書 1-1-1-1)

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和 7 年度版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. 本工事における「条件明示」については、別紙-1「明示項目及び明示事項」に記載のとおりとする。
4. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については、以下URLよりダウンロードするものとする。

URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>

第 2 条 主任技術者等(契約書 第10条)

本工事の主任技術者または監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者または監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間。)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って主任技術者または監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付。)とする。

4. 主任技術者または監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで監督職員の承諾を得るものとする。

第 4 条 専任特例 2 号の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者(以下「専任特例 2 号の監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、1 級施工管理技士補または 1 級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。

なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は専任特例 2 号の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の専任特例 2 号の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。

なお、専任特例 1 号の監理技術者または主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。ただし、同一或いは別々の発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについてはこれら複数の工事を一の工事とみなす。
 - (5) 専任特例 2 号の監理技術者が兼務できる工事は群馬県の工事でなければならない。
 - (6) 専任特例 2 号の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 専任特例 2 号の監理技術者と監理技術者補佐との間で常につながり取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例 2 号の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐

を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

- 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類(1級施工管理技士等の国家資格者合格証の写しなど)
- 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書またはこれらに準ずる資料(いずれも写し可))
- 3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)
4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例2号の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合または配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第5条 コリンズ(CORINS)への登録(共通仕様書 1-1-1-7)

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。
2. 受注者は工事受注後または施工中において、当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとし、余裕期間を含まないことに留意するものとする。

第6条 コリンズ(CORINS)への位置情報の入力(共通仕様書 1-1-1-7)

土木工事共通仕様書1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所及び座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は世界測地系(JGD2024)に準拠する。

群馬県高崎市倉渕町川浦地先 緯度：36° 26' 21" 経度：138° 45' 25"

第7条 コリンズ(CORINS)への工事概要の入力(共通仕様書 1-1-1-7)

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、入札公告1. 工事の概要(3) 工事内容及び(4) 工事概算数量を参考にすること。

第8条 コリンズ(CORINS)への設計業務名及びテクリス番号の入力(共通仕様書 1-1-1-7)

土木工事共通仕様書1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名及びテクリス番号を登録すること。設計業務名及びテクリス番号については以下のとおりとする。

業務名：H30 東糞屋沢・滝ノ沢砂防堰堤詳細設計外業務 (テクリス番号：4035280710)

第9条 施工体制台帳(共通仕様書 1-1-1-12)

工事成績優秀企業に認定され認定有効期限内に工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者(工事成績優秀企業に認定された下請負を含む。)は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線(黄色もしくは橙色の帯線でも可。)を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理(主任)技術者	
写真 2cm×3cm 程度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社 印

2006年度
優
国土交通省
工事成績優秀企業
認定マーク

注意1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意2) 所属会社の写真とする。

第10条 調査・試験に対する協力(低入札価格調査制度調査対象工事)(共通仕様書 1-1-1-15)

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い検査を受けなければならない。
 なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 受注者は下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査(調査結果でも可。)に係る資料は下記のとおりとし、関東地方整備局または利根川水系砂防事務所のホームページにより公表する。
 - (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、または工事コスト調査資料の提出が無い場合には工事成績評点を減点する場合がある。
 なお、低入札価格調査対象工事については工事コスト調査終了後に工事成績評点を通知する。
 - (5) 公表資料は、以下のとおり。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－ 1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－ 2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－ 3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－ 4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－ 5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－ 6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－ 7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－ 8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第 1 1 条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。
 なお、モニターカメラの設置費用については発注者の負担によるものとする。

第 1 2 条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

- ① 置換工
- ② 鋼製堰堤本体工

第 1 3 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル(令和7年3月)」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド(令和7年3月)」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」(別紙様式－ 1 5)により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。また、「協議」の内容を変更する場合は改めて受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第14条 設計図書の照査(共通仕様書 1-1-1-3)

発注者は設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は設計変更の対象とする。

なお、設計変更の対象については「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)：令和7年3月」によるものとする。

第15条 情報共有システムの活用

1. 本工事は監督職員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。

なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」(令和6年3月版)に基づき実施すること。

2. 受注者は本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

- ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev5.6)
令和6年3月版 国土交通省(国土技術政策総合研究所)

3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については監督職員の確認を得たうえで決定すること。

4. 受注者はサービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

- ①. 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
- ②. サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
- ③. ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、または復旧若しくは処理対応が不適切な場合には受注者はサービス提供者と協議のうえ、情報共有システムの利用を停止することができる旨

5. 受注者は監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第16条 「設計・施工技術連絡会議(三者会議)」の設置

本工事は公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者(工事受注者)の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議(三者会議)」(以下「三者会議」という。)の設置対象工事であり、工事着手前に1回以上開催するものとする。「三者会議」の運用にあたっては「設計・施工技術連絡会議(「三者会議」)運用方針」(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)によるものとする。

第17条 設計審査会の設置

本工事は発注者と受注者が一堂に会して現場着手前(準備期間内)に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合(クロスチェック)を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」(以下「審査会」という。)の設置対象工事である。「審査会」の運用にあたっては「設計審査会設置運用方針」(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)によるものとする。

第18条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。ウィークリースタンスの実施にあたっては関東地方整備局ホームページ(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)に掲載している工事環境改善実施要領に基づき監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第19条 ワンデーレスポンス(共通仕様書 1-1-1-4)

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議等への回答は基本的に「その日の内」に指示、通知等を行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合はいつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日の内」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握でき

- る工程管理方法について監督職員と協議を行うこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
 4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては関東地方整備局ホームページ(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き(令和5年12月)に基づき、取り組むものとする。
 5. 効果・課題等を把握するため、アンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第20条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は以下によるものとする。

- ①. 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ②. 受注者は工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと史料されるときは、当該監督職員を経由せずに事務所長へ直接または契約担当課長経由で書面によりその旨を報告することができる。

第21条 設計変更等(共通仕様書 1-1-1-17)

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)：令和7年3月」によることとする。

第22条 スライド条項

工事請負契約書第26条(スライド条項)については物価水準の変動により請負代金が不適當となったと認められた場合に相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。単品スライドについては鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土等の主要工事材料も対象となるので物価水準の変動により請負代金が不適當となった場合には相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第23条 支給材料及び貸与物件(共通仕様書 1-1-1-19)

支給材料は、下表のとおりとする。

品目	規格	単位	数量	支給場所	運搬距離	摘要
根固ブロック	0.5 t	個	150	川浦第一床固右岸付近	6.5km以下	

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第24条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号 最終改正令和4年6月17日法律68号)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及	① 仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

び 解 体 方 法	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート殻（無筋）	広友興業（株）	高崎市倉渕町三ノ倉下久保2125

上記(2)については、積算上の条件明示であり処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については監督職員と協議のうえ、契約変更の対象とすることができる。

(3) 受入時間

コンクリート殻（無筋）処分場：8時00分～17時00分

2. 受注者は特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは建設リサイクル法第18条に基づき以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

第25条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)第11条に基づく都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に工事着手(建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。)するものとする。

なお、これによりがたい場合は監督職員と協議のうえ、決定するものとする。

第26条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者はコンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備及び管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022(再生骨材Mを用いたコンクリート)、JIS A 5023(再生骨材Lを用いたコンクリート)により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365(プレキャストコンクリート製品—検査方法通則)により実施しなければならない。
なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については「土木工事共通仕様書第1編3-3-3 配合」に従うものとする。

第27条 施工管理(共通仕様書 1-1-1-26)

1. 本工事の施工管理は関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和7年度版)によるものとする。
なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については監督職員と協議のうえ施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)によるものとする。
なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領(令和7年3月改定)の関連要領等一覧(URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」)によるものとする。

第28条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。工事では以下の1～4の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者はデジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)（以下「写真管理基準」という。）「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ、信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。

なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し工事着手前に本工事での使用機器について提示するものとする。使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は同条1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は写真管理基準(令和6年3月)「2-2撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により対象機器の使用が困難な工種については使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準(令和5年3月)（以下「デジタル写真管理情報基準」という。）に準ずるが、同条2に示す小黑板情報の電子的記入については写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は同条2に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黑板情報電子化写真」という。）を工事完成時に監督職員へ納品するものとする。

なお、納品時に受注者はURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)またはチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。また、提出された信憑性確認の結果を監督職員が確認することがある。下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのもでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール(一社)施工管理ソフトウェア産業協会<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第29条 ICT活用工事(土工数量1,000m³以上)について

1. ICT活用工事

本工事は国土交通省が提唱するi-Constructionに基づきICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

2. 定義

(1) i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事(ICT活用工事)を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、本工事では施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。対象は土工を含む工事とする。

- ①. 3次元起工測量
 - ②. 3次元設計データ作成
 - ③. ICT建設機械による施工
 - ④. 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤. 3次元データの納品
3. 受注者は特記仕様書に指定された土工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。)までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。
4. 原則、本工事においては上記2. (2)①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。
- なお、土工以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等については施工計画書に記載するものとする。
5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①. 3次元起工測量

受注者は3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択(複数選択可)して測量を行うものとする。起工測量にあたっては標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合においては監督職員と協議のうえ、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

ただし、土工数量1,000㎡未満における起工測量にあたっては作業量・現場状況等を考慮して上記1)～7)以外の従来手法による起工測量を実施してもICT活用工事とする。

②. 3次元設計データ作成

受注者は5. ①で得られた測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③. ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用いて以下に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するにあたっては国土地理院の電子基準点の他、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和5年3月31日 国土交通省告示第250号)付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール(MC)技術または建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス(MG)技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。ただし、現場条件により③ICT建設機械による施工が困難または非効率となる場合は監督職員と協議のうえ、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④. 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり出来形管理及び品質管理を行うものとする。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては標準的に出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点/㎡以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法(面管理)とし、以下1)～4)から選択(複数選択可)して実施するものとする。また、土工における出来形管理にあたっては以下1)～4)を原則とするが現場条件等により以下5)～8)の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。ただし、以下5)～8)の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は監督職員との協議のうえ、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

(2) 品質管理

品質管理にあたって、受注者は河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理(締固め度)について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法またはRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。土質が頻繁に変わり、その都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は監督職員と協議のうえ、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤. 3次元データの納品

5. ①及び②、④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

なお、河川土工(掘削工、盛土工、法面整形工)において、3次元計測技術を用いて出来形管理(面管理)を実施した場合は、計測点群データの納品ファイル形式はLASのポイントファイルとする。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については事前に監督職員と協議するものとする。発注者は3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。ICT施工技術の活用を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
7. 土木工事施工管理基準(案)に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については監督職員と協議するものとする。

第30条 ICT活用工事(作業土工(床堀工))について

1. ICT活用工事

本工事は国土交通省が提唱するi-Constructionに基づきICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により起工測量、設計図書の照査、施工、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

- (1) i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では施工者の希望によりその実現に向けてICT施工技術を活用した工事(ICT活用工事)を実施するものとする。
- (2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事では施工プロセスの以下①(選択)②③⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。対象は作業土工(床堀工)を含む工事とする。

- ①. 起工測量(選択)
- ②. 3次元設計データ作成
- ③. ICT建設機械による施工
- ④. 該当なし
- ⑤. 3次元データの納品

3. 受注者は特記仕様書に明示された作業土工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。)までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～6によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. ICT施工技術を用い、作業土工について以下の施工を実施する。

①. 起工測量(選択)

受注者は起工測量にあたって従来手法による起工測量またはICT施工技術を用いた起工測量を選択できるものとし、作業土工以外の工種で取得した3次元起工測量データがある場合は、積極的に活用するものとする。

ICT施工技術を用いた起工測量としては3次元測量データを取得するため、以下1)~7)から選択(複数選択可)して測量を行うことができるものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

②. 3次元設計データ作成

受注者は4. ①で得られた測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③. ICT建設機械による施工

4. ②で作成した3次元設計データを用いて、作業に応じて以下に示すICT建設機械を選択して施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するにあたっては国土地理院の電子基準点の他、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和5年3月31日 国土交通省告示第250号)付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール(MC)技術または建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス(MG)技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。ただし、現場条件により③ICT建設機械による施工が困難または非効率となる場合は監督職員と協議のうえ、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④. 3次元出来形管理等の施工管理

作業土工であるため該当しない。

⑤. 3次元データの納品

4. ②により作成した3次元設計データを工事完成図書として電子納品する。ただし、4. ①において3次元起工測量を実施した場合は取得した3次元測量データも3次元データ納品の対象とする。

5. 上記4. ①(選択)②③の施工を実施するために使用するICT機器類は受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については事前に監督職員と協議するものとする。発注者は3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。ICT施工技術の活用を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

6. 本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については監督職員と協議するものとする。

第31条 ICT活用工事(地盤改良工、置換工)について

1. ICT活用工事

本工事は国土交通省が提唱するi-Constructionに基づきICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1) i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では施工者の希望によりその実現に向けてICT施工技術を活用した工事(ICT活用工事)を実施するものとする。

- (2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事では施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。対象は土工を含む一般土木工事とする。
- ①. 3次元起工測量
 - ②. 3次元設計データ作成
 - ③. ICT建設機械による施工
 - ④. 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤. 3次元データの納品
3. 受注者はICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。)までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。
4. 原則、本工事においては上記2. (2)①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、地盤改良工について施工範囲の全てで適用するが具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。
なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。
5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。
- ①. 3次元起工測量
受注者は3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択(複数選択可)して測量を行うものとする。起工測量にあたっては施工現場の環境条件により、面的な計測の他、管理断面及び変化点の計測による測量を選択できる。また、地盤改良の前施工としてICT土工等が行われる場合、監督職員と協議のうえ、その起工測量データ、施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。
 - 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
 - 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
 - 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
 - 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
 - 5) TS等光波方式を用いた起工測量
 - 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
 - 7) RTK-GNSSを用いた起工測量
 - ②. 3次元設計データ作成
受注者は5. ①で得られた測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。
なお、ICT地盤改良工の3次元設計データとは「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工編)(固結工(スラリー攪拌工)・バーチカルドレン工編)」で定義する地盤改良設計データのことをいう。
 - ③. ICT建設機械による施工
5. ②で作成した3次元設計データを用いて以下1)～2)に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。
 - 1) 3次元MG機能を持つ地盤改良機
建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス(MG)技術を用いて、地盤改良を実施する。
 - 2) 3次元MCまたは3次元MG建設機械
建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール(MC)技術または建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス(MG)技術を用いて、地盤改良を実施する。
 - ④. 3次元出来形管理等の施工管理
5. ③による工事の施工管理において、以下1)の出来形管理を行うものとする。
 - 1) 施工履歴データを用いた出来形管理
受注者は地盤改良の出来形管理について施工履歴データにより行うこととするが改良土を盛立てるなど履歴データによる管理が非効率となる部分について監督職員との協議のうえ、従来手法による出来形管理を行っても良い。ただし、改良範囲の施工履歴データは⑤によって納品するものとする。
 - ⑤. 3次元データの納品
5. ①及び②、④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。
6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については事前に監督職員と協議するものとする。発注者は3次元設計

- データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。ICT施工技術の活用を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
7. 土木工事施工管理基準(案)に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
 8. 本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については監督職員と協議するものとする。

第32条 ICT活用工事(コンクリート堰堤工)について

1. ICT活用工事

本工事は国土交通省が提唱するi-Constructionに基づきICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により起工測量、設計図書の照査、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

- (1) i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では施工者の希望によりその実現に向けてICT施工技術を活用した工事(ICT活用工事)を実施するものとする。
- (2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事では施工プロセスの以下①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。対象はコンクリート堰堤工等を含む一般土木工事とする。
 - ①. 3次元起工測量
 - ②. 3次元設計データ作成
 - ③. 該当なし
 - ④. 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤. 3次元データの納品
3. 受注者はICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。)までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。
4. 原則、本工事においては上記2. (2)①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することとし、コンクリート堰堤工等について施工範囲の全てで適用するが具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。

なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。
5. 原則、本工事においては、上記2. (2)①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することとする。コンクリート堰堤工等についての施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。

なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。
6. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①. 3次元起工測量

受注者は3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択(複数選択可)して測量を行うものとする。また、コンクリート堰堤工等の関連施工としてICT土工等が行われる場合、監督職員と協議のうえ、その起工測量データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

②. 3次元設計データ作成

受注者は5. ①で得られた測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、3次元設計データ作成はICT土工等と併せて行うが、ICTコンクリート堰堤工の施工管理においては3次元設計データ(TIN)形式での作成は必要としない。また、ICTコンクリート堰堤工の3次元設計データとは「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)(コンクリート堰堤工編)」で定義する設計データのことをいう。

③. 該当なし

④. 3次元出来形管理等の施工管理

(1) 出来形管理

コンクリート堰堤工の施工管理において以下1)～7)の技術から選択(複数選択可)して出来形管理を行うものとする。また、以下1)～7)の出来形管理を行う場合は工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1)～7)のICT施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議のうえ、写真・画像データ等と併用するなど出来形管理を行っても良いものとする。

また、本工事における出来形管理について、以下の出来形管理を選択した場合、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等について、別途変更計上は行わない。

- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

(2) 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値については、現行の基準及び規格値を用いる。出来形の算出は上記(1)で定める計測技術を用いて、以下1)の出来形管理要領によるものとする。

- 1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤. 3次元データの納品

5. ①及び②、④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

7. 上記5.①②④の施工を実施するために使用するICT機器類は受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については事前に監督職員と協議するものとする。発注者は3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。ICT施工技術の活用を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
8. 土木工事施工管理基準(案)に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
9. 本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については監督職員と協議するものとする。

第33条 ICT活用工事における適用(用語の定義)について

図面とは入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ(以下「3次元データ」という。)等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が発注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第34条 ICT活用工事(砂防土工)の費用について

1. ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

- 1) ICT活用工事(土工1,000m³以上)積算要領
- 2) ICT活用工事(土工1,000m³未満)積算要領
- 3) ICT活用工事(砂防土工)積算要領
- 4) ICT活用工事(河床等掘削)積算要領

実施した場合は、以下の(1)及び(2)により設計変更の対象とし、費用を計上する。

(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成(修正含む。)を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認したうえで設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点/m²以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法(面管理)を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は発注者からの依頼に基づき見積り書を提出するものとする。受注者からの見積りにより算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は見積りにより算出される金額を積算計上額とする。また、受注者から見積の提出がない場合は3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、下記の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

2. ICT建設機械による施工については、全土工数量分見込んでいるが現場条件により従来型建設機械による施工を実施した場合は、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械(ICT建設機械、通常建設機械)の稼働実績を用いて算出するものとする。受注者はICT施工に要した建設機械(ICT建設機械、通常建設機械)の稼働実績(延べ使用台数)が確認できる資料を監督職員へ提出するものとする。

なお、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては全施工数量の50%を「掘削(砂防) [ICT建設機械使用割合100%]」の施工数量として変更するものとする。

3. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第35条 ICT活用工事(作業土工(床堀工))の費用について

1. 受注者が契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。)までに、作業土工(床堀工)及び作業土工(床堀工)以外の工種に関するICT活用の具体的な工事内容及び数量・対象範囲について明示し、監督職員へ協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

1) ICT活用工事(作業土工(床堀工))積算要領

ただし、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合、受注者は発注者からの依頼に基づき見積り書を提出するものとする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第36条 ICT活用工事(地盤改良工、置換工)の費用について

1. 受注者が契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。)までにICT活用の具体的な工事内容及び数量・対象範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

- 1) ICT活用工事(地盤改良工)(安定処理)積算要領
- 2) ICT活用工事(地盤改良工)(中層混合処理)積算要領
- 3) ICT活用工事(地盤改良工)(スラリー攪拌工)積算要領
- 4) ICT活用工事(地盤改良工)(ペーパードレーン工)積算要領
- 5) ICT活用工事(地盤改良工)(サンドコンパクションパイル工)積算要領

(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成(修正含む。)を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認したうえで設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。また、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、補正係数を乗じない共通仮設費及び現場管理費率に含まれているため、費用の計上は行わない。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第37条 ICT活用工事(コンクリート堰堤工)の費用について

1. 受注者が契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。)までにICT活用の具体的な工事内容及び数量・対象範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき(1)及び(2)により費用を設計変更の対象とする。

1) ICT活用工事(コンクリート堰堤工)積算要領

(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成(修正含む。)を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認したうえで設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、3次元データ納品を行った場合、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」の設計変更の対象とする。費用の計上方法については受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については共通仮設費、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は発注者からの依頼に基づき見積り書を提出するものとする。受注者からの見積りにより算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は見積りにより算出される金額を積算計上額とする。また、受注者から見積の提出がない場合は3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

ただし、コンクリート堰堤工(ICT)と同時に実施する土工(ICT)等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理

2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の5)～7)による出来形管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については計上しない。

5) TS等光波方式を用いた出来形管理

6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理

7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第38条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。施工者は工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとするが、調査費用については当初は計上していないため設計変更の対象とする。

第39条 デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事

1. デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事

「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事(以下「本工事」という。)」は受注者における「段階確認に伴う準備作業(鉄筋へのマーカー設置等)、手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者(監督職員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、段階確認時の配筋の出来形計測をデジタルカメラ等で撮影した画像計測により行うものである。

撮影画像(計測結果)は、遠隔地から確認することも可能であり、監督職員の遠隔臨場を実施する場合は「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)」及び「建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」に準拠するものとする。

2. 実施内容

- (1) 段階確認時の実施内容
段階確認時の配筋間隔の計測において、従来のスケール等による実測とデジタルカメラで撮影した画像計測を併用し、両者の計測値の差を整理するものとする。また、計測時の条件（撮影箇所、撮影距離、気象条件等）は必ず記録するものとする。
- (2) 機器の準備
本工事に要する画像計測機器等は受注者が手配するものとし、詳細については監督職員と協議し決定するものとする。
- (3) 計測精度の検証
本工事による画像計測の精度検証のため、計測データを監督職員に提出するものとする。
- (4) 効果の検証
本工事を通じた効果の検証（生産性向上効果の検証）及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は監督職員の指示による。
- (5) 費用
本工事にかかる費用については、全額を受注者の負担とする。

第40条 現場環境改善(快適トイレの設置)

1. 内容

受注者は現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。(12)～(17)については満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式(洋風)便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む。)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、または荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする。)

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置。)
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積ではない。)
- (13) 擬音装置(機能を含む。)
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場(トイレトペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)*までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)*より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所です計上できるものとする。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費(率)を充当することが出来る。現場環境改善費(率)の充当を希望する場合は、上記2の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費(率)を充当することにより特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議のうえ、本条項の対象外とする。

第41条 BIM/CIM活用工事について

本工事はBIM/CIM適用工事(受注者希望型)である。受注者が希望する場合、3次元モデルの活用方法及び費用対効果等を提案するものとする。詳細については受発注者で協議し実施する。

1. BIM/CIM実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIMの実施内容や納品方法等を協議し、決定した結果を「BIM/CIM実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は受発注者間で協議し、BIM/CIM実施(変更)計画書を作成する。また、作成したBIM/CIM実施計画書(変更含む。)に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIMの実施内容(3次元モデルの活用内容、期待する効果等)
- 4) 3次元モデルの作成仕様(作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等)
- 5) 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデルの閲覧・データ共有できるソフトウェアの種類、成果物納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2. BIM/CIM実施報告書の作成

BIM/CIM実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM実施報告書を作成する。以下の内容をBIM/CIM実施計画書に追記して作成する。

- 8) 後工事等、今後の使用に向けた引継事項(データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等)
- 9) 省人化の効果(前工事等、使用にあたって引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等)

3. 成果の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM実施計画書・見積書(変更含む。)
- 2) BIM/CIM実施報告書(3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む。)
- 3) 作成した3次元モデル(オリジナルデータ、標準的なデータ形式(J-LandXML形式、IFC形式)、統合モデル、動画等)

4. その他

最新の情報はBIM/CIMポータルサイト(<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>)で提供されているので適宜参照すること。

5. DXデータセンターの使用

本工事はDXデータセンターを使用することでVDIによる専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用するDXデータセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。DXデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DXデータセンターの詳細については、DXデータセンターの参考資料(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>)及びポータルサイト(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>)を参照すること。

第42条 工事中の安全確保(共通仕様書 1-1-1-30)

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ①. 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②. 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③. 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事の施工にあたっては工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、1人／箇所を計上している。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は監督職員と協議するものとする。
6. 安全ネットの設置
切土法面には落石防止網を設置し、災害の防止に努めるものとする。
7. UAV等を使用する際の安全面への配慮について
受注者は起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準(案)」(国土地理院・平成28年3月)に基づいて、UAV等を使用すること。

第43条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。
 - (1) 真夏日の定義
日最高気温が30℃以上の日を指す。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。
 - (2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方
下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。
 - ①. 環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25℃以上の場合。施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25℃以上となる日を真夏日とみなす。
 - ②. 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を真夏日とする。
 - ③. 夜間工事については作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、または暑さ指数(WBGT)が25℃以上の場合を真夏日とする。
なお、休工日においては上記に該当した場合でも真夏日としない。上記①～③によりがたい場合は監督職員と協議すること。
 - (3) 工期
工事着手から工事完成日までの期間を指す。
なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
 - (4) 基準日
受発注者協議により「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。
なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。
 - (5) 真夏日率
以下の式により算出された率をいう。
・真夏日率＝基準日から工期末までの真夏日÷工期
 - (6) 現場管理費の補正
現場管理費の補正は工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。
・補正値(%)＝真夏日率×1.2(真夏日補正係数)

第44条 安全管理推進技術者等認定について

1. 関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下「直轄工事」という。）において、無事故で完成させた技術者に対して「安全管理推進技術者」（以下「認定技術者」という。）として認定する。
2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く。）に従事した者。

なお、「安全管理担当者」とは施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で現場代理人または主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて認定技術者として過去5回認定された者については「優秀安全管理推進技術者」（以下「優秀認定技術者」という。）として認定する。

3. 認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下「認定ロゴマーク」という。）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等を使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または不正による認定取得が確認された場合については認定を取り消す。

第45条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級または2級検定に合格した者）1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第46条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局HP>河川>技術情報に掲載している。

http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gi_jyutu/index00000000.html

第47条 特定調達品目の調達実績の調査について（共通仕様書 1-1-1-34）

受注者は本工事の資材、建設機械の使用にあたっては必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下「特定調達品目」という。）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には監督職員と協議するものとする。

受注者は特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については監督職員より指示する。

第48条 建設機械の使用（共通仕様書 1-1-1-34）

受注者は本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第49条 交通安全管理・工事現場管理（共通仕様書 1-1-1-36）

受注者は工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。

2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。

3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第50条 工事現場の現場環境改善(共通仕様書 1-1-1-30)

1. 現場環境改善として実施する内容は下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には監督職員と協議するものとする。
2. 現場環境改善費として実施する内容は下表のとおりとする。

項目	実施する内容 (率計上分)
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設、 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)、 2. 労働者宿舎の快適化、3. デザインボックス(交通誘導員待機室)、 4. 現場休憩所の快適化、5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等)、 2. 盗難防止対策(警報機等)
地域とのコミュニケーション	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表、 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営、 7. パンフレット・工法説明ビデオ、 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む)、9. 社会貢献

各項目毎に1内容、いずれか1項目のみ2内容の合計5内容を実施するものとする

3. 現場環境改善は具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
4. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費(率計上)の50%を上限として設計変更の対象とする。
5. 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。

第51条 工期・工期変更(共通仕様書 1-1-1-18)

1. 工期は雨天、休日等147日を見込み、契約の翌日から令和9年3月30日までとする。
なお、休日には日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。工期には施工に必要な実日数(実働日数)に加えて以下の日数を見込んでいる。

①準備期間	30日間
②後片付け期間	20日間
③雨休率(猛暑日補正あり、実働工期日数に休日と天候等による作業不応日*を見込むための係数)	0.43

2. 著しい悪天候や気象状況より工程(官積算)で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
4. 本工事の工期は出水期間を含んでいる。
5. 本工事は受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。
なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-16により工事の始期及び終期を通知すること。余裕期間内は現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。
また、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

第52条 工事工程クリティカルパスの共有(共通仕様書 3-1-1-2)

受注者は現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルパスを含

む。)を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合はその事項の処理対応者(「発注者」または「受注者」)を明確にすること。施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ①. 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②. 著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③. 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④. 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- ⑤. その他、特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第53条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに設計審査会等において、工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合(クロスチェック)を行うことにより適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において発注者が開示した工事工程表(別紙-5)との照合(クロスチェック)を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第54条 週休2日の対応(完全週休2日(土日)(受注者希望方式))(共通仕様書 1-1-1-28)

1. 本工事は監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日(土日)を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事(完全週休2日)(受注者希望方式)」の試行工事である。
受注者は工事契約後、完全週休2日(土日)の取組を希望するか判断のうえ、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。
2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。
 - (1) 週休2日
 - ①. 完全週休2日(土日)
対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日(以下「代替休日」という。)を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。
なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。
 - ②. 月単位の週休2日
対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても現場閉所日数に含めるものとする。
 - (2) 対象期間
工事着手日から工事完成日までの期間をいう。
なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間の他、発注者が予め対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は受発注者間で協議して、週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。
 - (3) 現場閉所
巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は週休2日工事の対象期間外とする。また、1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。
 - ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定

- ・変更した就業規則
- 4. 現場閉所を行うときは監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は連絡は不要である。
 - ①. 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
 - ②. 週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
 - ③. 官公庁の休日の場合

完全週休2日(土日)の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は協議により、同一の週に代替休日を設定すること。

なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。
- 5. 監督職員は受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
- 6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
- 8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
- 9. 週休2日に掛かる費用については当初予定価格から完全週休2日(土日)を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日(土日)が未達成の場合は月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は補正係数を除して変更する。完全週休2日(土日)の取組を希望しない場合は月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は補正係数を除して変更する。

第55条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により発注者に工期の延長変更を請求することができる。著しい悪天候とは当該工事の工期月の雨休率が直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。工期月とは工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの工期の延長変更請求時までにかかる月をいう。ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く。

なお、本工事の降雨降雪日は、上里見観測所(気象庁)における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。
2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第56条 施工時期及び施工時間(共通仕様書 1-1-1-40)

1. 本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全ての作業	8:00~17:00

上記については積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。各々の標準作業時間には日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第57条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は新技術活用の促進を図ることを目的とした新技術活用工事である。
2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

 - ①. 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
 - ②. 公共工事等において実用段階に達している技術
 - ③. 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術または同程度以上と見込まれる技術
 - ④. 実用段階に達していない技術または要素技術など研究開発段階にある技術であって、国により導入促進を図る技術
3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- (1) 新技術情報提供システム (NETIS) 登録技術
URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
 - (2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
 - (3) 新技術導入促進(Ⅱ)型により活用する技術
 - (4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術同等以上と確認できた技術
- 対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」及び「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。
なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第58条 新技術の活用「施工者選定型」

1. 本工事は施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第57条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す(1)～(4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握のうえ、新技術を原則1つ以上選定し、監督職員の承諾を得たうえで活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は選定した新技術が第57条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す(1)～(4)のいずれの新技術であるか確認できるよう施工計画書に記載する。
4. 当該技術については設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は設計変更の対象としない。
5. 受注者は試行現場照会中の技術を活用する場合において、当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。
なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
7. 受注者は活用する新技術が情報種別記号「-VE」以外のNETIS登録技術の場合は当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第59条 建設現場の遠隔臨場の実施（発注者指定型）

1. 建設現場における遠隔臨場の実施
「建設現場における遠隔臨場の実施」は受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者(監督職員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。
なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)R5.3」を参考に実施するものとする。
URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>
2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目
現場での適用・不適用については受発注者間にて協議のうえ、適用する工種・確認項目を選定することとする。
3. 実施内容
 - (1) 段階確認・材料確認、立会での確認
 - ①. 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により取得した映像及び音声にて、Web会議システム等を介して「段階確認」「材料確認」「立会」等を行うものとする。
 - ②. 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像(実施状況)を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム(ASP)等に登録して保管(従来の立会資料の管理と同様)する。
 - (2) 動画撮影
動画撮影は撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」(カメラを手を持って歩きながらの撮影)での撮影はしないこと。動画撮影は静止して撮影または撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。
 - (3) 機器の準備
遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)やWeb会議システム等は

受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム(ASP)」、「Web会議システム(teams、zoom等)」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするがやむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合はその購入費に機器の耐用年数に対する使用期間(日単位)割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日(国不建第578号)」等に従い監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備は発注者の費用負担にて行うものとする。

なお、通信環境整備に関する詳細は監督職員と協議を行うものとする。

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は対応策を検討のうえ、監督職員と協議を行うものとする。

第60条 建設現場の遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者(監督職員及び検査職員)における「現場実地(現場臨場)の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ・360度カメラ等)とWeb会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。

なお、遠隔臨場による工事検査は「遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)」の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を遠隔臨場による工事検査の対象とする。

なお、全ての検査を対象とするが現場条件や「遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)」7.3 検査項目の適応性を踏まえ、従来方法(対面書類検査、現場実地検査)を選択することも可能である。

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。

なお、遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については「遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)」7.3 検査項目の適応性を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ・360度カメラ等)により取得した映像及び音声にて、Web会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質、出来ばえ等の各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ・360度カメ

ラ等)やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

- (3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応
電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。
- (4) 効果の検証
遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は監督職員の指示による。
- (5) 費用
遠隔臨場による工事検査に掛かる費用については、受発注者間の協議を踏まえ技術管理費に積上げ計上する。
なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。
- (6) 不正行為
遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」(令和3年9月30日国不建第273号)等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第6 1条 契約後V E方式の定義

「V E提案」とは契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について受注者が発注者に行う提案である。

第6 2条 契約後V E提案の意義及び範囲

1. 受注者がV E提案を行う範囲は設計図書に定められている内容のものとする。
2. 以下の提案はV E提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - (2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案
 - (3) 提案の実施にあたり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案

第6 3条 契約後V E方式の提案書の提出

1. 受注者は前項のV E提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E提案書(別紙様式-1~4)に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) V E提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む。)
 - (3) V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項
2. 発注者は提出されたV E提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
3. 受注者は前項のV E提案を契約の締結日より当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までに発注者に提出できるものとする。
4. V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

第6 4条 契約後V E方式の提案の審査

提出されたV E提案は施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについてはV E提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

第6 5条 契約後V E方式の提案の採否等

V E提案の採否について、原則としてV E提案の受領後14日以内に書面(別紙様式-5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得たうえで、この期間を延長することができるものとする。また、V E提案を採用しなかった場合にはその理由を付して通知するものとする。

第6 6条 契約後V E方式の提案を採用した場合の設計変更等

1. V E提案を採用した場合において、必要があるときにおいて、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
2. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

3. 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「V E管理費」という)を削減しないものとする。
4. V E提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がV E提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
なお、V E管理費については原則として変更しないものとする。

第67条 契約後V E方式の提案の活用と保護

評定の結果、当該V E提案内容の活用が効果的であると認められた場合は他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については当該権利の保護に留意するものとする。

第68条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施
本工事は受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
2. 試行の内容
工事契約後、受注者は当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。本取組みを実施する場合は施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。
なお、期待される効果等について人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。また、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第●条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。
3. 工事成績評定
施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。
4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第69条 CCUS活用工事(受注者希望方式)(試行)

1. 本工事は建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評定を実施する「CCUS活用工事(受注者希望方式)」の試行工事である
2. 受注者はCCUSの活用について希望する場合、工事着手前に発注者に対して自主的にCCUS活用に取り組む旨を協議し、CCUSの活用に取り組むものとする。受注者がCCUSの活用に取り組まない場合は、本条3～10は適用しないものとする。
3. 受注者はCCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。
4. 本条において使用する用語の定義は以下のとおりとする。
 - ・下請企業：建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
 - ・技能者：下請企業の従業員で建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
 - ・CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報、または建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
 - ・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
 - ・登録事業者率：CCUS登録事業者の数/下請企業の数
 - ・登録技能者率：CCUS登録技能者の数/技能者の数
 - ・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数/工事現場へ入場した技能者の数
 - ・平均登録事業者率：以下5に定める計測日にて計測された登録事業者率の平均値
 - ・平均登録技能者率：以下5に定める計測日にて計測された登録技能者率の平均値
 - ・平均就業履歴蓄積率：以下5に定める計測日にて計測された就業履歴蓄積率の平均値
5. 受注者は登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測(以下「計測日」という。)することとする。具体的な計測日は受発注者の協議のうえで決定するものとする。また、初回の計測から3ヶ月未満で工事完了する場合は工事完了前に計測日を1回設けることとする。

なお、各指標の計測日は同一日とし、指標ごとに計測日を設定しないことを基本とする。ただ監督職員より別途指示するものとする。

6. 計測は受注者により実施するものとし、受注者は計測後速やかに計測日における各指標の結果や根拠資料を打合せ簿にて発注者に提出する。また、対象工事における最終計測日の計測完了後、受注者は計測日における各指標の平均値を算出し、発注者に結果を提出することとする。

なお、根拠資料は計測日における施工体系図、施工体制台帳、作業員名簿、その他現場に入場している事業者数・技能者数を発注者が客観的に確認できる資料及びCCUSによって受注者が当該計測日において出力した現場の帳票データ等とする。

7. 受注者が本工事期間中において、平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率80%以上及び平均就業履歴蓄積率50%以上（以下「目標基準」という。）を全て達成した場合、発注者は審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において1点加点を行う。また、受注者が目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合、発注者は審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に1点加点を行う。
8. 受注者は本工事期間中において、平均登録事業者率70%、平均登録技能者率60%、平均就業履歴蓄積率30%のいずれかが未達成の場合は本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日まで発注者に報告すること。
9. CCUS現場利用料等について当初は計上していないが、下記①、②の項目を支出実績に基づき「CCUS現場利用料等」として設計変更で費用計上するものとする。

なお、費用計上にあたっては監督職員と協議することとする。

①. カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用するOSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として支出実績に基づき費用を計上するものとする。原則として1工事あたり2台を上限とするが施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い必要と認められる場合は2台を上回る費用を計上することができるものとする。この他、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。

なお、CCUSの継続的な活用の観点からリースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

②. 現場利用料(カードタッチ費用)

現場における現場利用料は受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき計上することとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、(一財)建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

10. CCUSモデル工事の実態把握のための調査を別途依頼した場合はこれに協力すること。

第70条 六価クロム溶出試験について

本工事は「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、置換工について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。

なお、試験方法はセメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。また、土質条件、施工条件等により試験方法に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第71条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査(試行) (受注者希望方式)

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等により調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は提出された資料をもとに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第2章 個人情報の取り扱いについて

(基本的事項)

第72条 受注者は個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざんまたはき損の防止、その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第73条 受注者はこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第74条 受注者はこの契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、予め本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第75条 受注者は発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。

(複写等の禁止)

第76条 受注者は発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

(再委託の禁止)

第77条 受注者は発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、発注者の指示または承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合(二以上の段階にわたる委託を含む)には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏洩、滅失、改ざんまたはき損の防止、その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

(事案発生時における報告)

第78条 受注者は個人情報の漏えい等の事案が発生し、または発生するおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

第79条 受注者はこの契約による事務を処理するために発注者から貸与され、または受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後または解除後速やかに発注者に返却し、または引き渡さなければならない。ただし、発注者が廃棄または消去など別の方法を指示したときは当該指示に従うものとする。

なお、発注者の指示または承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には確実にそれらを廃棄または消去するとともに、証明書(別紙-2)を発注者に提出しなければならない。

2 前項の規定は発注者の指示または承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合(二以上の段階にわたる委託を含む)において準用する。

(管理の確認等)

第80条 発注者は受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、または検査することができる。

(管理体制の整備)

第81条 受注者はこの契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

第82条 受注者は従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第3章 土 工

第83条 伐開・除根(共通仕様書 1-2-3-1)

発生材については関係法令等を遵守し、適切に処理するものとする。

第84条 樹木の伐採及び処分

本工事の施工に伴い発生する伐木・除根材等については、関係法令等に基づき適切に処理しなければならない。

なお、処理については、下記施設を見込んでいる。

1. 幹・根の処理(昼間施工)

- (1) 受け入れ施設：関東土建(株)
- (2) 受け入れ所在地：群馬県高崎市本郷町観音崎2511番地
- (3) 受け入れ時間：7時30分～16時30分
- (4) 運搬方法：10tダンプトラック

2. 枝葉の処理(昼間施工)

- (1) 受け入れ施設：(株)清水インダストリー榛名工場
- (2) 受け入れ所在地：群馬県高崎市宮沢町10-1番地
- (3) 受け入れ時間：8時00分～17時00分
- (4) 運搬方法：10tダンプトラック

上記については、積算上の条件明示であり、処理方法、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する処理方法、処理施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件に変更が生じた場合等、受注者の責によるものでない事項については、この限りではない。

第85条 土の分類(共通仕様書 1-2-3-1)

本工事で掘削する土の分類は、以下のとおりとする。

土砂：河床 岩塊・玉石 河床以外 レキ質土
岩 ：軟岩

第86条 建設発生土の受け入れ地

建設発生土の受入地は、第三堰堤直下の河道以外の残地を想定しているが、詳細な位置、整地及び後片付け等については、監督職員の承諾を得るものとする。また、受け入れ地の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

第87条 盛土工(共通仕様書 1-2-3-3)

盛土基礎地盤の段切りの断面等については、監督職員の承諾を得なければならない。

第4章 無筋・鉄筋コンクリート

第88条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	記号	粗骨材最大寸法(mm)	スランプ(cm)	施工基準強度(N/mm ²)	セメントの種類	摘要
堤冠部	A	40	5±1.5	27.0以上	高炉B種	W/C=50%以下

堰堤本体（無筋）	D	40	5±1.5	21.0以上	高炉B種	W/C=60%以下
堰堤本体（有筋）、 間詰工		25	8±2.5	24.0以上	高炉B種	W/C=55%以下

ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木編)(平成14年8月一部改正)により行うものとする。
3. 冬期養生については、12月1日から3月31日の期間で給熱養生を見込んでいる。

第89条 配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は必要に応じて高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・仮設構造物(建設後数年の内に撤去するもの。)
- ・最大高さ1m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・管(函)渠等(φ600未満、600mm×600mm未満)の構造物。
- ・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・耐久性を期待しない構造物。

第90条 テストハンマーによる強度推定調査

1. 本工事はテストハンマーによる強度推定調査の対象工事とする。
2. 調査頻度は鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、トンネルについては1打設部分、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位として各単位につき3ヶ所の調査を実施しなければならない。
3. 調査結果、所定の強度が得られない場合についてはその箇所の周辺において再調査を5ヶ所実施しなければならない。
4. 測定方法は「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法(JSCE-G504)」により実施しなければならない。
5. 測定は足場が存置されている間に実施しなければならない。これにより難しい場合は監督職員の承諾を得るものとする。
6. 監督職員等及び受注者立会いのうえ、テストハンマー強度推定調査を実施しなければならない。
7. 構造物毎に別紙様式-9により調査票を作成し、完成検査時に提出しなければならない。

第91条 圧縮強度試験

1. テストハンマーによる強度推定調査で所定の強度が得られない箇所の付近において、原位置のコアを採取するものとし、採取位置については監督職員と協議を行い実施しなければならない。また、コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては設置された鉄筋を損傷させないように十分な検討を行わなければならない。
2. 「コンクリートからのコア及びはりの切取り方法並びに強度試験法(JIS A 1107)」により実施しなければならない。
3. 監督職員等及び受注者立ち会いのうえ、圧縮強度試験を実施しなければならない。
4. 構造物毎に別紙様式-10により調査票を作成し、提出しなければならない。

第92条 ひび割れ発生状況の調査

1. 本工事はひび割れ発生状況の調査の対象工事とする。
2. 0.2mm以上のひび割れ幅について、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても提出しなければならない。
3. ひび割れ等変状の認められた部分のマーキングを実施しなければならない。
4. 調査は足場が存置されている間に実施しなければならない。これにより難しい場合は監督職員の承諾を得るものとする。
5. 構造物毎に別紙様式-11により調査票を作成し、提出しなければならない。
6. 調査結果の評価にあたっては「ひび割れ調査結果の評価に関する留意事項」を参考にした評価を行ない評価書(様式自由)を提出しなければならない。

第93条 レディーミクストコンクリート単位水量測定

1. 本工事においては1日当たりレディーミクストコンクリートの使用量が100m³以上施工するコンクリート工において、「レディーミクストコンクリートの品質確保について(平成15年10月2日 国官技第185号)」、「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用

について(平成15年10月2日 国コ企第3号)」及び「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」(以下「測定要領」という)(受注者が所持しない場合には工事契約後に受注者から監督職員に通知を求めるものとする)に基づき、施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員から請求があった場合は直ちに提示しなければならない。測定機器は測定要領の「2. 測定機器」によるものとするが現場条件により発注者から測定機器を指示する場合がある。また、使用する機器を施工計画書に記載するものとする。

2. 単位水量の測定は測定要領の「6. 測定頻度」及び「7. 管理基準値・測定結果と対応」により実施することとする。

なお、これらに定められてない場合は監督職員と協議するものとする。

第94条 鉄筋組立て(共通仕様書 1-3-7-4)

配筋・組立において、鉄筋組立固定架台、鉄筋固定金具を使用する場合は監督職員と協議しなければならない。

第95条 型枠穴孔の補修

型枠セパレータで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレータ端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。また、モルタル等による型枠穴孔の補修を行う場合は専用コテ等で入念に仕上げること。

第 2 編 材 料 編

第96条 割栗石(共通仕様書2-2-2-2)

かご枠工の中詰材は割栗石(φ150~200mm)を使用するものとし、購入を見込んでいる。

第97条 鋼材(共通仕様書 2-2-5-1)

異形棒鋼はSD345とする。

第98条 吸出し防止シート

1. 河川護岸用施工に使用する吸出し防止シートについては、「河川護岸用吸出し防止シート評価書」(建設大臣認可)を有している製品のうち、下記の規格を満足しているシートとする。

なお、評価書を有していない製品についても別に「公的試験機関による技術証明書」(表-1参照)を有しているシートについては使用できるものとする。

項 目	基 準	備 考
透水性	10 ⁻² (1/s) 以上	JIS L3204準拠
厚さ	10mm以上	
引張強度	1.0tf/m以上	縦・横方向共
科学的安定性(強度保持率)	70%以上130%以下	JIS K7114準拠(pH5~9)
耐候性(強度保持率)	70%以上130%以下	JIS A1410準拠 JIS A1415準拠

※上記については、河川護岸用吸出し防止シートのみ適用し、取付護岸(仮設)及び護床工等には適用しないものとする。

「公的試験機関による技術証明書」の内容は「平成4年度建設省告示第1324号」における評価項目のうち、基準については下記によるものとする。

表-1 公的試験機関による技術証明書の内容

評 価 項 目	評 価 基 準	試 験 方 法
開孔	95/D85 ≤ 1.0 (95 ≤ 0.2mmは上記判定不要)	振動式開孔径試験
垂直方向透水性	10 ⁻² (1/s) 以上	JIS L3204準拠
引張強度	1.0tf/m以上(縦・横方向共)	JIS L3204準拠

科学的安定性(強度保持率)	70%以上130%以下	JIS K7114準拠 (pH5~9)
耐候性(強度保持率)	70%以上130%以下	JIS A1410 JIS A1415準拠
摩擦(静止摩擦係数)	$\mu \geq 0.5$ (適用勾配 1:2以上) 0.3(適用勾配 1:3以上)	国土センター統一試験

※なお、「技術証明書」については「公的試験機関」が複数であっても認めるものとする。

2. 護岸・護床吸出し防止シート

護岸工(取付護岸を含む)に使用する吸出し防止シートは厚さ10mmとし、品質、規格については表-2によるものとする。

護床工に使用する吸出し防止シートは厚さ20mmとし、品質・規格については表-2によるものとする。

3. 品質管理方法

シートの生産者はシートの生産過程において品質試験を行い、その試験成績表を保管しておくものとする。

(1) 納入される製品には、シート設置にあたり裁断した場合でも全ての裁断片に、①製品名
②製造年月日(製造年月日は整理番号でも良い)③製造工場名が明示されていること。

(2) 納入される製品は、表-2の品質試験により管理されているものとする。

①. 「製造工場における品質試験」として、通常の生産過程において3日に1回以上の割合で行われているもの。

②. 「公的試験機関による品質試験」として製品の生産過程において、20,000㎡に1回以上の割合で行われているもの。

表-2 品質・規格及び試験方法

項目	品質・規格	試験方法
密度	0.12g/cm ³ 以上	JIS L3204
圧縮率	12%以下	JIS L3204
引張強度	1.0tf/m以上	JIS L3204準拠
伸び率(最大強度時)	50%以上	JIS L3204
耐薬品性(不溶解分)	90%以上	JIS L3204
透水性	0.01(1/s以上)	JIS L3204準拠

4. 現場における検査方法

(1) 現地において、施工面積2,000㎡毎に監督職員が指示する荷札表示されたシートについて、工場での品質試験結果を提出すること。さらに現地に納入される製品の裁断布に近いシートの公的機関における成績証明書を提出すること。

(2) 生産表示と品質試験内容について、別途立ち入り等による検査を行うことがある。

5. 吸出し防止シートの施工

河川護岸用及び取付護岸・護床吸出し防止シートの重ね幅は10cm以上とする。

第99条 特殊耐候性土のう

本工事で使用する特殊耐候性土のうは、袋材耐候性が1年相当を使用するものとし、中詰め材については現場発生土を流用するものとする。

第 3 編 土木工事共通編

第 1 章 総 則

第100条 現場技術員(共通仕様書 3-1-1-3)

本工事は現場技術員の配置対象工事であり現場技術業務を建設コンサルタント等に委託している。また、本工事を担当する現場技術員の氏名は別途監督職員より通知する。

第101条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号

最終改正令和3年9月1日)第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職(施工体制調査員)、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は施工体制の点検を行う者で指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は電子書類の点検を工事の情報共有システム(ASP)により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は映像により点検が可能な項目は必要に応じ工事の受注者が導入しているWeb会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。ただし、立会いや打合せ等においてWeb会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地で点検を希望する工事は従来通り、現地で点検する。

第102条 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等(共通仕様書 3-1-1-6)

受注者は下記の工種の施工段階においては段階確認を受けなければならない。この際、受注者は種別、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種 別	細 別	施工段階(確認時期)
堰堤本体	砂防ソイルセメント	床掘り完了時

第103条 品質証明(共通仕様書 3-1-1-6)

本工事は品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式-12によるものとする。

第104条 工事完成図書の納品(共通仕様書 3-1-1-7)

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは「工事完成図書の電子納品等要領(令和6年3月)」(以下「要領」という。)に基づいて作成した電子データを指す。「要領」で特に記載がない項目については原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。オンライン電子納品は発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は監督職員と協議のうえ、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第105条 中間技術検査(共通仕様書 3-1-1-8)

1. 本工事は中間技術検査対象工事とし、実施回数は2回以上を原則とする。
なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては減免することが出来るものとする。ただし、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は完成、既済部分(完済を含む。)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は監督職員が選定するものとし、監督職員は受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は上記を標準として実施することとするが中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第106条 検査書類限定型工事

1. 本工事は検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

2. 書類限定検査とは検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

- ①. 施工計画書
- ②. 施工体制台帳(下請引取検査書類を含む。)
- ③. 工事打合せ簿(協議)
- ④. 工事打合せ簿(提出)
- ⑤. 工事打合せ簿(承諾)
- ⑥. 出来形管理図表
- ⑦. 品質管理図表
- ⑧. 品質規格証明資料
- ⑨. 品質証明書
- ⑩. 工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」または「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第107条 ウイルス対策

受注者は電子納品時のみならず監督職員に工事に関する事項について、電子データを提出する際にはウイルス対策を実施したうえで提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

第1章 一般施工

第108条 砂防土工(盛土)(共通仕様書 1-2-3-3)

1. 盛土場所は、堰堤周辺、河床部及び大型かご枠背面とする。
2. 盛土高及び盛土形状については、監督職員と協議するものとする。
3. 盛土材料は良質な材料で盛土するものとし、掘削土砂、河床材料及び監督職員の承諾を得た材料とする。
4. 1項の盛土箇所のうち、締固めを要する箇所は、河床部、大型かご枠背面及びその他監督職員の指示する箇所とする。
5. 締固めは一層40cm以内に敷均し、下記のいずれかの方法または監督職員の承諾を得た方法で締固めなければならない。
 - (1) ブルドーザ15t以上の場合は5回以上、21t以上の場合は4回以上。
 - (2) 振動ローラー2.5t以上の場合は5回以上。
 - (3) タンパ60～100kgの場合は5回以上。

第109条 作業土工(埋戻し)(共通仕様書 8-1-8-2)

1. 埋戻し場所は、構造物設置のために掘削した箇所(本堰堤)とする。
2. 埋戻し高については監督職員の承諾を得るものとする。
3. 埋戻し材料は良質な材料で埋戻すものとし、掘削土砂、河床材料及び監督職員の承諾を得た材料とする。
4. 1項の埋戻し箇所のうち、締固めを要する箇所は、護床工、大型かご枠工及びその他監督職員の指示する箇所とする。
5. 締固めは一層40cm以内に敷均し、下記のいずれかの方法または監督職員の承諾を得た方法で締固めなければならない。
 - (1) ブルドーザ15t以上の場合は5回以上、21t以上の場合は4回以上。
 - (2) 振動ローラー2.5t以上の場合は5回以上。
 - (3) タンパ60～100kgの場合は5回以上。

第110条 工事用道路(共通仕様書 3-2-10-2)

1. 既設工事用道路を使用する前に路面の状態等を確認・記録し、監督職員に提出するものとする。なお、工事用道路の補修を行う場合には速やかに監督職員と補修構造・範囲等について協議するものとし、補修費用については設計変更の対象とする。また、工事完了時の補修についても同様の扱いとする。
2. 仮道路(または工事用道路)は、工事期間中適切な管理を行い利用するものとする。
3. 仮道路(または工事用道路)は、砂防堰堤の管理時に使用する区間は存置するものとし、詳細については監督職員と協議するものとする。

第111条 仮設工(共通仕様書 3-2-10-5、3-2-10-11)

1. 本工事の仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等については、受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工するものとする。
2. 上記の決定においては下記条件等を遵守するものとする。
なお、下記条件等に変更が生じた場合には監督職員と協議のうえ変更するものとする。
3. 仮締切工
以下の条件を満たしていることを基本とする。

(1) 設計対象流量は、次表のとおりとする。

対象時期	対象流量
1月～2月・11月～12月	1. 21 m ³ /sec
3月～5月	2. 42 m ³ /sec
6月	3. 63 m ³ /sec
7月～10月	4. 84 m ³ /sec

(2) 原則として仮排水路のために下流側の岩盤を掘削してはならない。

(3) 本工事における仮締切工は、コンクリート及び土砂仮締切工を見込んである。これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。必要と認められる費用については設計変更の対象とする。

第112条 水替工について

1. 工事現場内からの排水は、工事による影響が下流に被害を及ぼさないように必要に応じ沈砂槽等を設けて流下させるものとする。
2. ポンプ排水は排水量450m³/h未満を想定し、常時排水59日、作業時排水28日間を見込んでいるが想定と異なる事象が生じた場合には監督職員と協議するものとする。

第113条 クレーン費用

本工事の施工において、ラフテレーンクレーン(25t吊(日極))を計上しているが、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。必要と認められた場合は、設計変更の対象とする。

第4編 砂防編

第1章 砂防堰堤

第114条 堰堤基礎部の掘削

堰堤等基礎部の掘削において、岩盤または転石等により床付面の変更が発生する場合や土質条件等により掘削法面が自立しない場合は、監督職員と協議するものとする。また、堰堤基礎部の余裕幅は0.5mを見込んでいるが、排水処理の必要性等により、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。必要と認められる費用については設計変更の対象とする。

第115条 堰堤等基礎の床掘

堰堤等基礎部の床掘において、岩盤または転石等により床付面の変更が発生する場合や土質条件等により掘削法面が自立しない場合は監督職員と協議するものとする。必要と認められる費用については設計変更の対象とする。

第116条 堰堤基礎設計条件

想定している支持地盤の設計条件は下表のとおりとし、地盤調査にて確認するものとする。

構造物の個所	支持地盤	限界支持力
本堰堤Cブロック	凝灰岩(DL)	426kN/m ² 以上
本堰堤R1・C・L1ブロック床掘面	凝灰岩(DL)	1,245kN/m ² 以上
本堰堤R1・L1ブロック地盤改良施工面	凝灰岩(DH)	888kN/m ² 以上

第117条 基礎地盤検査

1. 本工事の基礎掘削完了後に基礎地盤調査を実施するものとし、結果について監督職員の確

認を受けるものとする。

2. 調査項目は下記を見込んでいる。

ただし、現地基礎地盤状況に基づき変更が必要になった場合は監督職員と協議するものとする。

- ・平板載荷試験 2箇所

第118条 残存型枠工

残存型枠工の残存型枠設置基礎部において、地盤の不陸等の現場条件により型枠設置に安定を確保することが困難な場合は、調整コンクリート等の要否について監督職員と協議するものとする。必要と認められる費用については設計変更の対象とする。

第119条 残存型枠（外壁兼用型）工

1. 一般事項

(1) 残存型枠(外壁兼用型)工とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。

(2) 残存型枠(外壁兼用型)工に用いる型枠は下記のとおりとする。

①. 残存型枠(外壁兼用型)とは、意匠性を目的とせず主に露出面に使用する型枠材をいう。

②. 残存化粧型枠(外壁兼用型)とは、残存型枠(外壁兼用型)のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。

2. 材料

受注者は残存型枠(外壁兼用型)工に用いる型枠について、下表に従って品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出しなければならない。

項目	内容	摘要
主要材料	1) モルタル及びコンクリート 共通仕様書第8編1-8-4の本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。 2) 型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、必要な防錆処理または防錆処理を施されているもの。	品質証明書
強度特性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の 証明書 または 公的機関の 試験結果
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	
耐久性	1) 型枠は、ひび割れまたは破損した場合でも容易に剥落しないこと。 2) 型枠は耐凍結融解性を有していること。	

3. 施工

(1) 受注者は型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。

(2) 受注者は型枠にひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。

(3) 受注者はコンクリート打込み前に予め型枠裏面を湿潤状態にしたうえで、構造物内部及び型枠裏面に、十分にコンクリートが回り込むように締固めなければならない。

(4) 受注者は目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。また、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠では挟み込み、表面に露出させなければならない。

第120条 残存型枠（埋設型）工

1. 一般事項

(1) 残存型枠(埋設型)工とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用しコンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。

(2) 残存型枠工に用いる型枠は、下記のとおりとする。

①. 残存型枠(埋設型)とは、意匠性を目的とせず主に埋設面に使用する型枠材をいう。

2. 材料

受注者は、残存型枠工に用いる型枠について、下表に従って品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、監督職員の確認を受けなければならない。

項目	内容	摘要
質量	残存型枠（埋設型）60kg/枚以下	規格を超える材料については、監督職員と協議する。
主要材料	1) モルタル及びコンクリート 共通仕様書第8編1-8-4の本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。 2) 型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、エポキシ塗装または同等以上の防錆処理を施すものとする。	品質証明書
強度特性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の証明書 または 公的機関の試験結果
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	
耐久性	1) 型枠は、ひび割れまたは破損した場合でも容易に剥落しないこと。 2) 型枠は耐凍結融解性を有していること。	

3. 施工

- (1) 受注者は型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。
- (2) 受注者は型枠にひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。
- (3) 受注者はコンクリート打込み前に予め型枠裏面を湿潤状態にしたうえで、構造物内部及び型枠裏面に十分にコンクリートが回り込むように締固めなければならない。
- (4) 受注者は目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。また、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠で挟み込み、表面に露出させなければならない。

第121条 コンクリート（鋼製）堰堤本体工

1. 堰堤等基礎部の掘削において、岩盤または転石等により床付面の変更が発生する場合や土質条件等により掘削法面が自立しない場合は監督職員と協議するものとする。また、堰堤基礎部の余裕幅は0.5mを見込んでいるが排水処理の必要性等によりこれにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。必要と認められる費用については設計変更の対象とする。
2. 鋼製堰堤の塗装色は赤系色を見込んでいる。
なお、詳細については監督職員の承諾を得るものとする。
3. 現場塗装における塗料の種類及び塗装回数、各層の標準使用量は次表のとおりとする。

塗装区分	工程	塗装の種類	塗装回数	標準使用量目標塗膜厚	摘要
現場 塗装	下塗り	鉛・クロムフリーさび止めペイント	3回	170g/m ² 35μm	継手部
	中塗り	長油性フタル酸樹脂塗料中塗り	1回	120g/m ² 30μm	
	上塗り	長油性フタル樹脂塗料上塗り	1回	110g/m ² 25μm	

ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

第122条 置換工（砂防ソイルセメント）の材料採取

砂防ソイルセメントに使用する土砂は、基礎部の置換工施工個所の材料を使用することを想定している。採取土について、150mm以上のレキ材及び木片等を取り除く作業が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。

第123条 置換工（砂防ソイルセメント）の施工

1. 配合

置換工の砂防ソイルセメントの配合について、配合強度：3.0N/mm²以上を確保するための配合については、試験施工を行って決定するものとする。

工種	配合強度	粗骨材 最大寸法	セメント の種類	添加量	セメント 使用量区分	備考
置換工	3.0N/mm ² 以上	150mm以下	高炉B種	140kg/m ³	1,000未満	

ただし、高炉セメントにより難しい場合については監督職員の承諾及び協議するものとする。

2. 試験施工

砂防ソイルセメントの試験施工は、「砂防ソイルセメント施工便覧(平成28年)(一財)砂防・地すべり技術センター」(以下「施工便覧」という)に準じて実施するものとする。

なお、砂防ソイルセメントの試験施工は、4ケースを見込んであるが、試験内容等については、監督職員と協議のうえ、実施するものとする。

第124条 間詰工(共通仕様書 8-1-8-7)

間詰の施工範囲は下記のとおりとし、細部については監督職員の承諾を得るものとする。

- (1) 構造物の基礎掘削跡に、コンクリート等により跡埋間詰を施工する。
- (2) 跡埋間詰は、堤体との一体打設を原則とするが、これにより難しい場合については、監督職員と協議のうえ、実施するものとする。

第125条 施工継目(共通仕様書 1-3-6-7)

1. 堰堤に施工する収縮継目は次表の位置に設けるものとする。

構造物	右岸側	CL	左岸側
本堰堤	R 5、R 15. 5、R 22. 5	CL	L 5、L 13、L 20

ただし、既設砂防堰堤の収縮継ぎ目の位置と異なる場合は監督職員と協議するものとする。

第126条 天端面整形

大型かご砕工の背面については、玉石等の除去を行い、平坦に締固めるものとする。

なお、詳細については監督職員の承諾を得るものとする。

第127条 銘板の設置

1. 本工事は、銘板を設置するものとする。
2. 材質・規格、記載事項については以下を標準とし、詳細について受注者は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とします。

(1) 材質・規格

- ①. 材質：JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)
- ②. 寸法：900mm×600mm
- ③. 文字サイズ：15mm程度

(2) 記載事項

- ①. 構造物名称
- ②. 完成年月日
- ③. 諸元(天端標高、高さ、長さ)構造物名称
- ④. 発注機関名構造物名称
- ⑤. 施工(工事名、施工会社名、現場代理人名、監理技術者名、担当技術者名、下請施工会社の専任の主任技術者名)

なお、下請施工会社の専任の主任技術者については、本人の了解を得たうえで記載すること。

⑥. 設計(業務名、設計会社名、設計責任者名)

3. 設置位置については通常の点検で目視できる位置とし、監督職員の承諾を得るものとする。

(記載例)

○○○○砂防堰堤			
完 成 年 月	令和○○年○○月		
諸 元	天端標高○○○m	高さ○○m	長さ○○m
発注機関	国土交通省 利根川水系砂防事務所		
施 工	○○○○砂防堰堤工事		
	○○建設株式会社	現場代理人	○○ ○○
		監理技術者	○○ ○○
	○○○○砂防堰堤工事		

設 計	〇〇建設株式会社	現場代理人	〇〇	〇〇
		監理技術者	〇〇	〇〇
	〇〇土木有限会社	主任技術者	〇〇	〇〇
	〇〇設計業務			
	〇〇〇コンサルタント株式会社	設計責任者	〇〇	〇〇

第128条 境界杭

工事終了後、木杭の用地境界杭に替え、コンクリート境界杭を設置するものとする。
なお、詳細については監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

そ の 他

第129条 土石流に対する安全対策

- 安全対策の検討のための資料提供
流域面積、河床勾配、最新及び過去の航空写真など流域の特性に関する資料
- 安全対策設備
安全対策として必要な仮設備の仮設にあたっては、受注者自らの責任において、現地条件を十分に把握し安全性、経済性及び細部構造等について十分に検討を行ったうえ、必要な安全対策設備を施工するものとする。
なお、必要な安全対策設備については、契約変更の対象とする。

第130条 震災対策

- 地震発生等の天災に備えて、予めその対応策を定めておくものとする。
- 地震注意情報等が発令された場合は直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第131条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については以下によることとする。

- ①. 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。
 - イ) 現場稼働日(閉庁日)の夜間に発生した場合には翌現場稼働日(閉庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
 - ロ) 現場休工期(閉庁日)に発生した場合には翌現場稼働日(閉庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は開庁日に速やかに監督職員へ報告。
※開庁日に現場が休工期であった場合は開庁日を優先して判断し、建設工事現場の点検を行うこと。
- ②. 気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。
夜間・現場休工期(休祭日)に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第132条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は工事の安全確保に支障のない範囲において当該工事説明書を配付する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。また、受注者は工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第133条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合には速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	<input type="checkbox"/> 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第51条
用地関係		
公害関係	<input type="checkbox"/> 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。	第112条
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 交通誘導員の配置に関する事。その内容。 <input type="checkbox"/> 土石流に関する安全対策	第42条 第42, 45条 第129条
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 <input type="checkbox"/> 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	第110条 第110条
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	第111条
建設副産物関係	<input type="checkbox"/> 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 <input type="checkbox"/> 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。	第86条 第24条
工事支障物件等		
薬液注入関係		
その他	<input type="checkbox"/> 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。	第23条

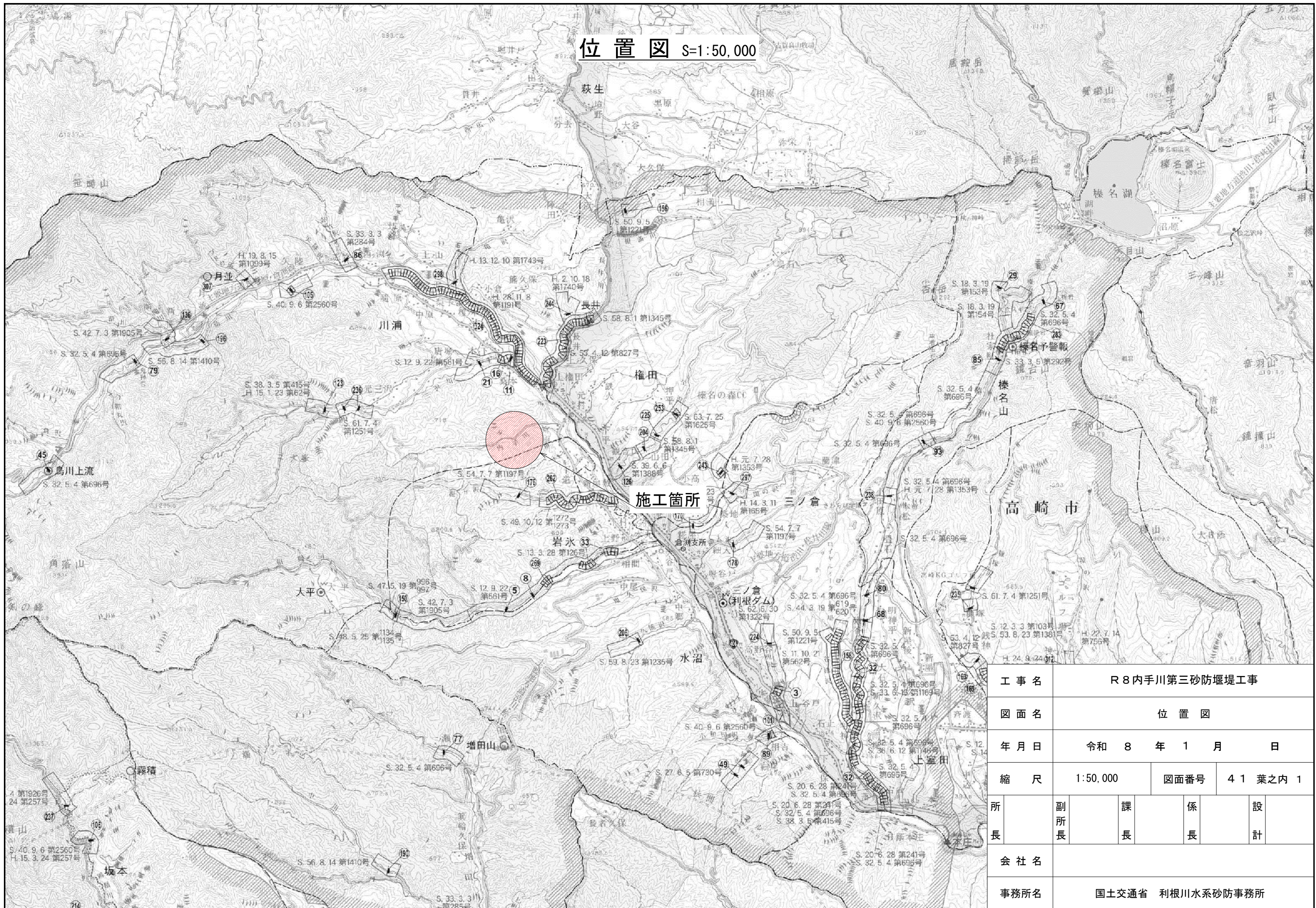
工事名：R8内手川第三砂防堰堤工事（当初設計）

工種	単位	数量	令和7年度	令和8年度												備考 (バークティ(pt)数等)	
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
余裕期間	式	1															
準備	式	1			■												・30日間
砂防土工	式	1				■										■	・掘削工(2pt) ・盛土工(2pt)
鋼製堰堤工	式	1				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	・作業土工(2pt) ・置換工(1pt) ・コンクリート(1pt) ・鋼製堰堤工(2pt)
護床工	式	1										■	■		■		・作業土工(1pt) ・根固めブロック工(1pt) ・かご工(1pt)
仮設工	式	1			■					■		■	■				・工事用道路工(1pt) ・流水処理工(2pt)
片付け	式	1														■	・20日間
制約条件	年末年始、お盆	—															・8月中旬 ・12月下旬～1月上旬
	出水期	—			■	■	■	■	■	■							・6月～10月
		—															
		—															

余裕期間
※任意で設定可能

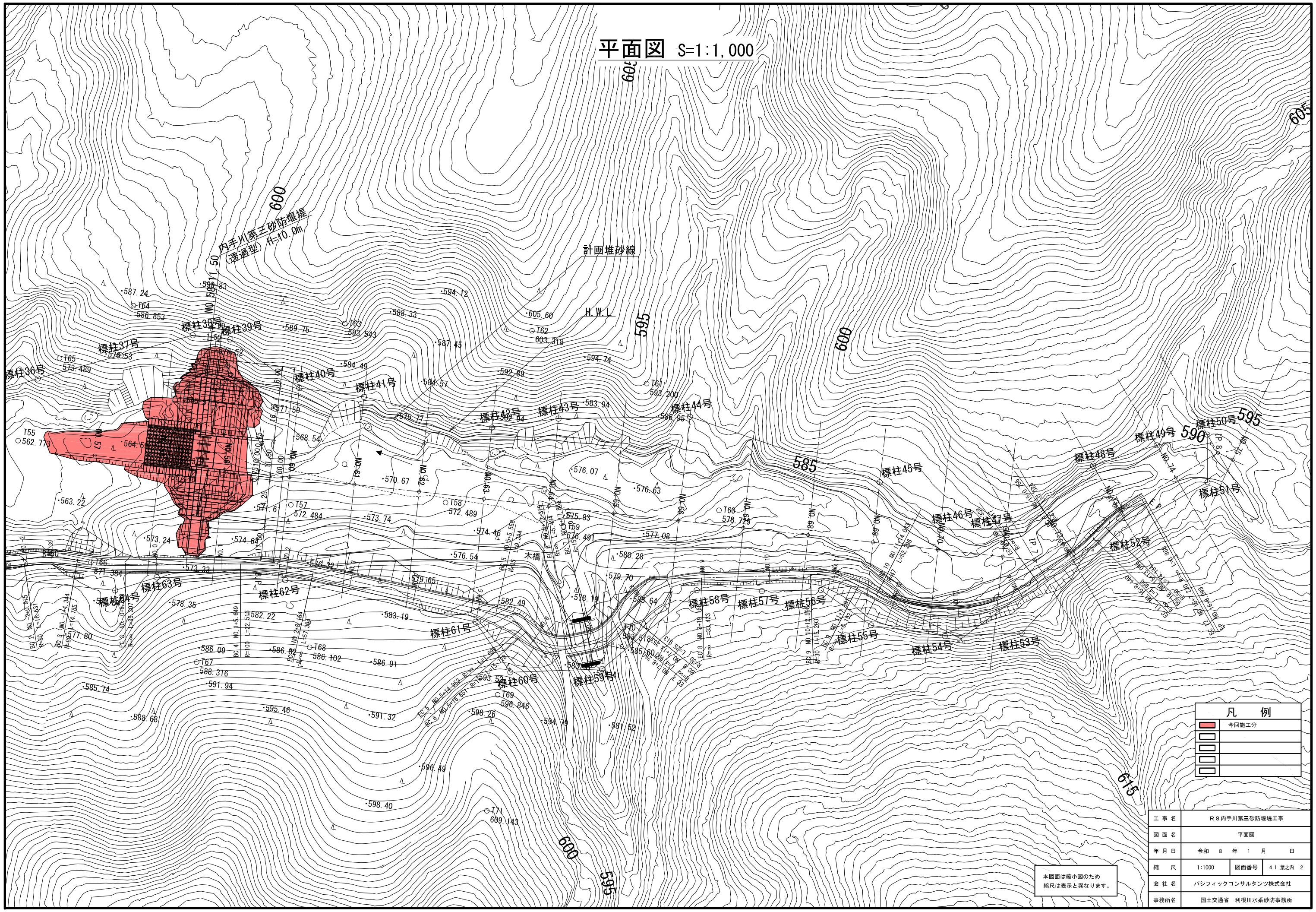
《余裕期間制度（フレックス）の活用について》
 本工事は、受注者の円滑な工事施行体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。
 なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

位置図 S=1:50,000



工事名	R8内手川第三砂防堰堤工事			
図面名	位置図			
年月日	令和8年1月日			
縮尺	1:50,000	図面番号	41葉之内1	
所長	副所長	課長	係長	設計
会社名				
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所			

平面図 S=1:1,000

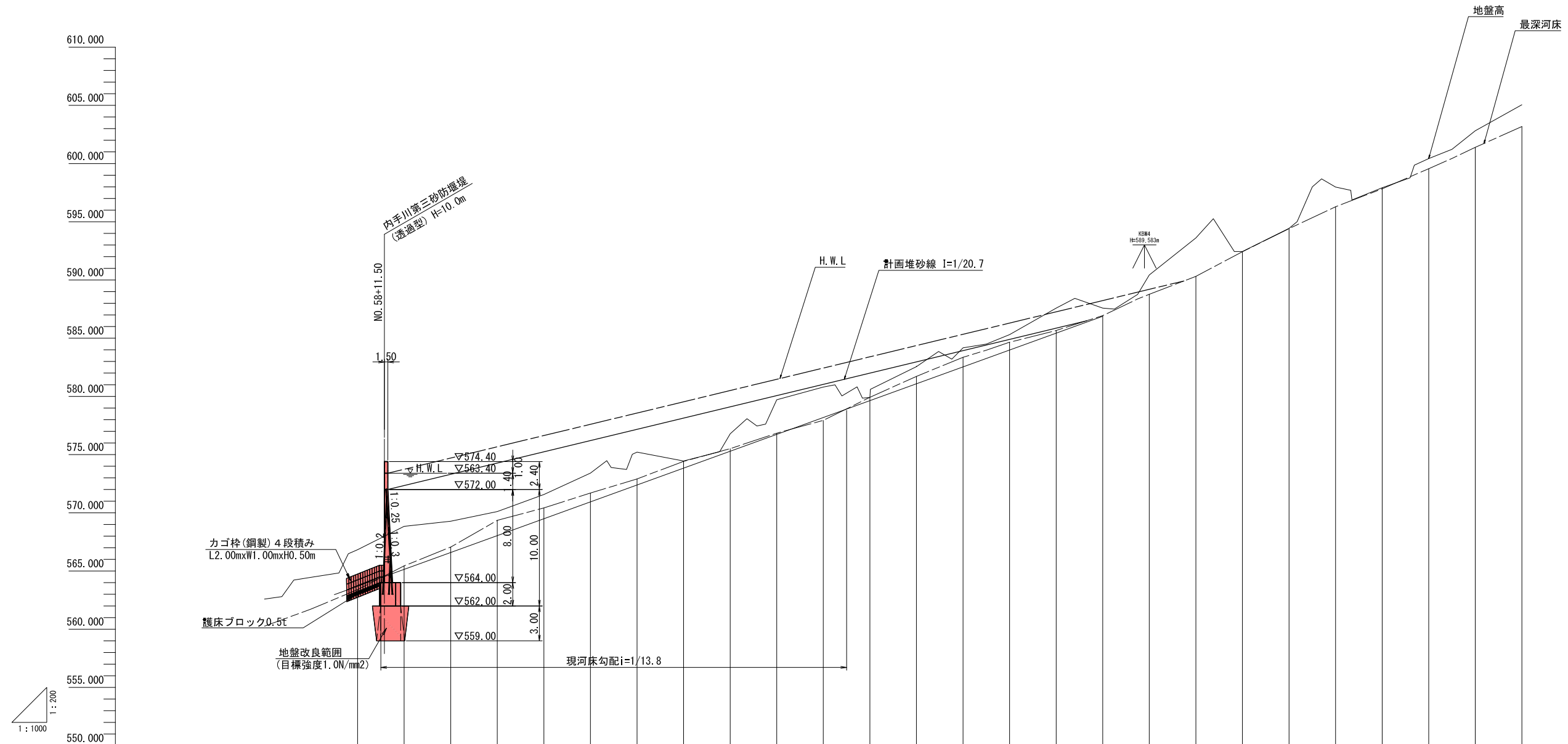


凡例	
	今回施工分
	
	
	

工事名	R8内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	平面図		
年月日	令和8年	1月	日
縮尺	1:1000	図面番号	41葉之内 2
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

縦断面図 V=1: 200 H=1: 1, 000



計画高水位																										
計画堆砂高	573.40	573.74	574.70	575.67	576.64	577.60	578.57	579.54	580.50	581.47	582.43	583.40	584.37	585.33	586.30	587.26	588.23	589.20	589.92							
勾配	$i=1/13.8$ $L=200.00m$																									
最深河床高	563.40	565.44	567.06	569.35	571.42	573.41	575.21	577.42	579.51	581.84	584.94	587.92	591.72	595.36	598.65	601.66	604.44	607.01	609.38	611.56	613.56	615.39	617.06	618.58		
地盤高	566.83	568.84	569.28	570.11	571.57	573.41	575.21	577.45	579.79	581.71	584.80	587.92	591.55	595.17	598.31	601.58	604.94	608.41	611.88	615.35	618.72	622.00	625.18	628.26		
追加距離																										
単距離	0.00	11.500	8.500	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000		
測点	No. 58	No. 58+11.500	No. 59	No. 60	No. 61	No. 62	No. 63	No. 64	No. 65	No. 66	No. 67	No. 68	No. 69	No. 70	No. 71	No. 72	No. 73	No. 74	No. 75	No. 76	No. 77	No. 78	No. 79	No. 80	No. 81	No. 82
曲線	$IP.7 \quad IA=36^{\circ} 49' 10''$ $IP.8 \quad IA=55^{\circ} 59' 08''$ $IP.9 \quad IA=49^{\circ} 05' 03''$ $IP.10 \quad IA=47^{\circ} 43' 36''$																									

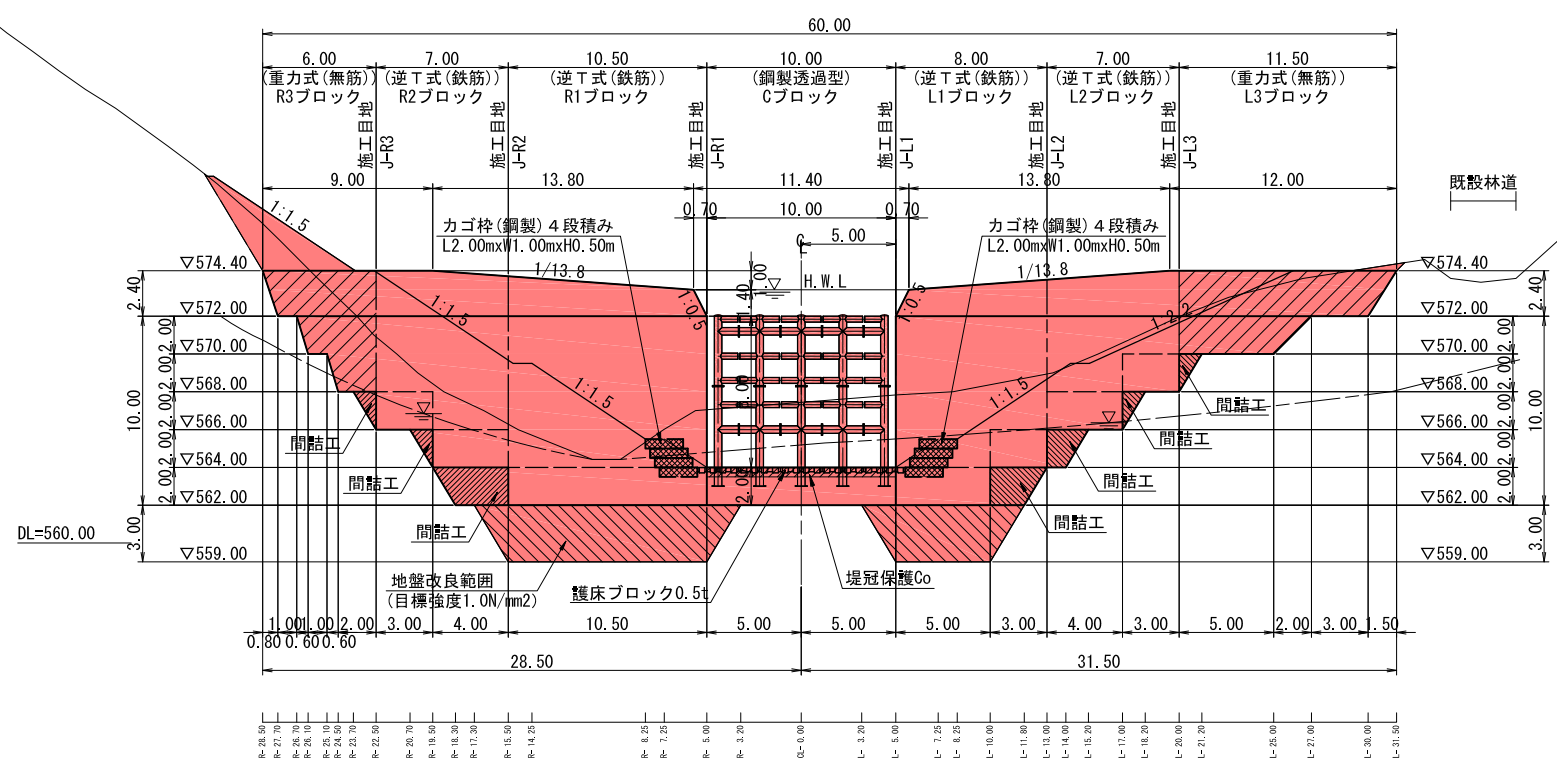
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡例	
	今回施工分
	
	
	

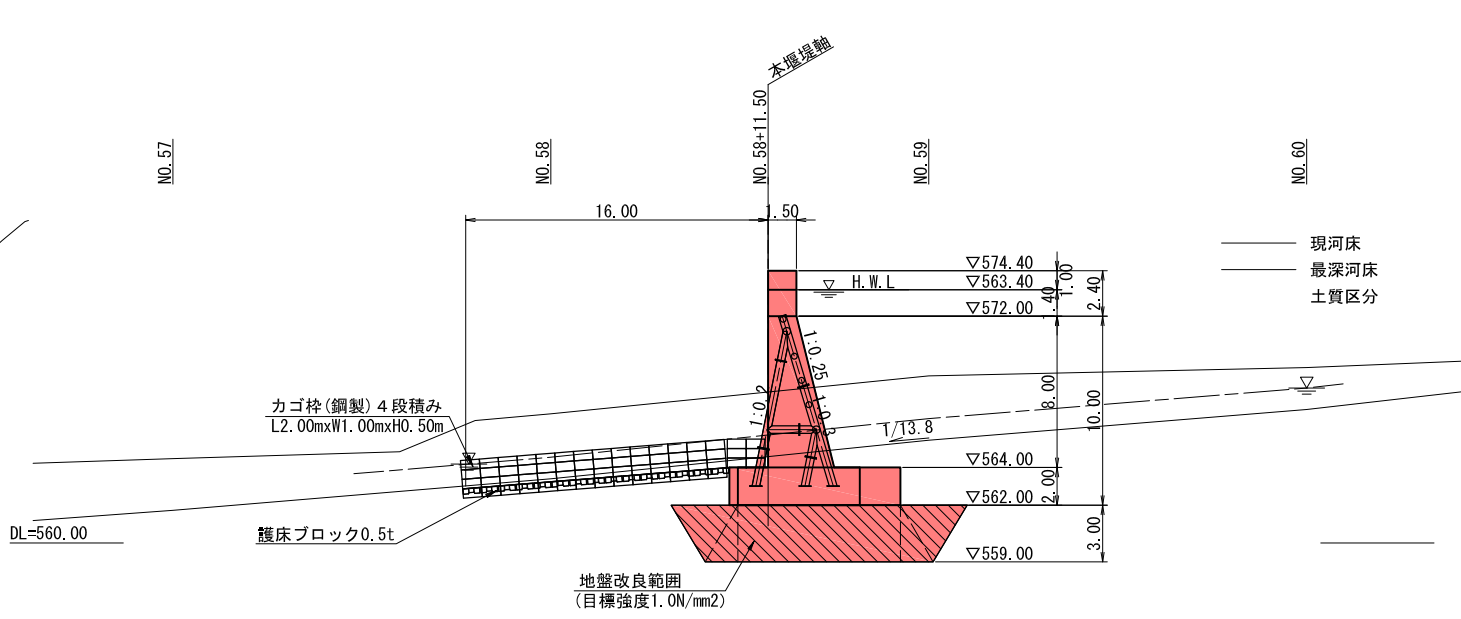
工事名	R8内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	縦断面図		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮尺	V=1: 200 H=1: 1, 000	図面番号	41 葉之内 3
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

砂防堰堤構造一般図 S=1:200

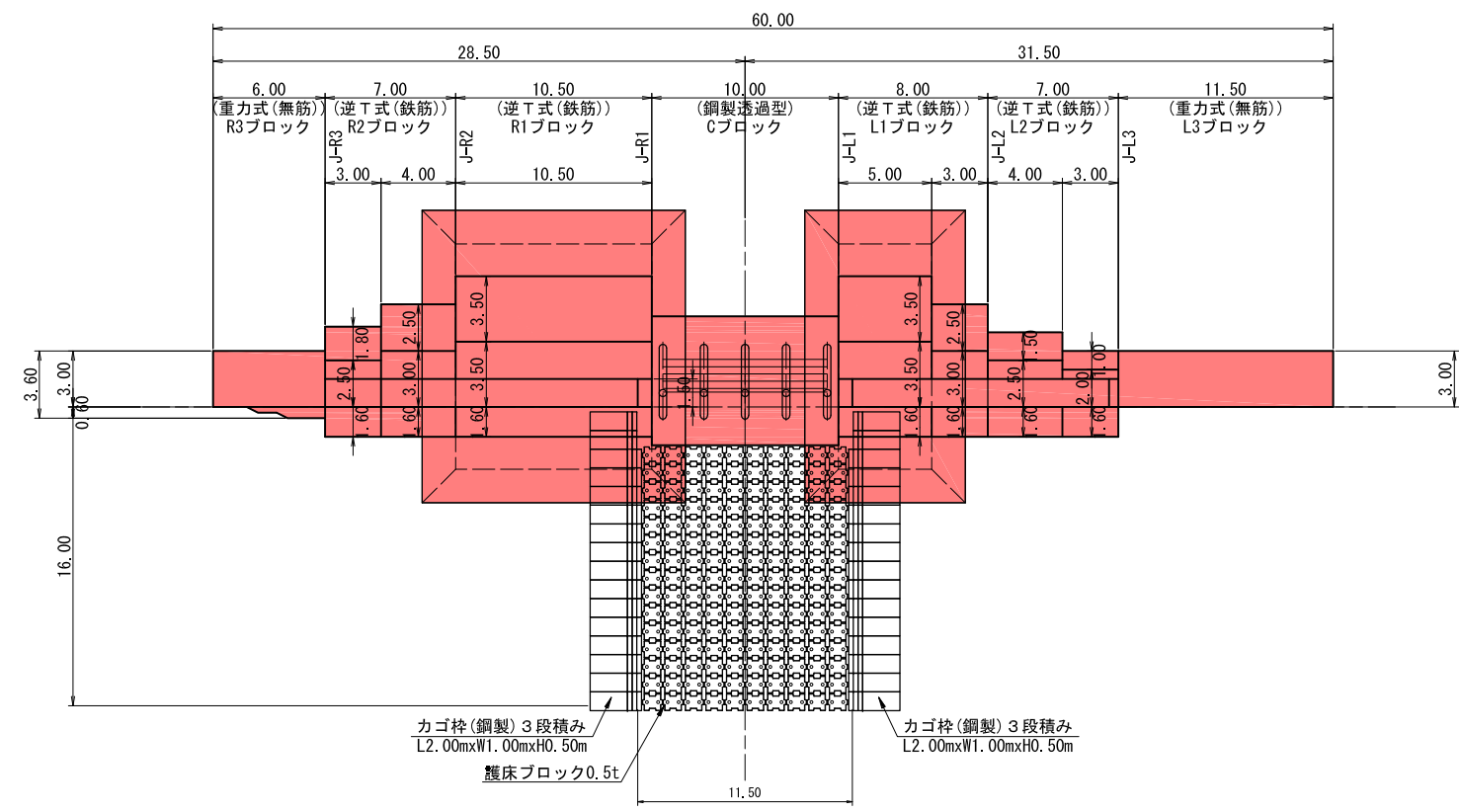
本堤工正面図
NO. 58+11.50



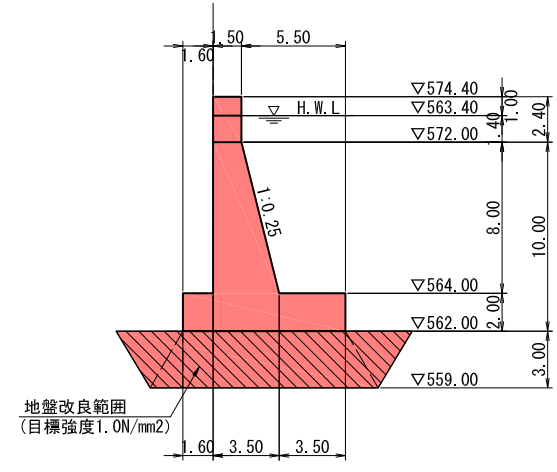
側面図



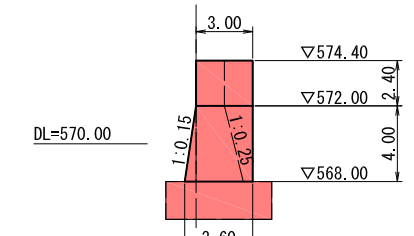
平面図



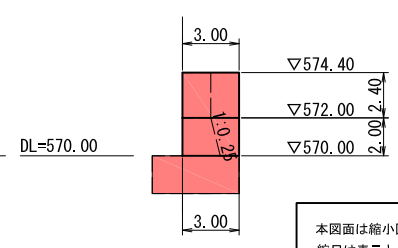
非越流部 (逆丁式)



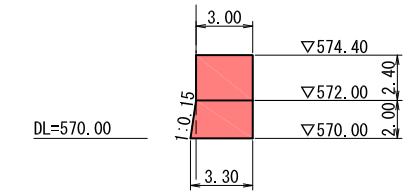
右岸側非越流部 (重力式)
<H=4.0m断面>



左岸側非越流部 (重力式)



<H=2.0m断面>



凡例	
	今回施工分
	
	
	

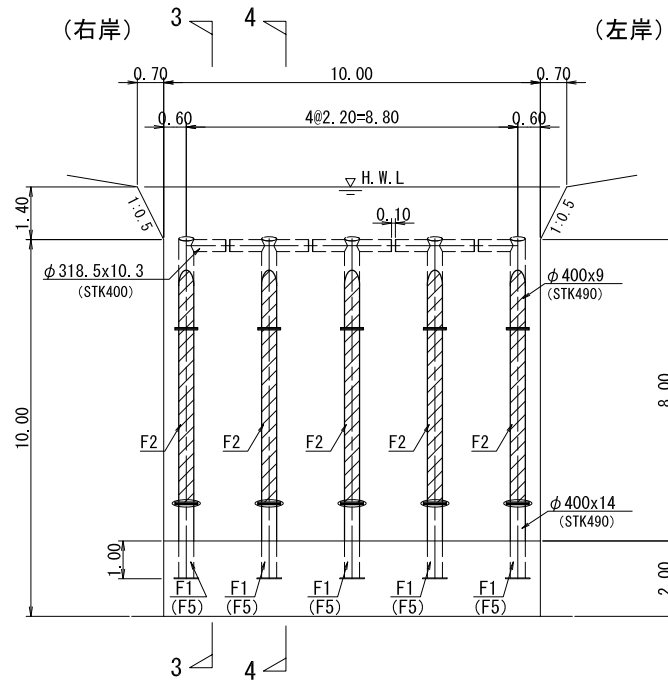
工事名	R8内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	砂防堰堤構造一般図		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮尺	1:200	図面番号	41 葉之内 4
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

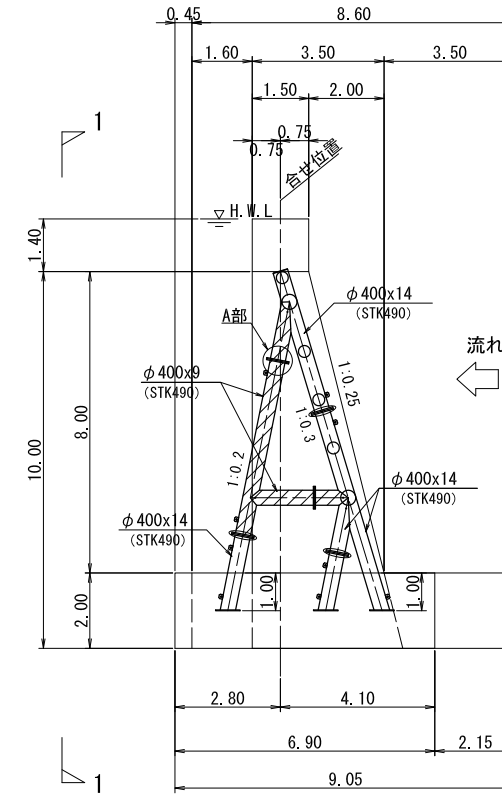
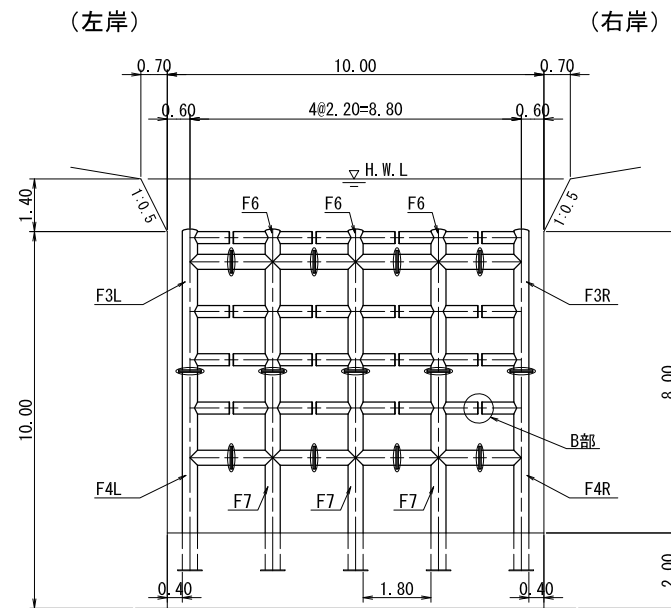
鋼製スリット一般図

側面図 S=1:100

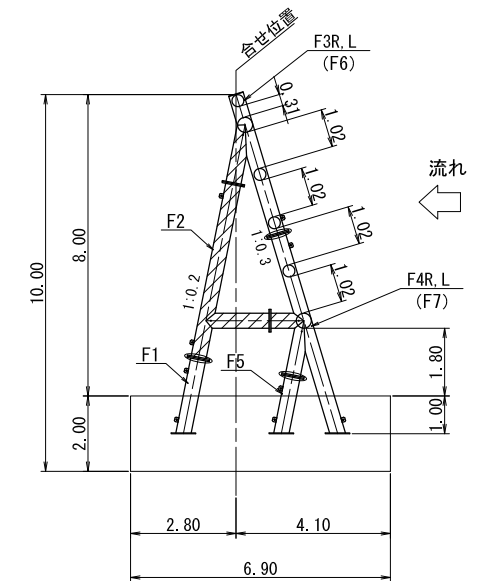
正面図 S=1:100
(下流面 1-1)



(上流面 2-2)

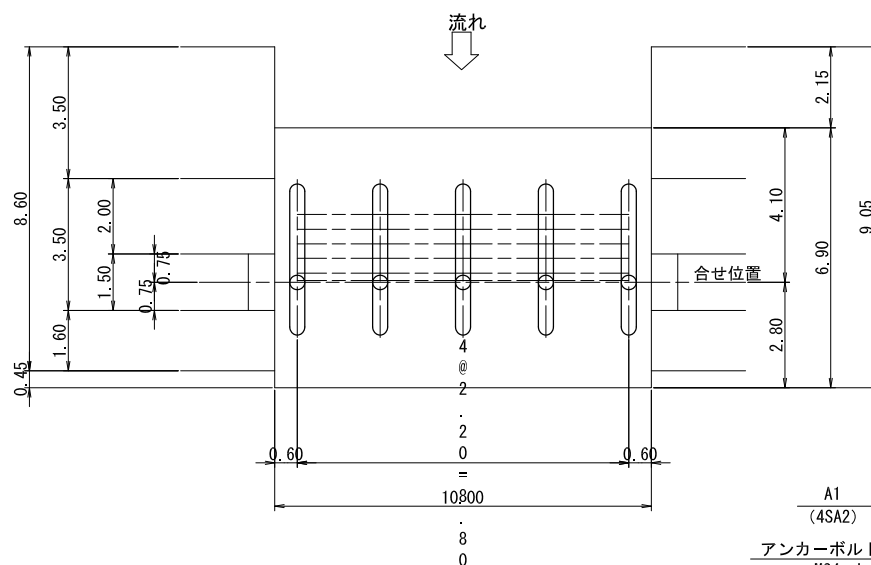


(両端部 3-3)
(中間部 4-4)

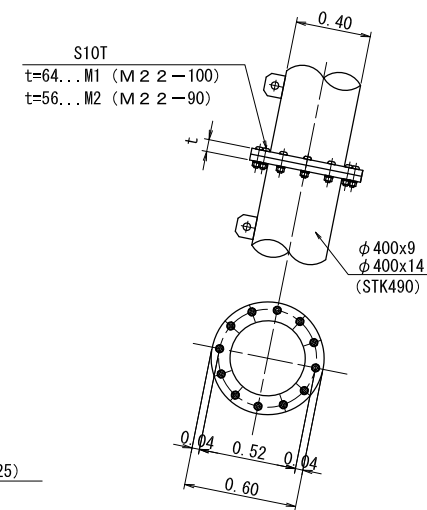


* () は中間部

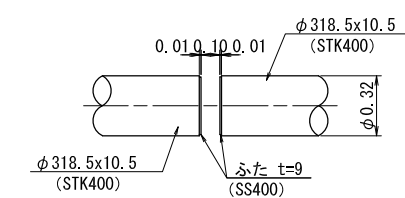
平面図 S=1:100



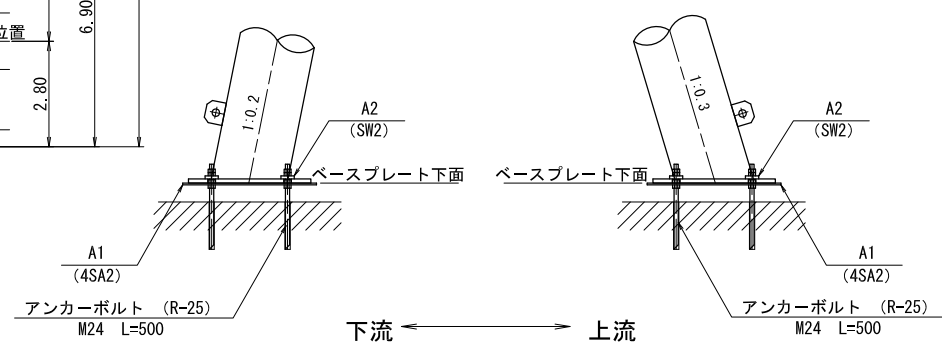
A部接合部詳細図



B部詳細図



ベースプレート部詳細図



番号	名称	規格	材質	数量	単位質量 (kg)	質量 (kg)
F 1	フレーム下流側	φ400×14	STK490	5	390.17	1,950.85
F 2	フレーム下流側	φ400×9	STK490	5	730.49	3,652.45
F 3	フレーム上流側	φ400×9, 14, φ318.5×10.3	STK490 /400	2	1,176.83	2,353.66
F 4	フレーム上流側	φ400×9, 14, φ318.5×10.3	STK490 /400	2	1,472.74	2,945.48
F 5	フレーム中間	φ400×14	STK490	5	326.33	1,631.65
F 6	フレーム上流側	φ400×9, 14, φ318.5×10.3	STK490 /400	3	1,591.29	4,773.87
F 7	フレーム上流側	φ400×9, 14, φ318.5×10.3	STK490 /400	3	1,739.93	5,219.79
A 1	アンカープレート	PL-710×710×9 (4SA2)	SS400	15	35.49	532.35
A 2	座金プレート	PL-70×70×16 (SW2)	SS400	60	0.56	33.60
M 1	トルシア形高カボルト	M22-100 (S10T), 1N, 1W		276	0.613	169.19
M 2	トルシア形高カボルト	M22-90 (S10T), 1N, 1W		120	0.583	69.96
合 計						23,332.85

(アンカーボルト及び柱回り用心鉄筋の質量は含まず)

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

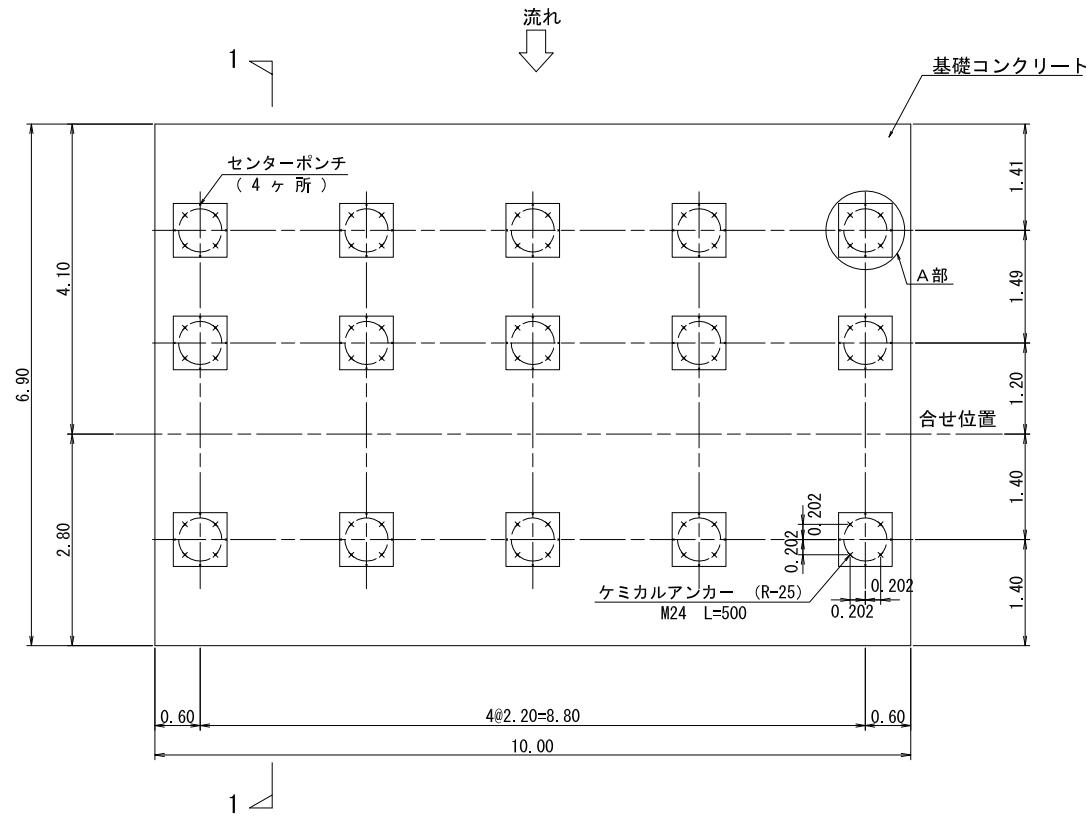
凡 例

□	今回施工分
□	
□	
□	

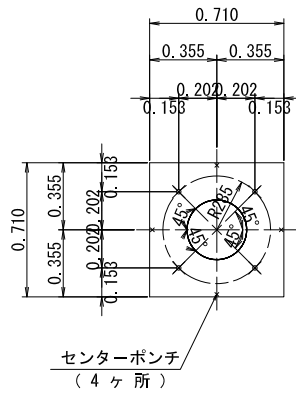
工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	鋼製スリット一般図		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮 尺	図示	図面番号	4 1 業之内 5
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

鋼製スリット構造図 (1)

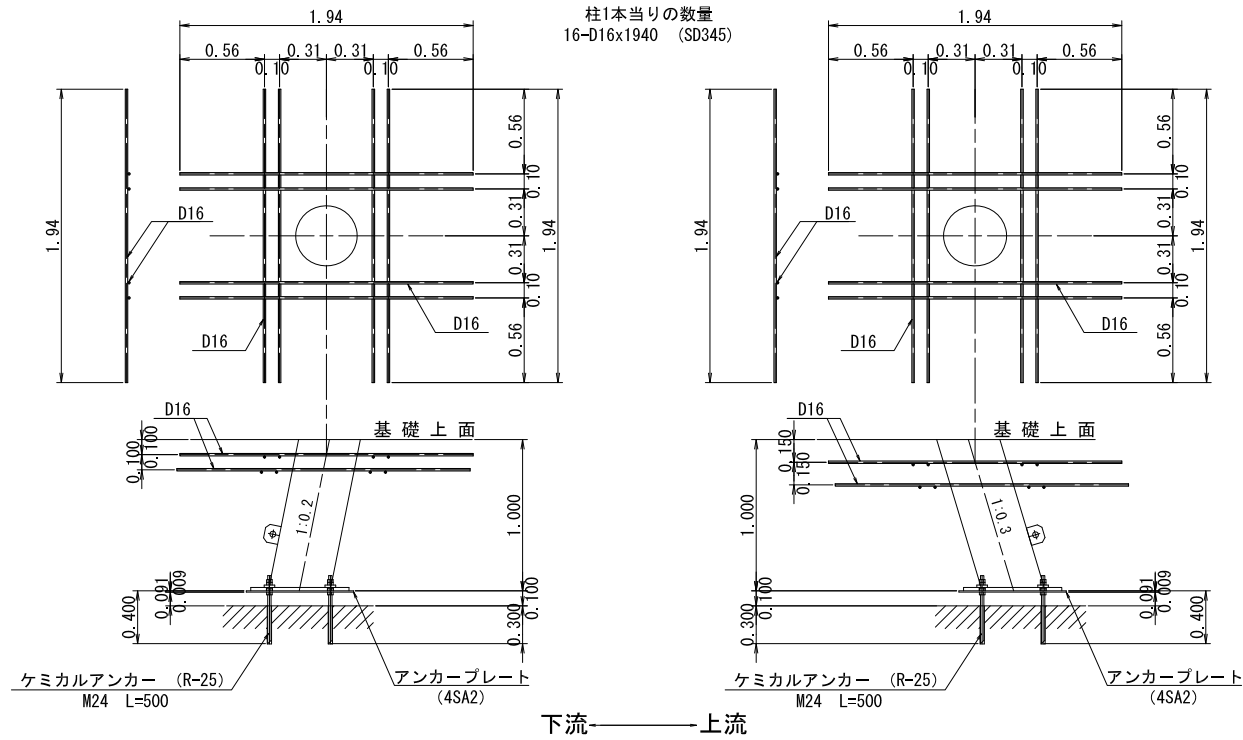
平面図 S=1:50



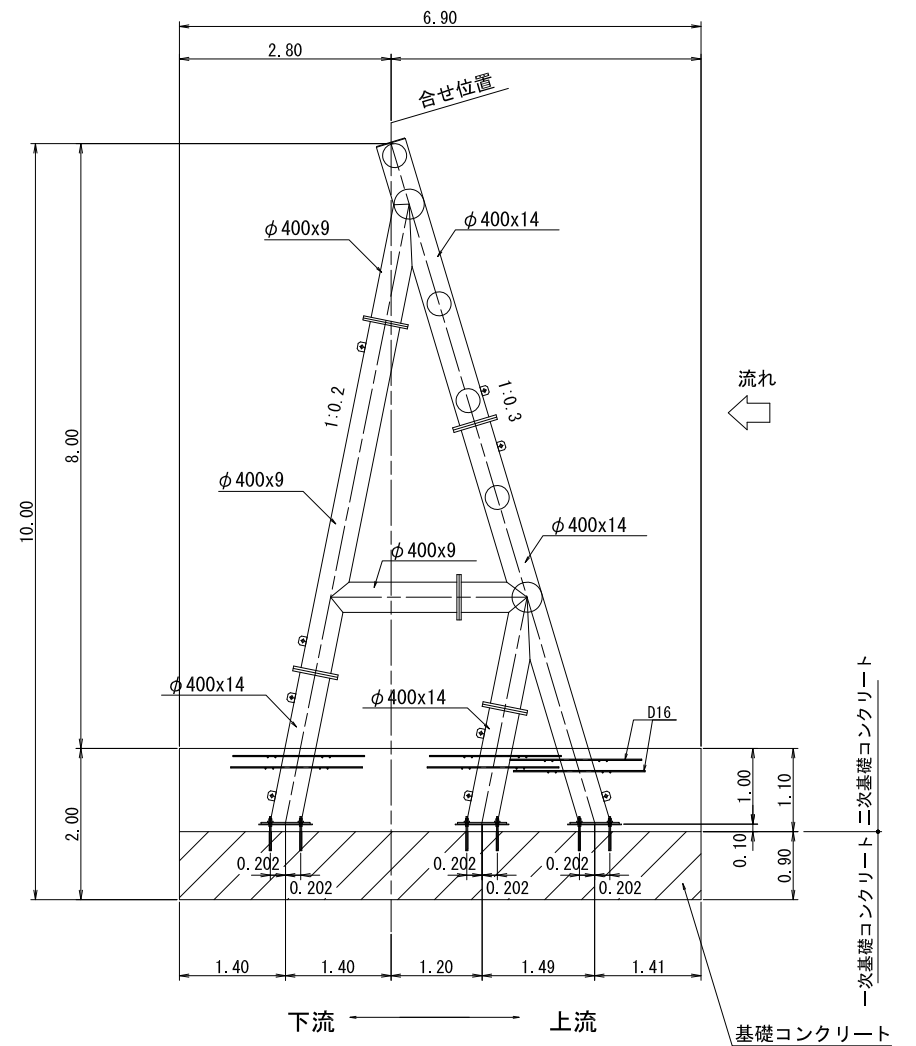
A部詳細図
アンカープレート (4SA2)



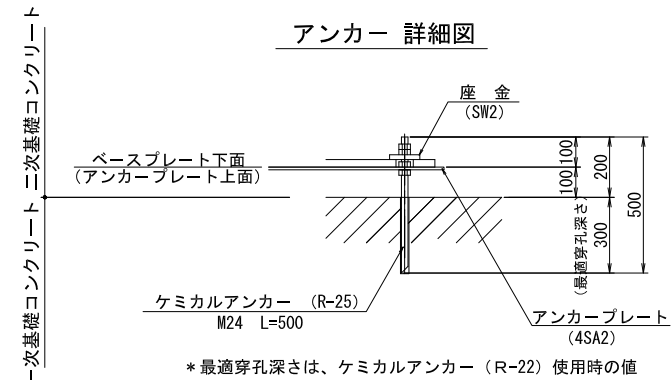
ベースプレート部詳細図
柱材回り用心鉄筋部詳細図



1-1側面図 S=1:50



アンカー 詳細図



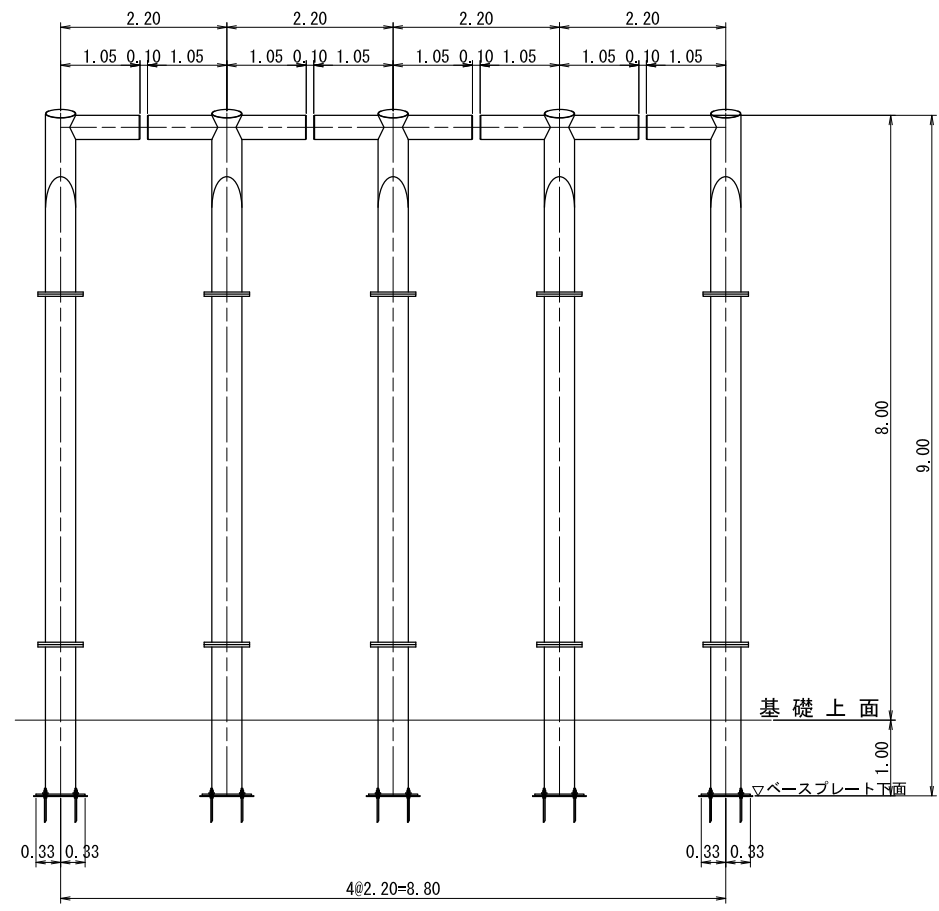
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡例	
	今回施工分

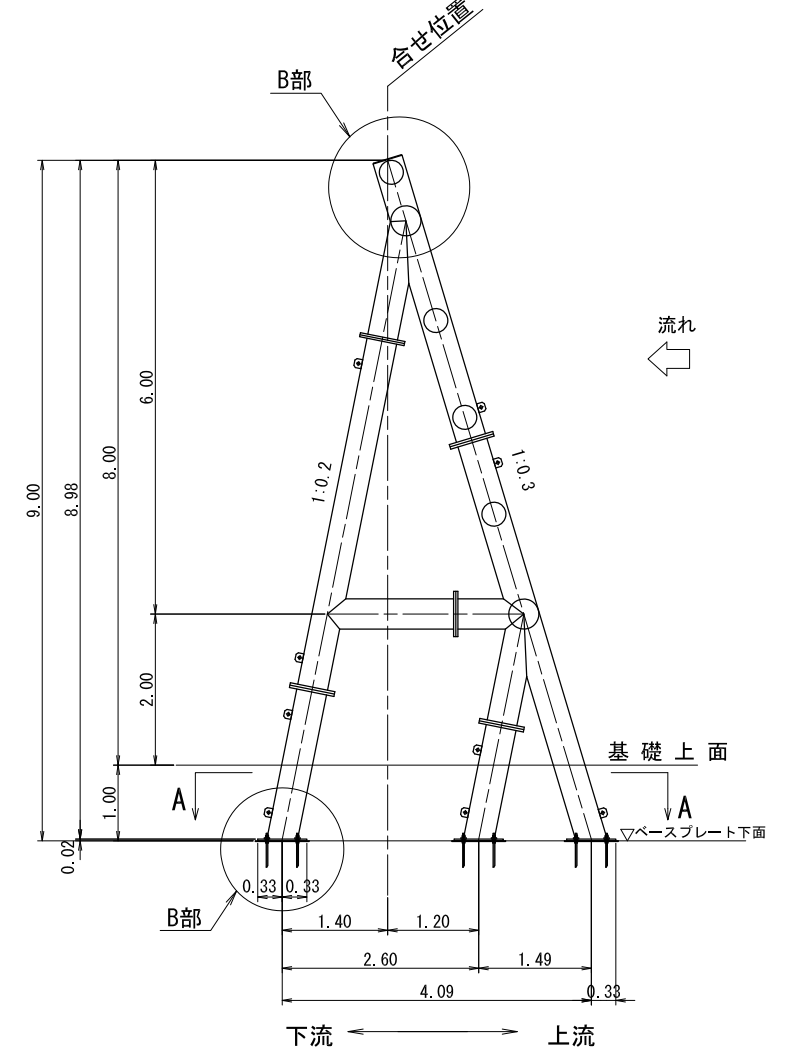
工事名	R8内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	鋼製スリット構造図 (1)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮尺	図示	図面番号	41 葉之内 6
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

鋼製スリット構造図 (2)

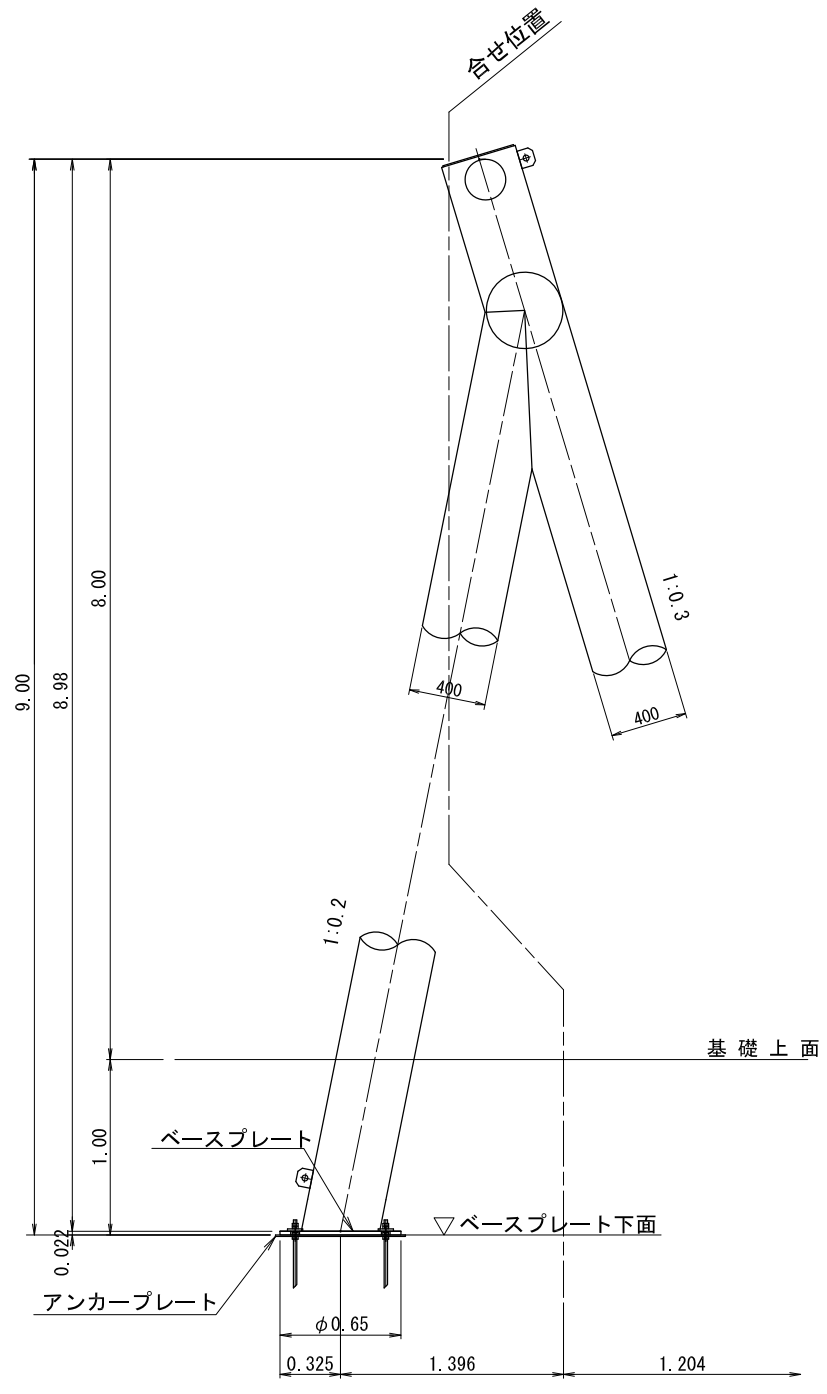
正面図(下流面)
S=1:50



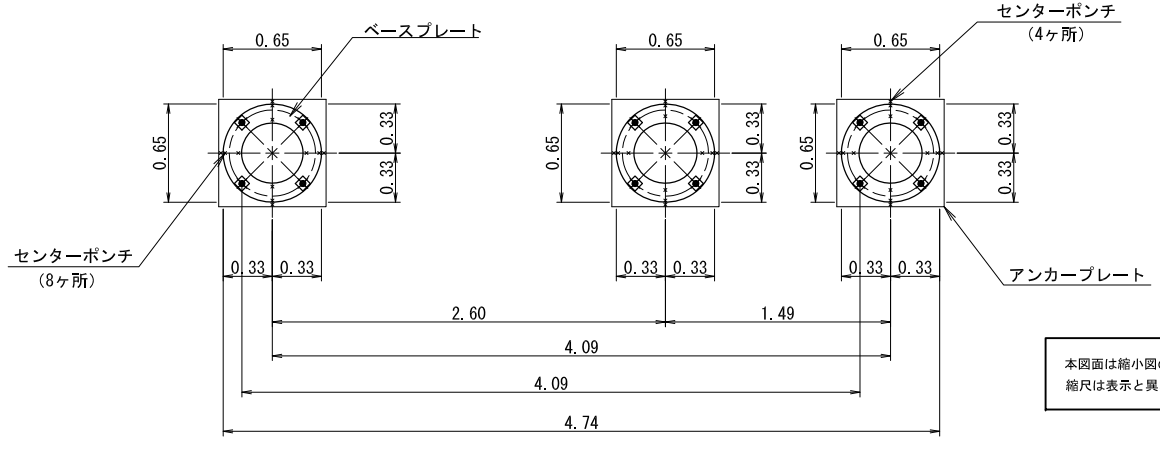
側面図
S=1:50



B部詳細図
S=1:25



A-A断面
S=1:25



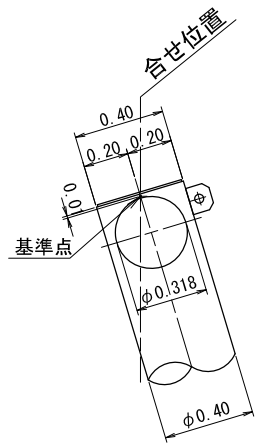
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡例	
□	今回施工分
□	
□	
□	

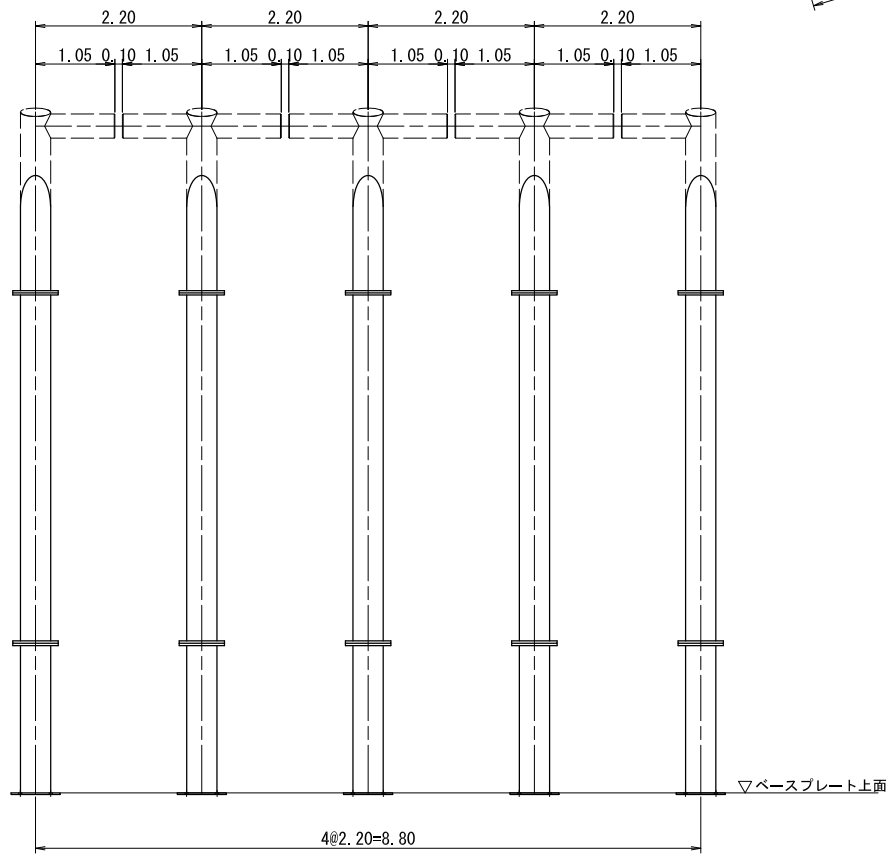
工事名	R8内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	鋼製スリット構造図(2)		
年月日	令和8年	1月	日
縮尺	図示	図面番号	41葉之内 7
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

鋼製スリット構造図 (3)

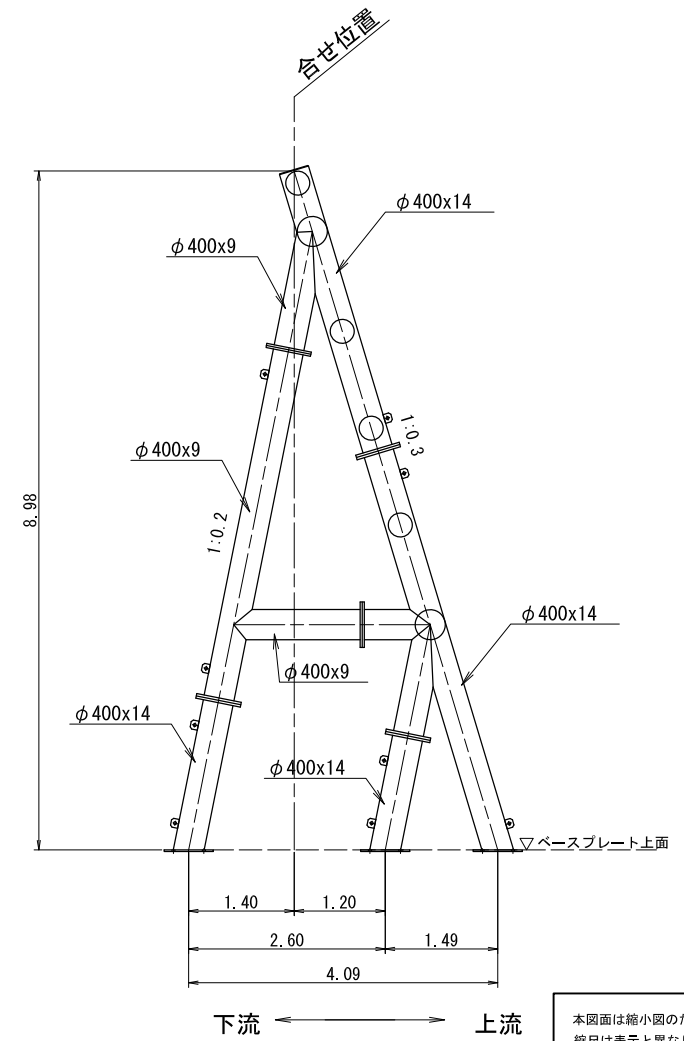
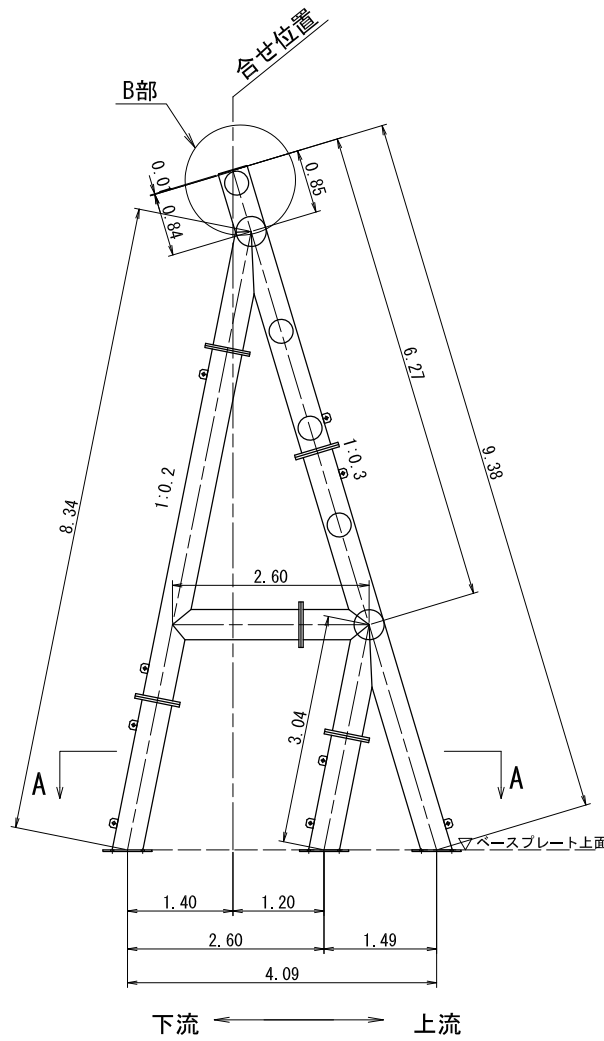
B部詳細



正面図 (下流面)
S=1:50

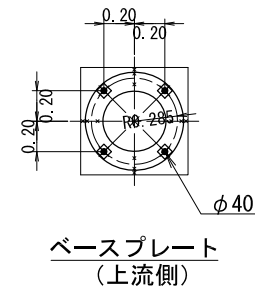
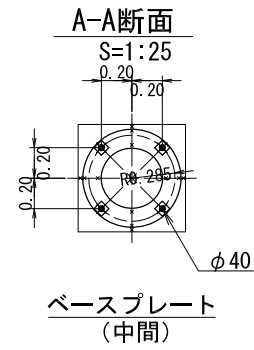
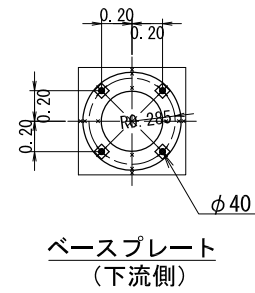
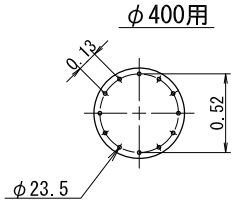


側面図
S=1:50



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

鋼管継手プレート
S=1:25

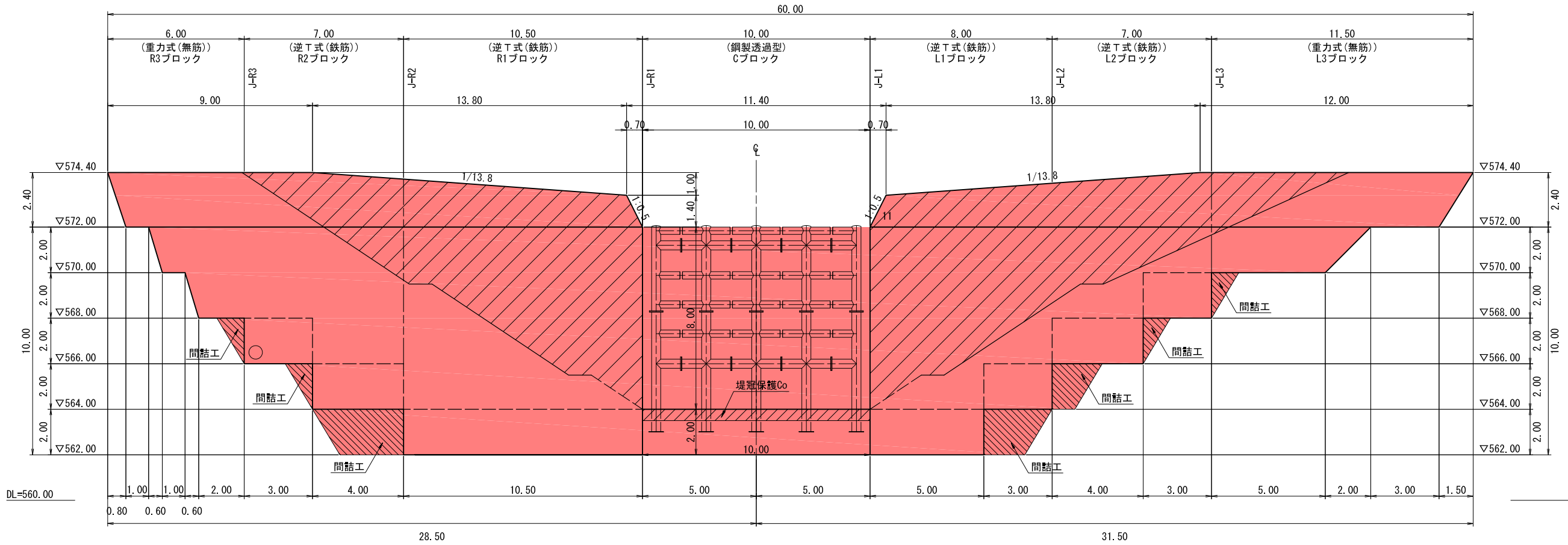


凡例	
	今回施工分

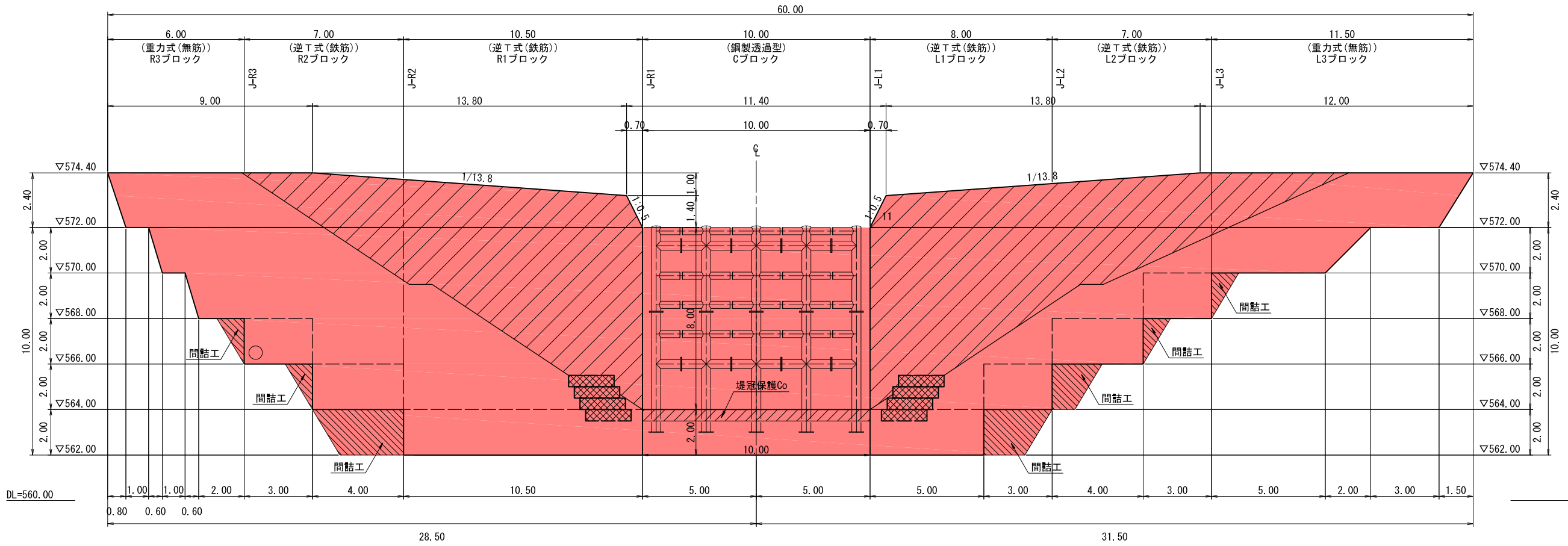
工事名	R8内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	鋼製スリット構造図 (3)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮尺	図示	図面番号	41 葉之内 8
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

残存型枠（可視部）修景図（1）S=1:100

上流側



下流側



凡例	
	今回施工分
	残存型枠(可視部)
	間詰工

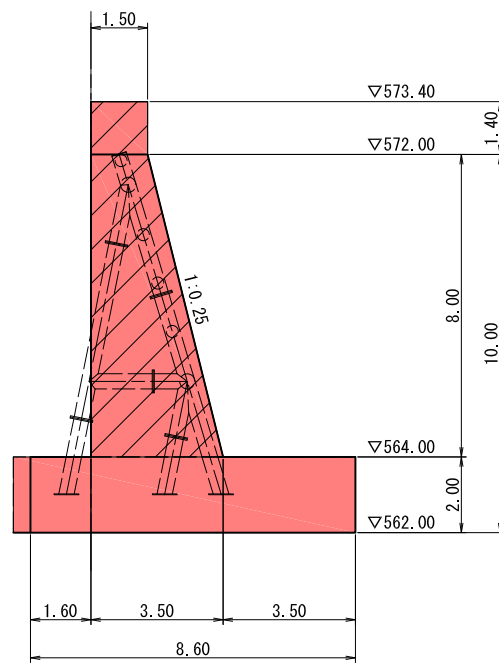
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R8内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	残存型枠(可視部)修景図(1)		
年月日	令和8年1月	日	
縮尺	1:100	図面番号	41葉之内 9
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

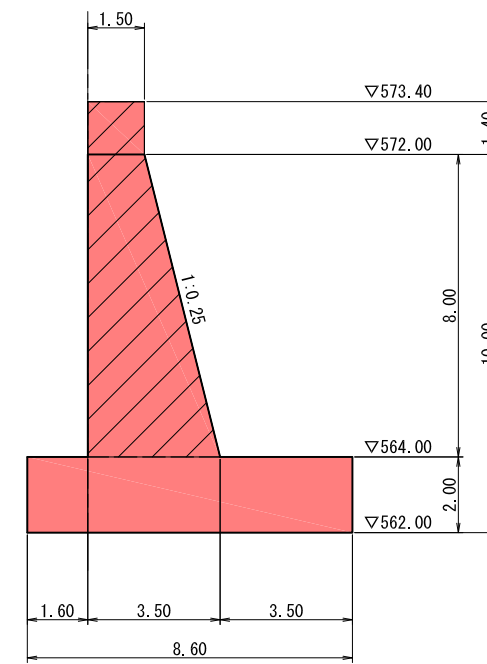
残存型枠（可視部）修景図（2） S=1:100

断面図

J-R1断面
(R1ブロック)



J-L1断面
(L1ブロック)



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

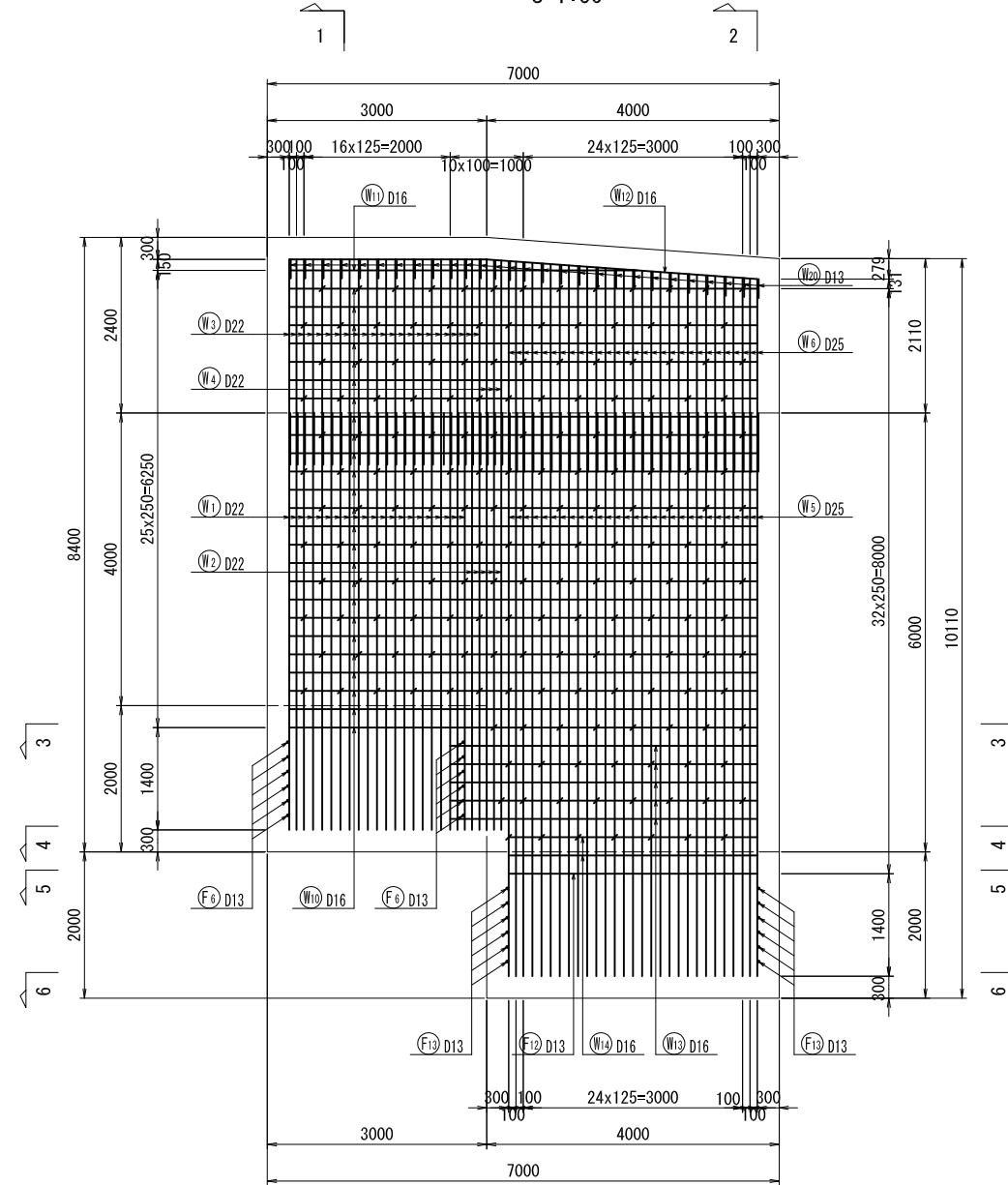
凡例	
	今回施工分
	残存型枠(可視部)

工事名	R8内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	残存型枠(可視部)修景図(2)		
年月日	令和8年1月	日	
縮尺	1:100	図面番号	41葉之内10
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

本堰堤配筋図 (1)

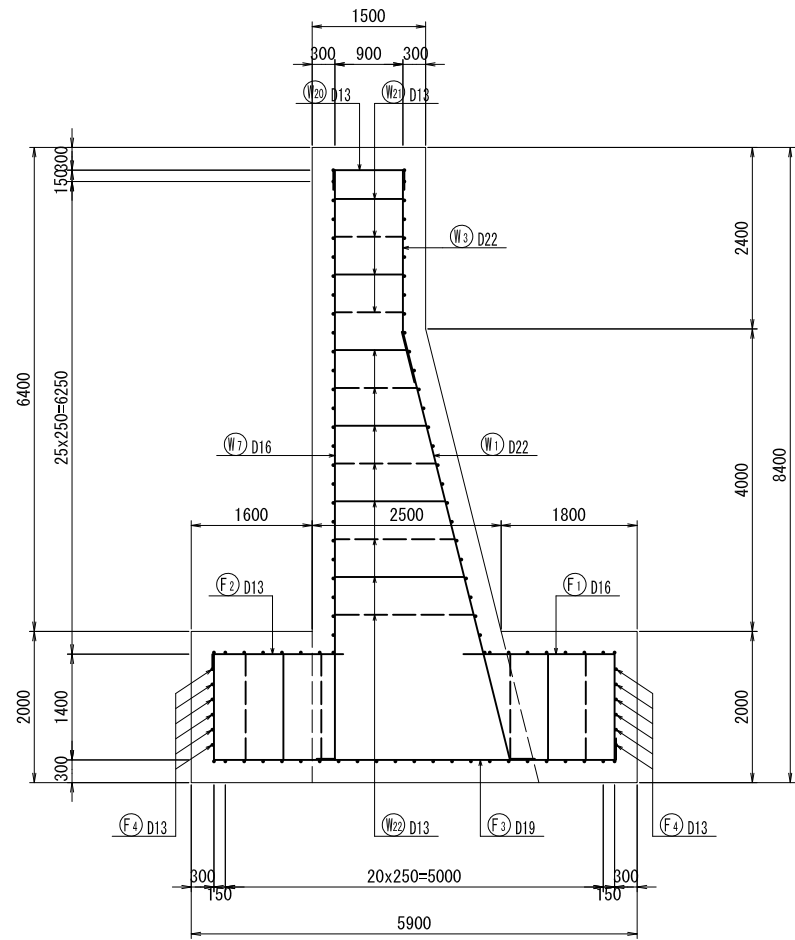
縦壁背面図

S=1:50



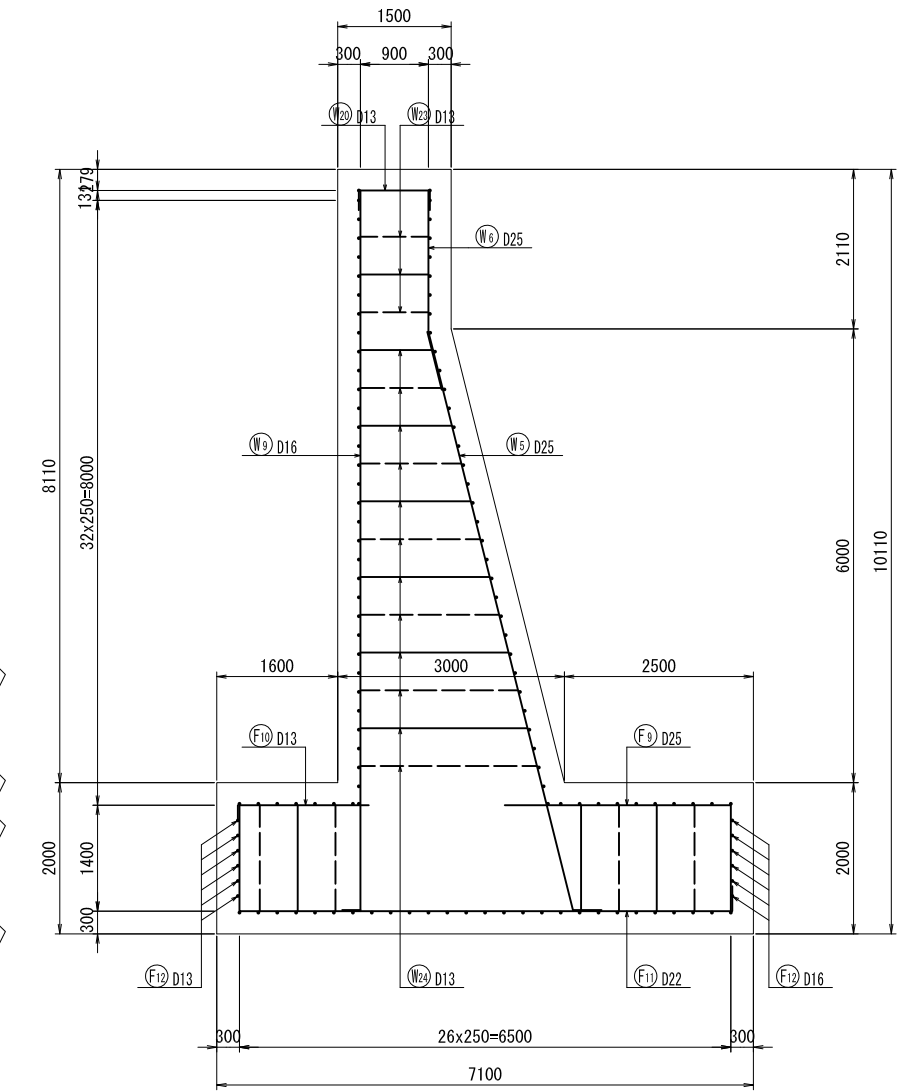
1-1断面

S=1:50



2-2断面

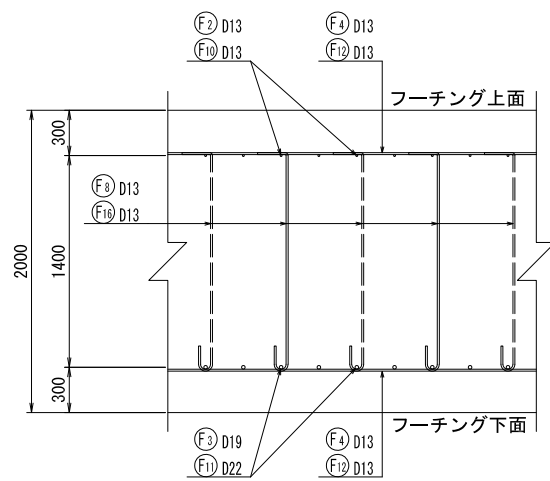
S=1:50



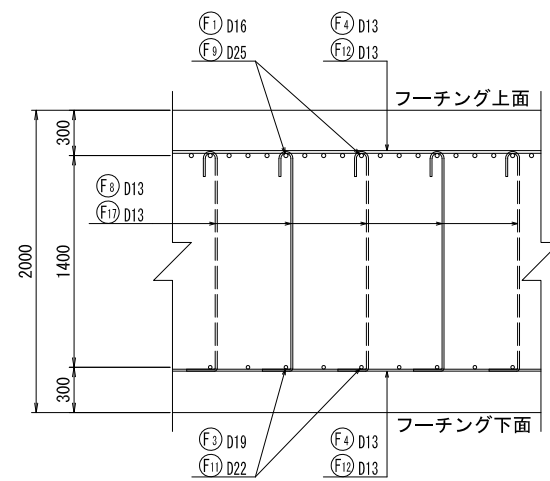
フーチング詳細図

S=1:25

前フーチング

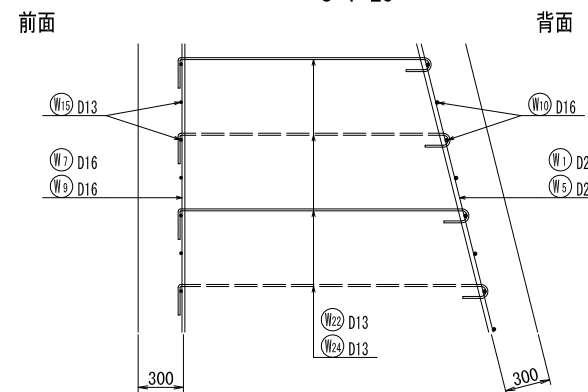


後フーチング

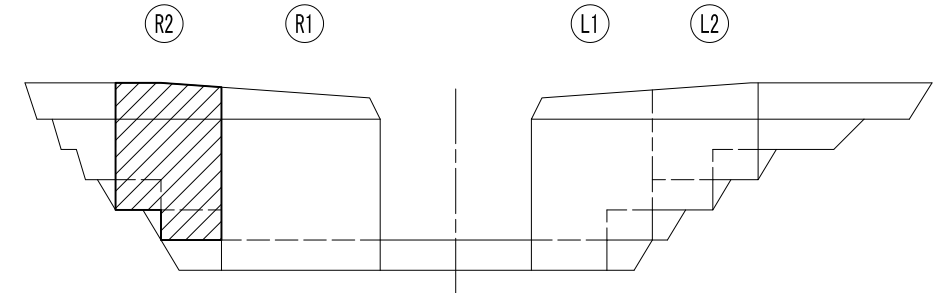


たて壁詳細図

S=1:25



位置図



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

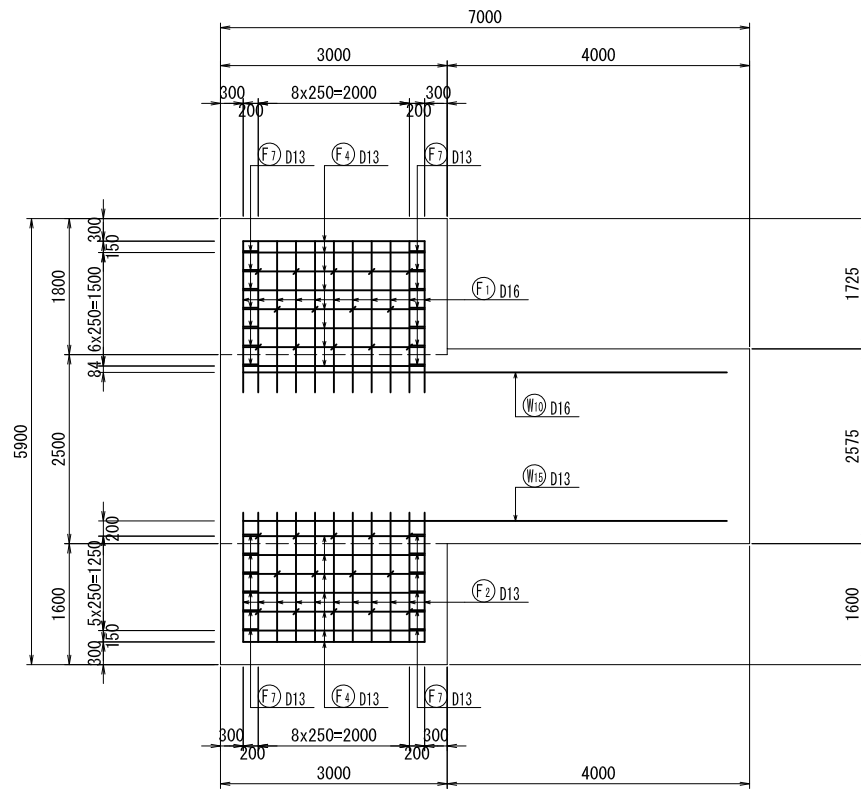
凡例

□	今回施工分
□	
□	
□	
□	

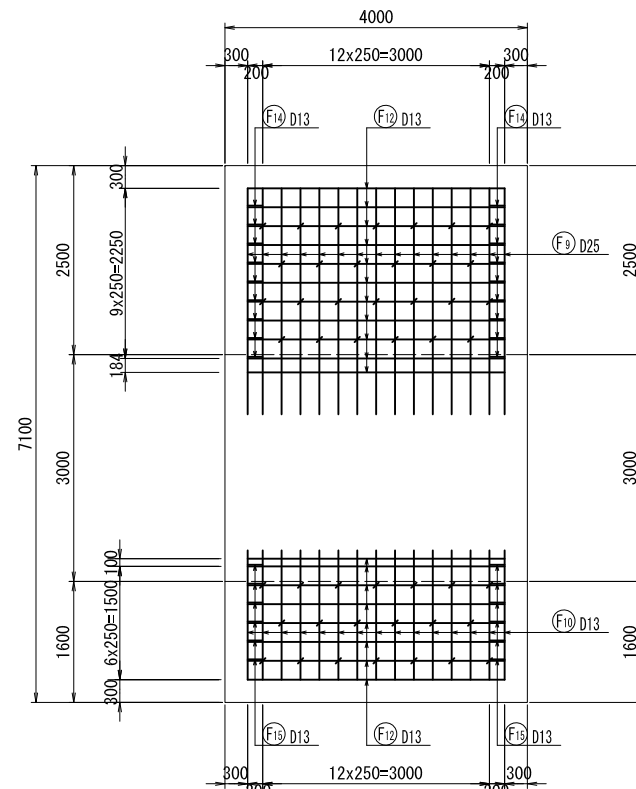
工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	本堰堤配筋図 (1)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮尺	図示	図面番号	41 葉之内 11
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

本堰堤配筋図 (2)

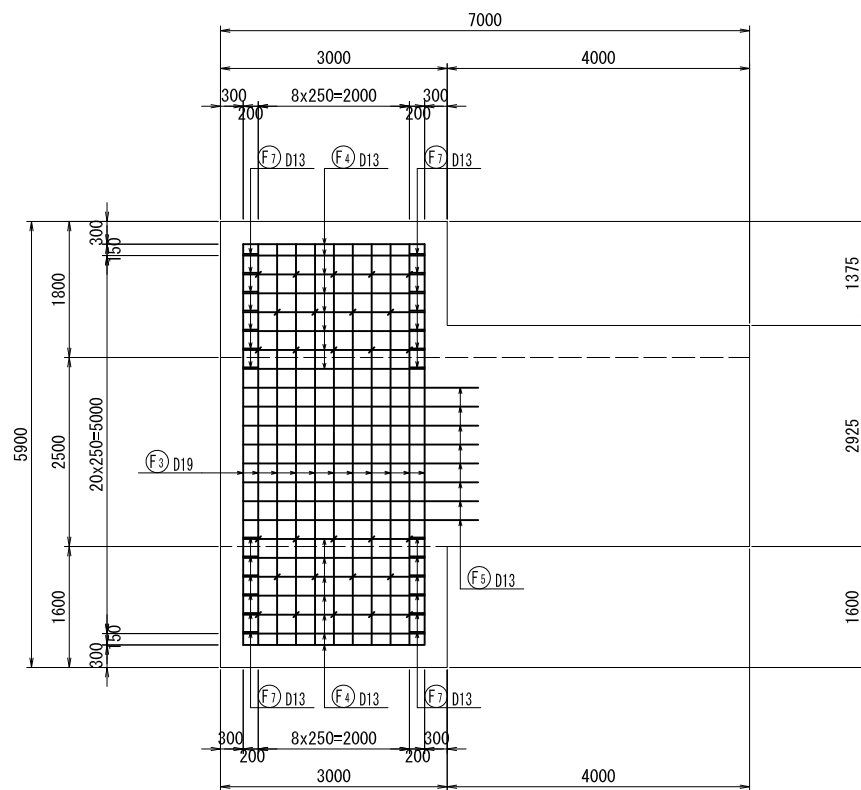
フーチング上面
S=1:50
3-3断面



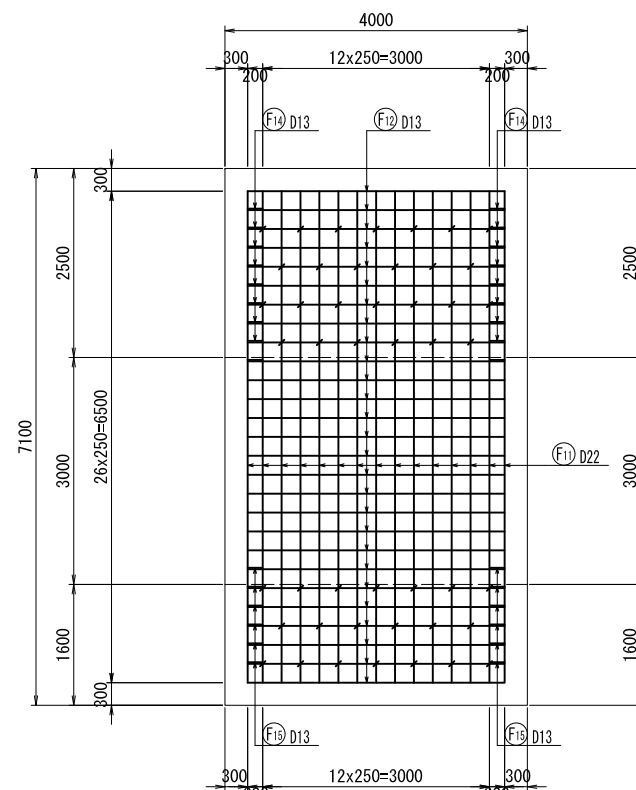
フーチング上面
S=1:50
5-5断面



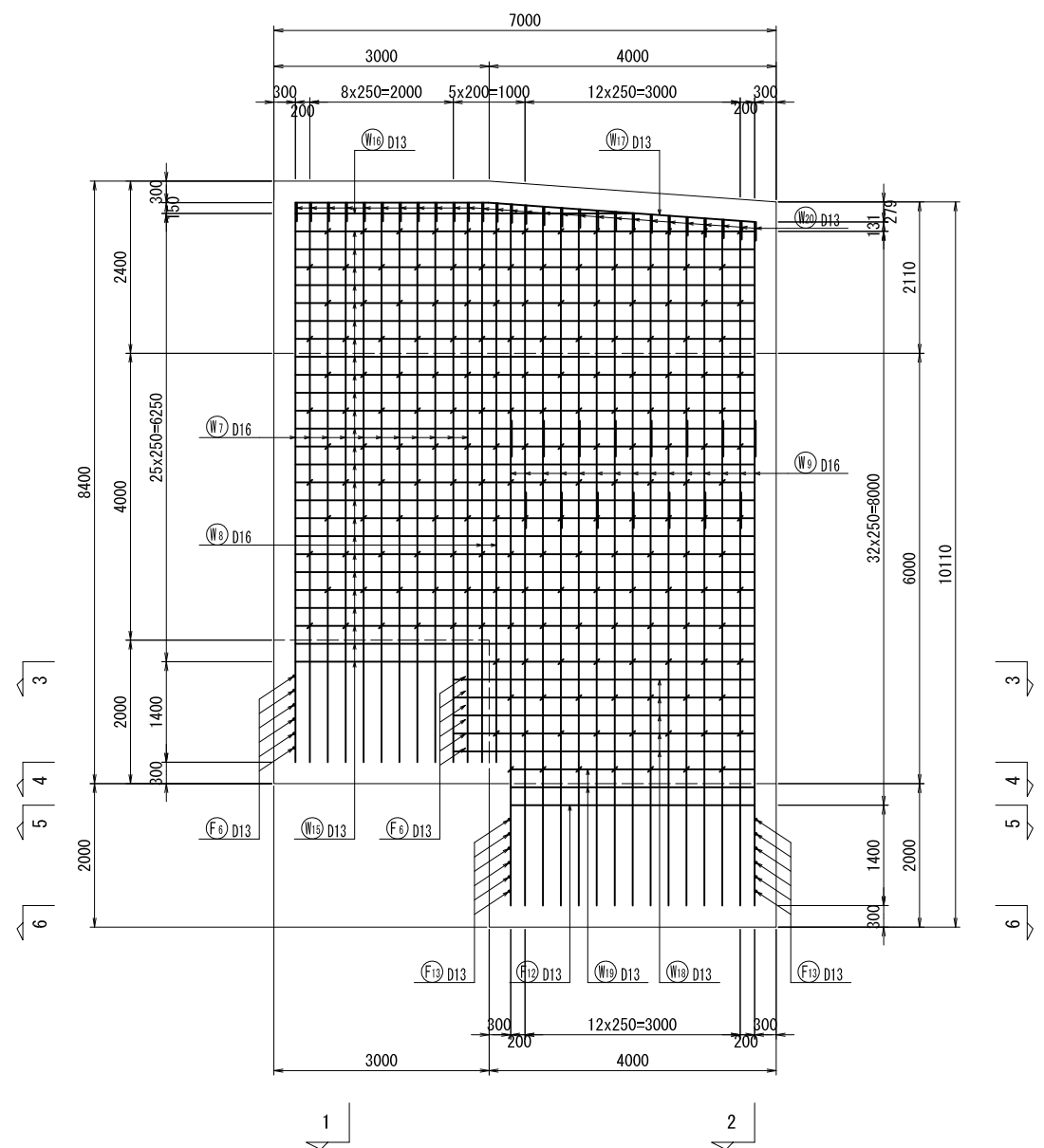
フーチング下面
S=1:50
4-4断面



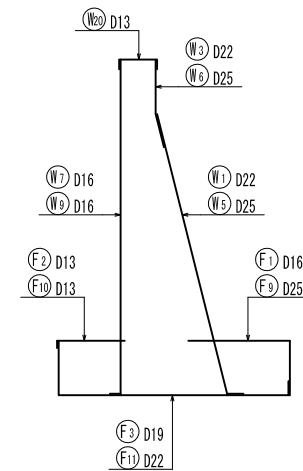
フーチング下面
S=1:50
6-6断面



たて壁前面図
S=1:50



鉄筋組立図

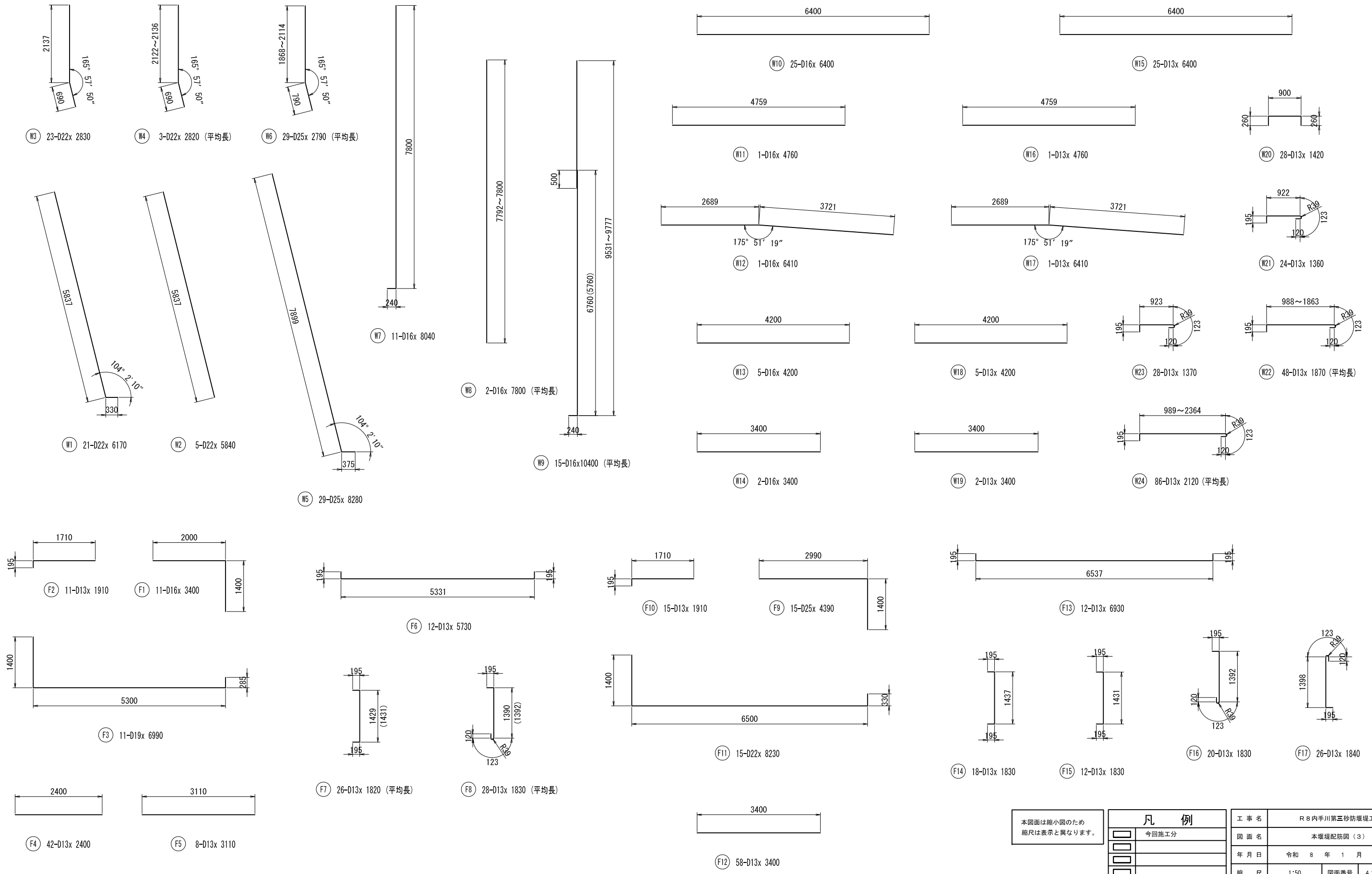


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡例	
[Symbol]	今回施工分
[Symbol]	
[Symbol]	
[Symbol]	
[Symbol]	

工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	本堰堤配筋図 (2)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮尺	図示	図面番号	41 葉之内 12
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

本堰堤配筋図 (3) S=1:50



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡例	
	今回施工分

工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	本堰堤配筋図 (3)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮尺	1:50	図面番号	41 業之内 13
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

本堰堤配筋図 (4)

鉄筋表

記号	径	長さ (mm)	本数	単位質量 (kg/m)	1本当り質量 (kg)	質量 (kg)	摘要
W1	D22	6,170	21	3.04	18,757	394	└─┘
W2	D22	5,840	5	3.04	17,754	89	└─┘
W3	D22	2,830	23	3.04	8,603	198	└─┘
W4	D22	2,820	3	3.04	8,573	26	└─┘ (平均長)
W5	D25	8,280	29	3.98	32,954	956	└─┘
W6	D25	2,790	29	3.98	11,104	322	└─┘ (平均長)
W7	D16	8,040	11	1.56	12,542	138	└─┘
W8	D16	7,800	2	1.56	12,168	24	└─┘
W9	D16	10,400	15	1.56	16,224	243	└─┘ (平均長)
W10	D16	6,400	25	1.56	9,984	250	└─┘
W11	D16	4,760	1	1.56	7,426	7	└─┘
W12	D16	6,410	1	1.56	10,000	10	└─┘
W13	D16	4,200	5	1.56	6,552	33	└─┘
W14	D16	3,400	2	1.56	5,304	11	└─┘
W15	D13	6,400	25	0.995	6,368	159	└─┘
W16	D13	4,760	1	0.995	4,736	5	└─┘
W17	D13	6,410	1	0.995	6,378	6	└─┘
W18	D13	4,200	5	0.995	4,179	21	└─┘
W19	D13	3,400	2	0.995	3,383	7	└─┘
W20	D13	1,420	28	0.995	1,413	40	└─┘
W21	D13	1,360	24	0.995	1,353	32	└─┘
W22	D13	1,870	48	0.995	1,861	89	└─┘ (平均長)
W23	D13	1,370	28	0.995	1,363	38	└─┘
W24	D13	2,120	86	0.995	2,109	181	└─┘ (平均長)
F1	D16	3,400	11	1.56	5,304	58	└─┘
F2	D13	1,910	11	0.995	1,900	21	└─┘
F3	D19	6,990	11	2.25	15,728	173	└─┘
F4	D13	2,400	42	0.995	2,388	100	└─┘
F5	D13	3,110	8	0.995	3,094	25	└─┘
F6	D13	5,730	12	0.995	5,701	68	└─┘
F7	D13	1,820	26	0.995	1,811	47	└─┘ (平均長)
F8	D13	1,830	28	0.995	1,821	51	└─┘ (平均長)
F9	D25	4,390	15	3.98	17,472	262	└─┘
F10	D13	1,910	15	0.995	1,900	29	└─┘
F11	D22	8,230	15	3.04	25,019	375	└─┘
F12	D13	3,400	58	0.995	3,383	196	└─┘
F13	D13	6,930	12	0.995	6,895	83	└─┘
F14	D13	1,830	18	0.995	1,821	33	└─┘
F15	D13	1,830	12	0.995	1,821	22	└─┘
F16	D13	1,830	20	0.995	1,821	36	└─┘
F17	D13	1,840	26	0.995	1,831	48	└─┘
						D25	1,540 kg
						D22	1,082 kg
						D19	173 kg
						D16	774 kg
						D13	1,337 kg
						合計	4,906 kg

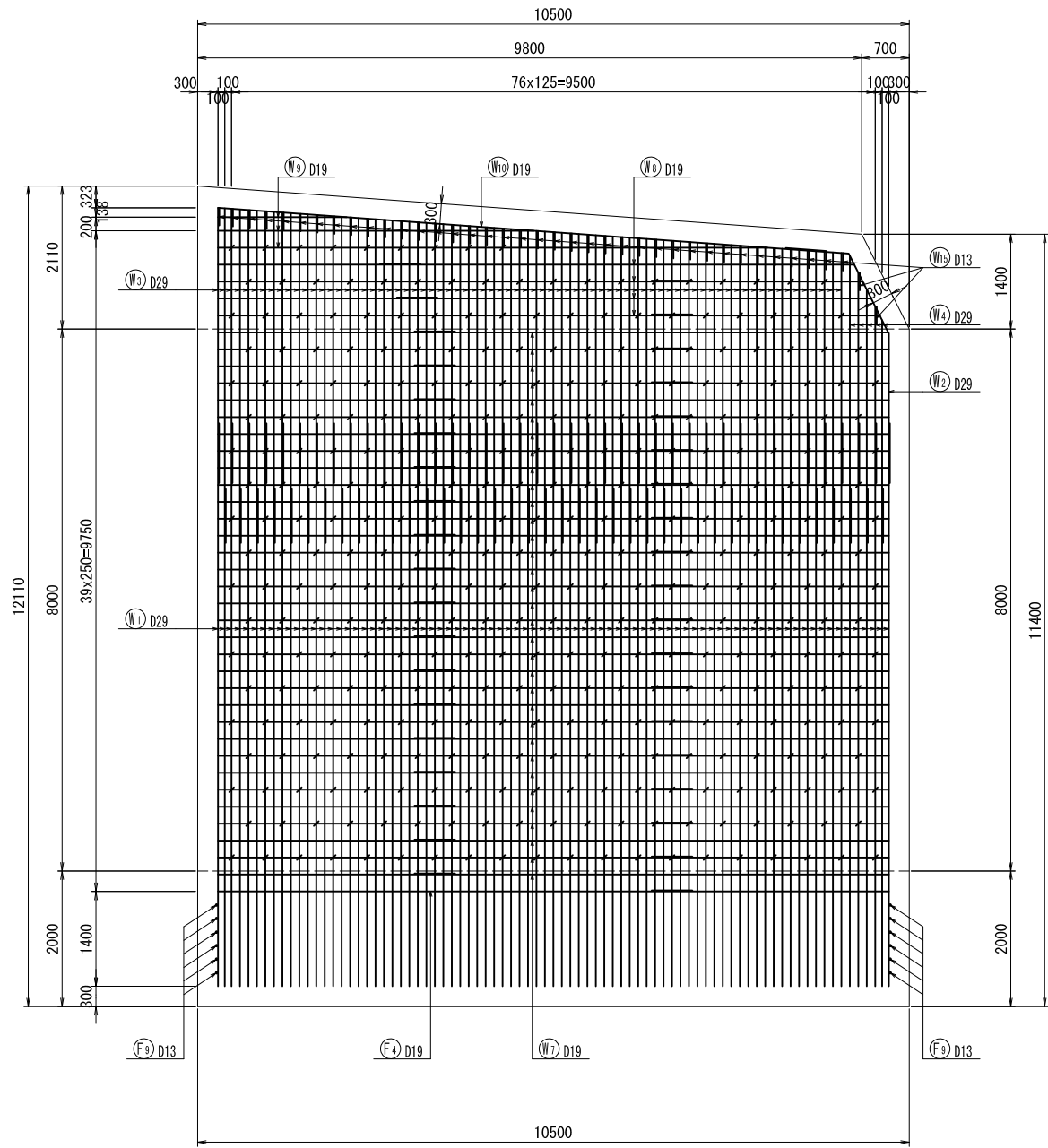
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡 例	
	今回施工分

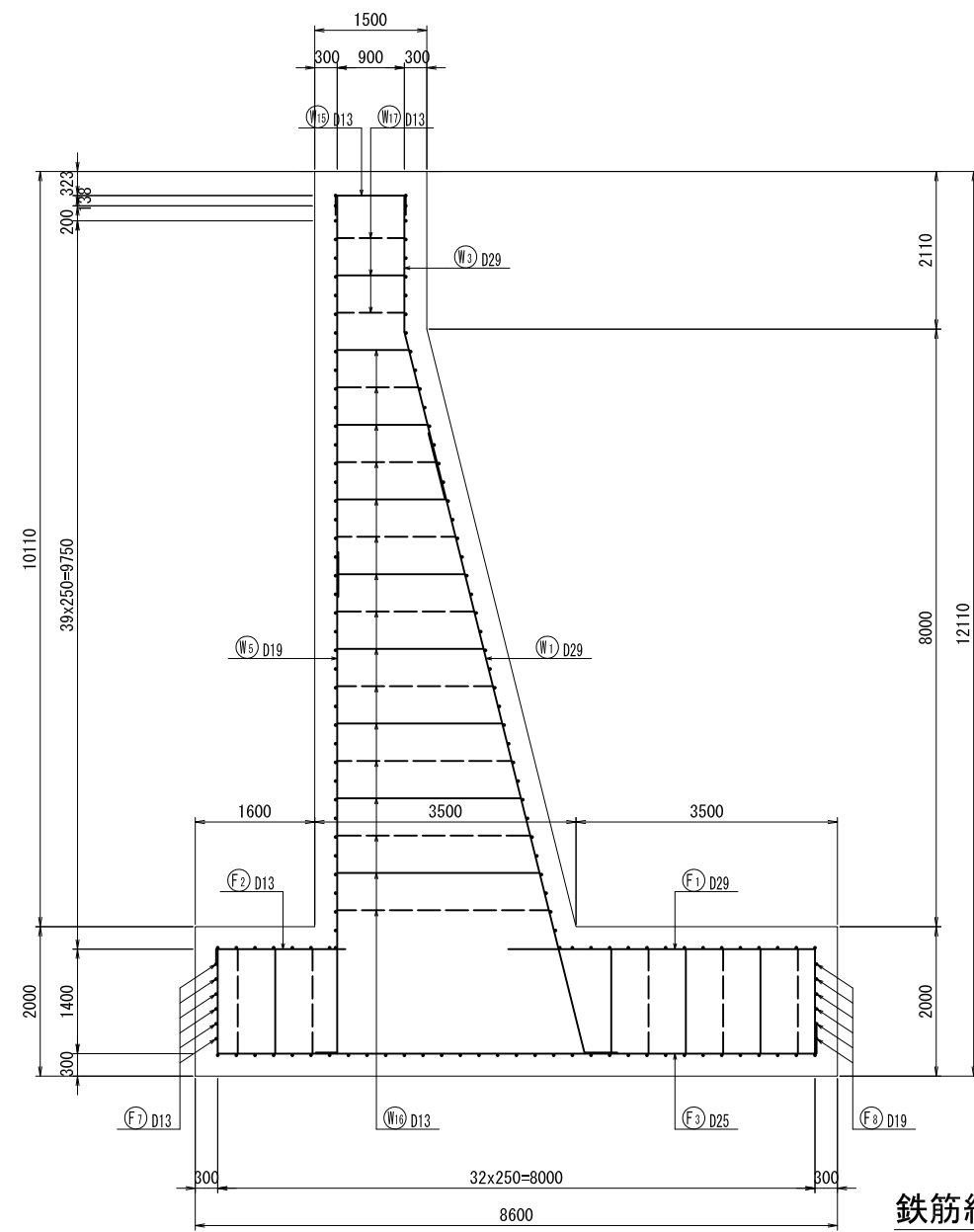
工事名	R8内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	本堰堤配筋図(4)		
年月日	令和8年1月 日		
縮尺	—	図面番号	41葉之内 14
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

本堰堤配筋図 (5)

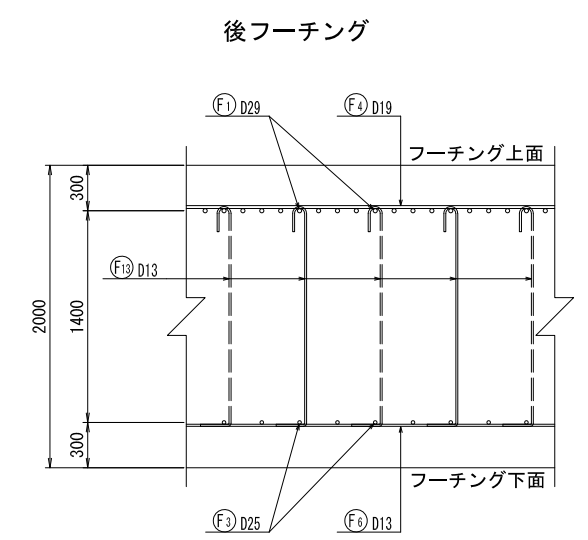
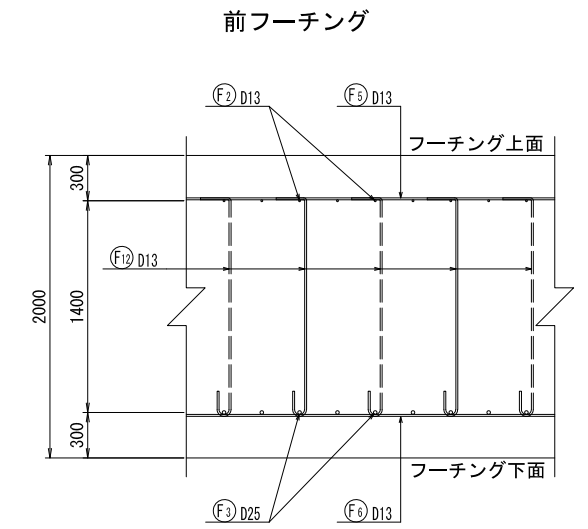
縦壁背面図
S=1:50



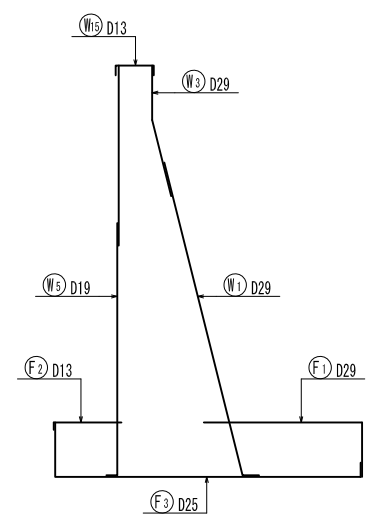
断面図
S=1:50



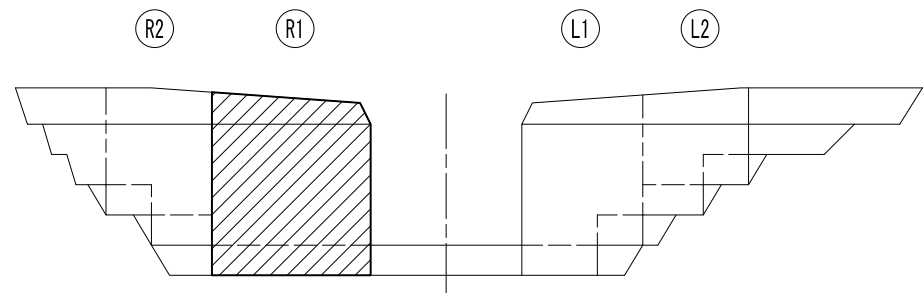
フーチング詳細図
S=1:25



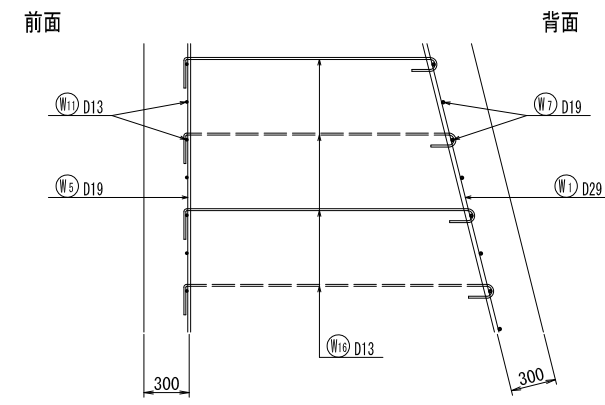
鉄筋組立図



位置図



たて壁詳細図

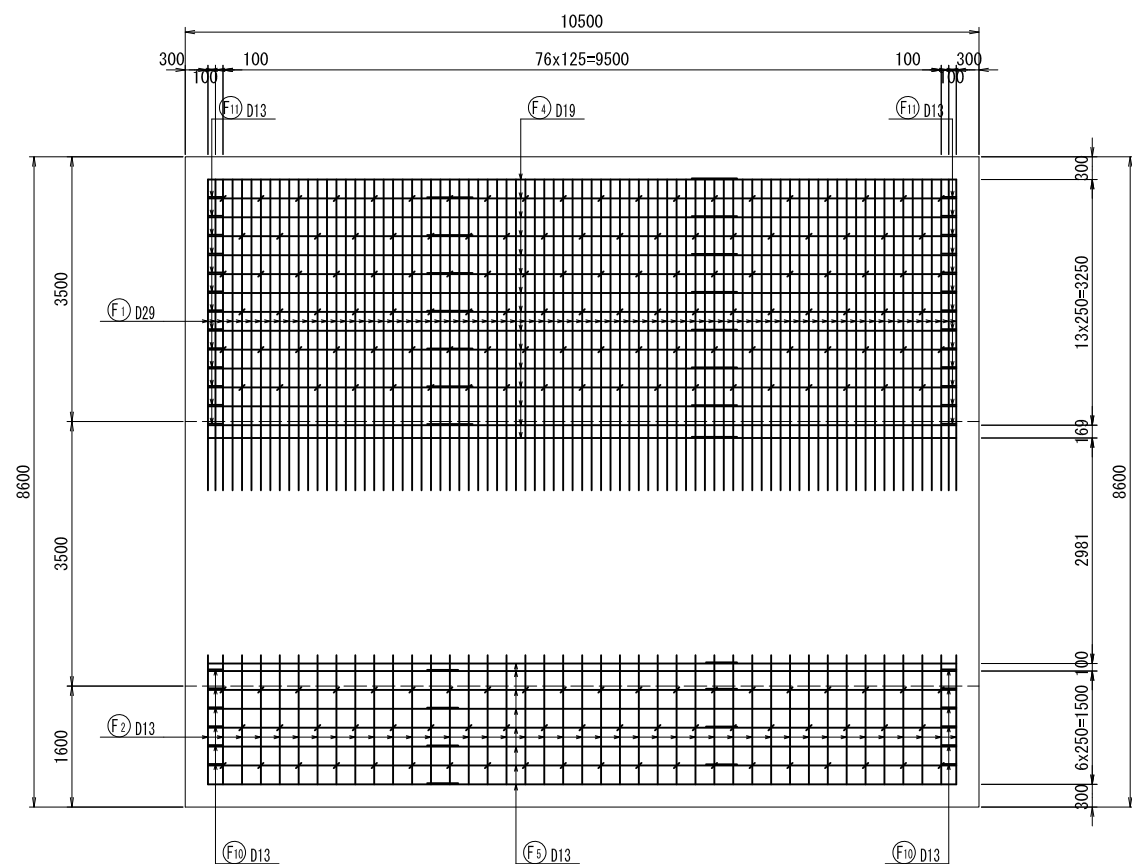


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

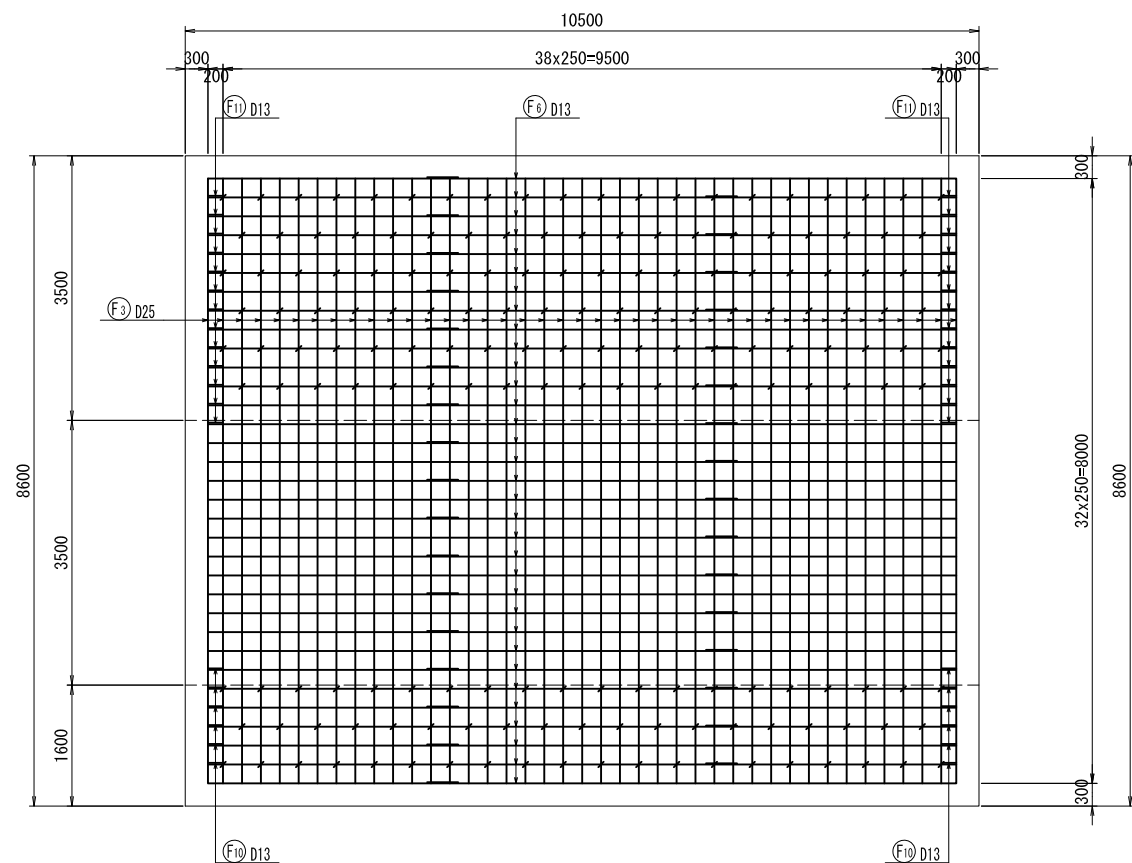
凡例	
□	今回施工分
□	
□	
□	
□	

工事名	R8内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	本堰堤配筋図(5)		
年月日	令和8年1月	日	
縮尺	図示	図面番号	41葉之内 15
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

フーチング上面
S=1:50

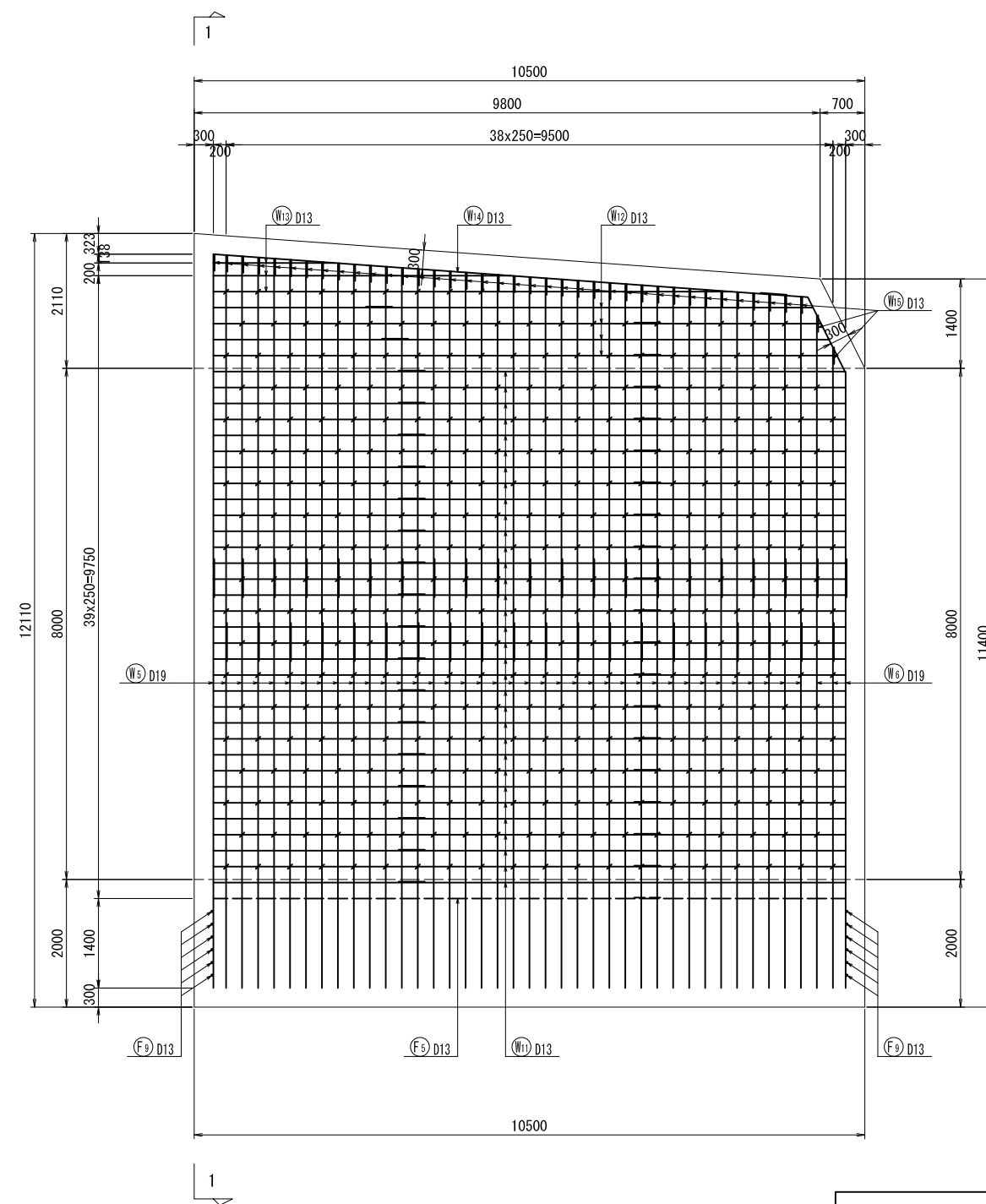


フーチング下面
S=1:50



本堰堤配筋図 (6) S=1:50

たて壁前面図
S=1:50

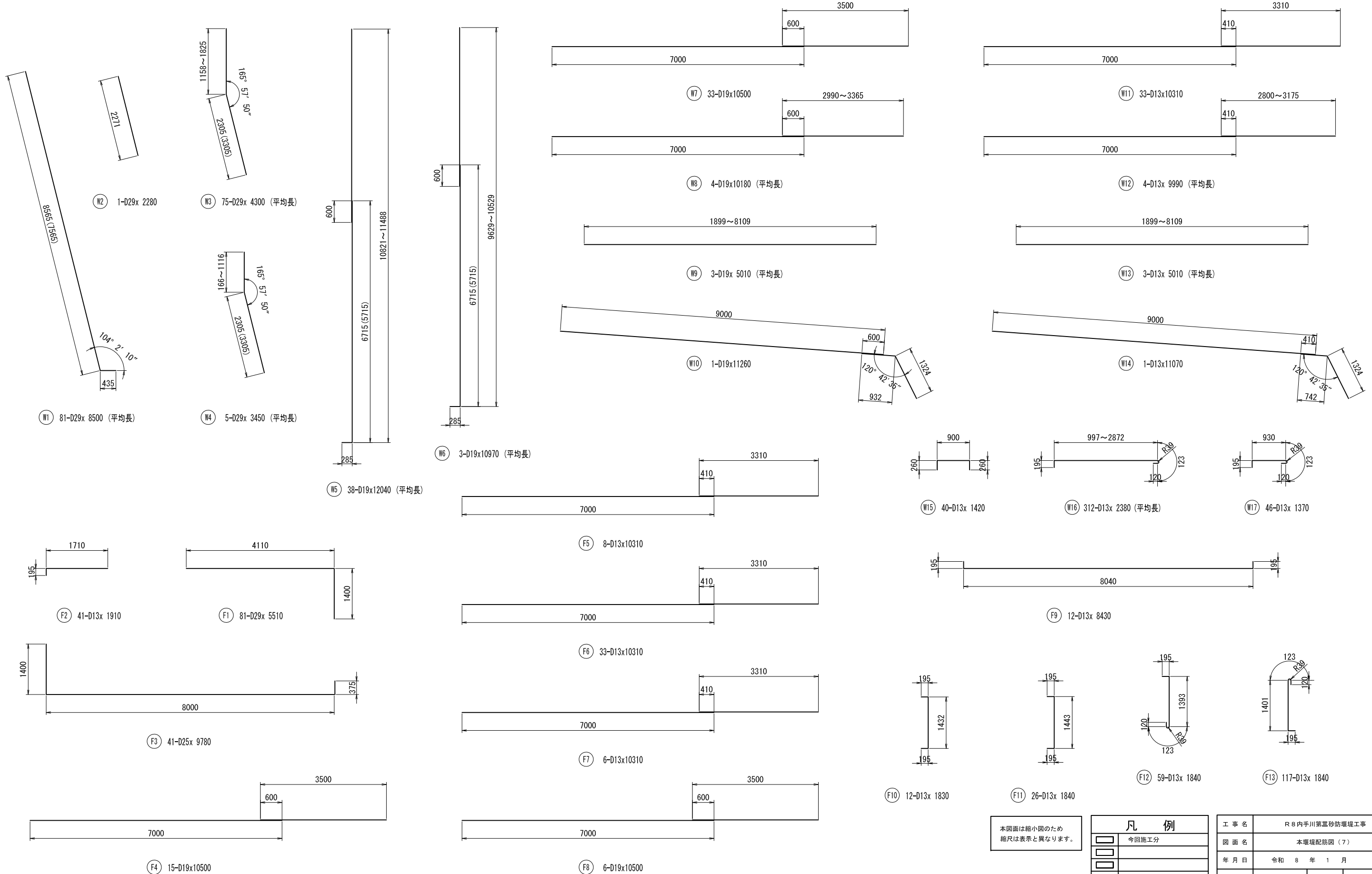


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡 例	
	今回施工分

工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	本堰堤配筋図 (6)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮尺	1:50	図面番号	41 葉之内 16
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

本堰堤配筋図 (2) S=1:50



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡例	
	今回施工分

工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	本堰堤配筋図 (7)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮尺	1:50	図面番号	41 葉之内 17
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

本堰堤配筋図 (8)

鉄筋表

記号	径	長さ (mm)	本数	単位質量 (kg/m)	1本当り質量 (kg)	質量 (kg)	摘要
W1	D29	8,500	81	5.04	42,840	3,470	└ (平均長)
W2	D29	2,280	1	5.04	11,491	11	└
W3	D29	4,300	75	5.04	21,672	1,625	└ (平均長)
W4	D29	3,450	5	5.04	17,388	87	└ (平均長)
W5	D19	12,040	38	2.25	27,090	1,029	└ (平均長)
W6	D19	10,970	3	2.25	24,683	74	└ (平均長)
W7	D19	10,500	33	2.25	23,625	780	└
W8	D19	10,180	4	2.25	22,905	92	└ (平均長)
W9	D19	5,010	3	2.25	11,273	34	└ (平均長)
W10	D19	11,260	1	2.25	25,335	25	└
W11	D13	10,310	33	0.995	10,258	339	└
W12	D13	9,990	4	0.995	9,940	40	└ (平均長)
W13	D13	5,010	3	0.995	4,985	15	└ (平均長)
W14	D13	11,070	1	0.995	11,015	11	└
W15	D13	1,420	40	0.995	1,413	57	└
W16	D13	2,380	312	0.995	2,368	739	└ (平均長)
W17	D13	1,370	46	0.995	1,363	63	└
F1	D29	5,510	81	5.04	27,770	2,249	└
F2	D13	1,910	41	0.995	1,900	78	└
F3	D25	9,780	41	3.98	38,924	1,596	└
F4	D19	10,500	15	2.25	23,625	354	└
F5	D13	10,310	8	0.995	10,258	82	└
F6	D13	10,310	33	0.995	10,258	339	└
F7	D13	10,310	6	0.995	10,258	62	└
F8	D19	10,500	6	2.25	23,625	142	└
F9	D13	8,430	12	0.995	8,388	101	└
F10	D13	1,830	12	0.995	1,821	22	└
F11	D13	1,840	26	0.995	1,831	48	└
F12	D13	1,840	59	0.995	1,831	108	└
F13	D13	1,840	117	0.995	1,831	214	└
				D29	7,442 kg		
				D25	1,596 kg		
				D19	2,530 kg		
				D13	2,318 kg		
				合計	13,886 kg		

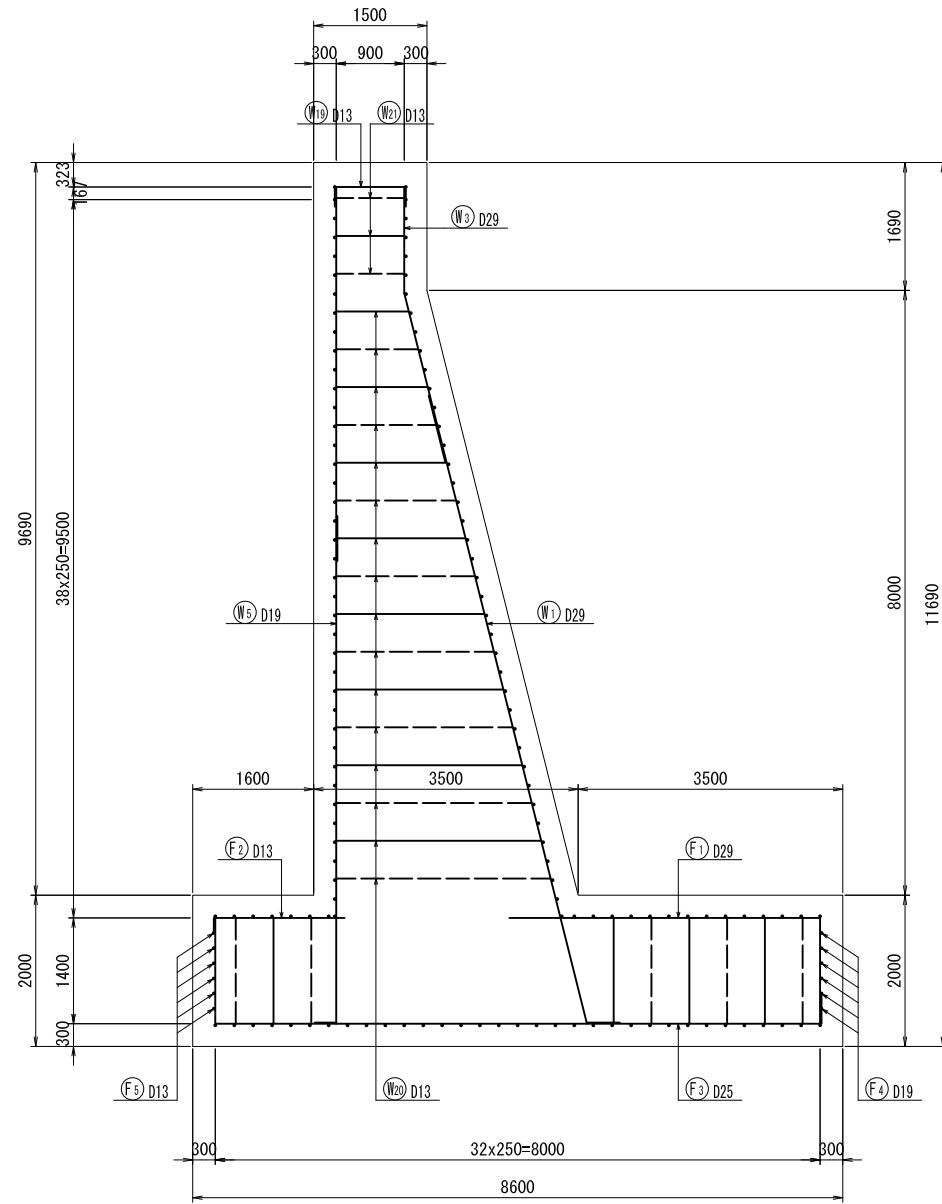
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡 例	
□	今回施工分
□	
□	
□	
□	

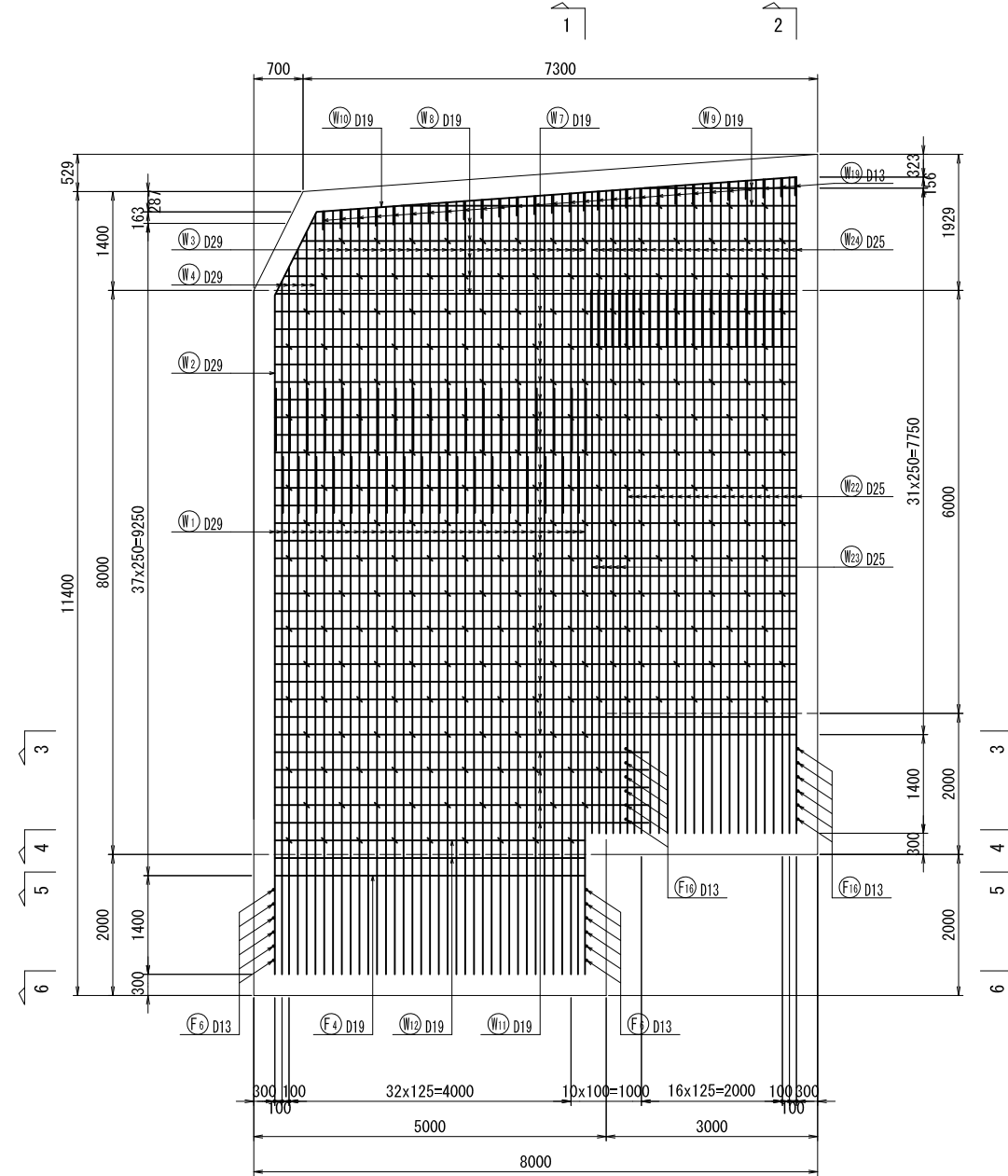
工事名	R8内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	本堰堤配筋図(8)		
年月日	令和8年1月 日		
縮尺	-	図面番号	41葉之内 18
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

本堰堤配筋図 (9) S=1:50

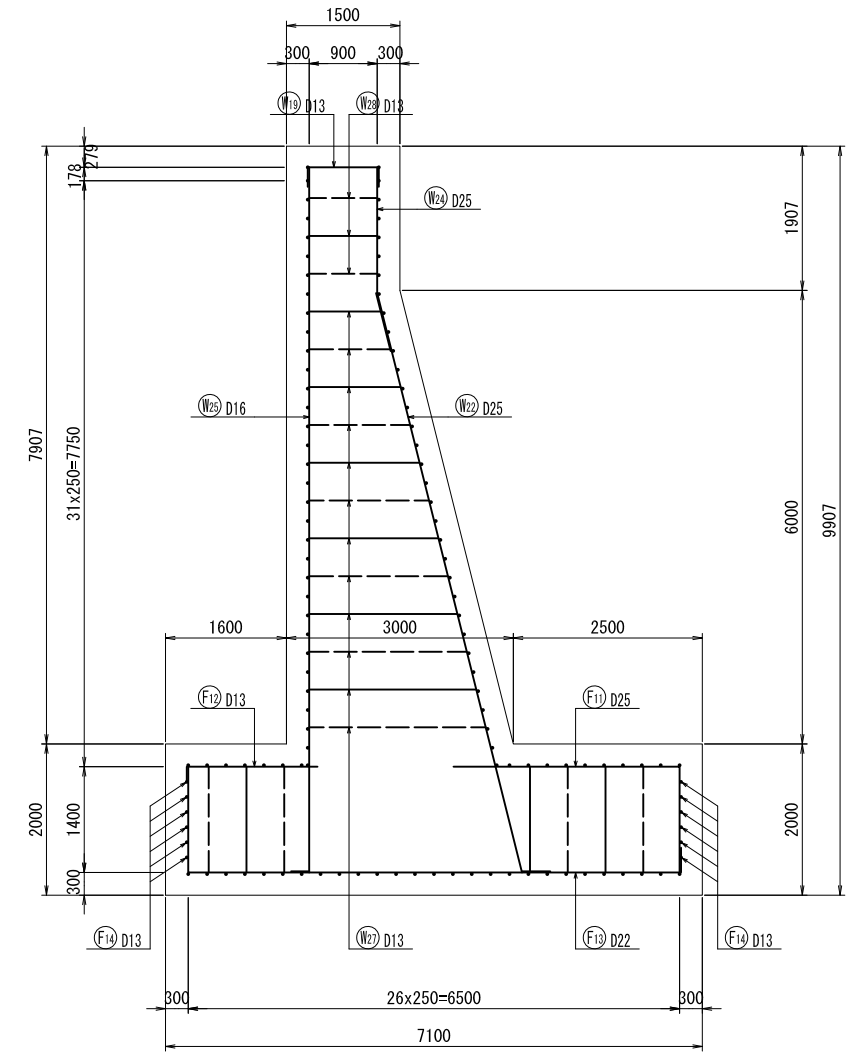
1-1断面
S=1:50



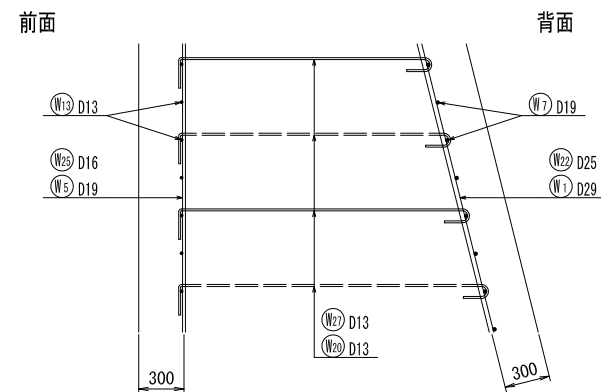
縦壁背面図
S=1:50



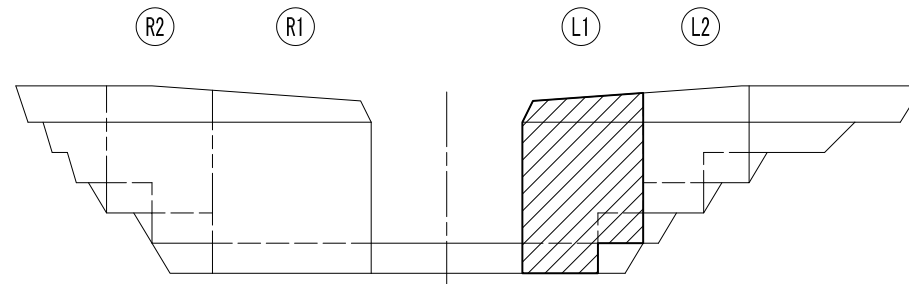
2-2断面
S=1:50



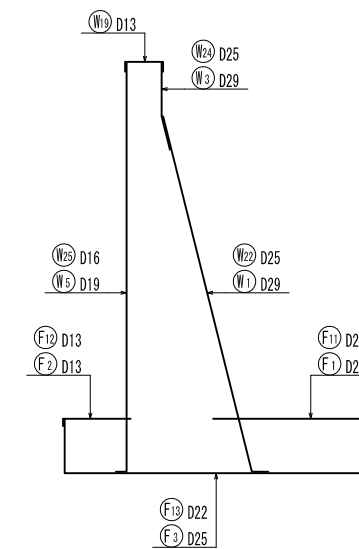
たて壁詳細図 S=1:25



位置図



鉄筋組立図



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

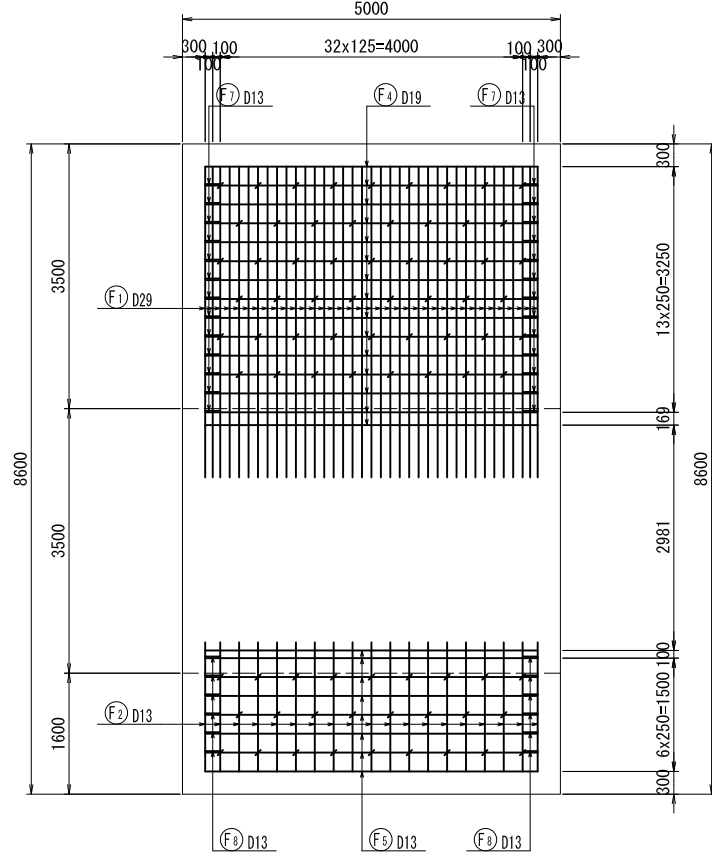
凡例	
□	今回施工分
□	
□	
□	
□	

工事名	R8内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	本堰堤配筋図(9)		
年月日	令和8年1月	日	
縮尺	図示	図面番号	41葉之内 19
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

フーチング上面

S=1:50

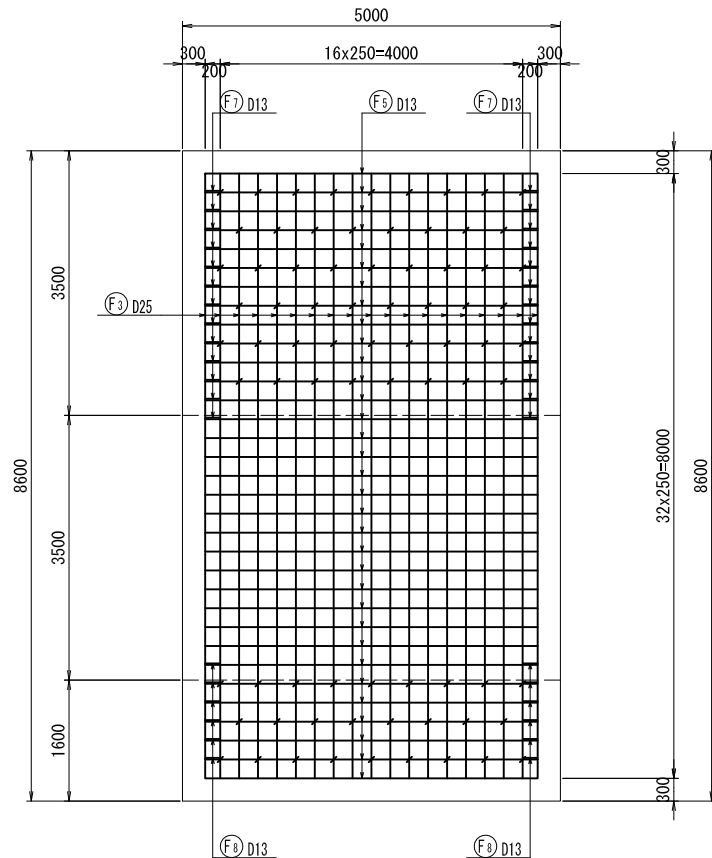
5-5断面



フーチング下面

S=1:50

6-6断面

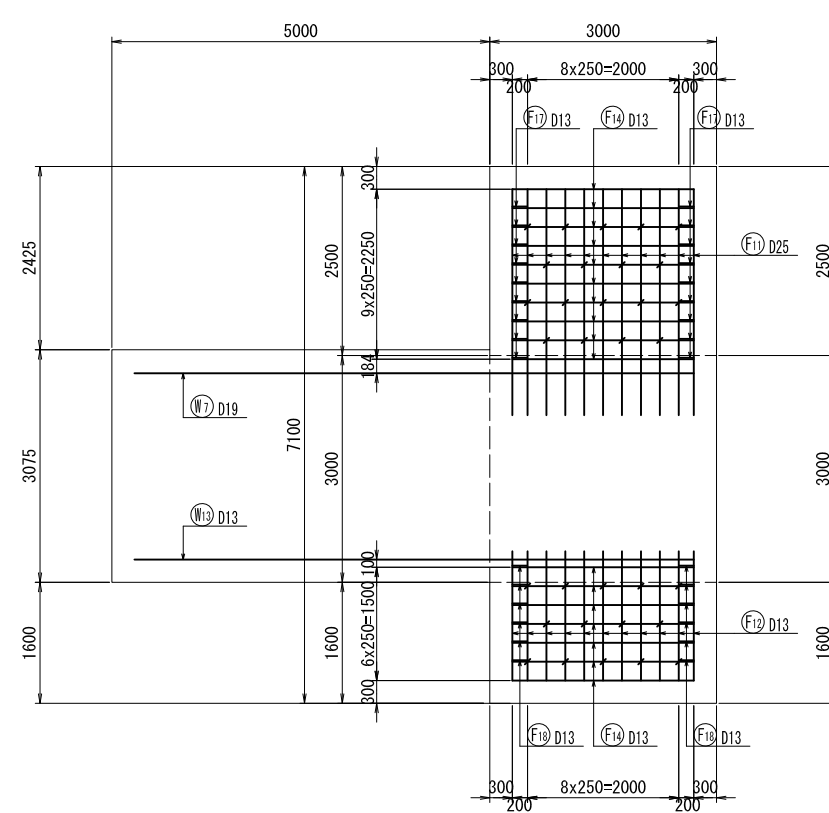


本堰堤配筋図 (10) S=1:50

フーチング上面

S=1:50

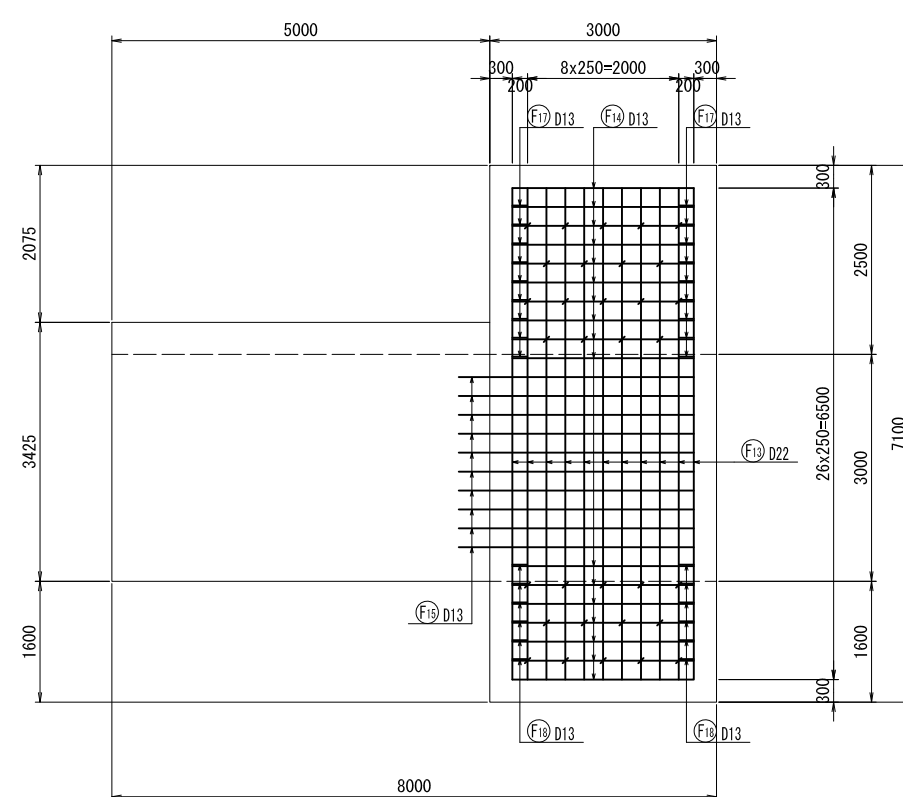
3-3断面



フーチング下面

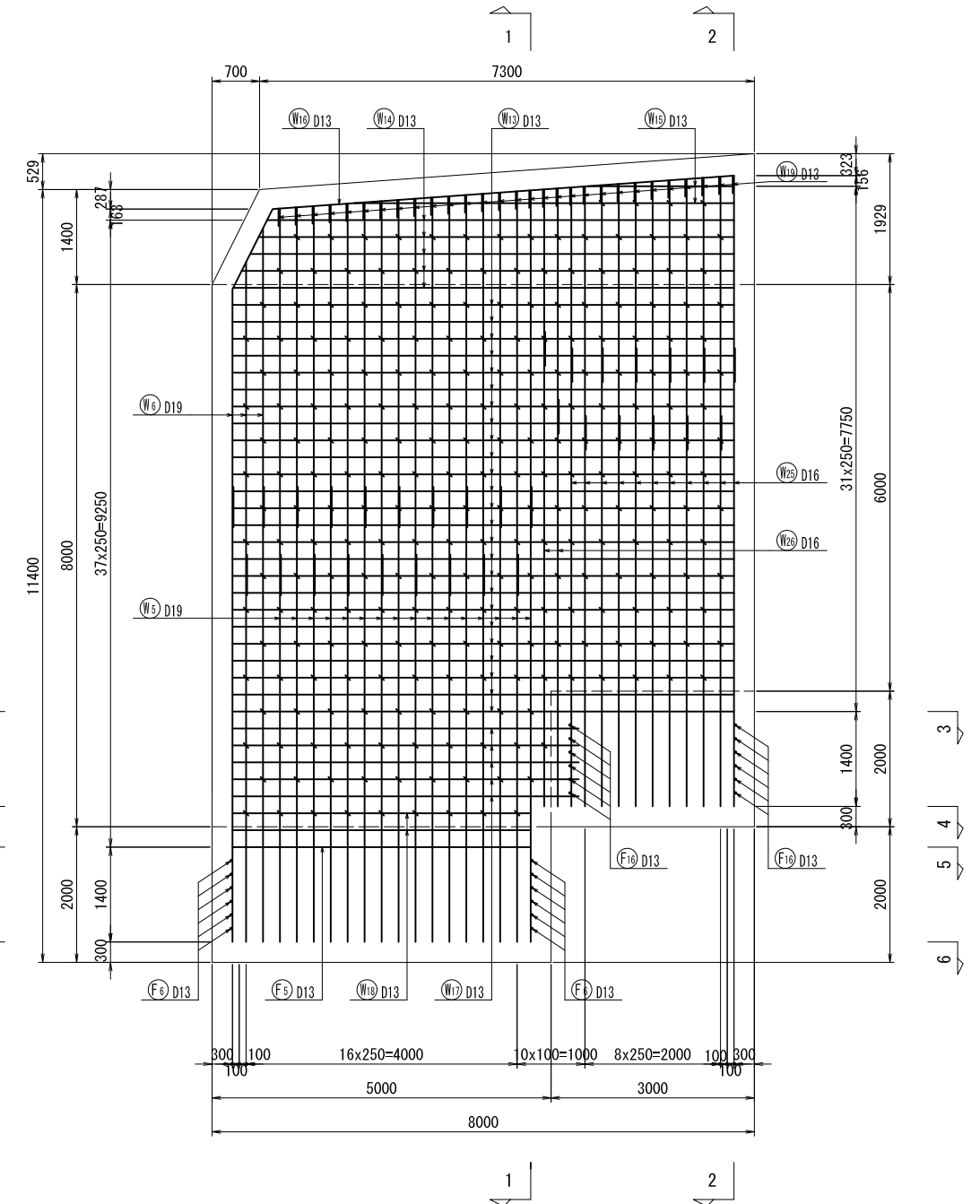
S=1:50

4-4断面



たて壁前面図

S=1:50



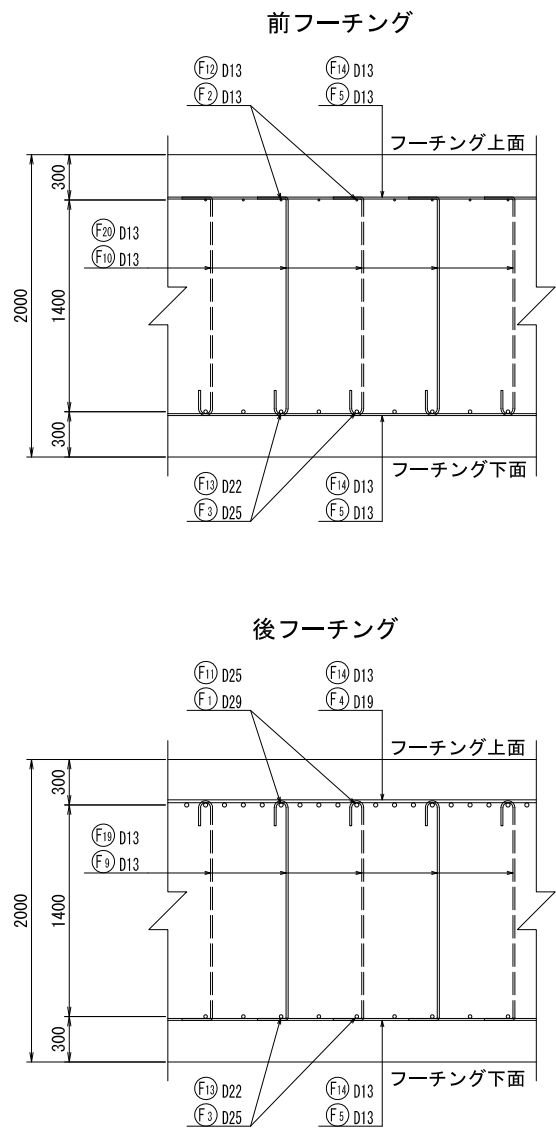
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡例	
	今回施工分

工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	本堰堤配筋図 (10)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮尺	1:50	図面番号	41 葉之内 20
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

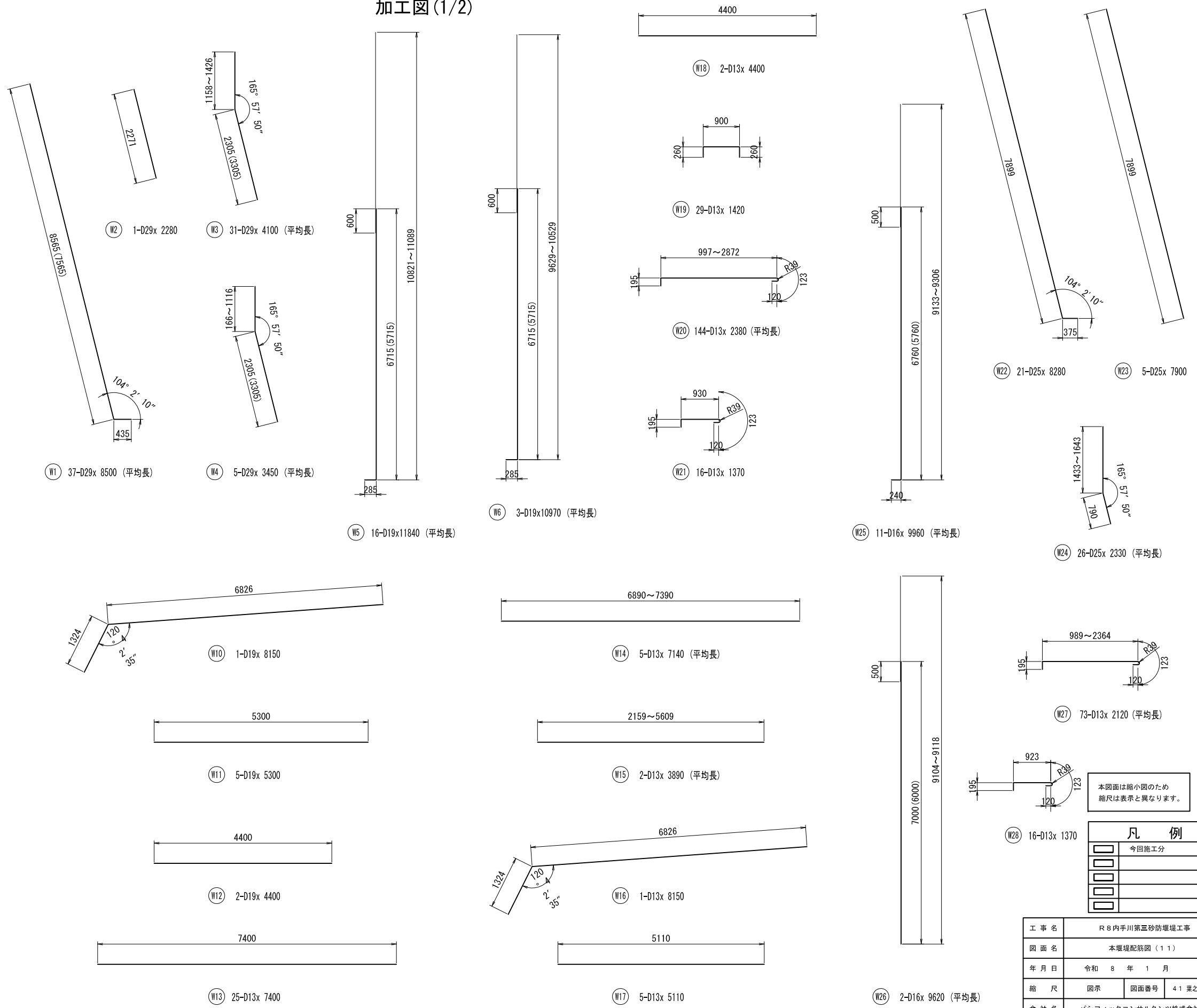
フーチング詳細図

S=1:25



本堰堤配筋図 (1 1)

加工図 (1/2)



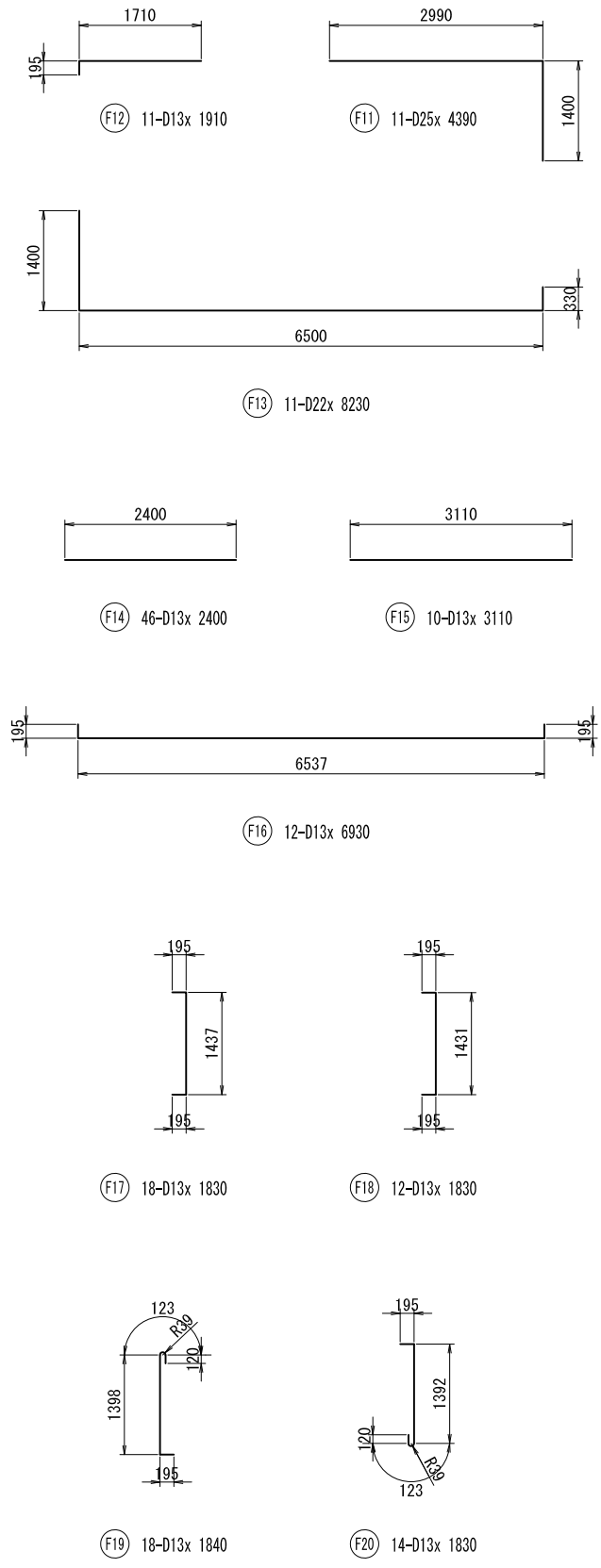
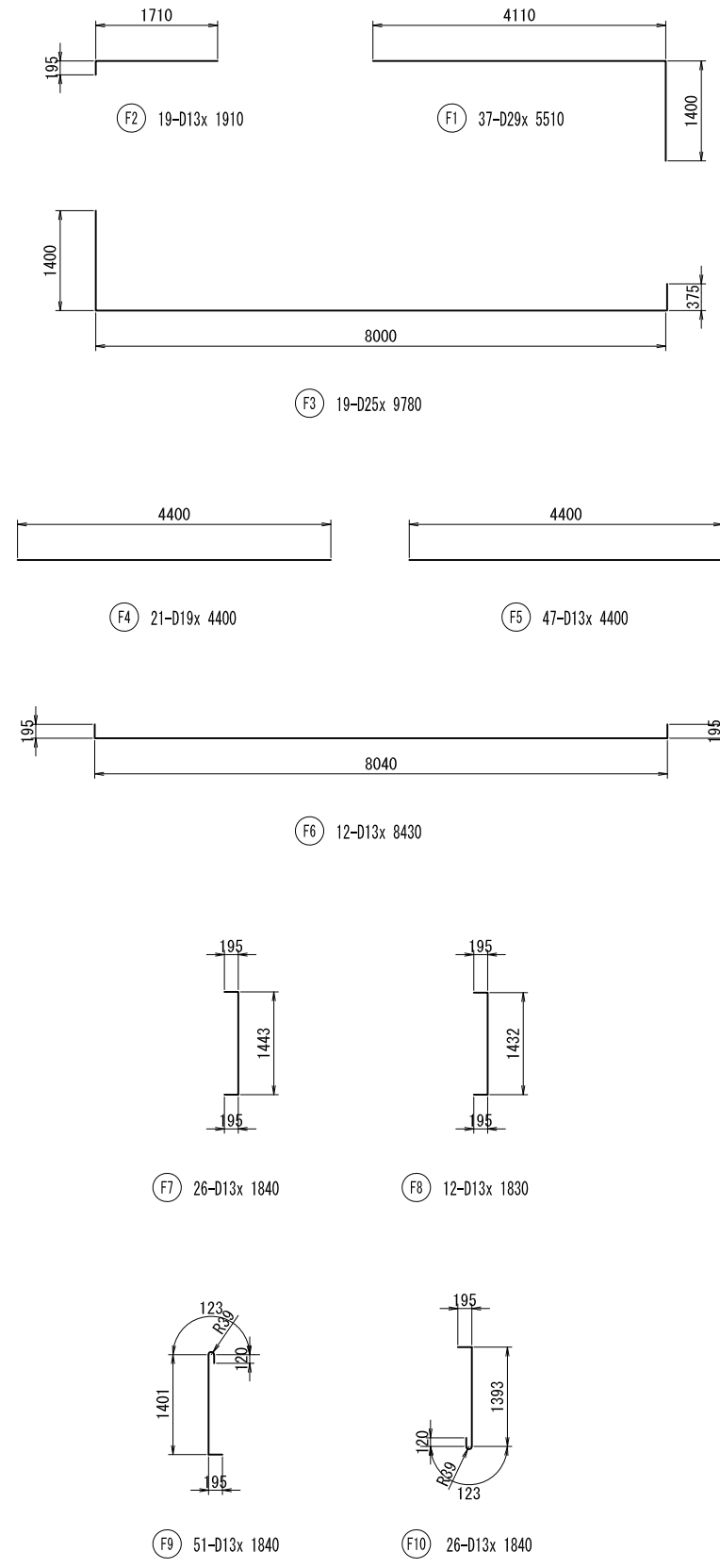
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡 例	
<input type="checkbox"/>	今回施工分
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	本堰堤配筋図 (1 1)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮尺	図示	図面番号	41 業之内 21
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

本堰堤配筋図 (1 2) S=1:50

加工図(2/2)



鉄筋表

記号	径	長さ (mm)	本数	単位質量 (kg/m)	1本当り質量 (kg)	質量 (kg)	摘要
W1	D29	8,500	37	5.04	42.840	1,585	(平均長)
W2	D29	2,280	1	5.04	11.491	11	(平均長)
W3	D29	4,100	31	5.04	20.664	641	(平均長)
W4	D29	3,450	5	5.04	17.388	87	(平均長)
W5	D19	11,840	16	2.25	26.640	426	(平均長)
W6	D19	10,970	3	2.25	24.683	74	(平均長)
W7	D19	7,400	25	2.25	16.650	416	(平均長)
W8	D19	7,140	5	2.25	16.065	80	(平均長)
W9	D19	3,890	2	2.25	8.753	18	(平均長)
W10	D19	8,150	1	2.25	18.338	18	(平均長)
W11	D19	5,300	5	2.25	11.925	60	(平均長)
W12	D19	4,400	2	2.25	9.900	20	(平均長)
W13	D13	7,400	25	0.995	7.363	184	(平均長)
W14	D13	7,140	5	0.995	7.104	36	(平均長)
W15	D13	3,890	2	0.995	3.871	8	(平均長)
W16	D13	8,150	1	0.995	8.109	8	(平均長)
W17	D13	5,110	5	0.995	5.084	25	(平均長)
W18	D13	4,400	2	0.995	4.378	9	(平均長)
W19	D13	1,420	29	0.995	1.413	41	(平均長)
W20	D13	2,380	144	0.995	2.368	341	(平均長)
W21	D13	1,370	16	0.995	1.363	22	(平均長)
W22	D25	8,280	21	3.98	32.954	692	(平均長)
W23	D25	7,900	5	3.98	31.442	157	(平均長)
W24	D25	2,330	26	3.98	9.273	241	(平均長)
W25	D16	9,960	11	1.56	15.538	171	(平均長)
W26	D16	9,620	2	1.56	15.007	30	(平均長)
W27	D13	2,120	73	0.995	2.109	154	(平均長)
W28	D13	1,370	16	0.995	1.363	22	(平均長)
F1	D29	5,510	37	5.04	27.770	1,027	(平均長)
F2	D13	1,910	19	0.995	1.900	36	(平均長)
F3	D25	9,780	19	3.98	38.924	740	(平均長)
F4	D19	4,400	21	2.25	9.900	208	(平均長)
F5	D13	4,400	47	0.995	4.378	206	(平均長)
F6	D13	8,430	12	0.995	8.388	101	(平均長)
F7	D13	1,840	26	0.995	1.831	48	(平均長)
F8	D13	1,830	12	0.995	1.821	22	(平均長)
F9	D13	1,840	51	0.995	1.831	93	(平均長)
F10	D13	1,840	26	0.995	1.831	48	(平均長)
F11	D25	4,390	11	3.98	17.472	192	(平均長)
F12	D13	1,910	11	0.995	1.900	21	(平均長)
F13	D22	8,230	11	3.04	25.019	275	(平均長)
F14	D13	2,400	46	0.995	2.388	110	(平均長)
F15	D13	3,110	10	0.995	3.094	31	(平均長)
F16	D13	6,930	12	0.995	6.895	83	(平均長)
F17	D13	1,830	18	0.995	1.821	33	(平均長)
F18	D13	1,830	12	0.995	1.821	22	(平均長)
F19	D13	1,840	18	0.995	1.831	33	(平均長)
F20	D13	1,830	14	0.995	1.821	26	(平均長)
D29						3,351 kg	
D25						2,022 kg	
D22						275 kg	
D19						1,320 kg	
D16						201 kg	
D13						1,763 kg	
合計						8,932 kg	

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

凡例	
	今回施工分

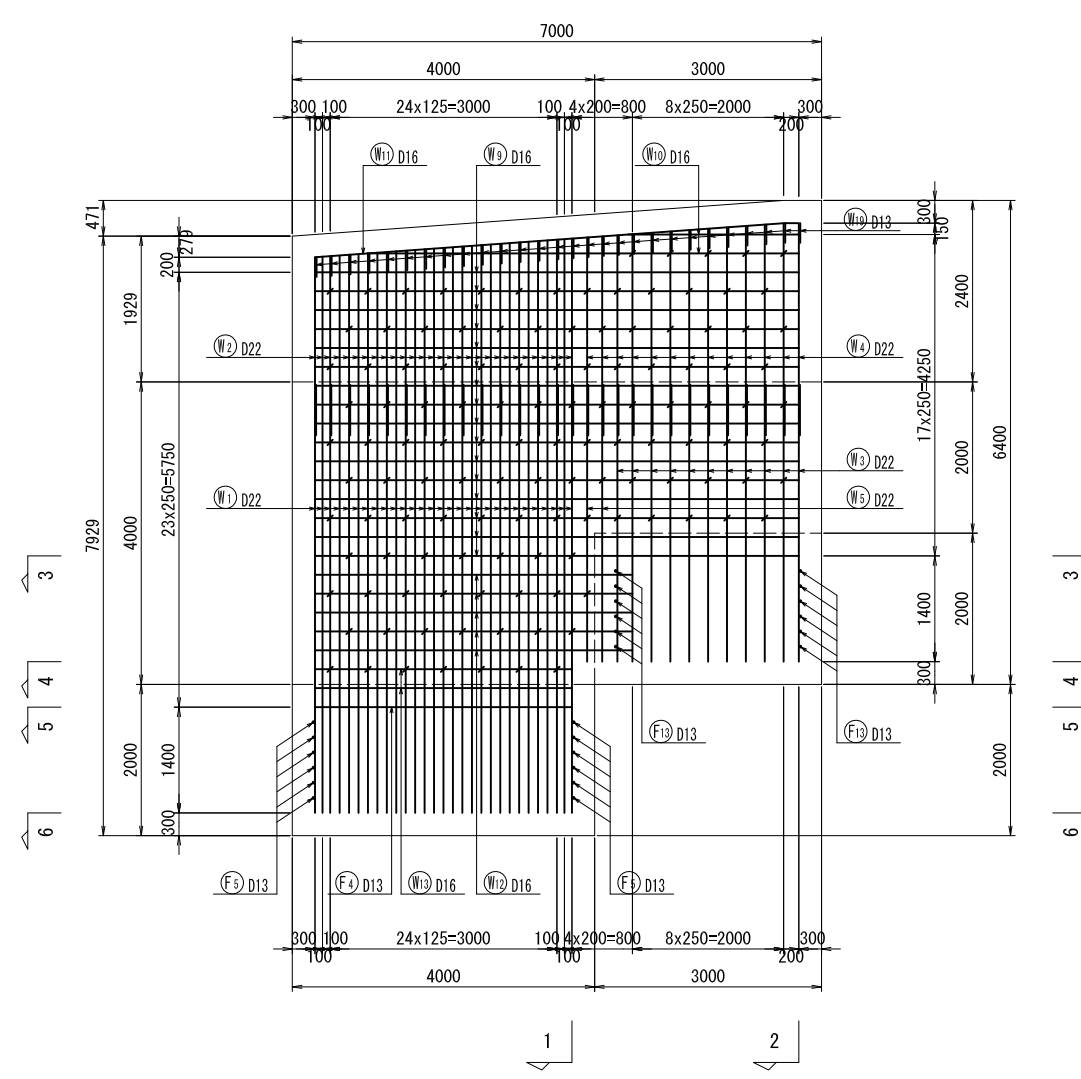
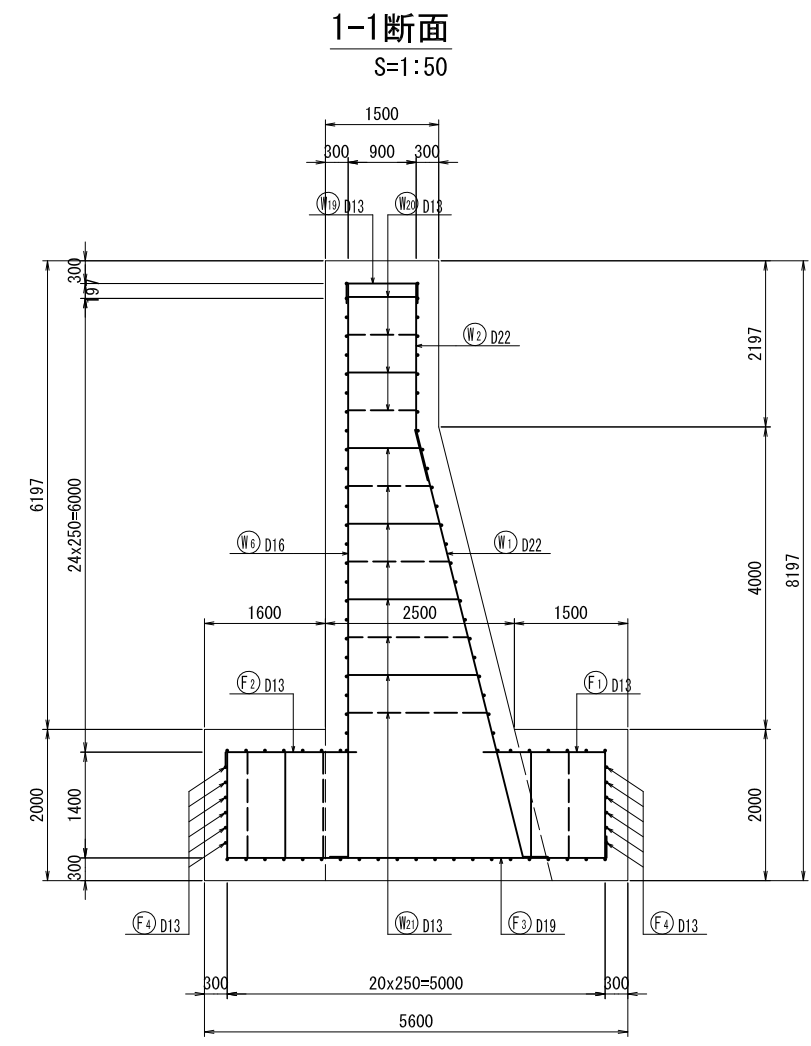
工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	本堰堤配筋図 (1 2)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮尺	1:50	図面番号	41 業之内 22
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

本堰堤配筋図 (1 3)

豎壁背面図

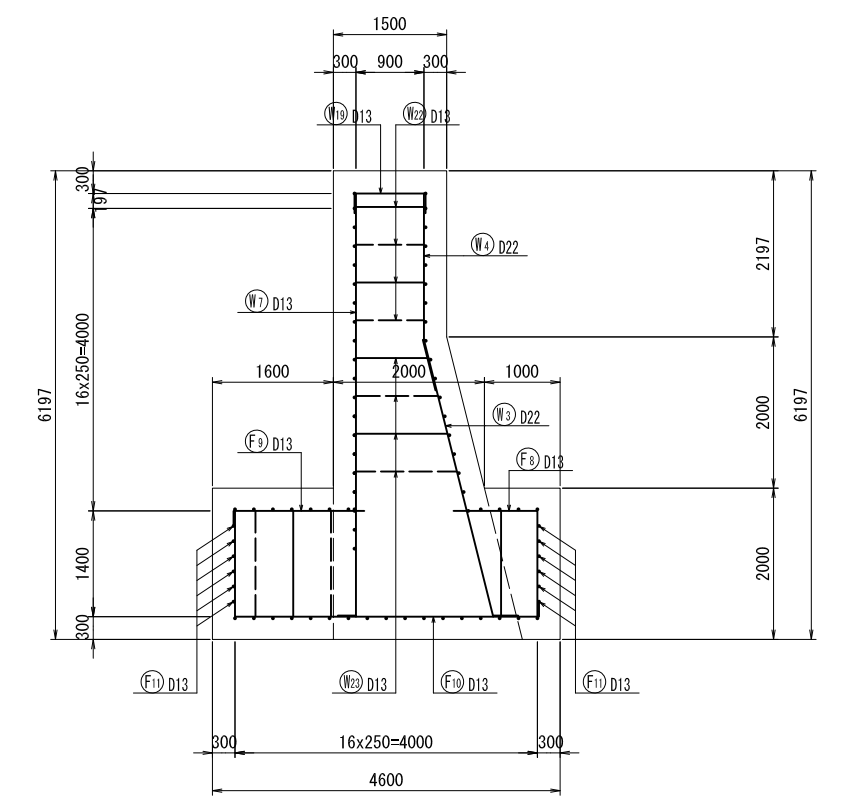
S=1:50

1 2



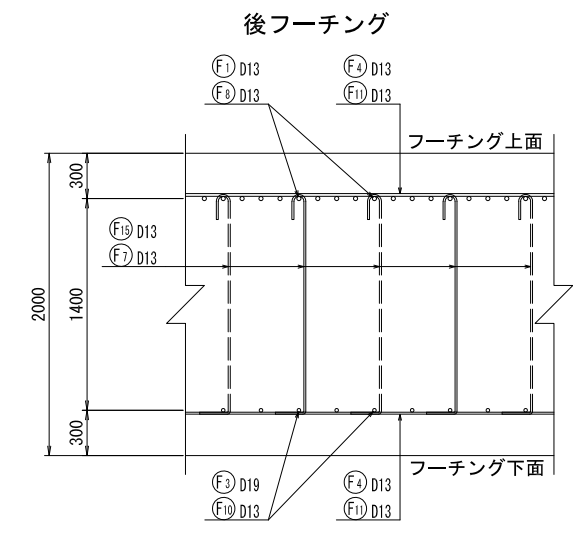
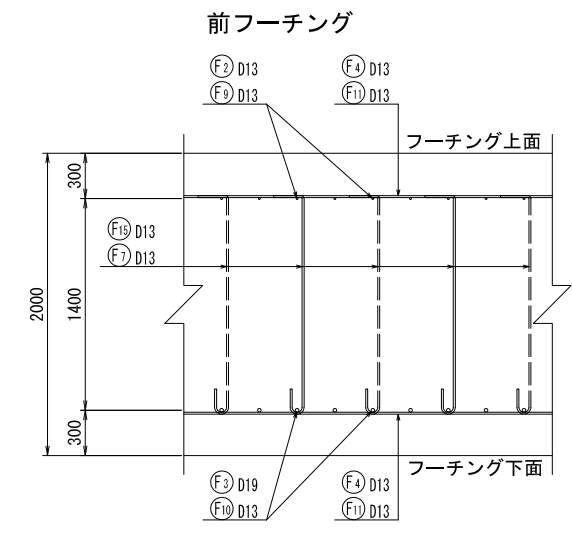
2-2断面

S=1:50



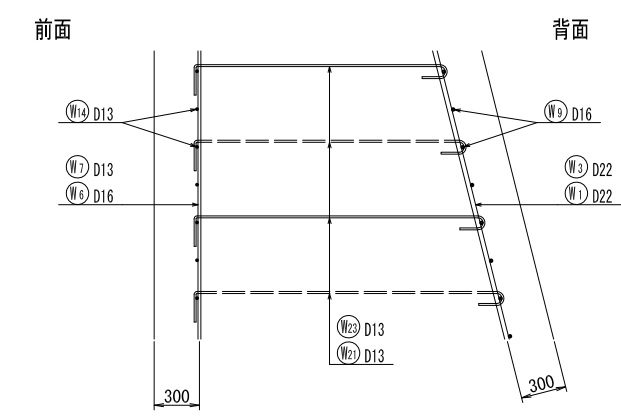
フーチング詳細図

S=1:50

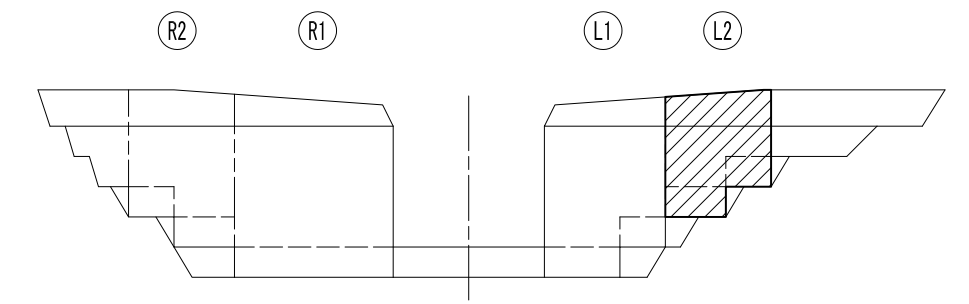


たて壁詳細図

S=1:25



位置図



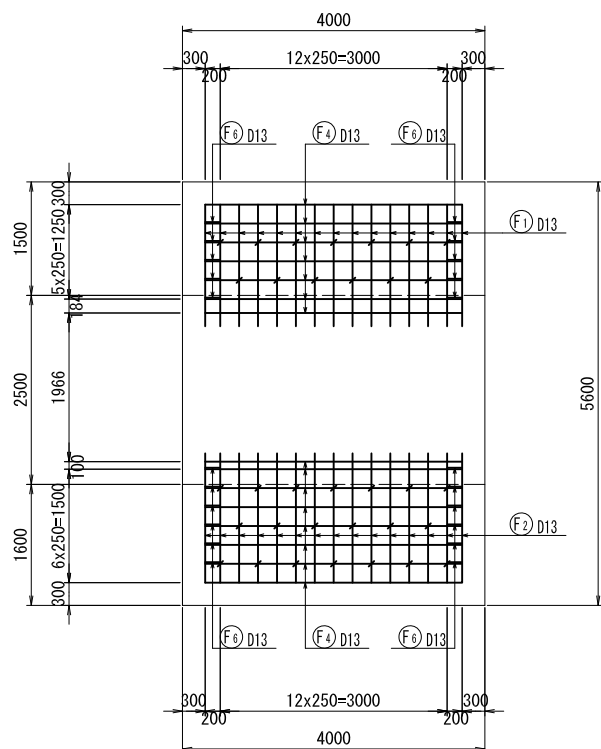
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡例	
	今回施工分

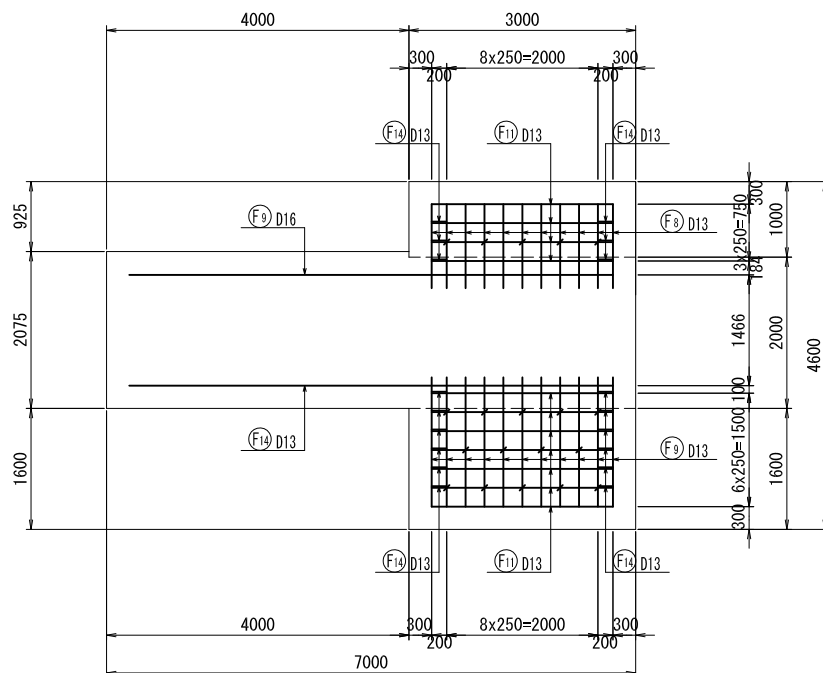
工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	本堰堤配筋図 (1 3)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮尺	図示	図面番号	41 葉之内 23
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

本堰堤配筋図 (1 4) S=1:50

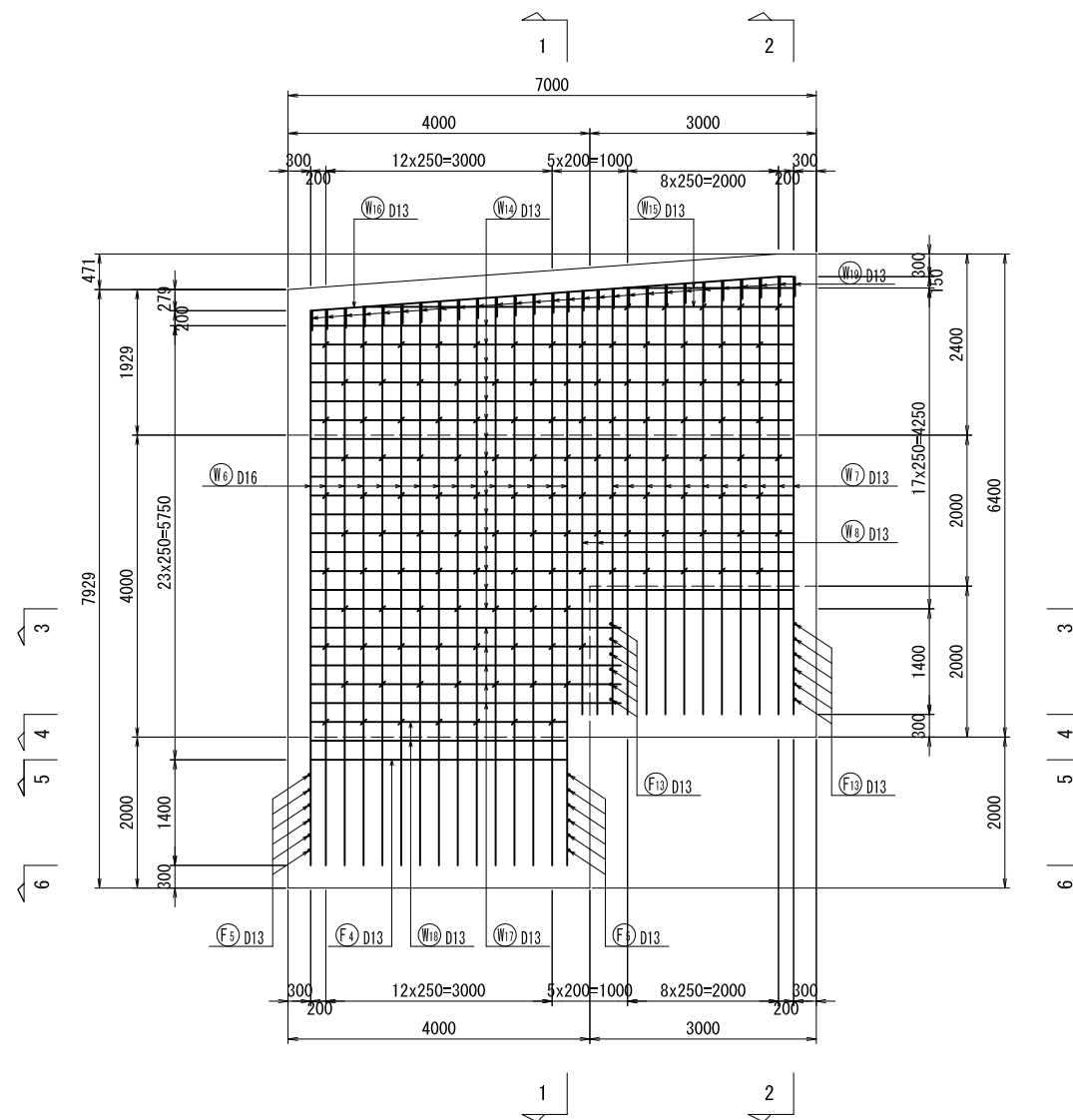
フーチング上面
S=1:50
5-5断面



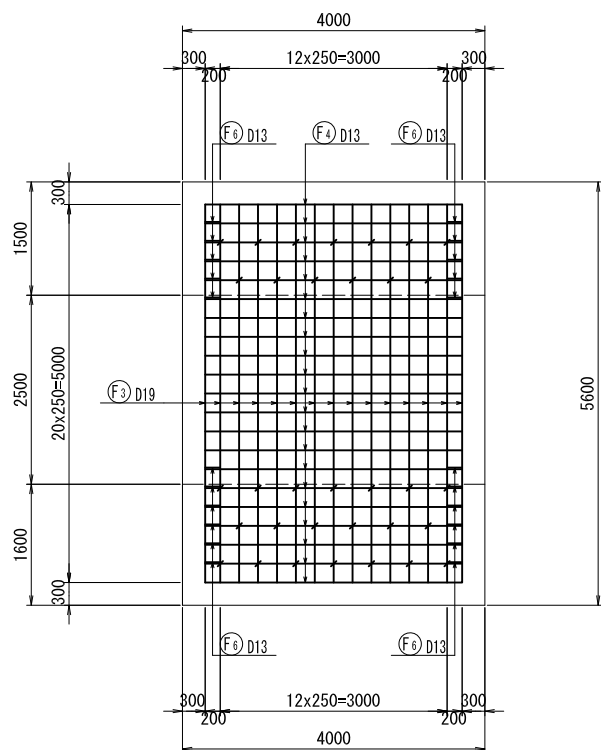
フーチング上面
S=1:50
3-3断面



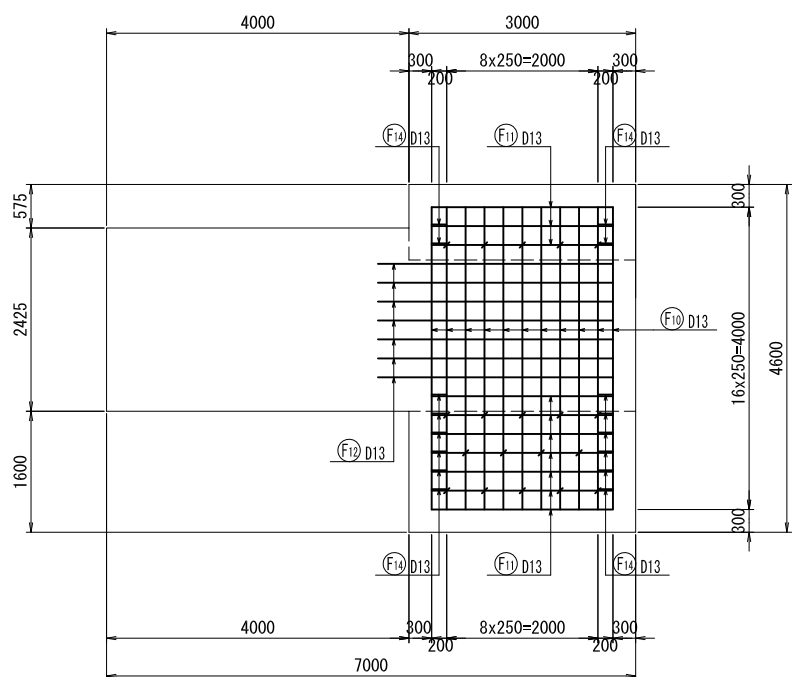
たて壁前面図
S=1:50



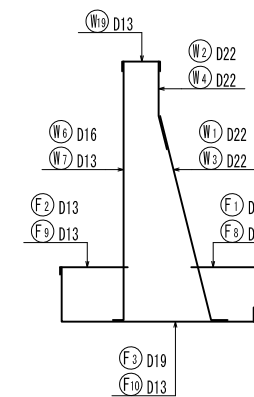
フーチング下面
S=1:50
6-6断面



フーチング下面
S=1:50
4-4断面



鉄筋組立図

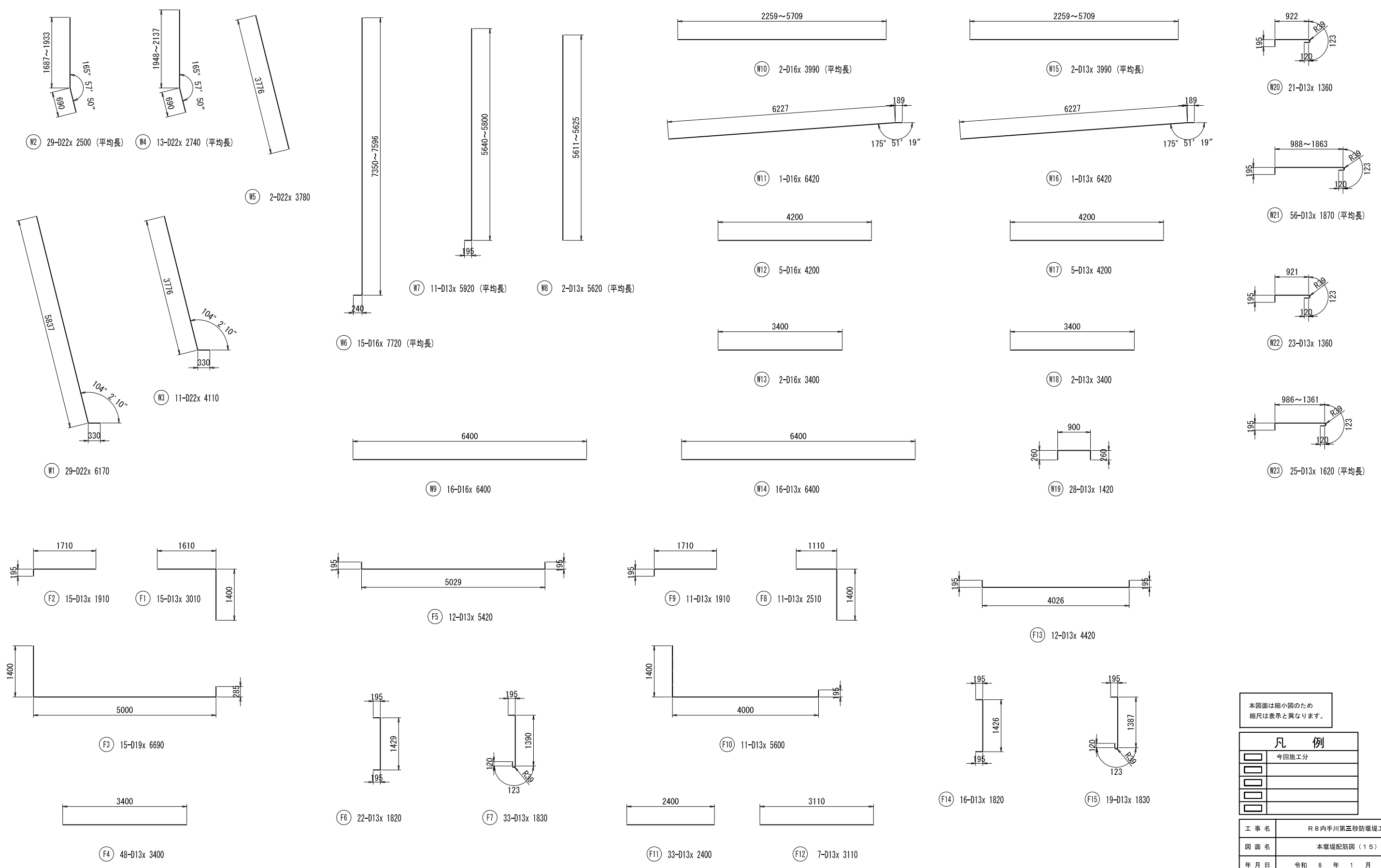


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡 例	
	今回施工分

工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	本堰堤配筋図 (1 4)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮 尺	1:50	図面番号	4 1 葉之内 2 4
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

本堰堤配筋図 (15) S=1:50



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡 例	
	今回施工分

工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	本堰堤配筋図 (15)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮 尺	1:50	図面番号	41 葉之内 25
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

本堰堤配筋図 (1 6)

鉄筋表

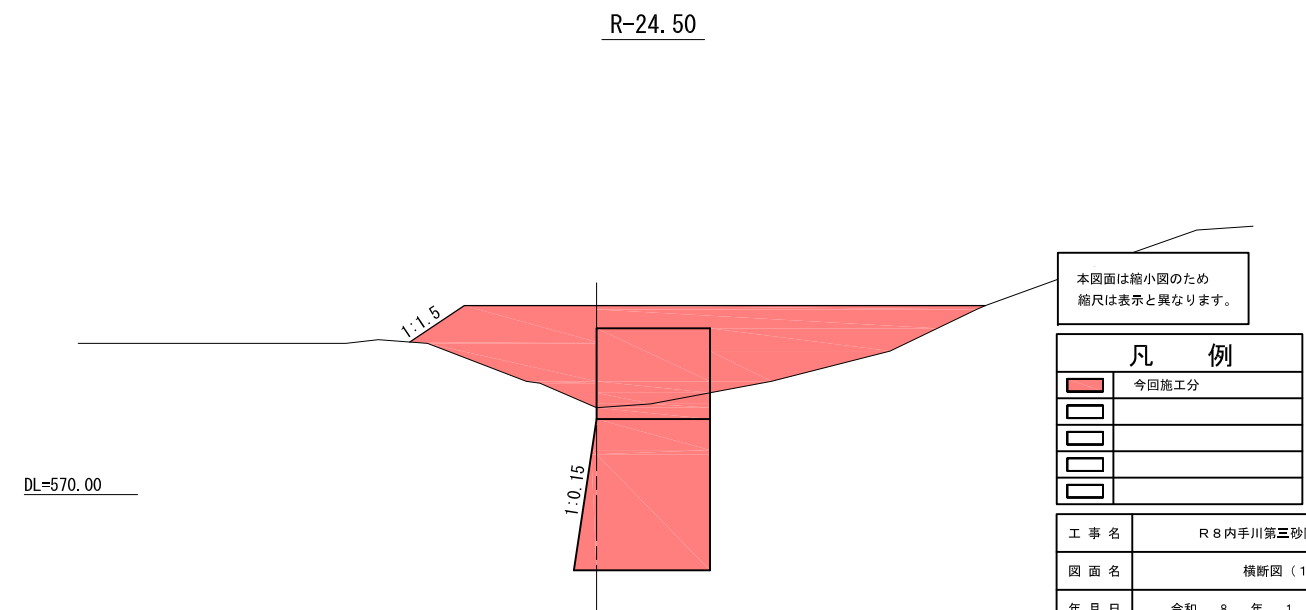
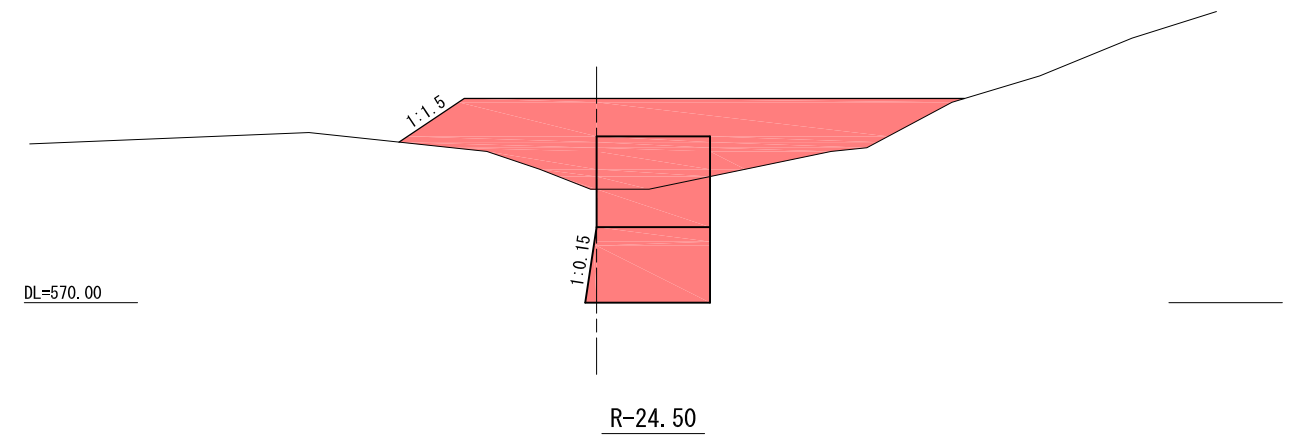
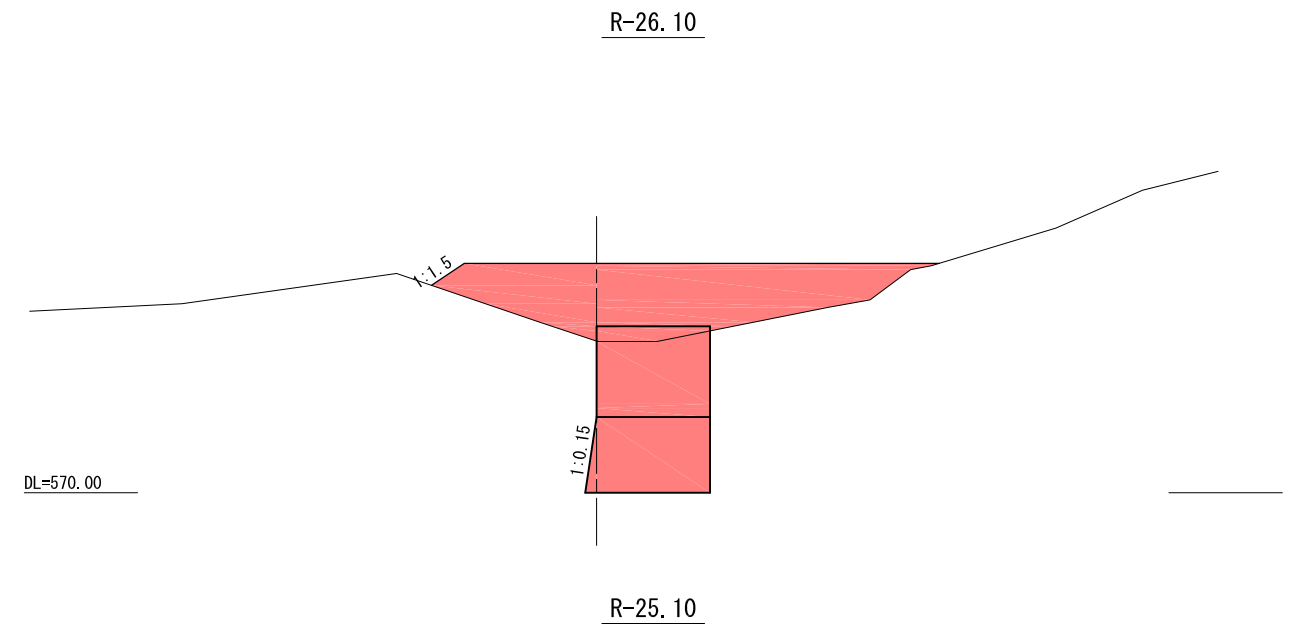
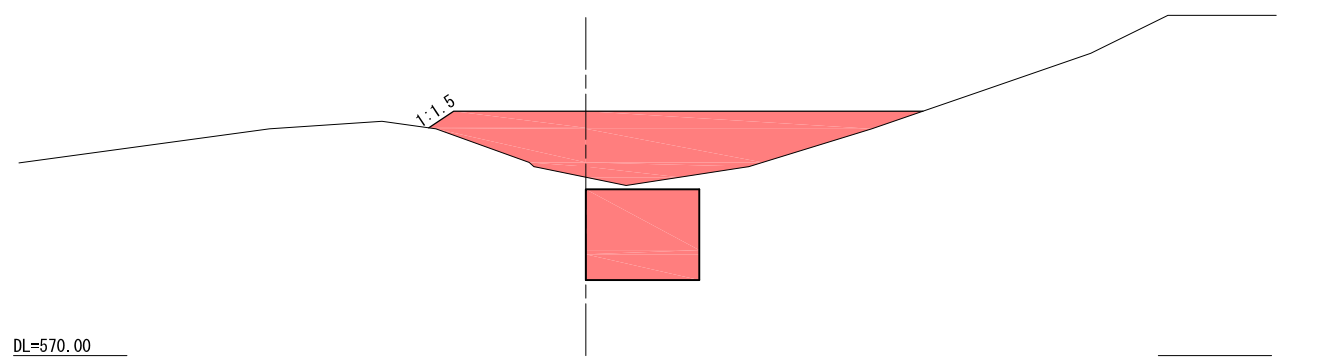
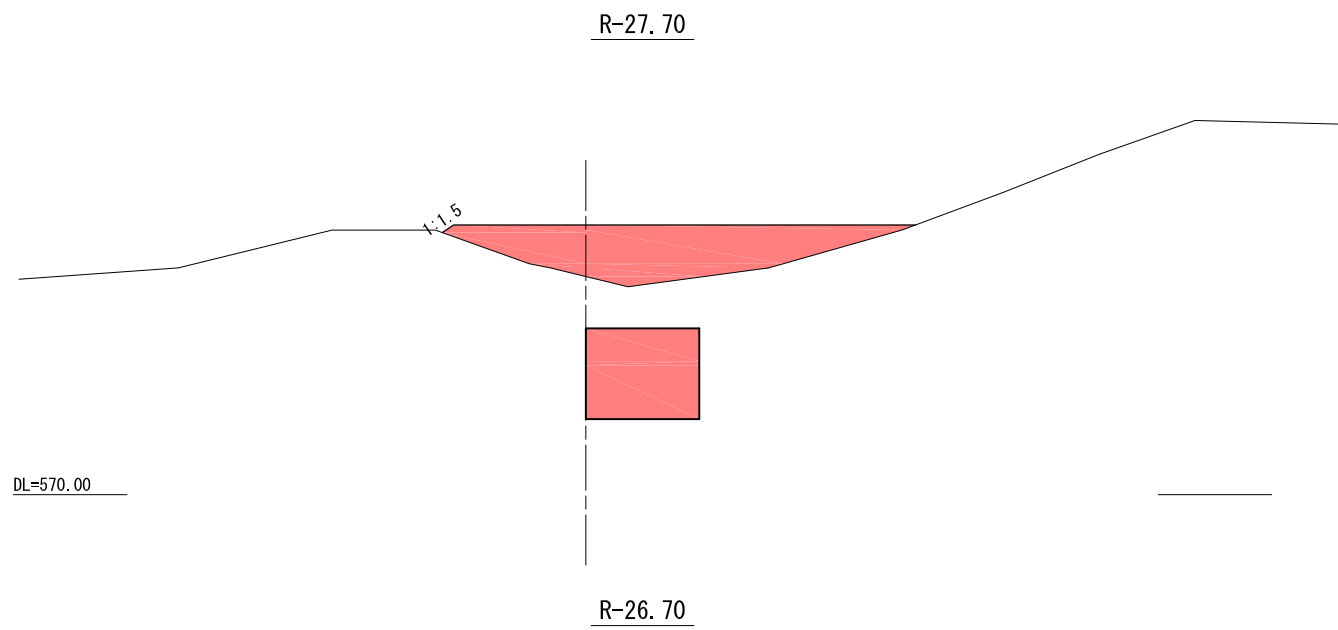
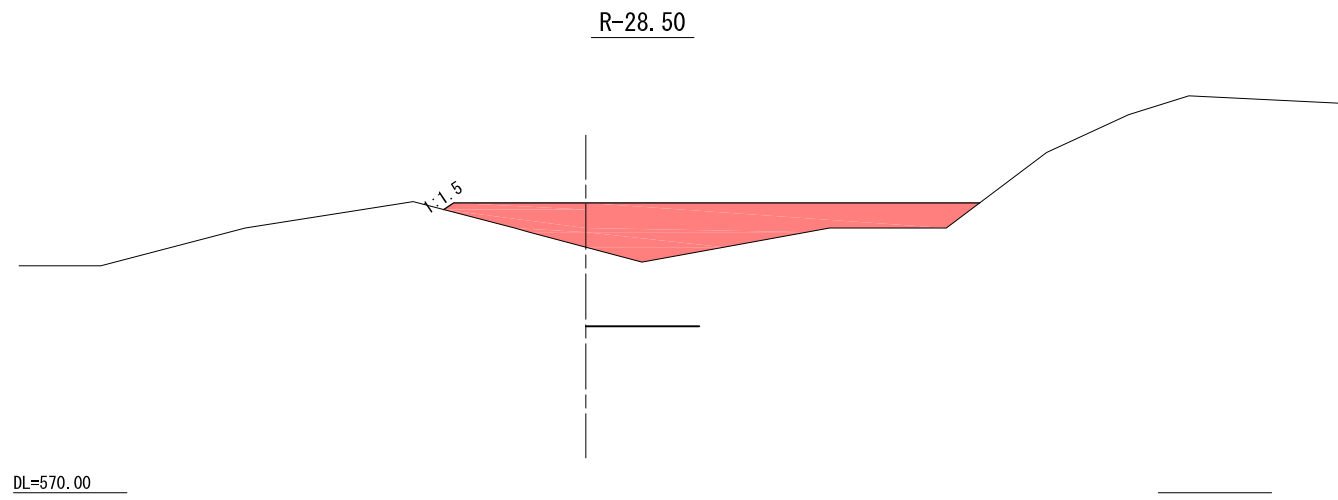
記号	径	長さ (mm)	本数	単位質量 (kg/m)	1本当り質量 (kg)	質量 (kg)	摘要
W1	D22	6,170	29	3.04	18,757	544	\
W2	D22	2,500	29	3.04	7,600	220	\ (平均長)
W3	D22	4,110	11	3.04	12,494	137	\
W4	D22	2,740	13	3.04	8,330	108	\ (平均長)
W5	D22	3,780	2	3.04	11,491	23	\
W6	D16	7,720	15	1.56	12,043	181] (平均長)
W7	D13	5,920	11	0.995	5,890	65] (平均長)
W8	D13	5,620	2	0.995	5,592	11] (平均長)
W9	D16	6,400	16	1.56	9,984	160	—
W10	D16	3,990	2	1.56	6,224	12	— (平均長)
W11	D16	6,420	1	1.56	10,015	10	—
W12	D16	4,200	5	1.56	6,552	33	—
W13	D16	3,400	2	1.56	5,304	11	—
W14	D13	6,400	16	0.995	6,368	102	—
W15	D13	3,990	2	0.995	3,970	8	— (平均長)
W16	D13	6,420	1	0.995	6,388	6	—
W17	D13	4,200	5	0.995	4,179	21	—
W18	D13	3,400	2	0.995	3,383	7	—
W19	D13	1,420	28	0.995	1,413	40	┌
W20	D13	1,360	21	0.995	1,353	28	┌
W21	D13	1,870	56	0.995	1,861	104	┌ (平均長)
W22	D13	1,360	23	0.995	1,353	31	┌
W23	D13	1,620	25	0.995	1,612	40	┌ (平均長)
F1	D13	3,010	15	0.995	2,995	45	┌
F2	D13	1,910	15	0.995	1,900	29	┌
F3	D19	6,690	15	2.25	15,053	226	┌
F4	D13	3,400	48	0.995	3,383	162	┌
F5	D13	5,420	12	0.995	5,393	65	┌
F6	D13	1,820	22	0.995	1,811	40	┌
F7	D13	1,830	33	0.995	1,821	60	┌
F8	D13	2,510	11	0.995	2,497	27	┌
F9	D13	1,910	11	0.995	1,900	21	┌
F10	D13	5,600	11	0.995	5,572	61	┌
F11	D13	2,400	33	0.995	2,388	79	┌
F12	D13	3,110	7	0.995	3,094	22	┌
F13	D13	4,420	12	0.995	4,398	53	┌
F14	D13	1,820	16	0.995	1,811	29	┌
F15	D13	1,830	19	0.995	1,821	35	┌
						D22	1,032 kg
						D19	226 kg
						D16	407 kg
						D13	1,191 kg
						合計	2,856 kg

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡 例	
□	今回施工分
□	
□	
□	
□	

工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	本堰堤配筋図 (1 6)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮尺	—	図面番号	41 葉之内 26
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

横断図 (1) S=1:100



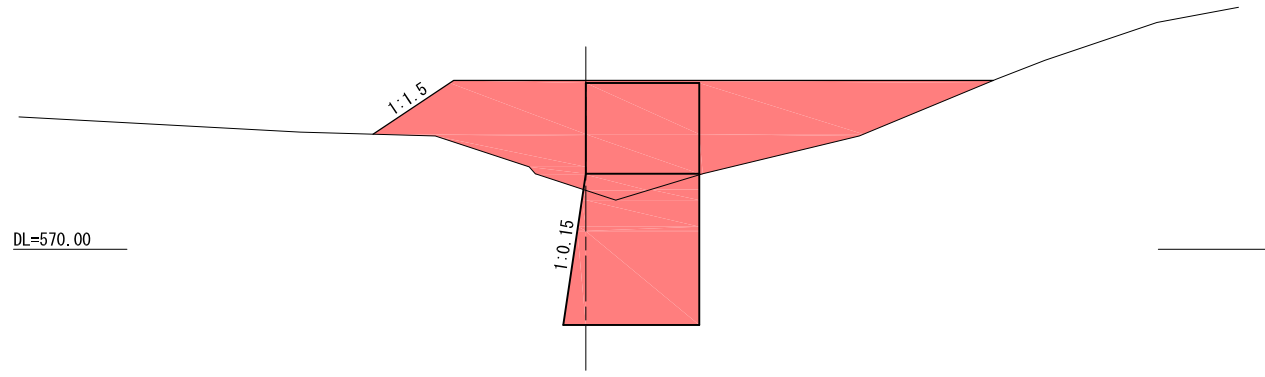
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡 例	
	今回施工分

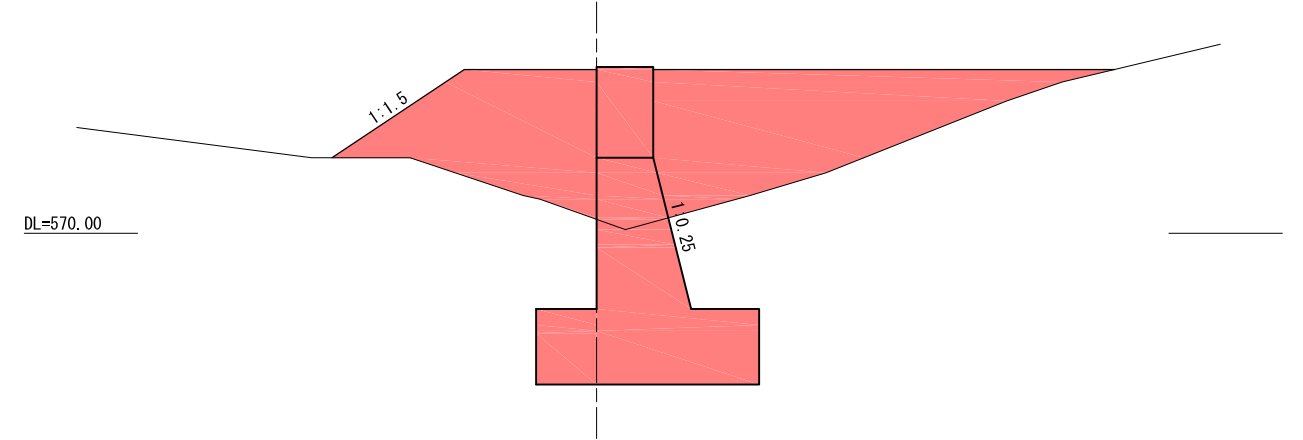
工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	横断図 (1)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮 尺	1:100	図面番号	41 葉之内 27
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

横断図 (2) S=1:100

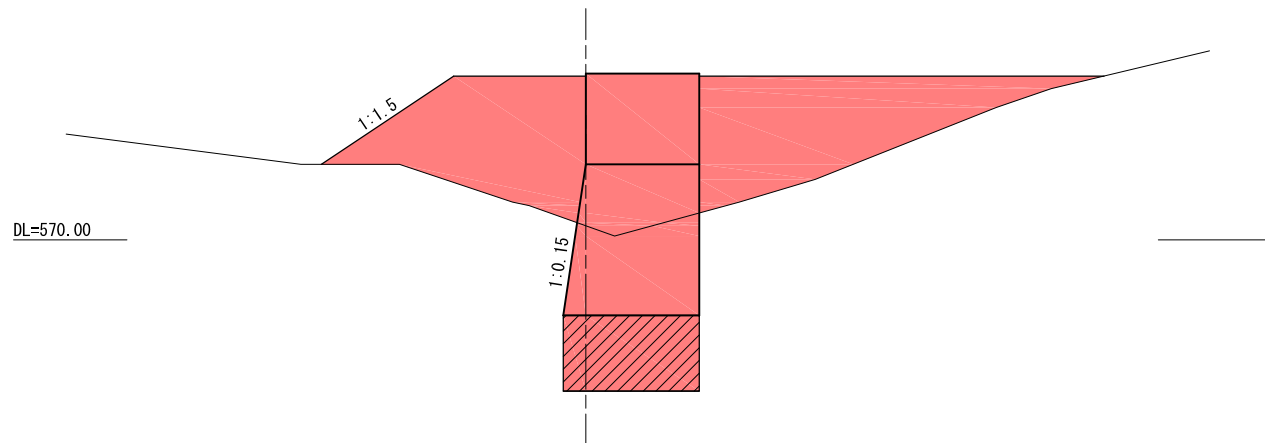
R-23.70



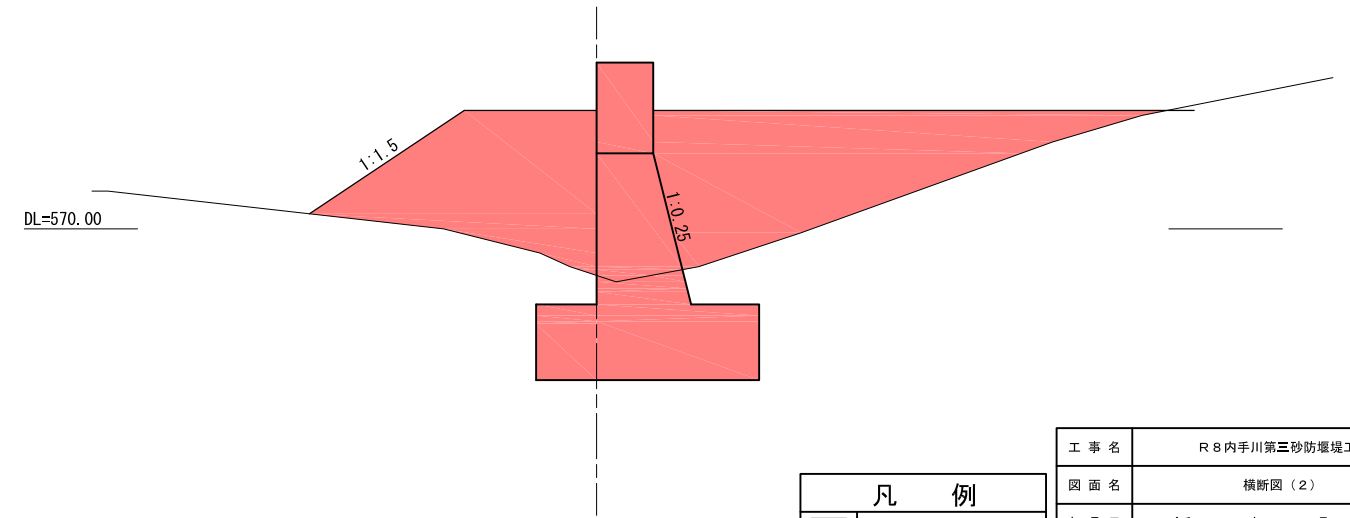
R-22.50



R-22.50



R-20.70



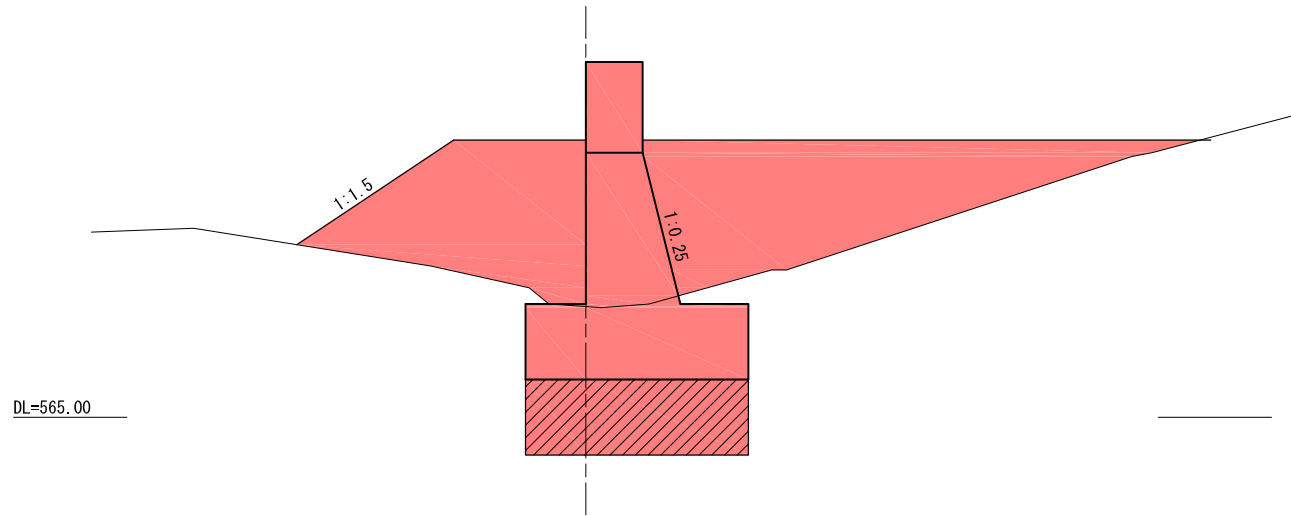
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡例	
	今回施工分
	間詰工
	
	
	

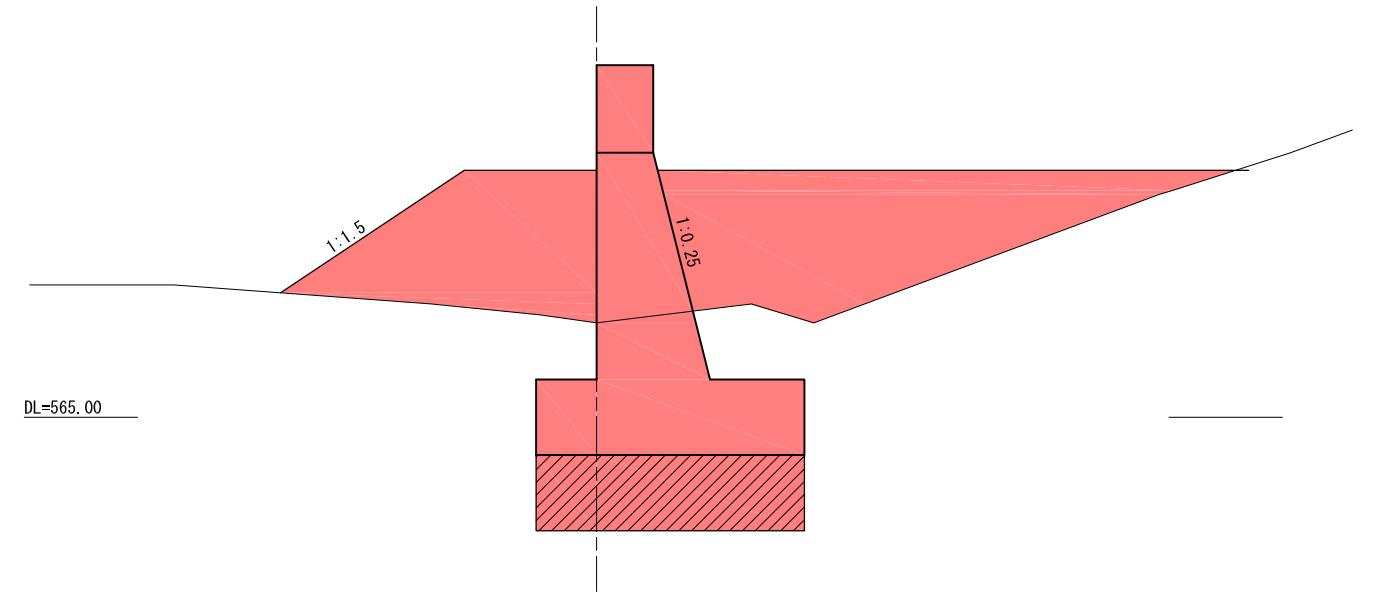
工事名	R8内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	横断図(2)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮尺	1:100	図面番号	41 葉之内 28
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

横断図 (3) S=1:100

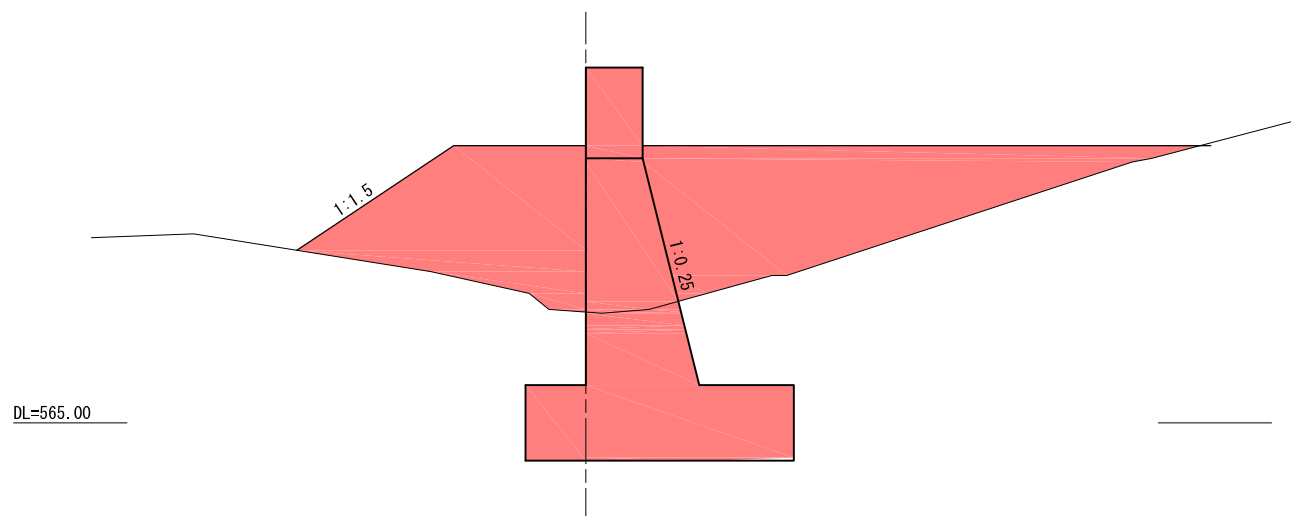
R-19.50



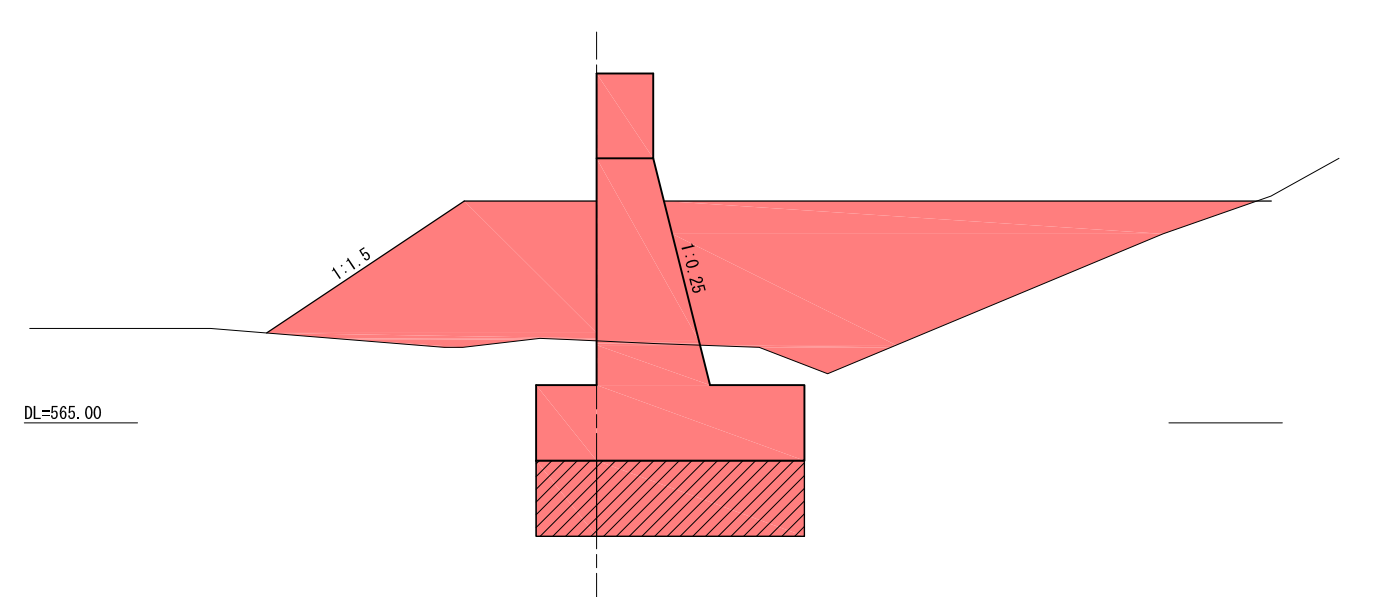
R-18.30



R-19.50



R-17.30



凡 例

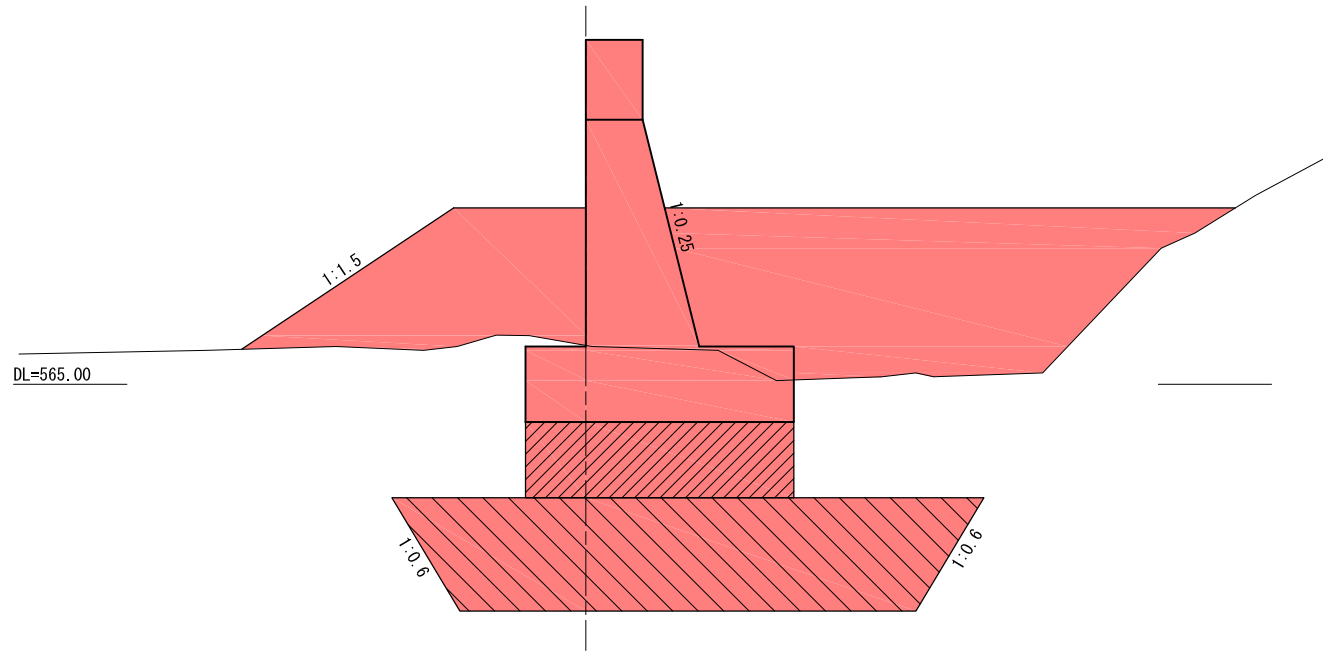
	今回施工分
	間詰工
	
	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

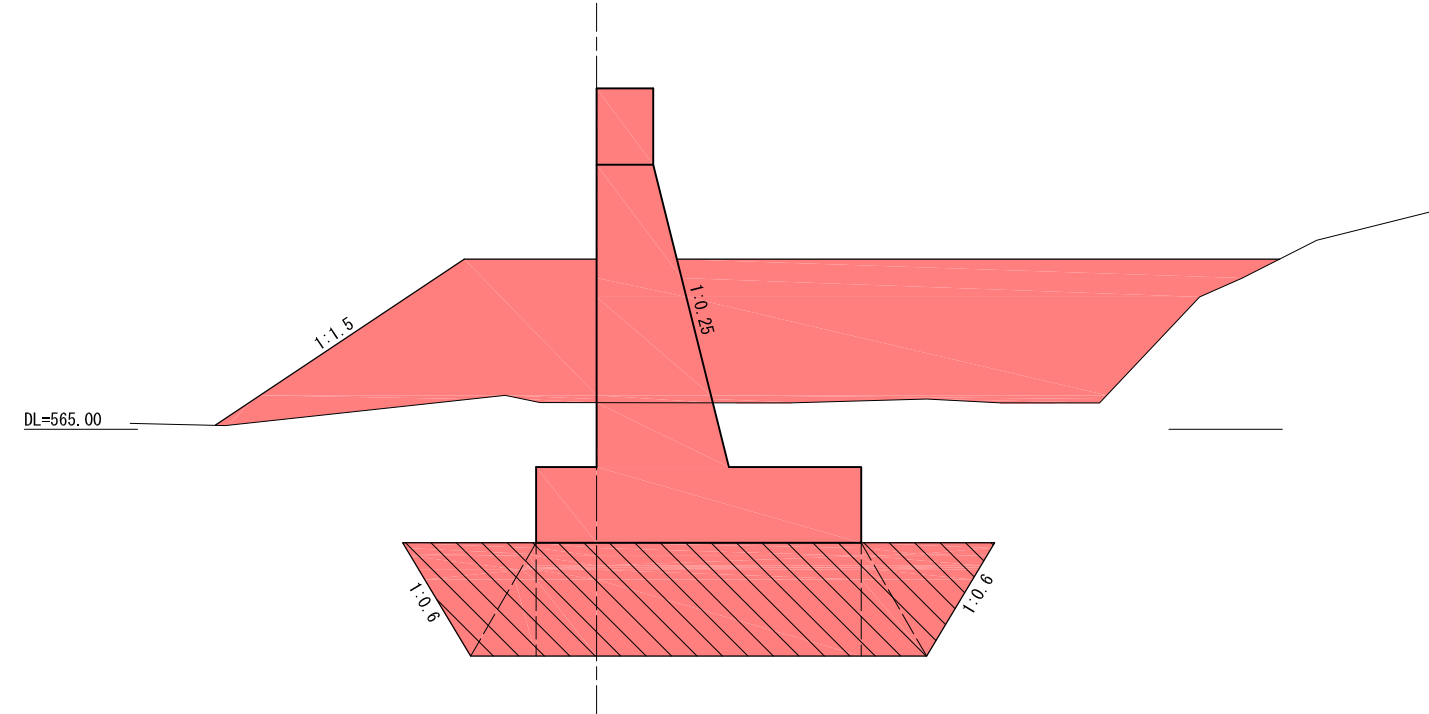
工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	横断図 (3)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮尺	1:100	図面番号	41 葉之内 29
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

横断図 (4) S=1:100

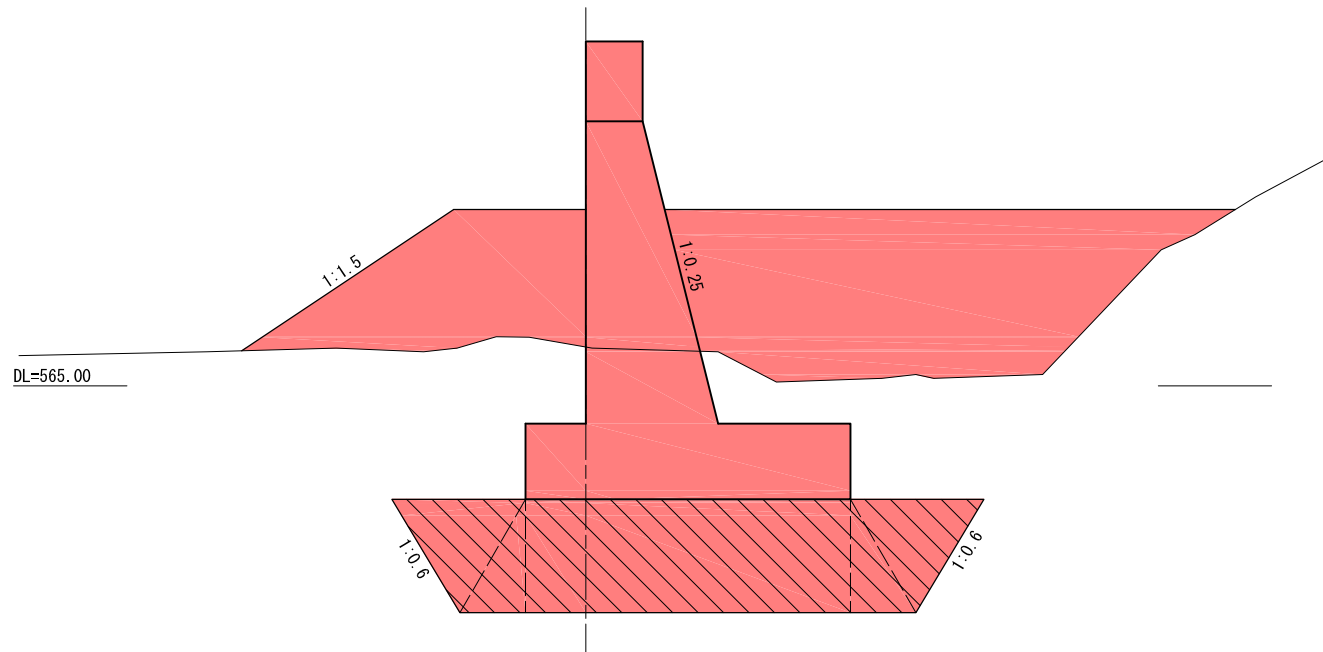
R-15.50



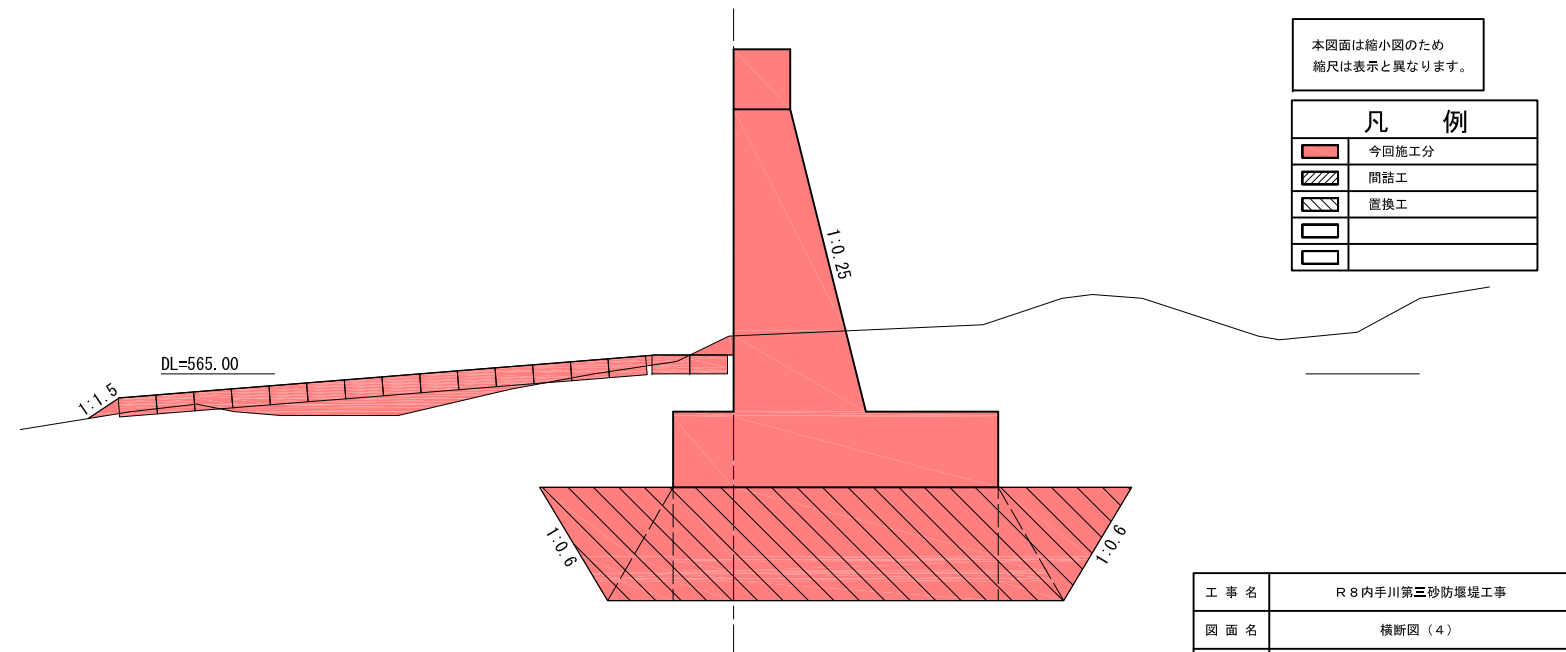
R-14.25



R-15.50



R- 8.25



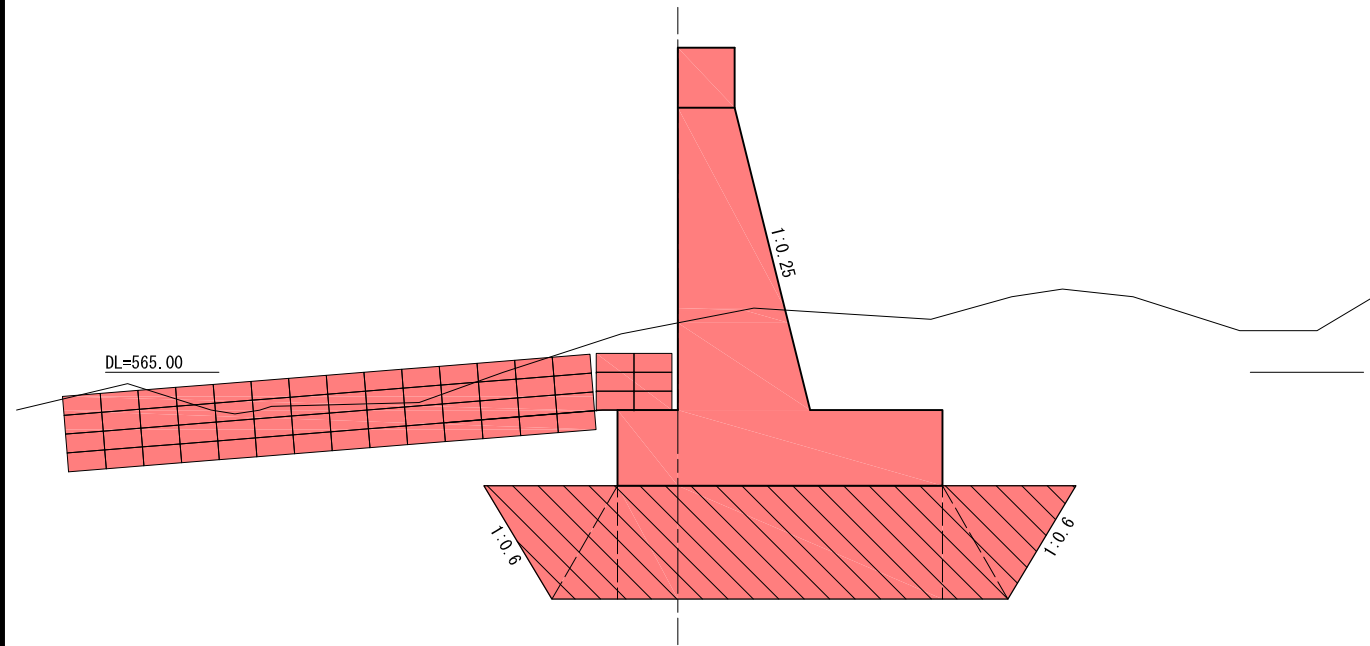
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡 例	
	今回施工分
	間詰工
	置換工

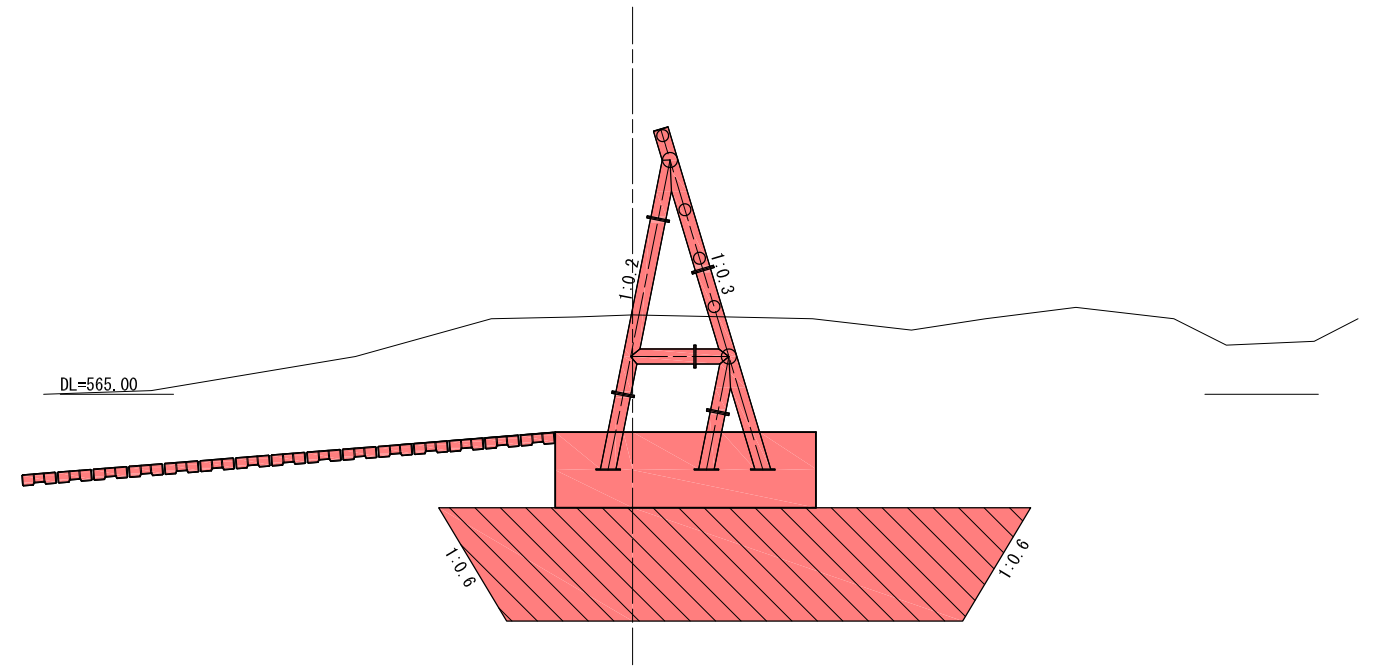
工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	横断図 (4)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮 尺	1:100	図面番号	41 葉之内 30
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

横断図 (5) S=1:100

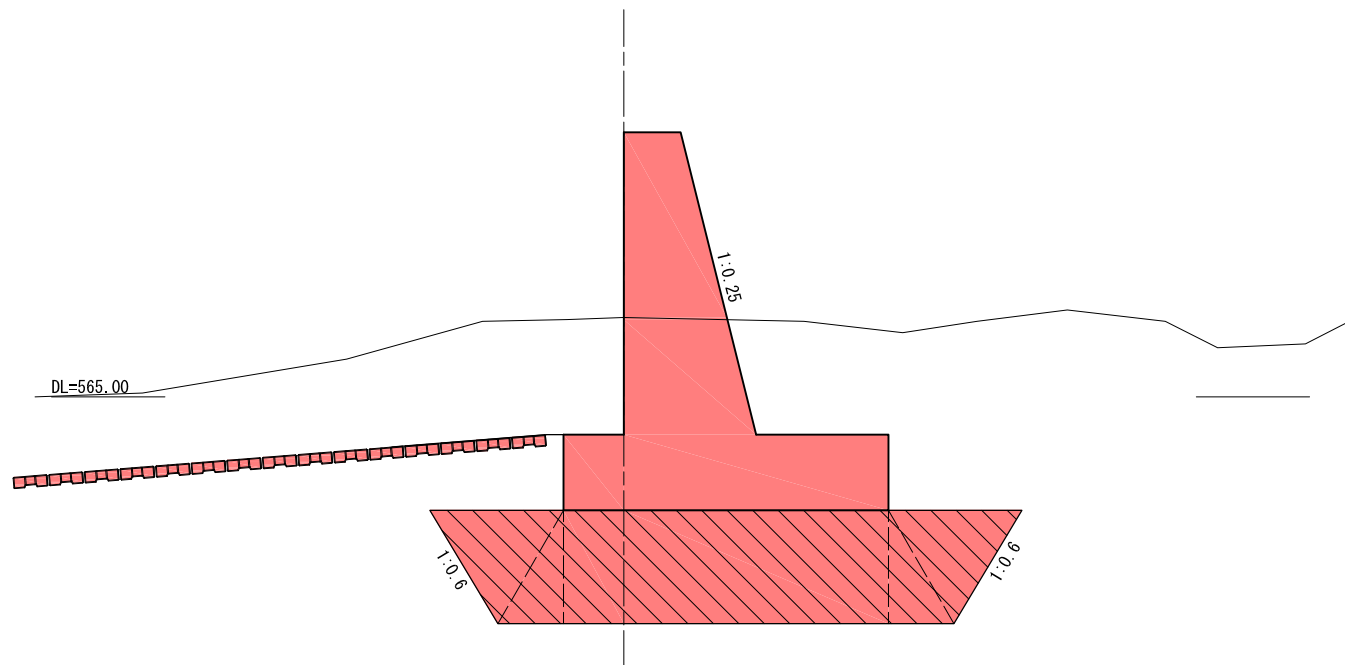
R- 7.25



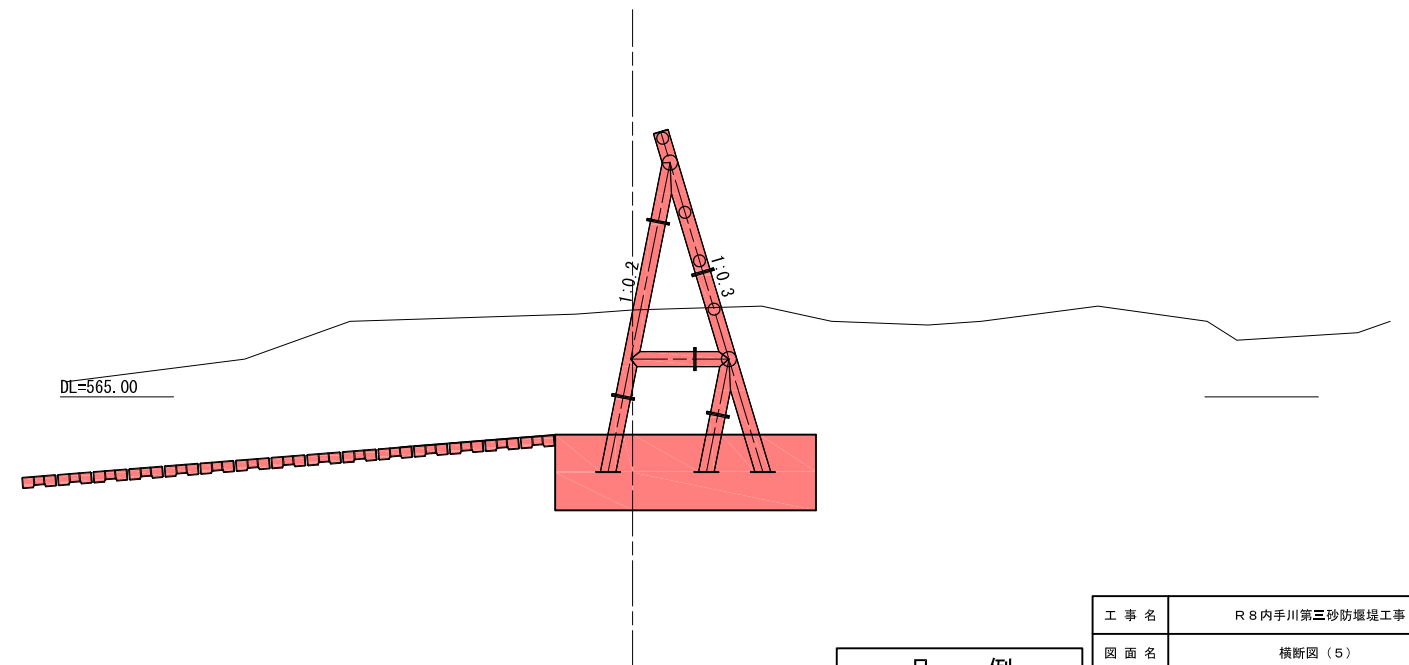
R- 5.00



R- 5.00



R- 3.20

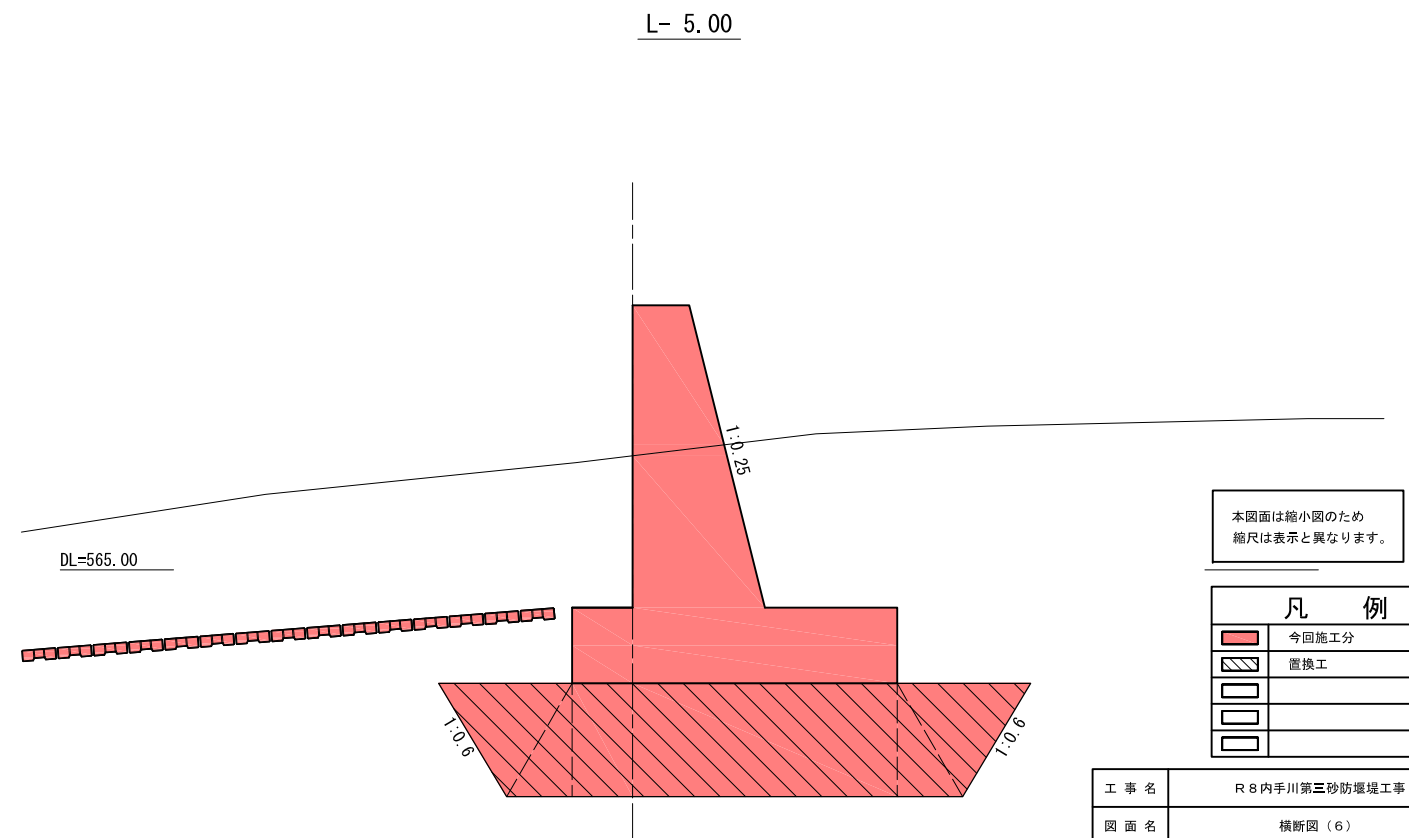
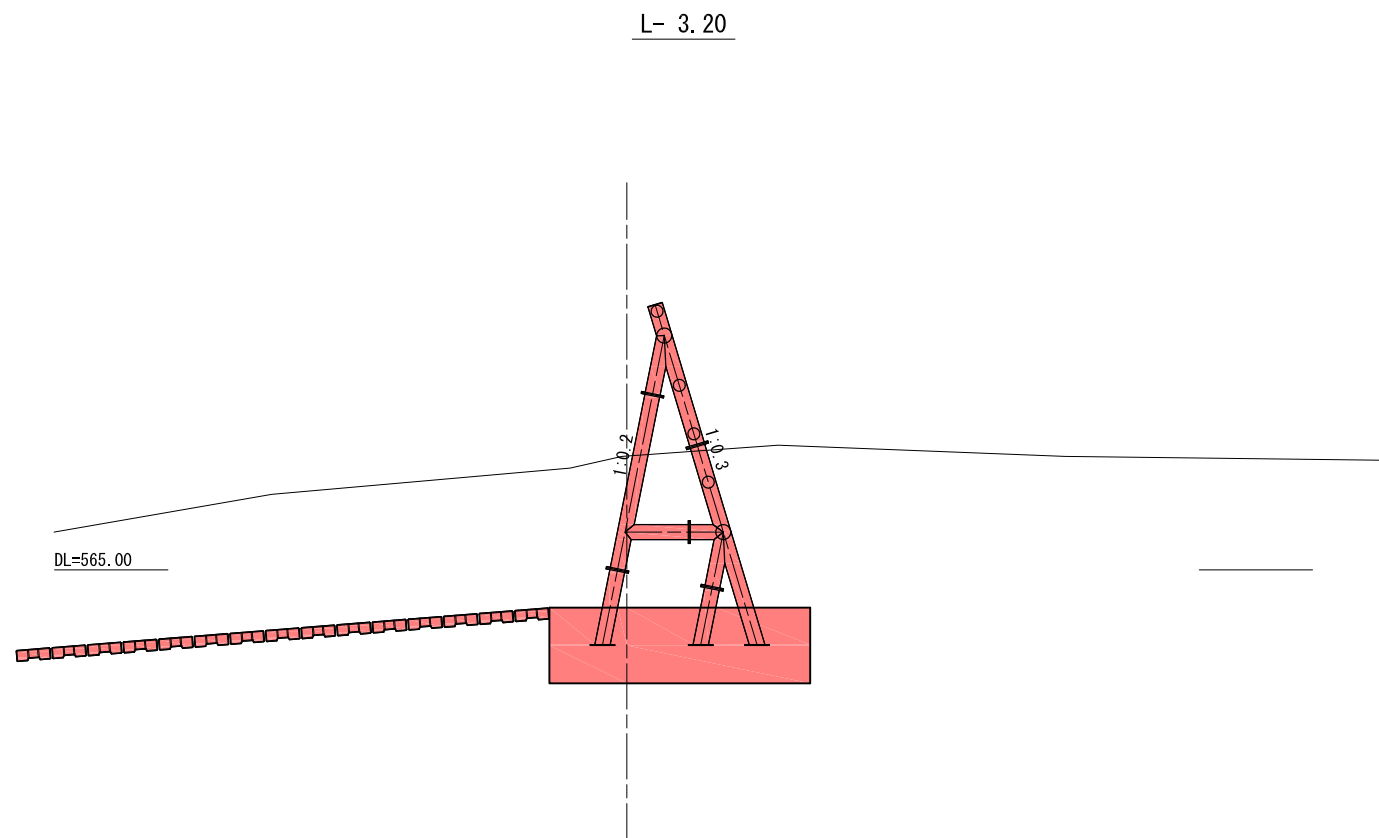
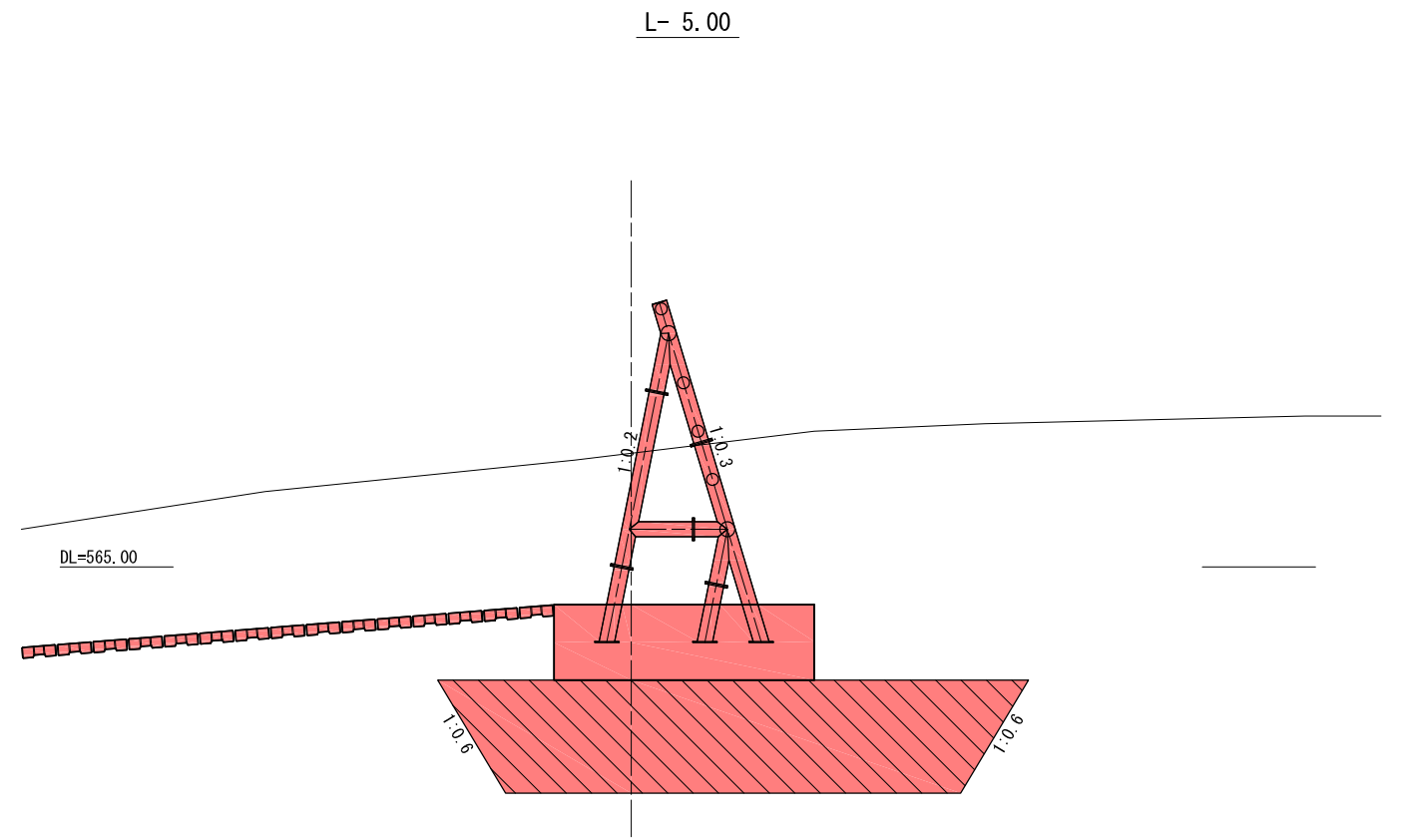
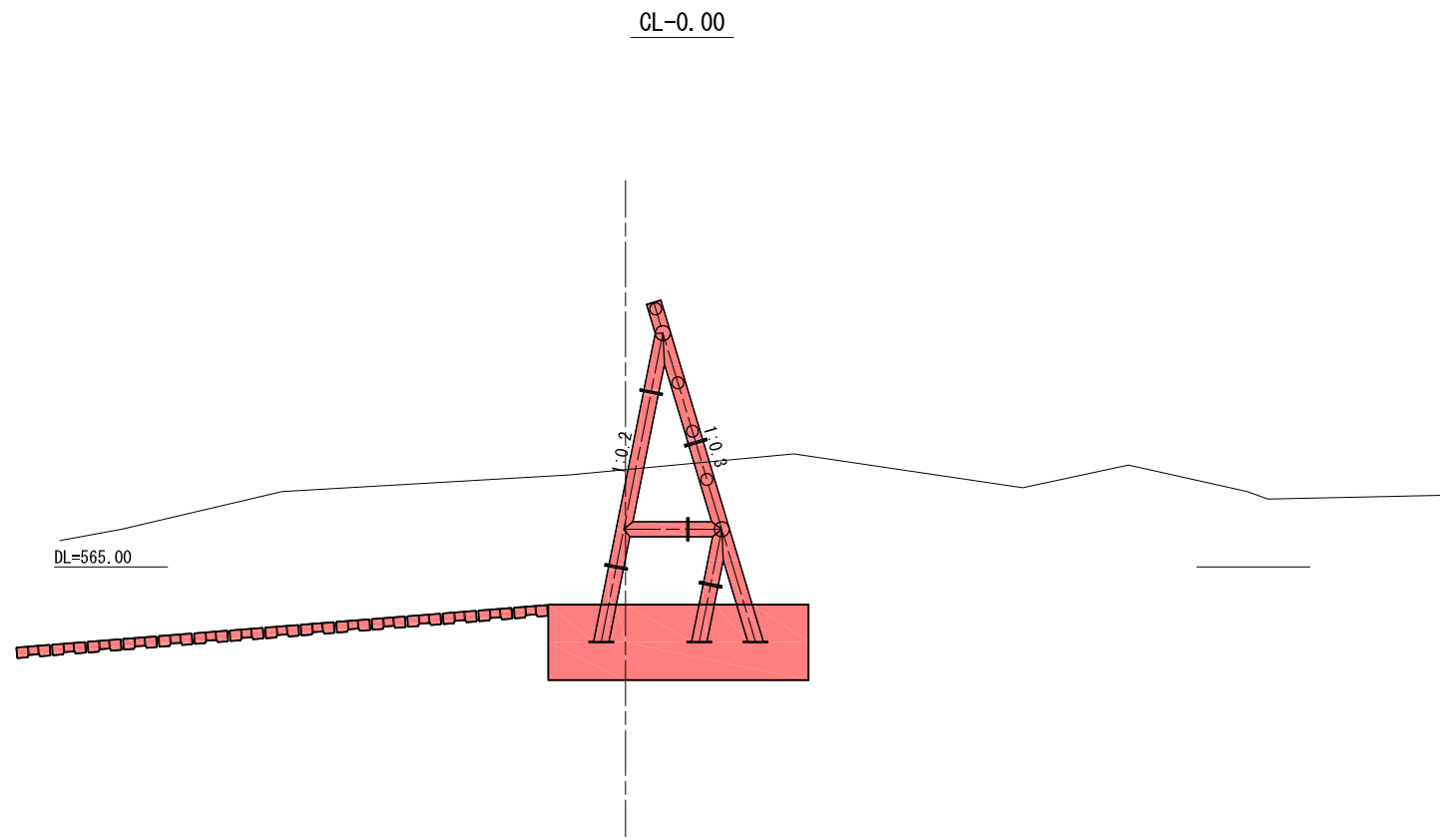


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡 例	
	今回施工分
	置換工

工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	横断図 (5)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮 尺	1:100	図面番号	41 葉之内 31
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

横断図 (6) S=1:100



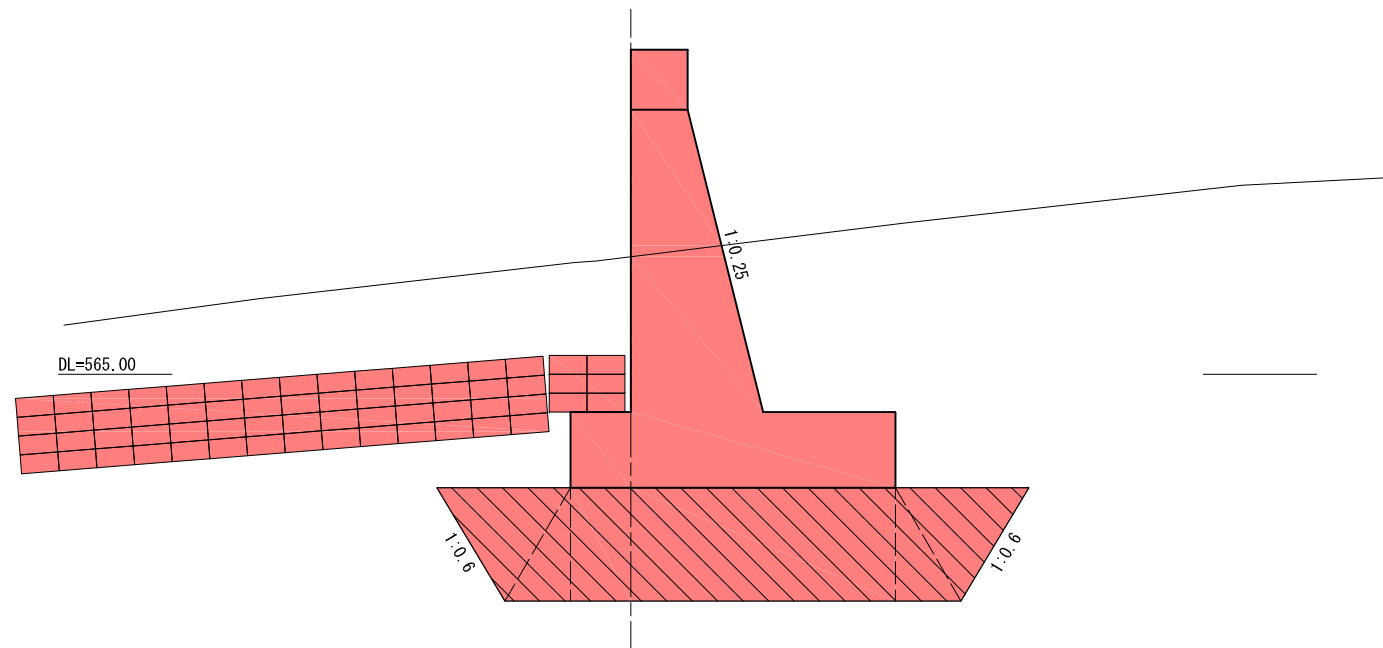
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡 例	
	今回施工分
	置換工

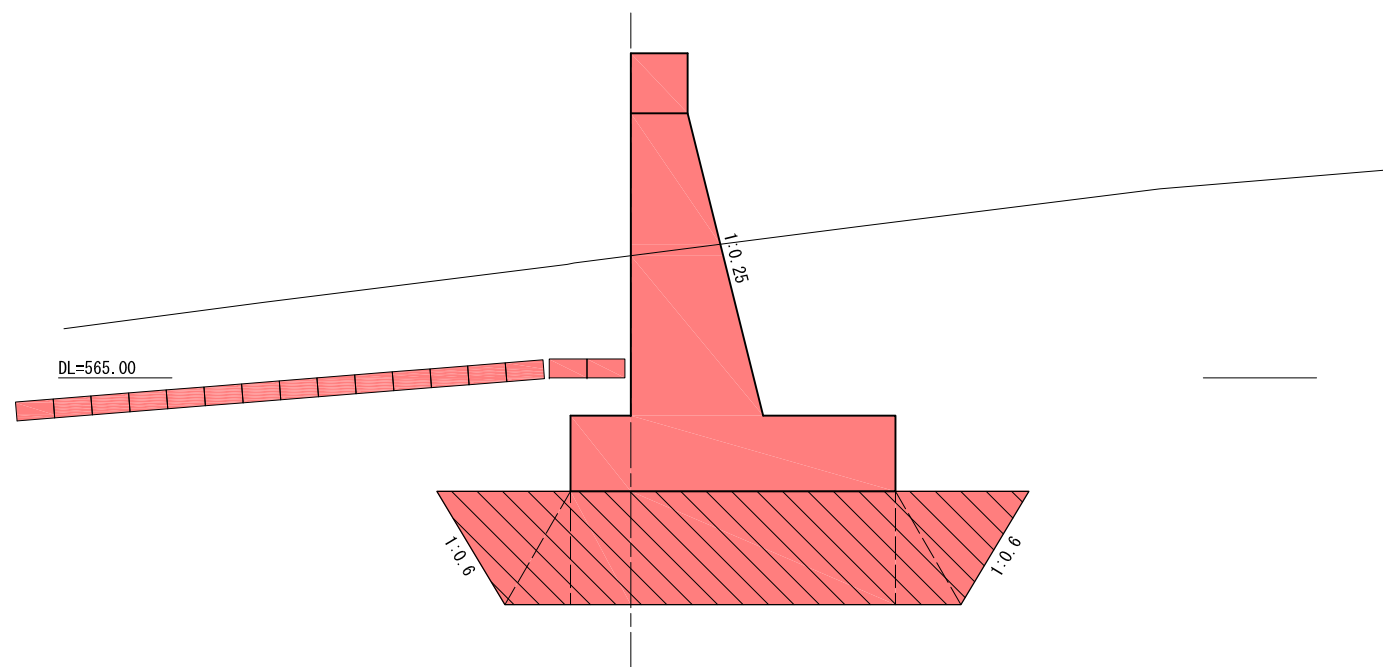
工事名	R8内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	横断図(6)		
年月日	令和8年1月	日	
縮尺	1:100	図面番号	41葉之内32
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

横断図 (7) S=1:100

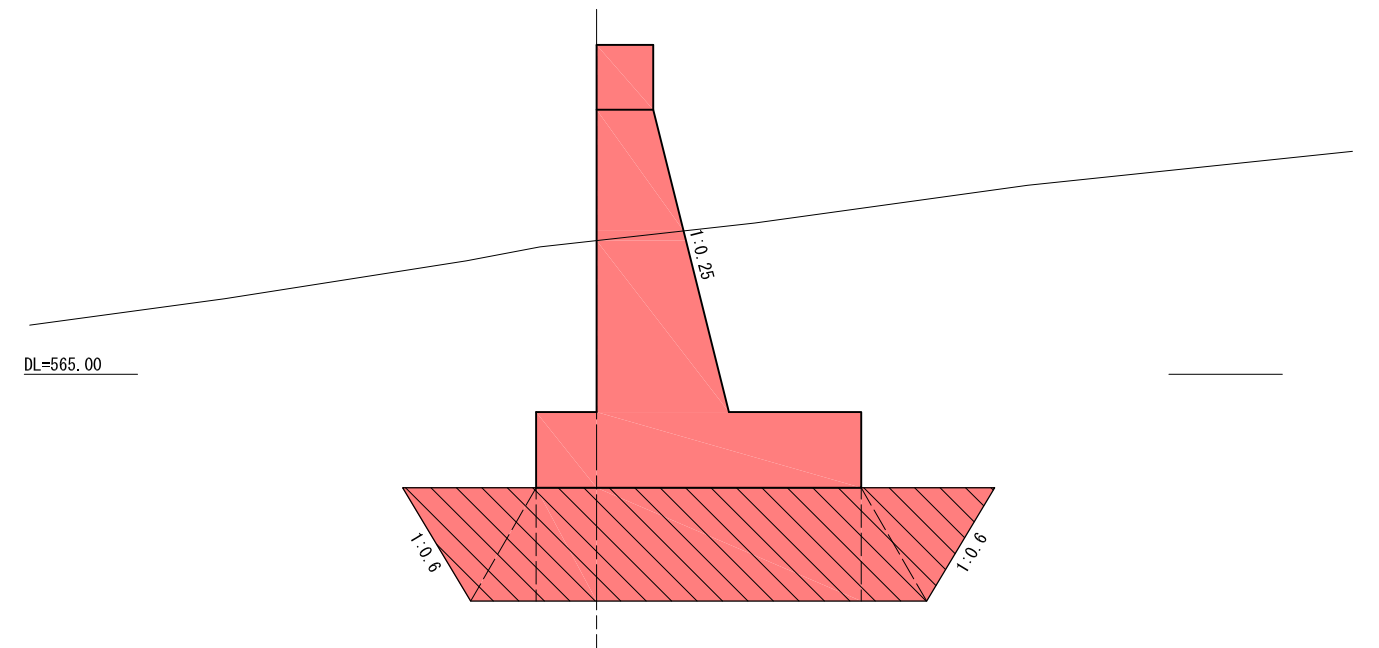
L- 7.25



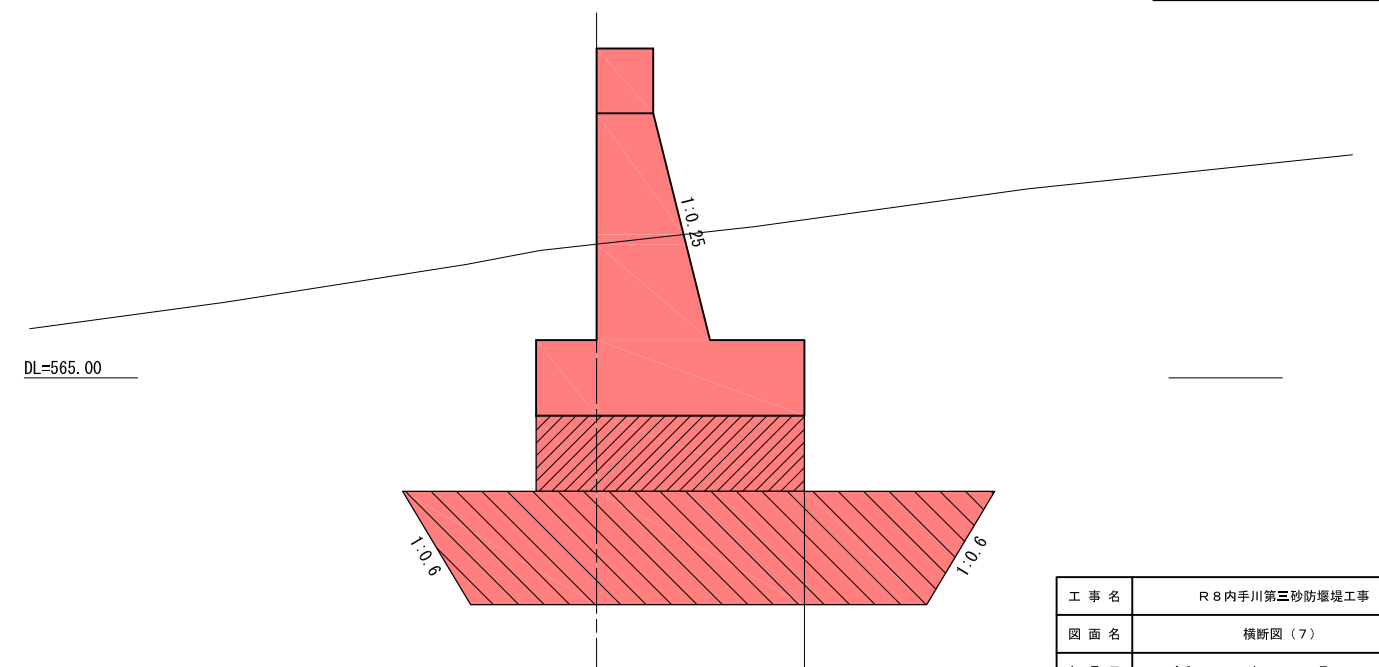
L- 8.25



L-10.00



L-10.00



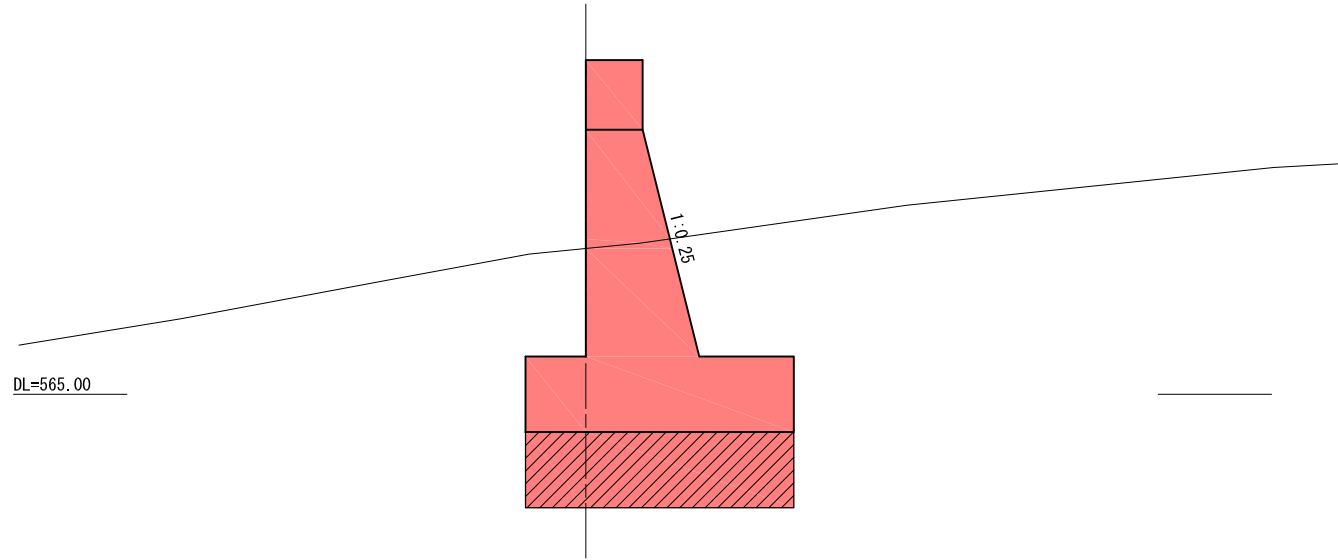
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡 例	
	今回施工分
	間詰工
	置換工

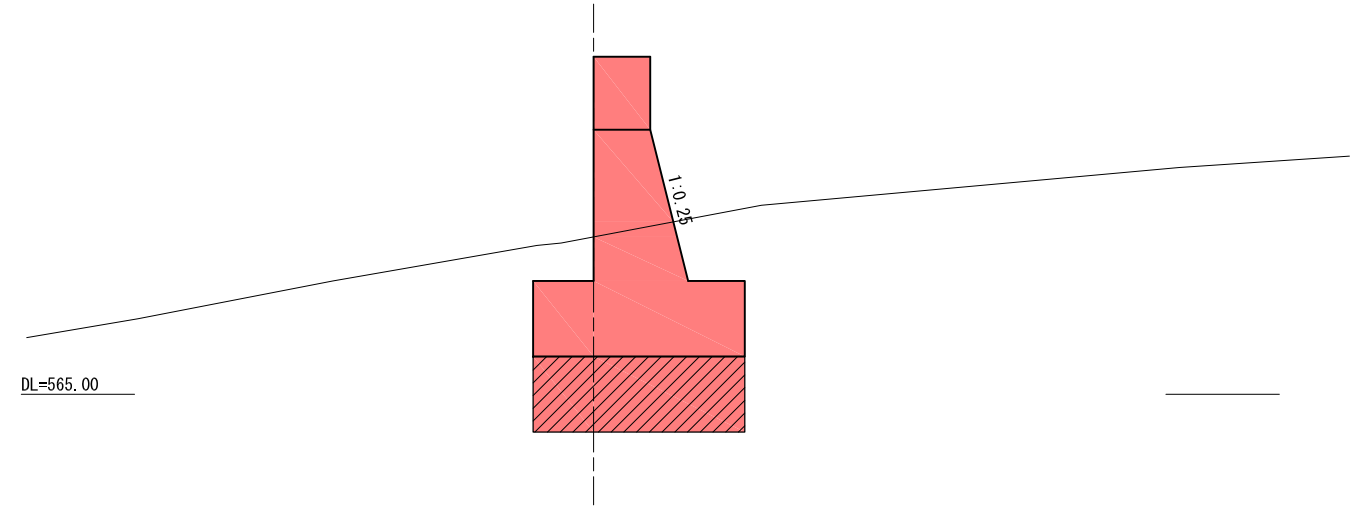
工事名	R8内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	横断図(7)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮 尺	1:100	図面番号	41 葉之内 33
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

横断図 (8) S=1:100

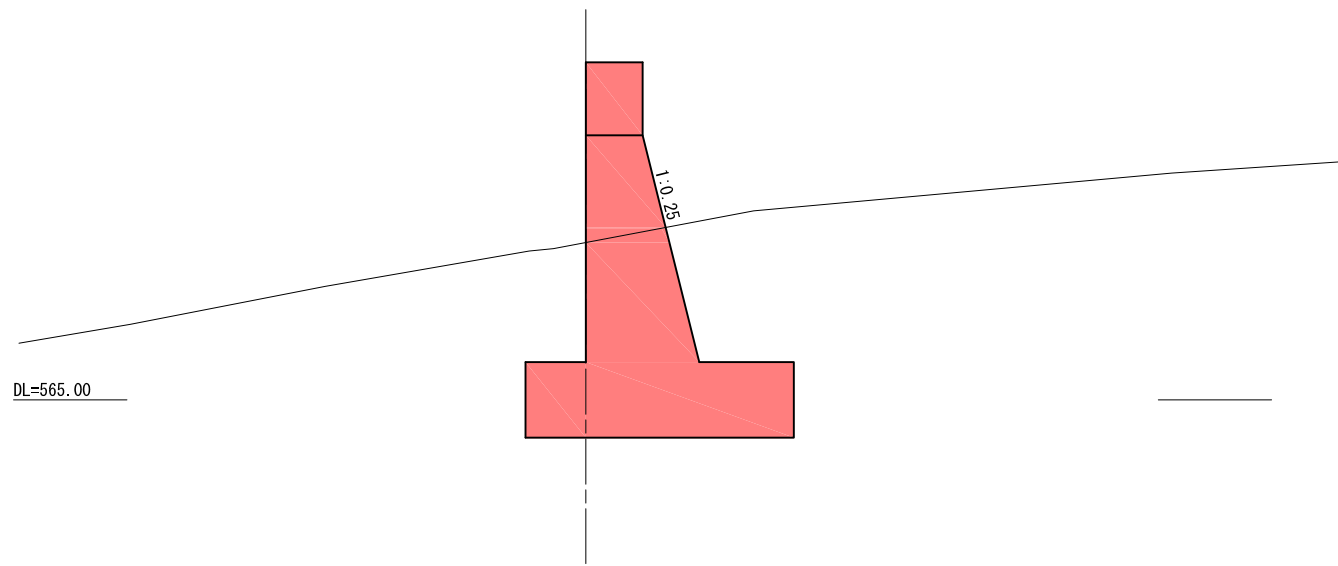
L-11.80



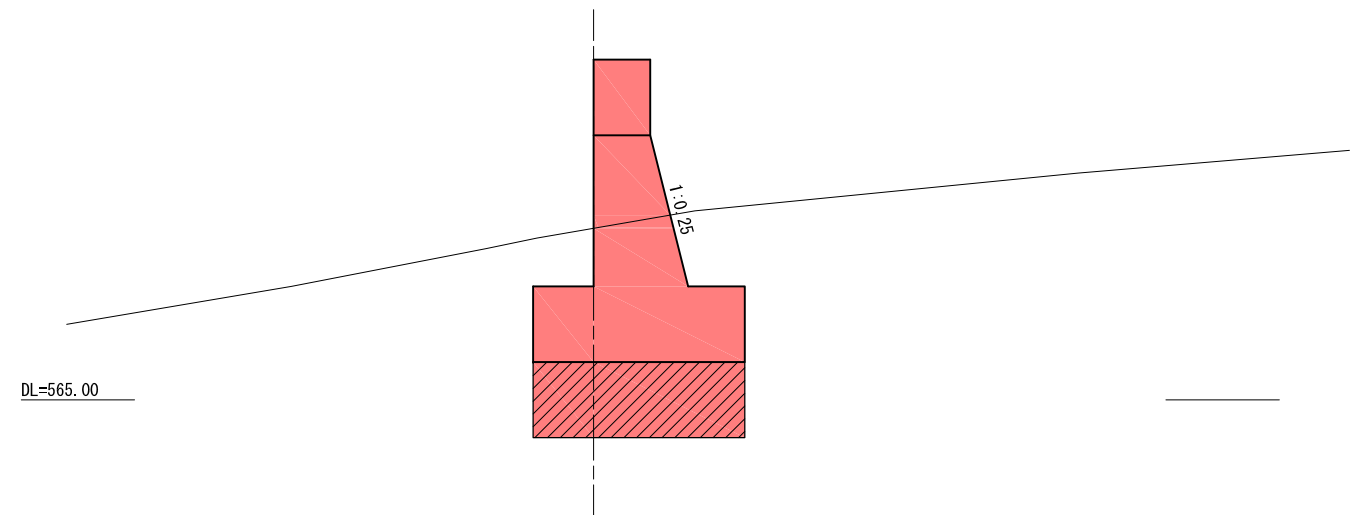
L-13.00



L-13.00



L-14.00

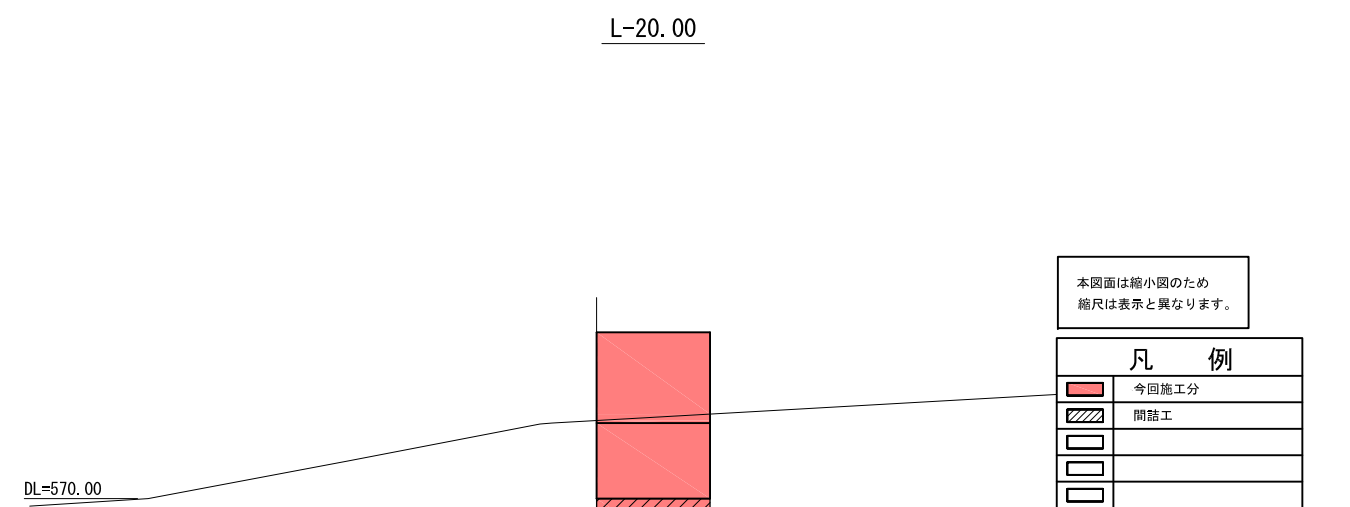
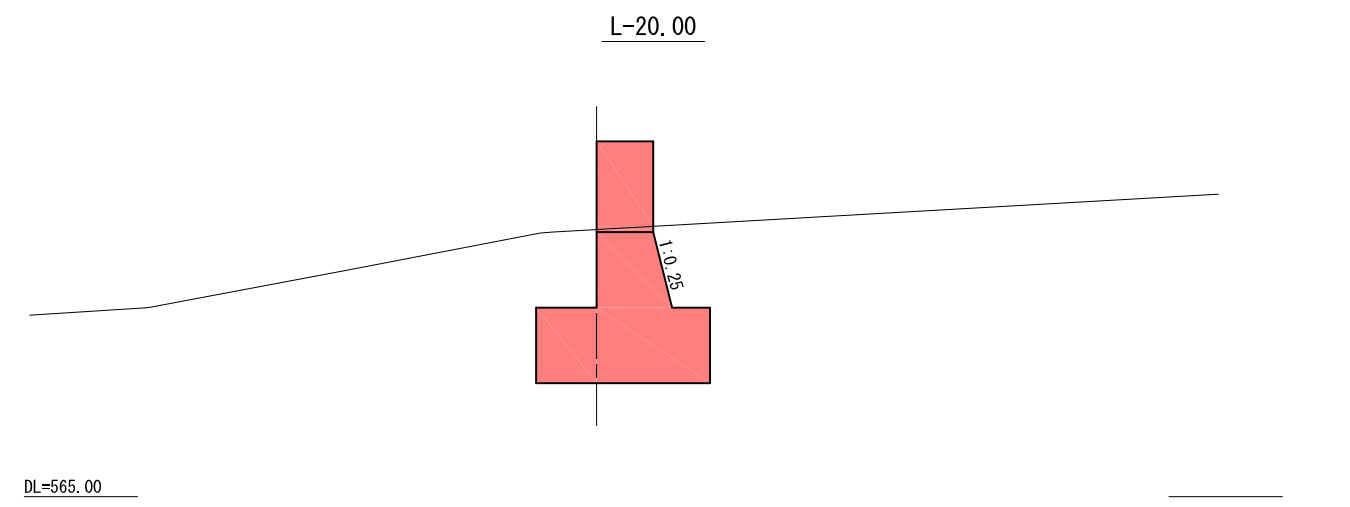
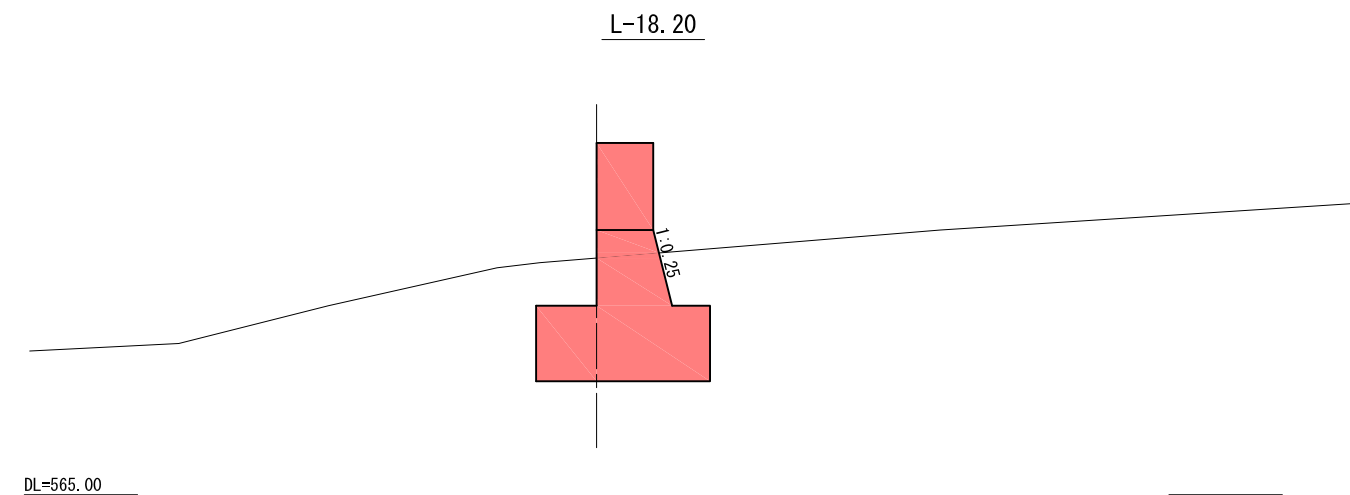
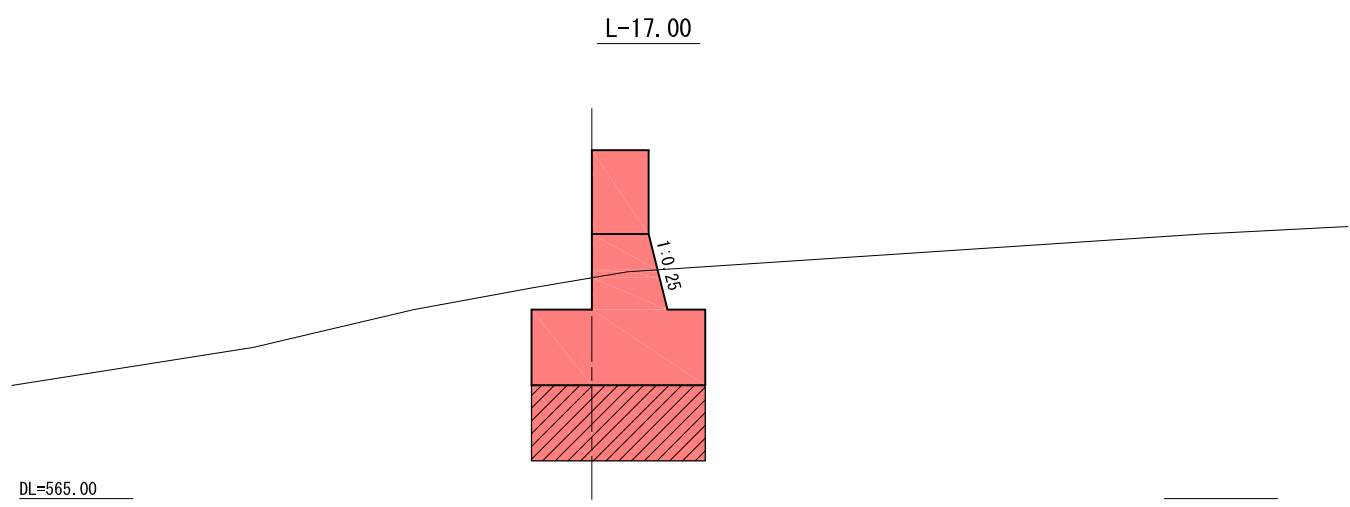
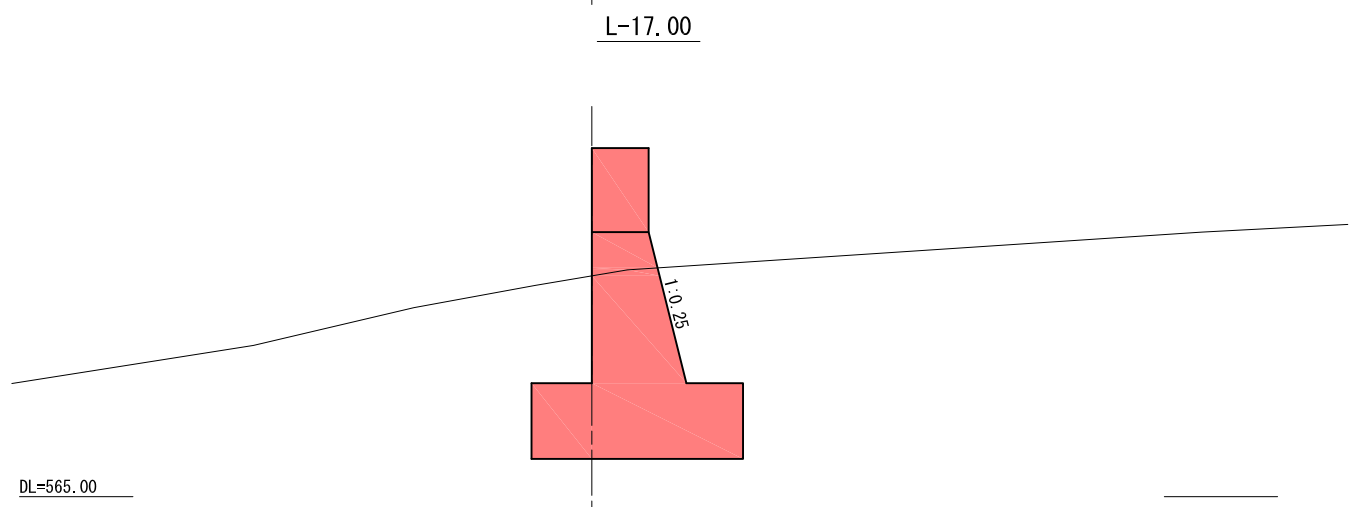
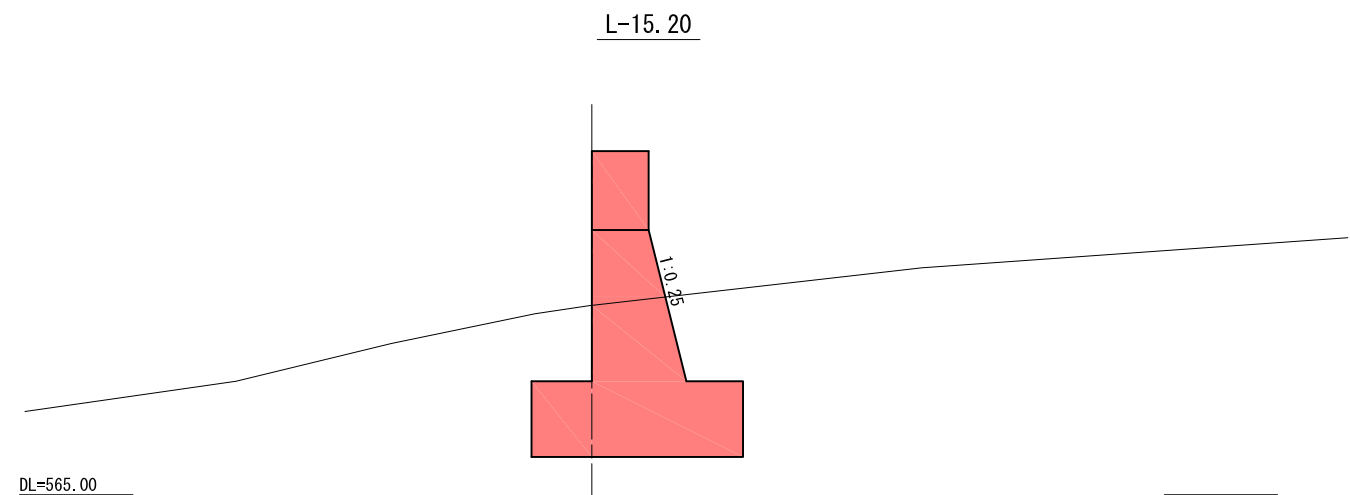


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡 例	
	今回施工分
	間詰工
	
	
	

工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	横断図 (8)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮 尺	1:100	図面番号	41 葉之内 34
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

横断図 (9) S=1:100

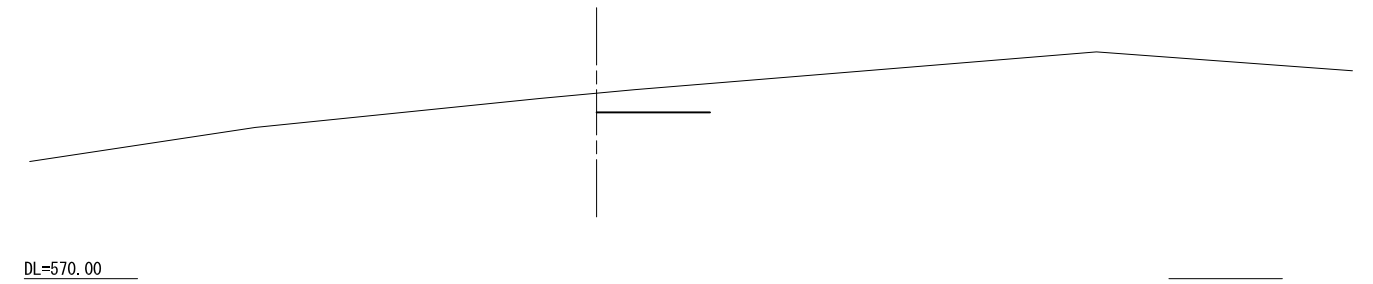
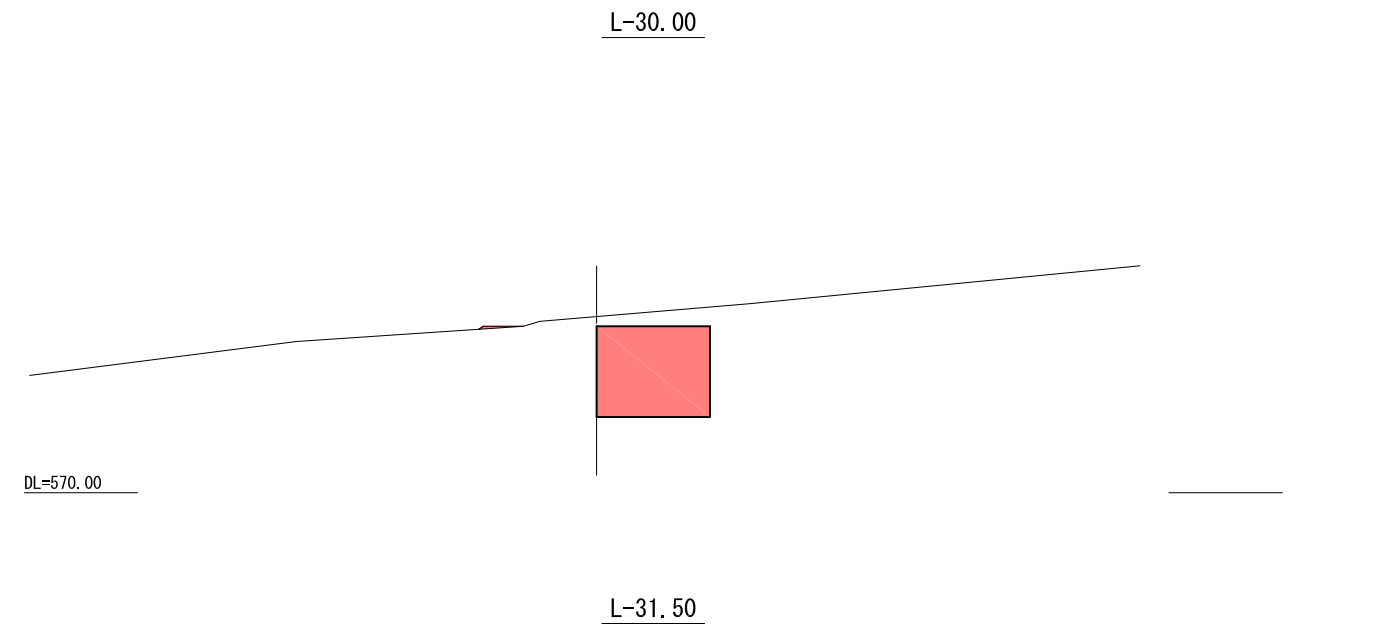
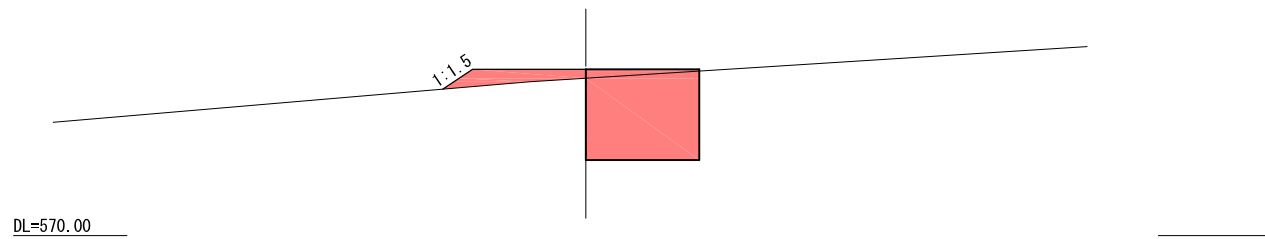
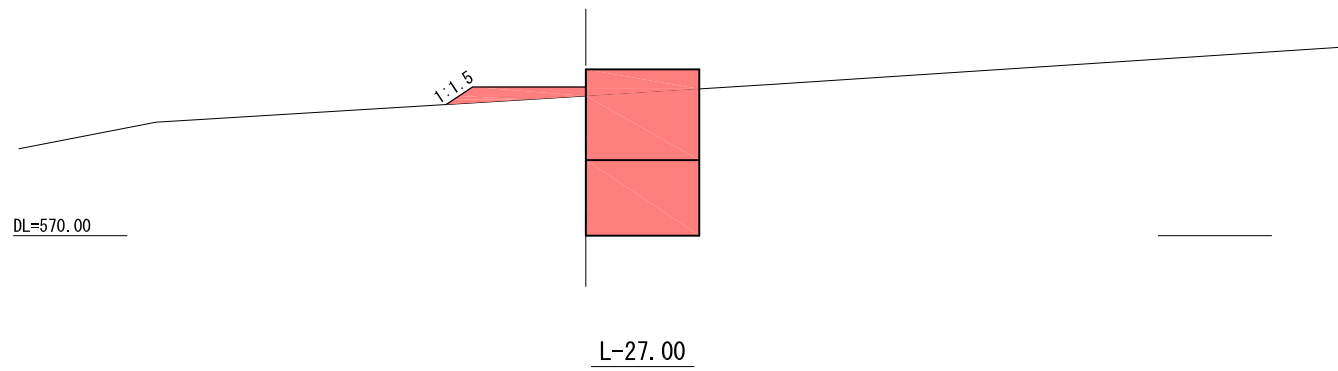
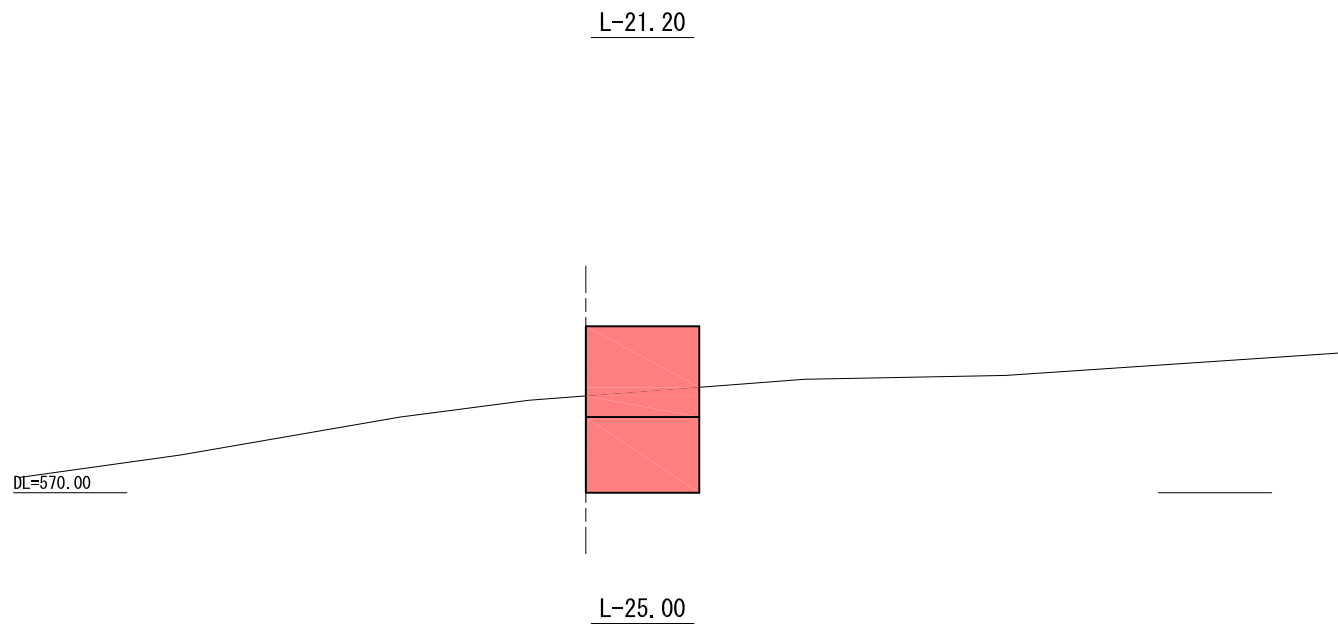


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡 例	
	今回施工分
	間詰工

工事名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	横断図 (9)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮 尺	1:100	図面番号	41 葉之内 35
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

横断図 (1 0) S=1:100



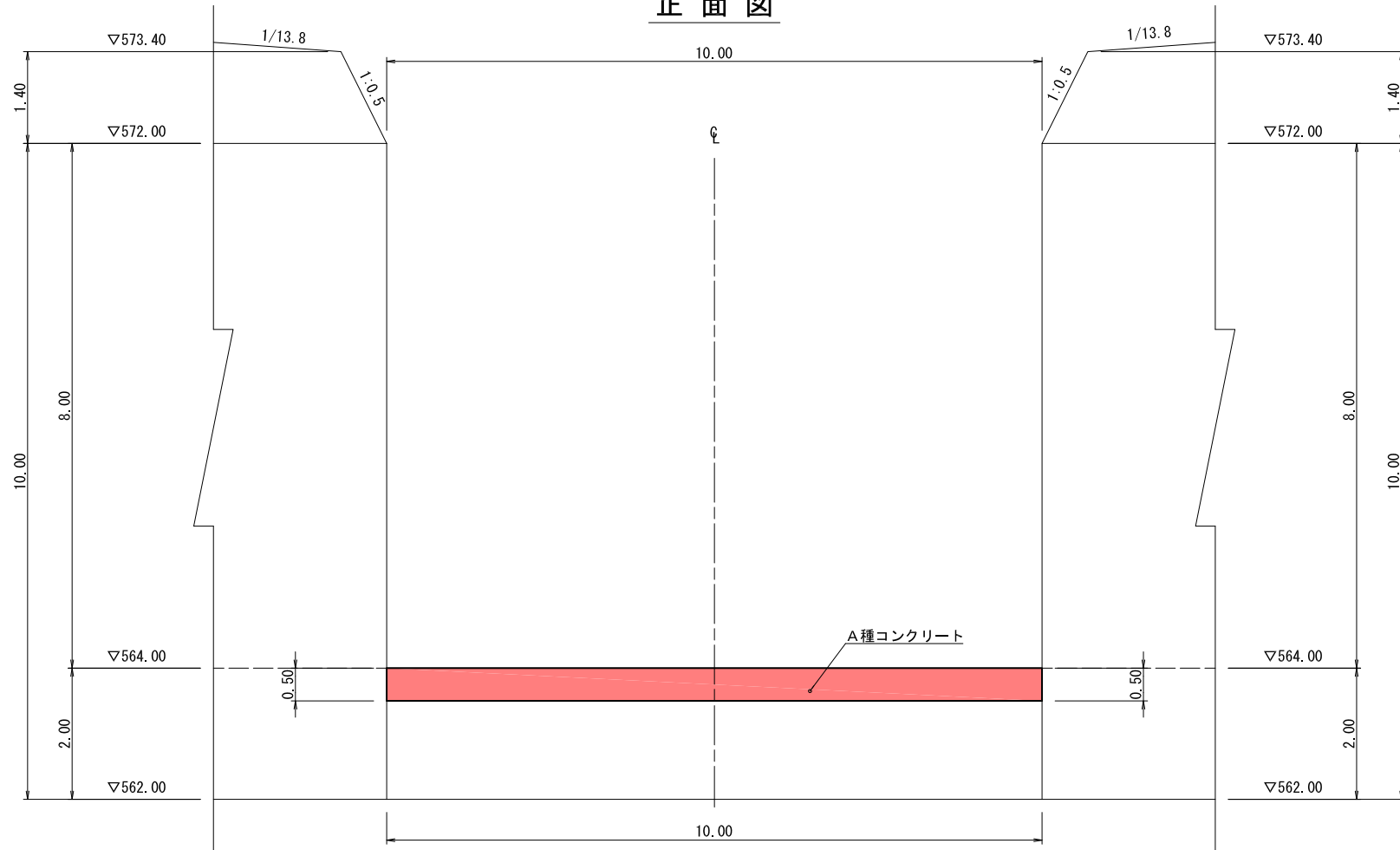
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡 例	
	今回施工分

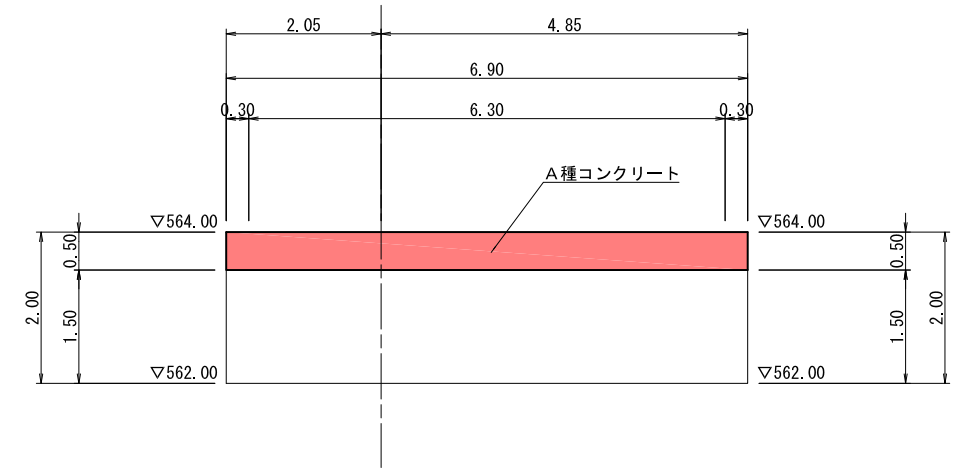
工 事 名	R 8 内手川第三砂防堰堤工事		
図 面 名	横断図 (1 0)		
年 月 日	令和 8 年 1 月	日	
縮 尺	1:100	図面番号	41 葉之内 36
会 社 名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

堤冠保護工詳細図 S=1:100

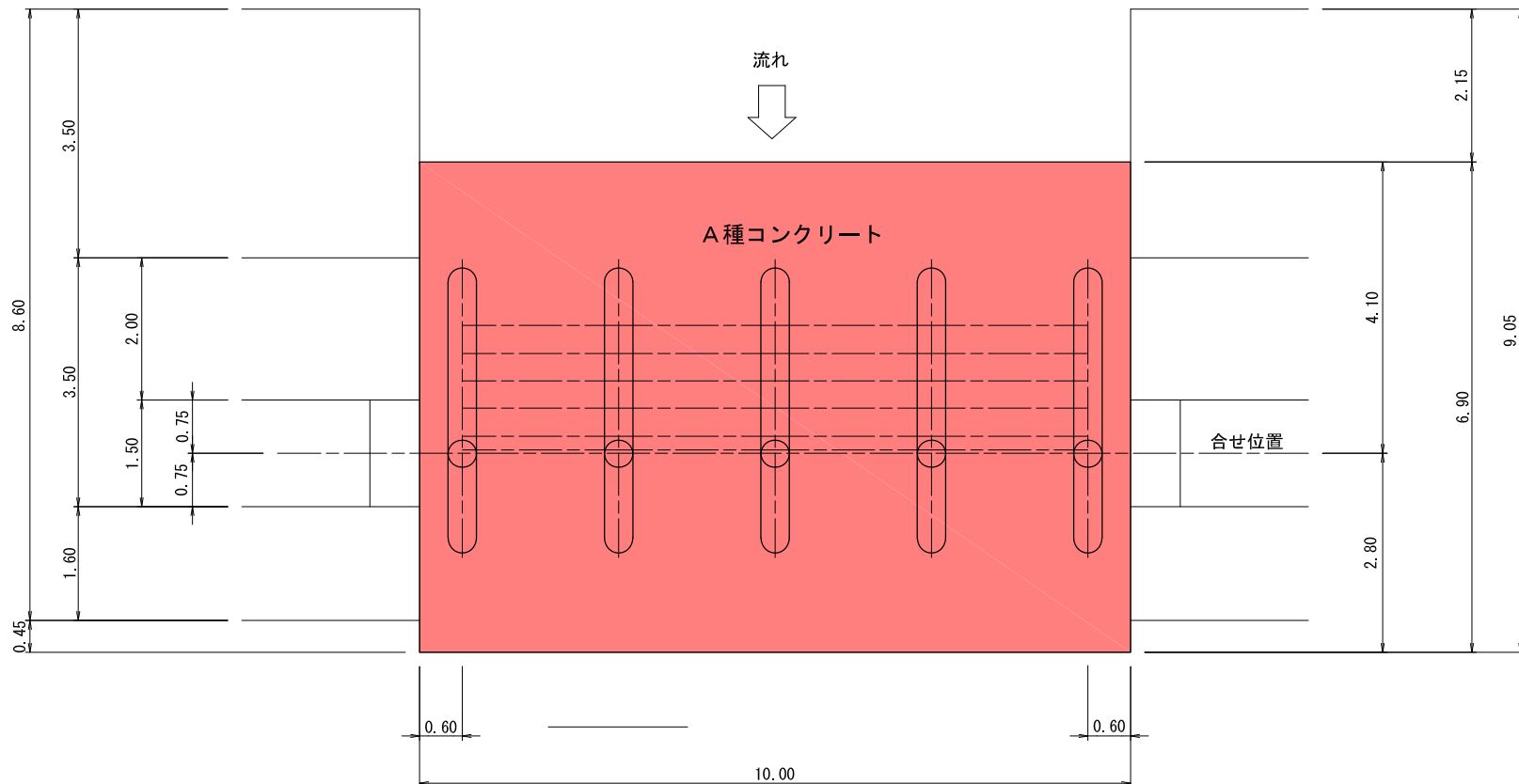
正面図



側面図



平面図



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡 例	
	今回施工分
	
	
	
	

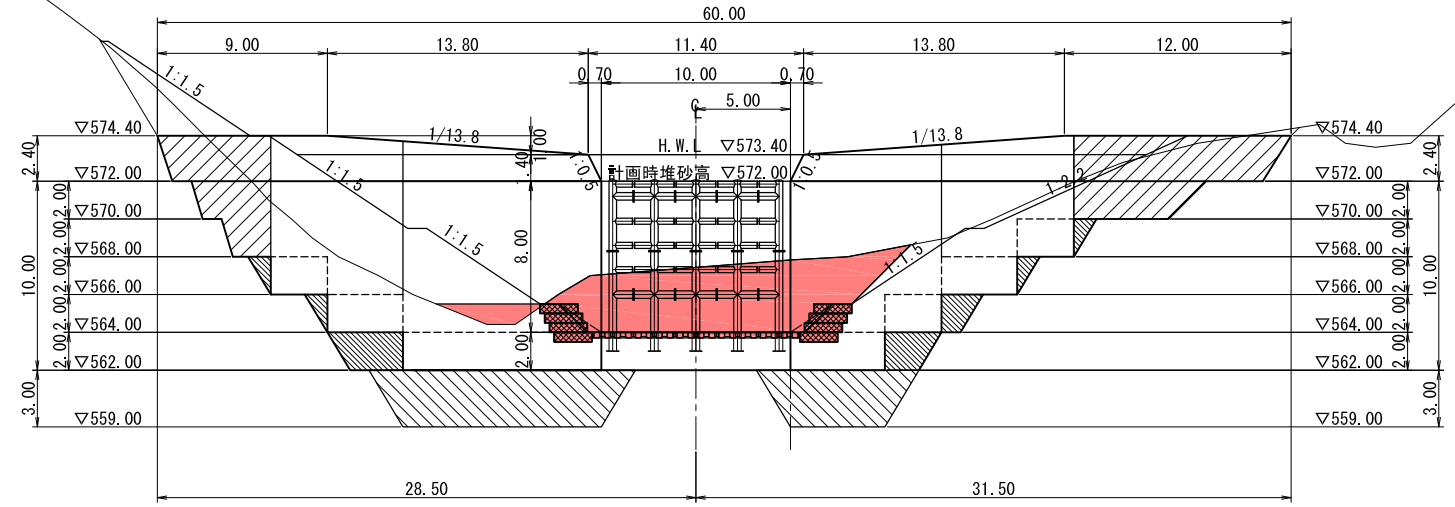
工事名	R8内手川第三砂防堤工事		
図面名	堤冠保護工詳細図		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮 尺	1:100	図面番号	41 葉之内 37
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

護床工横断図

S=1:200

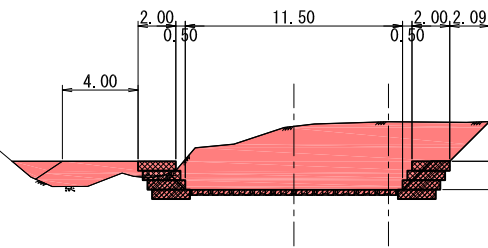
NO. 58+11.50

GH=567.84
FH=



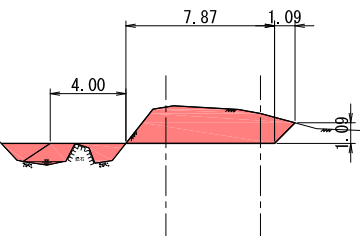
NO. 58

GH=566.83
FH=



NO. 57

GH=564.46
FH=



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡例

	今回施工分

工事名	R8内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	護床工横断図		
年月日	令和8年1月	日	
縮尺	1:200	図面番号	41葉之内38
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

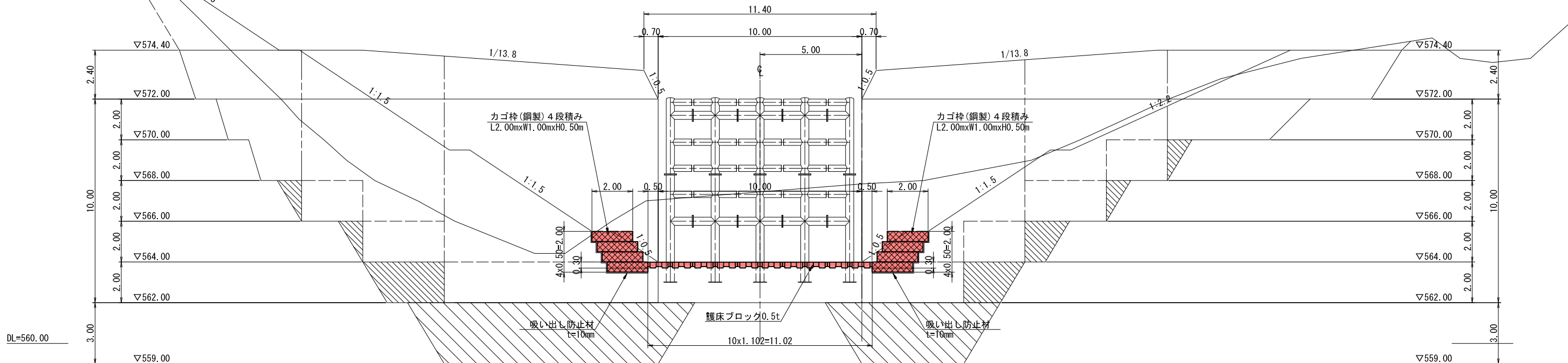
DL=560.00

DL=565.00

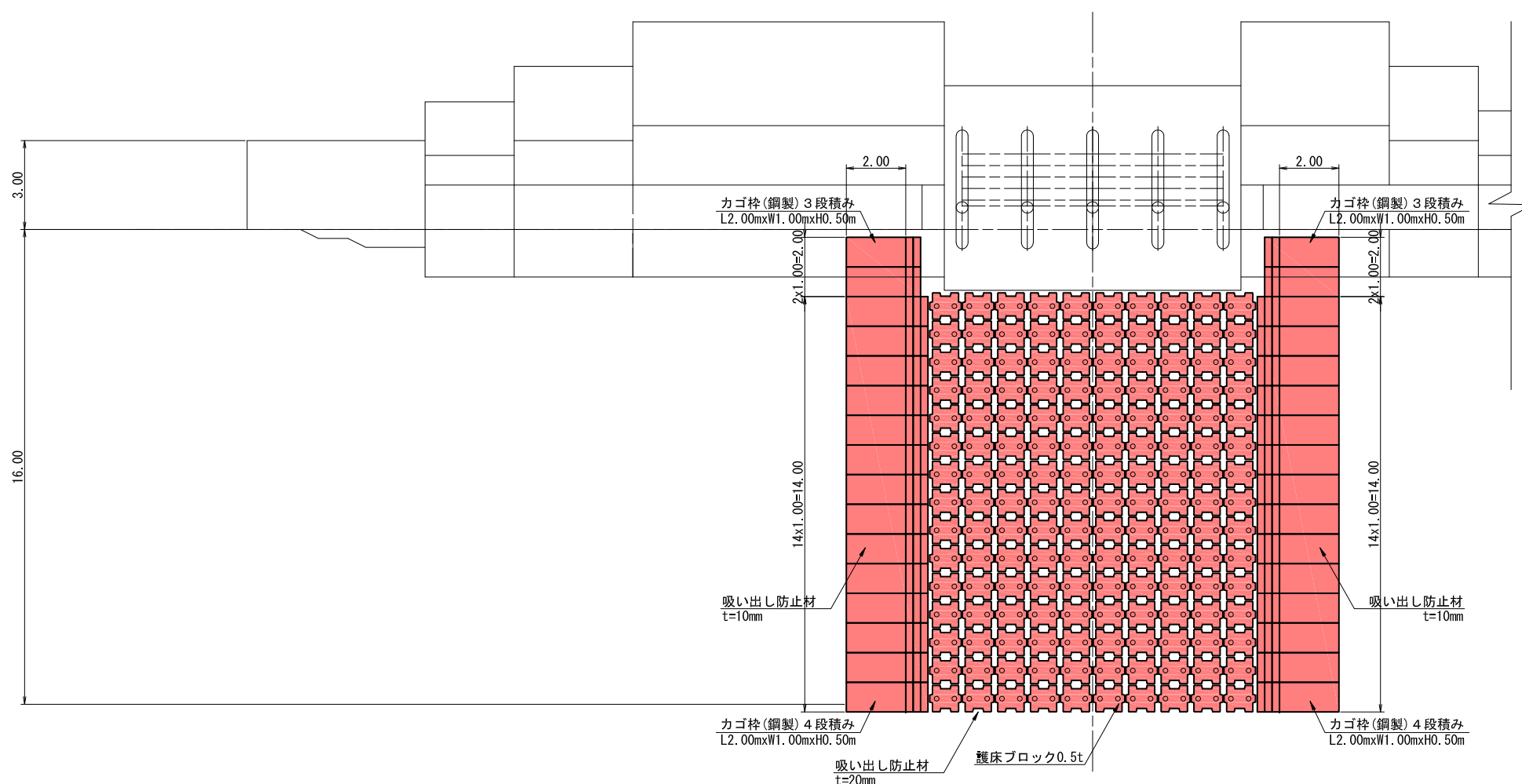
DL=560.00

護床工・根固め工構造図 (1) S=1:100

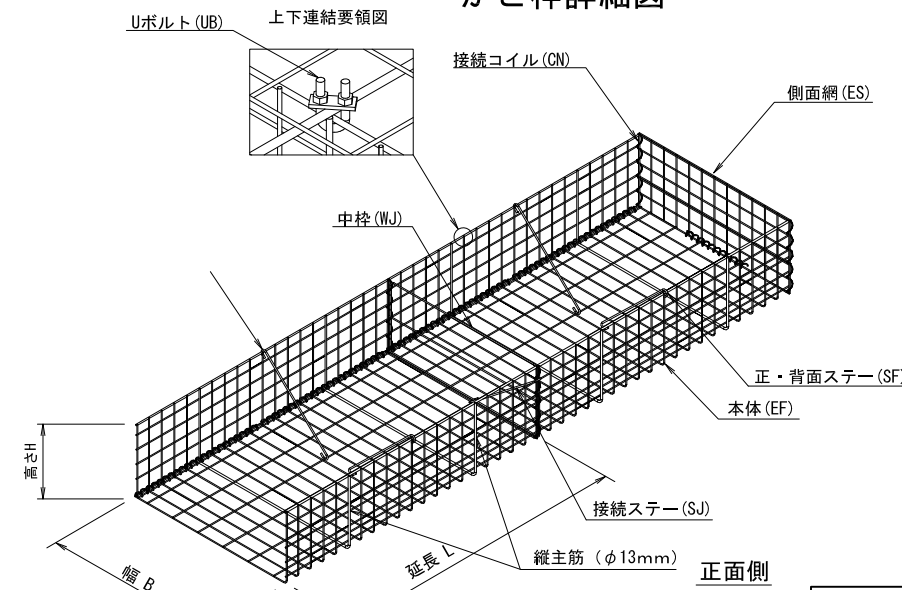
正面図



カゴ枠工平面図



かご枠詳細図



※製品の一体性を確保するため、本体左右上下をコイル又はUボルトにて連結した構造とする。
 ※本体金網のめっき付着量は、550g/m²以上とする。
 めっきかご枠特記仕様表

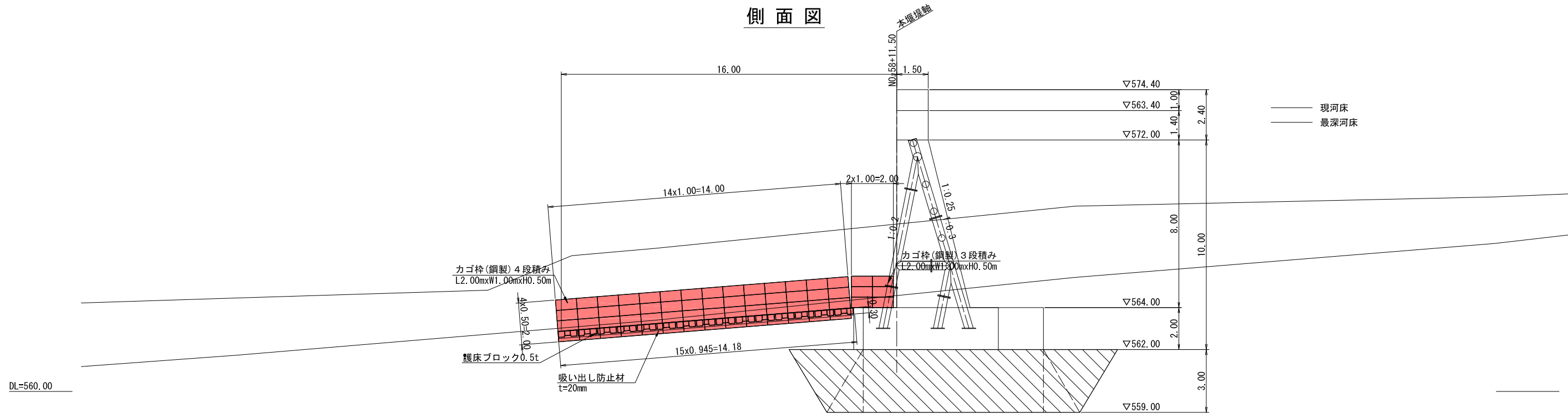
区分	線径・サイズ (mm)	材質・表面処理
本体	φ6	亜鉛めっき処理 溶接金網 (亜鉛付着量 550g/m ² 以上)
側面網	φ6	亜鉛めっき処理 溶接金網 又は、亜鉛アルミ合金めっき処理 溶接金網
主鉄筋	φ13、φ9	亜鉛めっき処理 鋼材 又は、亜鉛めっき処理 鉄線
ステー	φ9	亜鉛めっき処理 鋼材
中枠	φ8	又は、亜鉛アルミ合金めっき 鉄線
コイル	φ5	亜鉛アルミ合金めっき 鉄線
Uボルト	M12	亜鉛めっき処理 鋼材
上蓋	φ6-100×100	亜鉛めっき処理 溶接金網 又は、亜鉛アルミ合金めっき処理 溶接金網

凡例	
	今回施工分

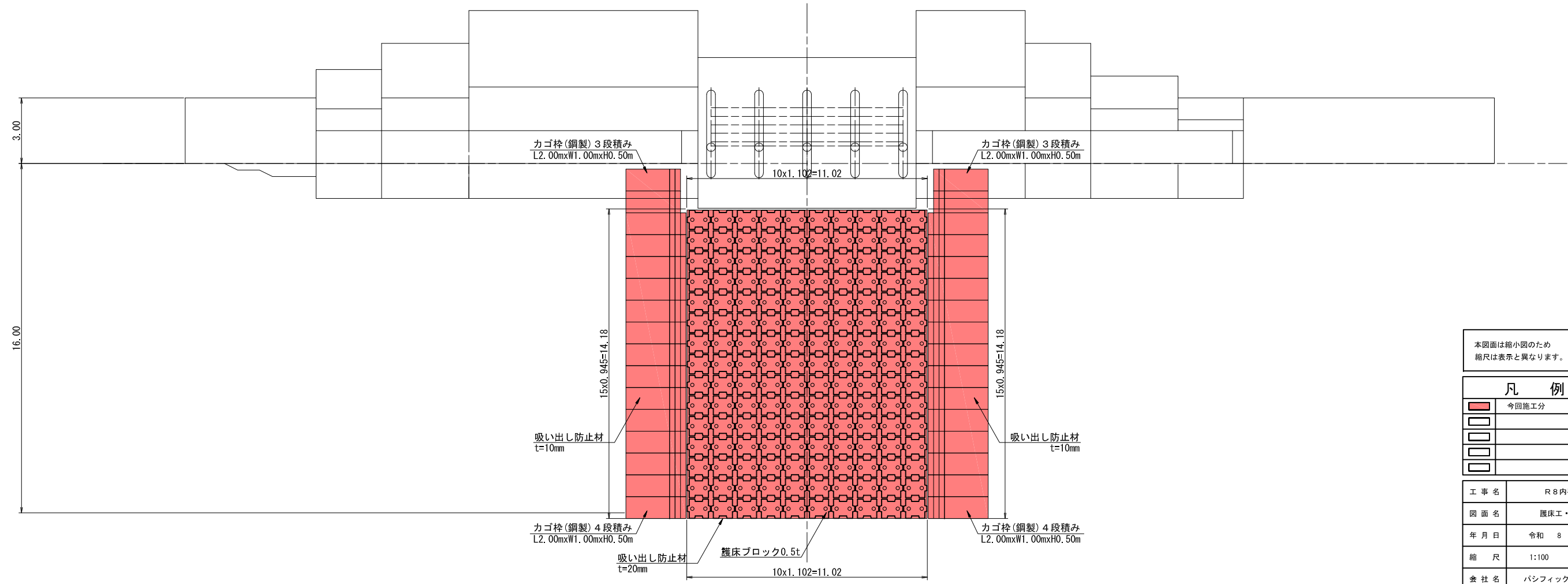
工事名	R8内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	護床工・根固め工構造図 (1)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮尺	1:100	図面番号	41 業之内 39
会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

護床工・根固め工構造図（2） S=1:100

側面図



護床工平面図



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡例	
	今回施工分
	
	
	
	

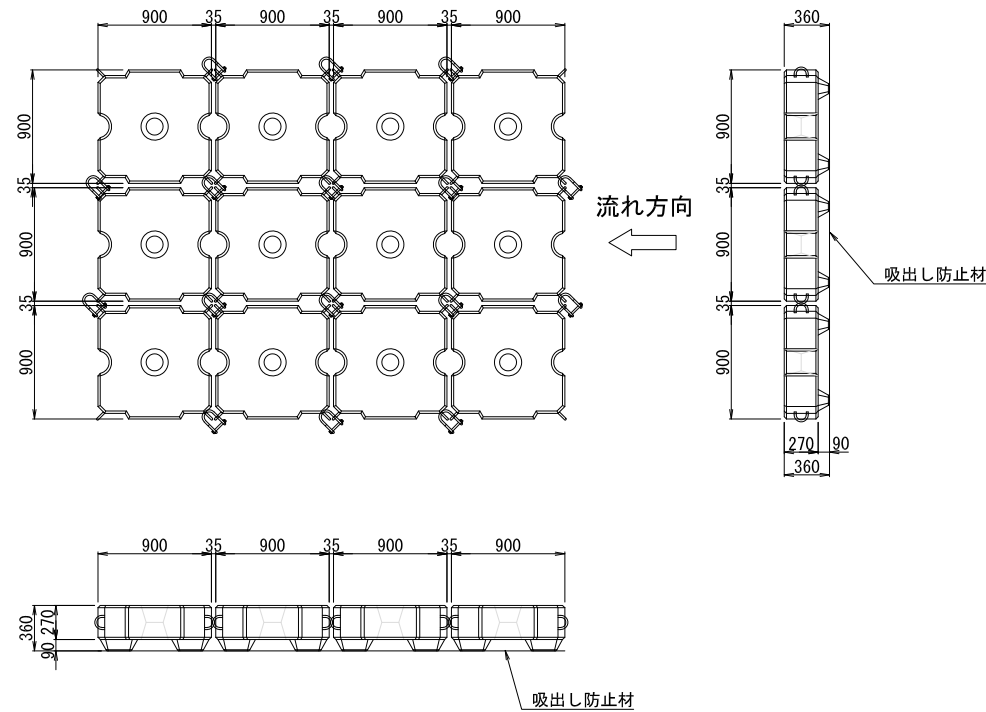
工事名	R8内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	護床工・根固め工構造図（2）		
年月日	令和8年1月	日	
縮尺	1:100	図面番号	41葉之内40
会社名	パンフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

根固めブロック詳細図

根固めブロック (0.5t)

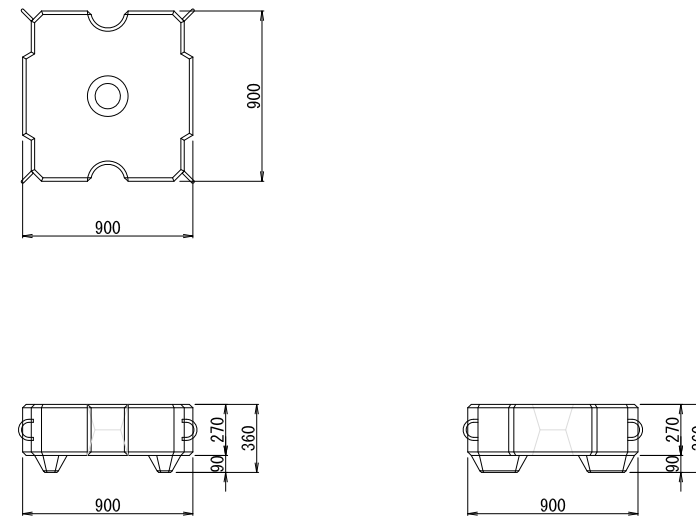
標準配列図

S=1:30



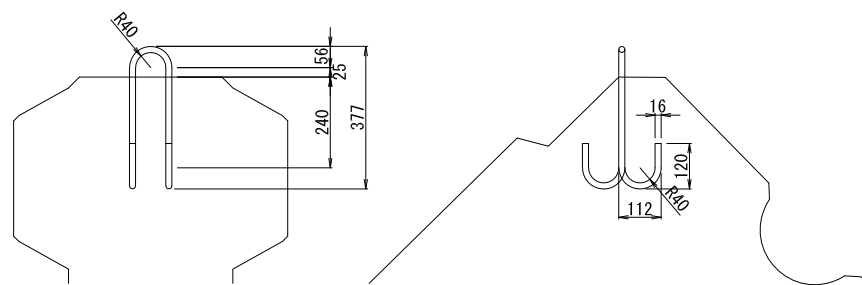
規格寸法図

S=1:20



連結鉄筋 (フック) 詳細図

S=1:10

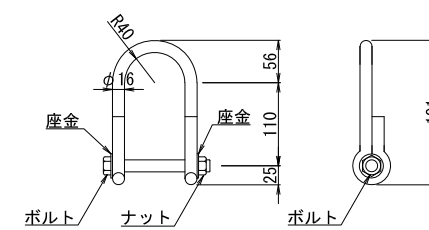


(1個当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
連結鉄筋	鉄筋φ16	kg	1.75	全長110.0cm

連結金具 (シャックル) 詳細図

S=1:5



(1個当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
連結金具 (シャックル)	鉄筋φ16	kg	1.18	全長60cm

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

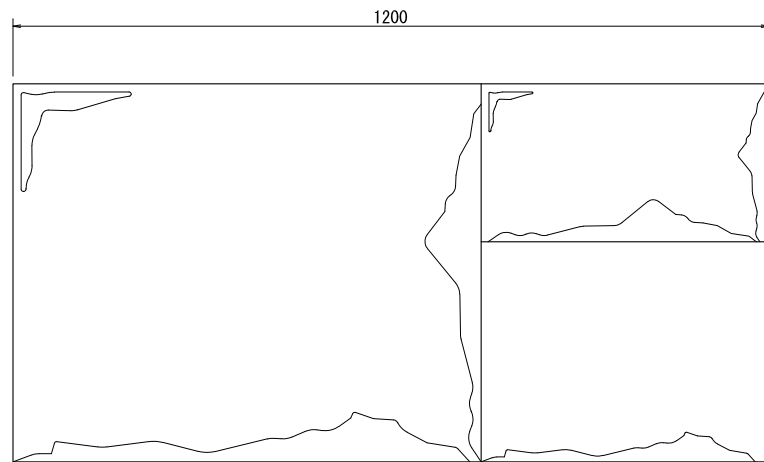
凡例	
□	今回施工分
□	
□	
□	
□	

工事名	R8内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	根固めブロック詳細図		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮尺	図示	図面番号	41 葉之内 41
会社名			
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

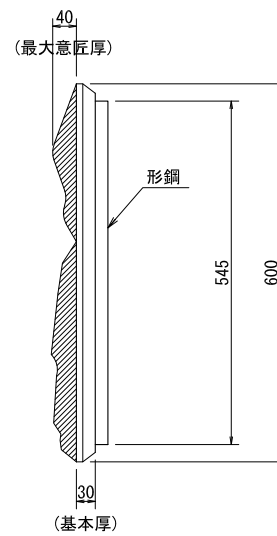
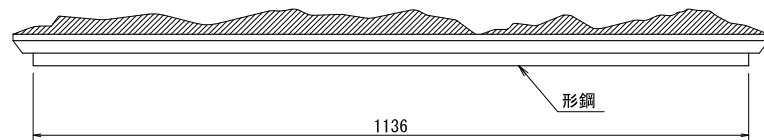
残存型枠（可視部）詳細図

参考図

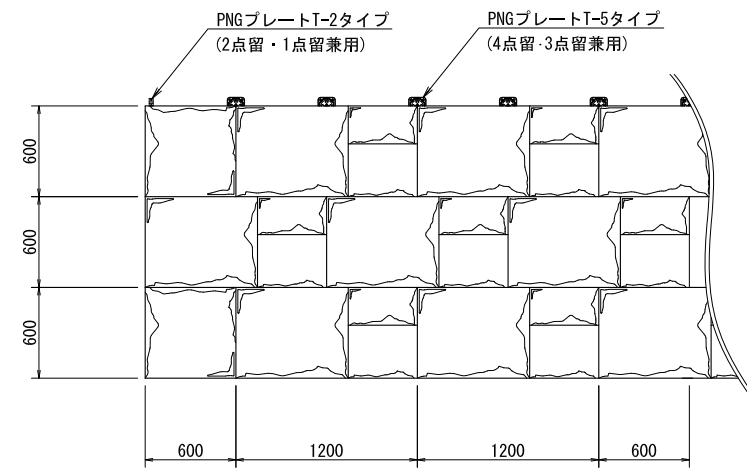
残存化粧型枠詳細図 S=1/6
※PNメッシュ使用製品(標準打設高1.5m以下)



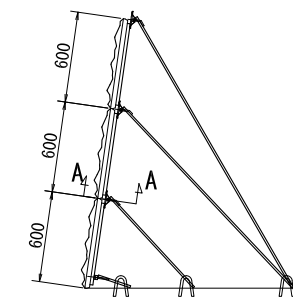
※補強材(内蔵エキスパンドメタル・形鋼)はエポキシ樹脂電着塗装(Wカチオン電着塗装)処理



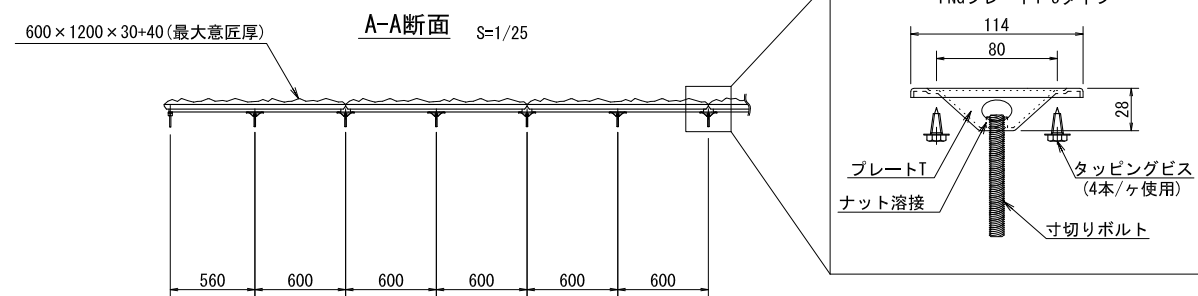
正面図(標準展開図) S=1/25



断面図(標準組立図) S=1/25



<組立用専用金具詳細図>



残存型枠材料表

名称	規格	数量	100㎡当り
残存化粧型枠	600×1200 枚	139	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡例	
□	
□	
□	
□	
□	

工事名	R8内手川第三砂防堰堤工事		
図面名	残存型枠(可視部)詳細図		
年月日	令和8年1月	日	
縮尺	1:100	図面番号	参1 葉之内 参1
会社名			
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		